

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「中心市街地の活性化に関する施策に関する会計検査の結果
について」

平成30年12月

会 計 検 査 院

参議院決算委員会において、平成29年6月5日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月6日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成30年12月
会計検査院

目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	中心市街地の活性化に関する施策の概要	1
(1)	中心市街地の現状、活性化への取組方針等	1
(2)	中心市街地活性化法等の改正の経緯等	4
ア	中心市街地活性化法等の改正の経緯	4
イ	地域活性化施策を実施する国の機関	7
ウ	18年10月報告の概要	8
(3)	中心市街地活性化法による中心市街地の活性化を図るための仕組み	9
ア	中心市街地活性化本部	10
イ	基本方針等	10
ウ	基本計画	11
エ	協議会	12
オ	認定基本計画に基づく取組に対する国の支援	13
カ	評価制度	15
3	検査の観点、着眼点、対象及び方法	17
(1)	検査の観点及び着眼点	17
(2)	検査の対象及び方法	18
第2	検査の結果	21
1	中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況	21
(1)	中心市街地の活性化に関する施策の実施体制	21
ア	国における施策の実施及び支援の体制	21
イ	都道府県における施策の実施及び支援の体制	22
ウ	市町村における施策の実施体制	23
エ	国、都道府県及び市町村間の連携状況	34
(2)	中心市街地の活性化に関する施策の実施状況	43
ア	認定基本計画に係る事業費等の執行及び基本計画の認定状況等	43

イ	認定事業の実施状況等	59
ウ	評価の実施状況	73
2	中心市街地の活性化に関する施策の有効性	86
(1)	国の支援措置の活用状況	87
(2)	中心市街地及び地域の活性化の状況	89
ア	市町村における中心市街地の活性化関連施策の実施状況	89
イ	活性化関連一般指標の推移等	92
ウ	都市機能の増進及び経済活力の向上に関する指標の状況	98
(3)	評価結果と活性化関連一般指標等との関係	105
ア	認定基本計画の目標の達成状況	105
イ	達成状況と最終評価の関係	110
第3	検査の結果に対する所見	113
1	検査の結果の概要	113
2	所見	130
	別図表	134

・本文及び図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

・図表中の金額欄の「0」は単位未満あり、「-」は皆無を示す。

事例一覧

[認定基本計画期間中に、タウンマネージャーの配置を取りやめている事例] ＜事例1＞	30
[認定基本計画期間中において、まちづくり会社が破綻していた事例] ＜事例2＞	31
[中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業に位置付けられていない事例] ＜事例3＞	41
[中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業の実績がないのに特別交付税が交付されている事例] ＜事例4＞	42
[基本計画の作成時に設定した指標の目標値に、都市再生整備計画の事業による効果を含めていなかった事例] ＜事例5＞	79
[定期フォローアップにおいて基準値と異なる条件で実績値を測定しており、最終フォローアップにおいて目標値を達成していなかった事例] ＜事例6＞	81

参考事例一覧

[協議会の部会等における積極的な議論が行われていた事例] ＜参考事例1＞	28
[準工業地域への多重制限を行って中心市街地区域外への大型店の立地の抑制を図っていた事例] ＜参考事例2＞	66
[都道府県が広域的な土地利用を目的として、市町村において、大型店の立地できる地域や立地できる大型店の店舗面積を定めていた事例] ＜参考事例3＞	68

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成29年6月5日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月6日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(二) 検査の内容

中心市街地の活性化に関する施策に係る次の各事項

- ① 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況
- ② 中心市街地の活性化に関する施策の有効性

2 中心市街地の活性化に関する施策の概要

(1) 中心市街地の現状、活性化への取組方針等

国は、地方創生の推進という政策目標の達成のために、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）に基づき、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進する施策として、市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）の認定及び支援を実施している。そして、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが中心市街地の活性化になることから、各市町村は認定された基本計画（以下「認定基本計画」という。）に記載された事業（以下「認定事業」という。）を実施して中心市街地の活性化に取り組んでいる。

中心市街地の活性化の意義及び目標や国が実施すべき施策に関する基本的な方針等は、中心市街地活性化法第8条第1項の規定に基づき定められた「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」（平成18年9月閣議決定。以下「基本方針」という。）に

定められている。基本方針は、これまで必要に応じて一部を変更する閣議決定が行われてきており、28年4月1日に変更された基本方針の前文は、次のように記述されている。

中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域である。

しかしながら、病院や学校、市役所などの公共公益施設の郊外移転等都市機能の拡散、モータリゼーションの進展、流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地、居住人口の減少等中心市街地のコミュニティとしての魅力低下、中心市街地の商業地区が顧客・住民ニーズに十分対応できていないことなどにより、中心市街地の衰退が進みつつある。

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「本方針」という。）は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第8条第1項に基づき、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために定めるものである。

本方針に基づく施策の推進に当たっては、平成19年11月30日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第1 地方再生の基本的考え方」における「地方再生五原則」に加え、平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則」を踏まえ、施策に取り組むものとする。その際、ブロック別担当参事官が、中心市街地活性化のみならず、都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各府省庁における地方創生及び国土強靱化の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

また、中心市街地の活性化の意義や目標については、次のように記述されている。

第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

1. 中心市街地の活性化の意義

活性化された中心市街地は、

- ① 商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。
- ② 多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。
- ③ 公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。
- ④ 商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。
- ⑤ 過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中することによって、投資の効率性が確保できること。
- ⑥ コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。

などから、各地域ひいては我が国全体の発展に重要な役割を果たすことが期待される。

しかし、前文で述べたとおり中心市街地の多くの実態は、このような期待にこたえられる状態になく、我が国が人口減少・少子高齢社会を迎えている中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要である。

そのため、国、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組み、国民の生活基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要である。

その際、中心市街地の活性化は、人口減少、高齢化など、我が国の社会経済状況が大きく変化する中で、地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療・福祉といった機能の確

保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、更には農業を含む地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要である。

2. 中心市街地の活性化の目標

中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫をいかしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。

- ① 人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。
- ② 地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。

また、同時に、中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民間及び公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率性の向上等を実現することも追求し得るものである。

さらに、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結びつける必要があり、ひいては国民生活の向上と健全な発展を図らなければならない。

(2) 中心市街地活性化法等の改正の経緯等

ア 中心市街地活性化法等の改正の経緯

国は、10年に、地域の創意工夫をいかしつつ、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進するための措置を講ずることにより、地域の振興及び秩序ある整備を図ることを目的として、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」（平成10年法律第92号。以下「旧法」とい（注1）う。）を制定した。また、これに併せて、大規模小売店舗を設置する者による施設

の配置及び運営方法についての適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発展を図ることを目的とした「大規模小売店舗立地法」（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）の制定、「都市計画法の一部を改正する法律」（平成10年法律第79号）による都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした「都市計画法」（昭和43年法律第100号）の改正を行っている。

国は、旧法等の施行後、様々な対策が講じられてきたにもかかわらず、中心市街地の衰退が、居住人口の減少、公共公益施設の移転や大型の商業施設の郊外への立地といった原因により引き続き進行しているとして、18年5月に旧法と都市計画法を改正するなどして、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することとした。

(注1) 大規模小売店舗 一の建物であって、その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が1,000㎡を超えるもの

(7) 中心市街地活性化法

旧法については、少子高齢化に備えた都市機能の都市の中心部への集積を促進する視点から総合的な対策を推進するための改正が行われ、法律名称も変更された。

旧法が改正されて名称変更された中心市街地活性化法によれば、中心市街地は、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしているなどの市街地とされている。中心市街地活性化法は、このような中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、少子高齢化の進展や消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することを目的とするもので、地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組み、国は、その取組に対して集中的かつ効果的に支援を行うという基本理念を定め、基本理念にのっとり施策の策定や実施をすることなどといった国、地方公共団体及び事業者の責務を定めている。

そして、中心市街地活性化法には、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に行うために、中心市街地活性化本部の設置、市町村が作成した基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、まちづくり会社、商工会議所、認定事業者等が構成員となる中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の設立等が定められている。

しかし、少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商業機能の衰退や、空き店舗及び未利用地の増加に歯止めがかからない状況から、内閣府は、25年7月に地域活性化担当大臣（当時）に助言する「中心市街地活性化推進委員会」を設置して、同年12月に「中心市街地活性化に向けた制度・運用の方向性」に関する報告書を取りまとめている。同報告書等を踏まえて、26年4月に中心市街地活性化法が改正され、同年7月に基本方針が変更され、認定要件の緩和や協議会の機能強化等について定められた。

(注2) まちづくり会社 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことなどを目的として設立された会社

(イ) 都市計画法

都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画の内容及びその決定手続、都市計画^(注3)制限等に関して必要な事項について定められており、18年には、大規模集客施設の立地調整の仕組みを適正化し、郊外への都市機能の拡散を抑制するなどの改正が行われた。

都市計画法によれば、都道府県は、市等の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況等を勘案して、一体の都市として総合的に整備等する必要がある区域を都市計画区域として指定することができる^(注3)とされている。都市計画区域には、第一種住居地域、商業地域、工業地域等の12の用途地域を定めることができ、18年の建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正により、これらの用途地域のうち、大規模集客施設が店舗面積の制限なく立地できるのは、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の3用途地域のみとされた。

また、都市計画法によれば、用途地域には、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図り、当該用途地域の指定を補完するために「特別用途地区」を定めることができる^(注3)とされ、建築基準法によれば、特別用途地区には、市町村が建築物の建築の制限等を条例で定めることができる^(注3)とされている。そして、基本方針には、基本計画の認定要件として、3大都市圏及び政令指定都市を除く地方都市においては、準工業地域に特別用途地区を設定し、大規模集客施設の立地の制限を行うことが

定められている。

(注3) 大規模集客施設 劇場、映画館、店舗、飲食店等の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの

(ウ) 大店立地法

大店立地法によれば、大規模小売店舗を新設する者は、都道府県に当該店舗の所在地や店舗面積等を記載した書類を届け出るとともに、届出から2か月以内に、当該届出に係る店舗の所在する市町村内において、届出書類の内容を周知させるための説明会を開催して、都道府県は、届出を受けてから届出の書類を4か月間の縦覧に供するとともに、市町村から大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境保持の見地からの意見を聴くこととされている。

そして、都道府県は、市町村等からの意見に配慮して大規模小売店舗の新設を届け出た者に対して周辺地域の生活環境の保持の見地から意見を書面により述べることとされ、大規模小売店舗の新設を届け出た者は、届出の日から8か月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならないこととされている。

上記都道府県の意見があった場合には、大規模小売店舗を新設する者は、当該意見を踏まえ、都道府県に対して変更をする旨の届出又は変更をしない旨の通知を行った後に出店することとされている。

一方、大店立地法第5条の規定等に基づく大規模小売店舗の新設に関する届出等に関して、18年に改正された中心市街地活性化法第37条の規定において、大規模小売店舗の立地のための手続を実質的に適用除外する特例（以下「大店立地法の特例措置」という。）が定められた。大店立地法の特例措置は、認定基本計画を実施する市町村の中心市街地区域の一部又は全部において、都道府県が特例区域を設定した場合、それ以降、特例区域に大規模小売店舗の新設を行おうとする者に対して、大店立地法における新設の届出を不要とするものである。

イ 地域活性化施策を実施する国の機関

国は、地方と一体となって都市再生、構造改革特別区域、地域再生、中心市街地活性化及び総合特別区域の各施策を推進しており、それぞれの施策について、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、中心市街地活性化本部及び総合特別区域推進本部を設置している。そして、19年10月の閣議決定により、これ

らの本部の会合については、合同で開催することとして地域活性化統合本部会合と称することとした（総合特別区域推進本部は24年7月の閣議決定の一部改正により追加された。）。また、これらに係る事務を一元的に処理するために、内閣官房に地域活性化統合事務局が設置され、その後、28年4月に、内閣府地方創生推進事務局が設置されて、地域活性化統合事務局が担当していた事務が移管されている。そして、各府省庁にまたがる横断的な地域活性化施策については内閣府地方創生推進事務局が、所管行政分野の地域活性化施策については所管府省庁がそれぞれ実施している。

ウ 18年10月報告の概要

会計検査院は、17年6月に、旧法の施行後も中心市街地の衰退が進行している状況において、参議院から、中心市街地活性化プロジェクトの実施状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請を受けて、18年10月に参議院に検査の結果を報告した。会計検査院が報告した検査の結果及び検査の結果に対する所見の概要は、次のとおりである。

プロジェクトの実施状況等については、ほとんどの地区において、中心市街地の活性化の状況を評価するための年間商品販売額等の具体的な数値目標を設定していなかったり、新たな市街地を整備することとしている地区があったりなどしていた。プロジェクトの実施機関の人的体制、財政基盤については、市区町村における民間組織との連携を円滑にするための協議会の設置が5割程度にとどまっているなどしていた。中小企業の活性化等プロジェクトの有効性については、プロジェクト実施後の中心市街地の状況についてみると、人口については比較的多くの地区で下げ止まりがみられるが、年間小売商品販売額等については一部の地域を除いて下げ止まりがみられない状況となっていた。さらに、TMO（認定構想推進事業者）等を設置していても、連携の推進に向けた活動が低調であったり、TMOにおける専門的人材や自主財源の不足等により事業の実施に至らなかったりしているなどのため、プロジェクトの効果が上がっているといえるような状況には必ずしもなっていなかった。

今後の中心市街地活性化施策においては、人口増加を前提とした従来型の制度設計ではなく、人口が減少し高齢化が加速する時代に通用し、多くの人にとって暮らしやすい、持続可能なまちづくりを実現するための基本的な方針を確立し実施していくことが望まれている。

そして、国は、改正後のまちづくり三法の下、新基本方針を定め、「選択と集中」の原則により、内閣総理大臣から認定を受けた基本計画に基づき多様な都市機能の増進と経済活力の向上に意欲的に取り組む市区町村を重点的に支援していくこととしている。

したがって、改正後のまちづくり三法に基づく中心市街地活性化施策の実施に当たっては、次の点に留意することが望まれる。

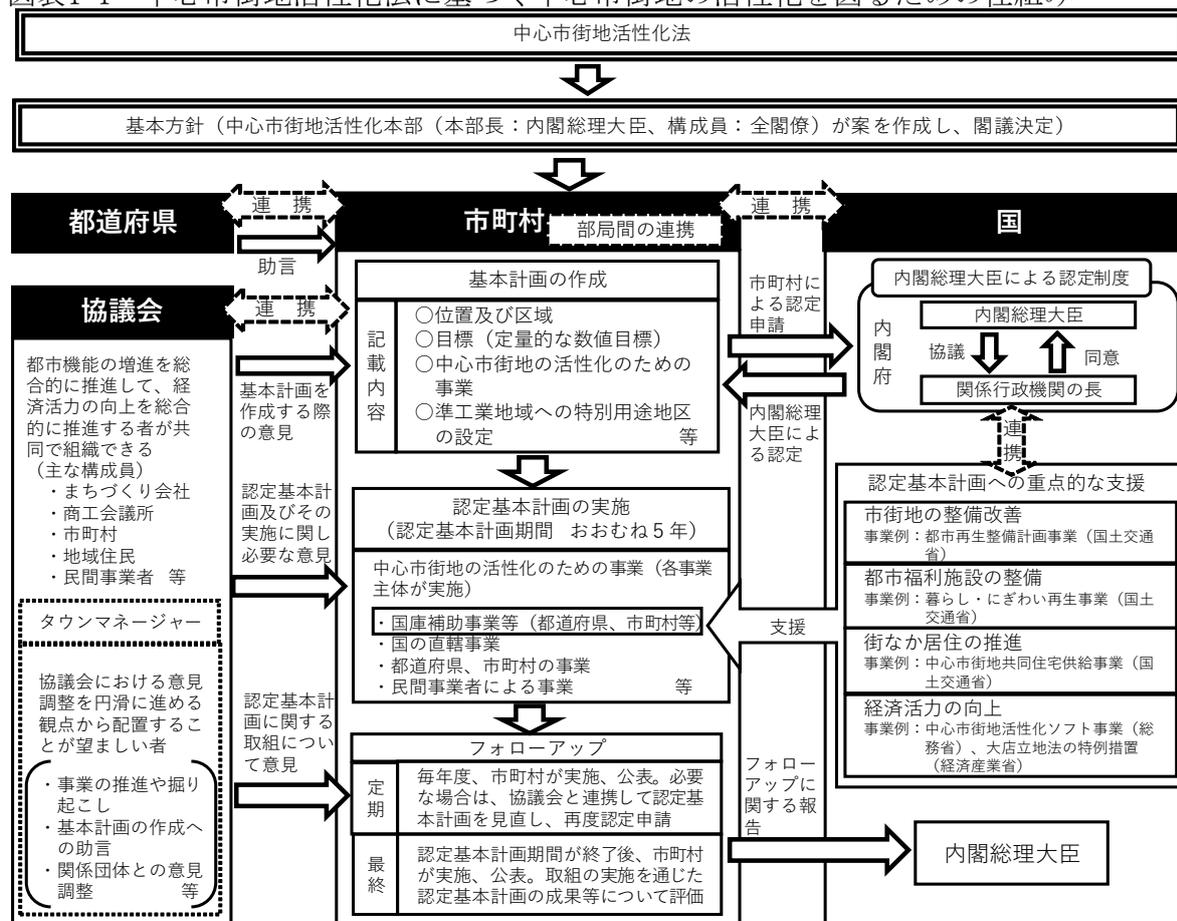
市区町村において、中心市街地が将来目指すべき方向を見定め、改正後のまちづくり三法及び新基本方針等を踏まえ、地域の実情に応じた適切かつ具体的な基本計画を作成し、施策を確実に実現するための事業推進体制及び施策の進行管理のための体制の整備・充実を図り、明確な目標を定めて施策を実現していくこと

国等において、効果的な施策の実施に積極的に取り組む市区町村の事業推進体制等の整備状況等を踏まえつつ中心市街地活性化のための地域の取組を適切に評価する仕組みを整備し、厳しい財政状況の下、中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上、「にぎわい」の回復等のための一体的な取組が効果的になされるよう効率的な国費等の投入を行っていくこと

(3) 中心市街地活性化法による中心市街地の活性化を図るための仕組み

17年12月に旧法、都市計画法及び大店立地法のいわゆるまちづくり三法の見直しに関する最終取りまとめが公表されるといった状況の中で、18年5月に制定された中心市街地活性化法に基づく中心市街地の活性化を図るための仕組みについて示すと、図表1-1のとおりである。

図表1-1 中心市街地活性化法に基づく中心市街地の活性化を図るための仕組み



ア 中心市街地活性化本部

旧法の改正により、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、18年8月に、内閣に中心市街地活性化本部が設置され、その長に内閣総理大臣を充てることとされた。そして、中心市街地活性化本部は、基本方針の案の作成に関する事、認定の申請がされた基本計画についての意見に関する事、基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事、中心市街地の活性化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事をつかさどることとされた。

イ 基本方針等

旧法によれば、主務大臣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針を定めなければならないとされていたことから、国土交通大臣や経済産業大臣等の主務大臣が基本的な方針を定めていた。しかし、旧法の改正により、中心市街地の活性化について、国全体で取り組むために、国が基本方針を定めなければならないとされた。また、内閣総理大臣は、中心

市街地活性化本部が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならないこととされ、閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならないこととされた。これらに基づき、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進するために、国における推進体制の整備や国の支援措置等に関する基本方針が18年9月に閣議決定された。そして、内閣府は、市町村が基本方針に基づいて基本計画を作成等することができるように、同月に中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル、24年3月に中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアルを定めている（以下、基本方針、中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル及び中心市街地活性化基本計画フォローアップ実施マニュアルを合わせて「基本方針等」という。）。

ウ 基本計画

旧法によれば、市町村は、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画を作成することができ、作成した場合は主務大臣に送付することとされていたが、旧法改正後の中心市街地活性化法に基づき、市町村は、基本計画を作成し、申請して内閣総理大臣の認定を受けることができることとされ、国は、中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するために、認定基本計画に基づく取組に対して重点的な支援を実施することとしている。

基本方針等によれば、基本計画の作成に当たり、市町村は、各種事業等との連携、調整等を図る必要があり、また、中心市街地の活性化のために行われる様々な取組が総合的かつ一体的に進められるようにするために、市町村の関係部局間の連携を密に図ることが必要とされている。そして、基本計画には、市町村の中心市街地活性化に係る事業を担当する関係部局を統括する組織（以下「中活課室」という。）、市町村の中心市街地活性化を担当する関係部局で構成される庁内の連絡調整のための会議等（以下「市連絡調整会議」という。）の設置状況等について記載することとされた。中活課室には、中心市街地の活性化を専門に担当する組織（以下「専担課室」という。）と他の業務を兼務する組織（以下「兼務課室」という。）がある。内閣府によると、中活課室及び市連絡調整会議は、基本計画の作成及び認定後もその実施やフォローアップ等のP D C Aサイクルにおいて市町村の中心市街地活性化を担当する関係部局間の連携を密にする役割が期待されることから、認定基本計画期間中及び認定基本計画期間終了後においても活動を継続することが望ましいとさ

れている。

中心市街地活性化法によれば、内閣総理大臣による基本計画の認定基準は、①基本方針等に適合するものであること、②当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること及び③当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとされている。そして、内閣総理大臣は、基本計画について認定したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならないとされており、認定の通知を受けた市町村は、遅滞なく都道府県等に認定基本計画の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならないとされている。また、都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対して当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができることとされている。

基本方針等によれば、認定基本計画について、認定基本計画期間が終了した後に、引き続き中心市街地の活性化に取り組む場合には、新たな基本計画を作成した上で、改めて申請し、認定を受けることが可能とされている（これらの認定基本計画を認定順にⅠ期計画、Ⅱ期計画としている。）。

エ 協議会

旧法によれば、中小小売商業高度化事業（中心市街地における中小小売商業の高度化を図るための事業）に関する総合的かつ基本的な構想の認定を市町村から受けた認定構想推進事業者（TMO）が、商業集積の一体的かつ計画的な整備を図ることとされていたが、旧法改正後の中心市街地活性化法に基づき、基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議するために、まちづくり会社等の当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び商工会議所等の当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者が、協議により規約を定めて、共同で協議会を設立することができることとされた。そして、協議会は、上記の者のほかに、認定事業を実施しようとする者、地域住民の代表者等の認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者、当該中心市街地をその区域に含む市町村等により構成されている。

中心市街地活性化法によれば、協議会は、市町村に対して、基本計画並びに認定

基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について、意見を述べることができるとされ、関係行政機関、独立行政法人中小企業基盤整備機構等に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができるとされている。また、基本方針等によれば、協議会は、協議会の実効性を高めるために、まちづくりについて専門的なノウハウを有するタウンマネージャーを配置して組織体制の強化に努めることや、協議会を実質的な議論の場として活用するなどのために、部会等の専門的な事項を検討する場を設置することが有効であるとされている。

そして、内閣府は、認定基本計画期間終了後についても、中心市街地の活性化の取組を行う際には協議会が継続されることが望ましいとしている。

オ 認定基本計画に基づく取組に対する国の支援

旧法の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針において、国は、市町村の主体的な取組を尊重しつつ、市町村が選択可能な各種支援措置の整備に努めることとされ、市街地の整備改善や商業の活性化のための支援策として国庫補助事業等を示していたが、中心市街地活性化法に基づく新たな制度では、基本方針等において、認定と連携した支援措置の創設に努めることとなっている。そして、国は、法律に定められた要件の緩和等の制度的な支援や国庫補助事業等の財政的な支援により、中心市街地活性化法の基本理念の下、市町村が実施する認定事業の支援を重点的に行うこととしている。

認定基本計画に基づく取組に対する支援措置は、次のとおりとなっている（別図表3参照）。

- (ア) 中心市街地活性化法に定める特別の措置（以下「法定措置」という。）
- (イ) 中心市街地再活性化対策に要する経費の一部に特別交付税を措置するなど、基本計画の認定を要件として、支援の対象となる、支援対象項目が拡大される又は支援要件が緩和されるなどの認定と連携した特例措置（以下「拡大支援措置」という。）
- (ウ) 社会資本整備総合交付金（道路事業）等、中心市街地の活性化以外にも活用が可能な支援措置で、認定基本計画と連携して重点的な支援を実施する支援措置（以下「通常支援措置」という。）
- (エ) 法定措置、拡大支援措置及び通常支援措置以外の中心市街地の活性化に資する

その他の支援措置（以下「その他の措置」という。）

(ア)から(エ)までの各支援措置について、28年度の主な支援措置を示すと図表1-2のとおりとなっている。

そして、市町村は、これらの支援措置を活用して、施設の建設や基盤の整備等の認定事業（以下「ハード事業」という。）や市民に対するサービスの提供やイベントの開催等の認定事業（以下「ソフト事業」という。）を実施している。

図表1-2 平成28年度における各府省の主な支援措置

支援措置	府省名	措置数	主な支援措置
(ア)法定措置	農林水産省	1	・ 中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定
	経済産業省	11	・ 大店立地法の特例措置 ・ 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定
	国土交通省	12	・ 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例 ・ 中心市街地共同住宅供給事業
(イ)拡大支援措置	総務省	2	・ 中心市街地活性化ソフト事業 ・ 中心市街地再活性化特別対策事業
	経済産業省	6	・ 商店街・まちなかインバウンド促進支援事業費補助金（中心市街地活性化事業） ・ 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業
	国土交通省	11	・ 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） ・ 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）
(ウ)通常支援措置	経済産業省	3	・ 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 ・ 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業
	国土交通省	22	・ 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） ・ 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）
(エ)その他の措置	内閣府	5	・ 地方創生推進交付金
	文部科学省	3	・ 文化財建造物保存修理等事業 ・ 公立文教施設の整備
	厚生労働省	6	・ 社会福祉施設等施設整備費補助金 ・ 保育所等整備交付金
	農林水産省	3	・ 農村集落基盤再編・整備事業 ・ 卸売市場施設整備対策
	経済産業省	5	・ 地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業） ・ 商店街・まちなかインバウンド促進支援事業（商店街インバウンド促進支援事業）
	国土交通省	10	・ 社会資本整備総合交付金（道路事業） ・ 鉄道駅総合改善事業費補助

(注) 「(エ)その他の措置」の主な支援措置は、平成28年度の中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルに記載されている事業である。

カ 評価制度

旧法に基づく中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針では、市町村は、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画の変更について、環境の変化その他の必要に応じて適切な時期に行うことが望ましいとされたが、その必要性について明示されていなかった。

旧法改正後の中心市街地活性化法により、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、市町村に対して、認定基本計画の実施状況について報告を求められることができるとされ、基本方針等において、市町村が、認定基本計画に記載された取組の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、認定基本計画期間中、フォローアップを行うよう努めるとともに、認定基本計画期間終了後には、認定基本計画に関する最終的なフォローアップ（以下、認定基本計画期間中に行うフォローアップを「定期フォローアップ」、認定基本計画期間終了後に行うフォローアップを「最終フォローアップ」という。）を行い、その結果を公表するよう努めることとされた。

フォローアップは、認定基本計画期間中や認定基本計画期間終了後における、事業効果の検証、改善及び実施といったP D C Aサイクルを確立するために必要不可欠なものとなっている。

そして、市町村は、定期フォローアップにより把握した認定事業の実施状況及び目標の達成状況を踏まえて、必要と認められる場合には、協議会と連携して、速やかに認定基本計画の見直しを行い、その上で、再度認定の申請を行うよう努め、最終フォローアップにおいては、目標の達成状況、認定事業実施前後での中心市街地の状況等取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について評価するとともに、その後の課題について整理するよう努めることとされた。

また、目標の設定から最終フォローアップの実施に至る一連の過程における評価の方法等は、基本方針等に規定されている。基本方針等によれば、市町村は、設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう定量的な指標（以下、指標に係る数値を「指標値」という。）を設定することとされ、認定基本計画期間終了時点で達成を見込む指標値（以下「目標値」という。）は、認定事業の効果との整合性を踏まえながら、合理的な手法で算定することとされている。そして、市町村は、認定

基本計画期間開始時点での指標値（以下「基準値」という。）に、目標値の達成に寄与するとされている事業（以下「主要事業」という。）による効果を合算するなどして目標値を定め、フォローアップの際には、目標値に対する実績としての指標値（以下「実績値」という。）を測定し、実績値を評価することとなっている。また、基本方針等によれば、最終フォローアップにおいては、上記の当該実績値の評価に加え、中心市街地の活性化に係る総合的な判断（以下「最終評価」という。）を行うこととされている。

さらに、内閣総理大臣は、市町村に対して定期フォローアップ及び最終フォローアップの結果を含めて中心市街地の活性化の状況等について報告を求め、その内容を公表するとともに、その成果を基本計画の認定や中心市街地の活性化に関する施策の推進に活用することとされている。

中心市街地活性化法について、アからカまでの旧法時との仕組みの主な違いを示すと、図表1-3のとおりである。

図表1-3 中心市街地活性化を図るための仕組みの対比表

仕組み	中心市街地活性化法	旧法
ア 中心市街地活性化本部	内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部を設置することとされた	中心市街地活性化本部は設置されていなかった
イ 基本方針等	基本方針は閣議決定を経て国が定めることとされた	基本的な方針を主務大臣が定めることとされていた
ウ 基本計画	市町村が作成した基本計画を内閣総理大臣が認定することとされた	市町村が作成した計画を主務大臣に送付することとされていた
エ 協議会	商工会議所、まちづくり会社等により協議会を組織して、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進を行うこととされた	市町村から認定を受けた認定構想推進事業者（TMO）が、商業集積の一体的かつ計画的な整備を図ることとされていた
オ 認定基本計画に基づく取組に対する国の支援	基本方針等において、認定と連携した支援措置を創設することとされた	基本的な方針において、支援措置の整備に努めることとされていた
カ 評価制度	定期フォローアップ及び最終フォローアップを実施することとされた	フォローアップの実施は定められていなかった

3 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

我が国の社会経済情勢は、人口減少、少子高齢化の進展、公共施設や大型店（大規模集客施設又は大規模小売店舗のことをいう。以下同じ。）の郊外立地の増加、IT技術を活用した電子商取引の普及拡大等にみられるように大きく変化している。このため、多様な都市機能がコンパクトに集積した歩いて暮らせる生活空間の実現、活力ある地域経済社会の確立、また、インフラの整備、維持管理に係る費用の縮減、各種公共的サービスの効率性の向上等が必要とされている。このような状況の下、中心市街地の活性化については、単に一地域の問題としてではなく、国全体で取り組む主要課題であるとの認識に基づき、地方都市全体の活力向上を図るための一環として、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要であり、国は、地域の自主性及び自立性の基本を尊重しつつ、市町村の作成する基本計画を認定するなどして、国を挙げて総合的な支援を推進することとしている。

そして、18年8月の中心市街地活性化法の施行から28年度末までの間に211計画が認定されており、国は、今後更に中心市街地の活性化に対する支援の充実を図ることとしている。

(注4)

そこで、会計検査院は、9府省庁等、都道府県及び市町村における中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況、施策の有効性等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して検査を実施した。

(注4) 9府省庁等 内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

ア 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況

- (ア) 施策を確実に実施するための事業推進体制の整備や充実が図られ、国、都道府県、市町村、協議会等の連携や調整は適切に行われているか。
- (イ) 認定事業は、認定基本計画期間中に円滑に実施されているか、認定基本計画期間終了後においても、継続して実施されているか。
- (ウ) 大型店の立地抑制や誘導を図るために、特別用途地区の設定や大店立地法の特別措置を活用した対策は適切に行われているか。
- (エ) 評価のための指標は、適切に設定され、測定されているか、認定基本計画は適切に見直されているか。

イ 中心市街地の活性化に関する施策の有効性

(ア) 国の支援措置は、市町村が活用しやすいように設定され、認定基本計画に適切に位置付けられて有効に活用されているか。

(イ) 中心市街地の活性化に関する施策の実施は、都市機能の増進及び経済活力の向上に関する指標の改善に寄与しているか。

(ウ) 認定基本計画の評価の結果は、中心市街地の活性化の状況を適切に反映した有効なものとなっているか。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、18年8月の中心市街地活性化法の施行から28年度末までの間に認定を受けた141市の211計画に基づく中心市街地の活性化に関する施策の取組（事業費3兆0847億余円。うち国庫負担額8700億余円）を対象として検査を実施した。

検査に当たっては、9府省庁等、24道県及び90市（6政令指定都市、30中核市（特例市を含む。以下同じ。）及びその他54市）^(注5)において436人日を要して会計実地検査を行い、認定に当たっての各種申請書や実績報告書等の提出を受けて、それらの内容等を確認するとともに、担当者等から説明を聴取したり、現地の状況を確認したりするなどしたほか、公表されている資料を活用して分析した。また、上記以外の22都府県及び51市（3政令指定都市、14中核市及びその他34市）から中心市街地の活性化に係る認定事業の実施状況に関する調書を徴するなどして把握した内容を精査し、分析した（これらの46都道府県及び141市の内訳については、図表1-4及び図表1-5参照）。

(注5) 政令指定都市、中核市及びその他の市の区分は、平成28年度末時点で整理している（以下同じ。）。

図表1-4 認定基本計画一覧

都道府県名	市名	市数									認定基本計画数								
		会計実地検査を実施した市			中心市街地の活性化に係る認定事業の実施状況に関する調査を徴することなどにより検査した市			会計実地検査を実施した市に係る認定基本計画			中心市街地の活性化に係る認定事業の実施状況に関する調査を徴することなどにより検査した市に係る認定基本計画								
		政令指定都市	中核市	その他	政令指定都市	中核市	その他	政令指定都市	中核市	その他	政令指定都市	中核市	その他						
北海道	函館市①、小樽市①、旭川市①、釧路市②、北見市①、岩見沢市②、稚内市①、釧路市①、砂川市①、富良野市②	10	10	—	2	8	—	—	—	—	13	13	—	2	11	—	—	—	
青森県	青森市②、弘前市②、八戸市②、十和田市①、三沢市①	5	5	—	2	3	—	—	—	—	8	8	—	4	4	—	—	—	
岩手県	盛岡市②、久慈市②、遠野市②	3	—	—	—	—	3	—	1	2	6	—	—	—	—	6	—	2	4
宮城県	石巻市②	1	—	—	—	—	1	—	—	1	2	—	—	—	—	2	—	—	2
秋田県	秋田市②、大仙市①	2	—	—	—	—	2	—	1	1	3	—	—	—	—	3	—	2	1
山形県	山形市②、鶴岡市①、酒田市②、上山市①、長井市①	5	5	—	1	4	—	—	—	—	7	7	—	2	5	—	—	—	
福島県	福島市②、会津若松市①、いわき市①、白河市②、須賀川市①	5	—	—	—	—	5	—	1	4	7	—	—	—	—	7	—	1	6
茨城県	水戸市①、土浦市①、石岡市①	3	—	—	—	—	3	—	1	2	3	—	—	—	—	3	—	1	2
栃木県	日光市①、大田原市①	2	2	—	—	2	—	—	—	—	2	2	—	—	2	—	—	—	
群馬県	高崎市②	1	1	—	1	—	—	—	—	—	2	2	—	2	—	—	—	—	
埼玉県	川越市②、蕨市①	2	2	—	1	1	—	—	—	—	3	3	—	2	1	—	—	—	
千葉県	千葉市①、柏市②	2	—	—	—	—	2	1	1	—	3	—	—	—	—	3	1	2	—
東京都	青梅市①、府中市①	2	—	—	—	—	2	—	—	2	2	—	—	—	—	2	—	2	
神奈川県	小田原市①	1	—	—	—	—	1	—	1	—	1	—	—	—	—	1	—	1	—
新潟県	新潟市①、長岡市②、十日町市①、上越市①(高田地区①)	4	4	1	2	1	—	—	—	—	5	5	1	3	1	—	—	—	
富山県	富山市②、高岡市③	2	2	—	1	1	—	—	—	—	6	6	—	3	3	—	—	—	
石川県	金沢市③	1	1	—	1	—	—	—	—	—	3	3	—	3	—	—	—	—	
福井県	福井市②、敦賀市①、大野市②、越前市②	4	4	—	1	3	—	—	—	—	7	7	—	2	5	—	—	—	
山梨県	甲府市②	1	—	—	—	—	1	—	1	—	2	—	—	—	—	2	—	2	—
長野県	長野市②、上田市②、飯田市②、塩尻市①	4	4	—	1	3	—	—	—	—	7	7	—	2	5	—	—	—	
岐阜県	岐阜市②、大垣市②、高山市①、中津川市①	4	—	—	—	—	4	—	1	3	6	—	—	—	—	6	—	2	4
静岡県	静岡市③(静岡地区①、清水地区①、静岡市①)、浜松市②、沼津市①、掛川市②、藤枝市②	5	5	2	1	2	—	—	—	—	10	10	5	1	4	—	—	—	
愛知県	名古屋市①、豊橋市②、豊田市②、安城市①、東海市①、田原市①	6	6	1	2	3	—	—	—	—	8	8	1	4	3	—	—	—	
三重県	伊勢市①、伊賀市①	2	—	—	—	—	2	—	—	2	2	—	—	—	—	2	—	2	
滋賀県	大津市②、長浜市②、草津市①、守山市②、東近江市①	5	5	—	1	4	—	—	—	—	8	8	—	2	6	—	—	—	
京都府	福知山市②	1	—	—	—	—	1	—	—	1	2	—	—	—	—	2	—	2	
大阪府	堺市①、高槻市①	2	—	—	—	—	2	1	1	—	2	—	—	—	—	2	1	1	
兵庫県	神戸市①(新長田地区①)、姫路市②、尼崎市①、明石市②、伊丹市②、宝塚市①、川西市②、丹波市②	8	8	1	4	3	—	—	—	—	13	13	1	6	6	—	—	—	
奈良県	奈良市①	1	1	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	1	—	—	—	—	
和歌山県	和歌山市①、田辺市①	2	2	—	1	1	—	—	—	—	2	2	—	1	1	—	—	—	
鳥取県	鳥取市②、米子市②、倉吉市①	3	—	—	—	—	3	—	1	2	5	—	—	—	—	5	—	2	3
島根県	松江市②、津江市①、雲南市①	3	3	—	1	2	—	—	—	—	4	4	—	2	2	—	—	—	
岡山県	倉敷市②、津山市①、玉野市①	3	—	—	—	—	3	—	1	2	4	—	—	—	—	4	—	2	2
広島県	三原市①、府中市②	2	—	—	—	—	2	—	2	3	—	—	—	—	—	3	—	3	
山口県	下関市①、山口市②、岩国市①、周南市①	4	4	—	1	3	—	—	—	—	5	5	—	1	4	—	—	—	
香川県	高松市②	1	—	—	—	—	1	—	1	—	2	—	—	—	—	2	—	2	
愛媛県	松山市②、西条市①	2	2	—	1	1	—	—	—	—	3	3	—	2	1	—	—	—	
高知県	高知市①、四万十市①	2	2	—	1	1	—	—	—	—	2	2	—	1	1	—	—	—	
福岡県	北九州市②(小倉地区①、黒崎地区①)、大牟田市①、久留米市②、直方市①、飯塚市①	5	5	1	1	3	—	—	—	—	7	7	2	2	3	—	—	—	
佐賀県	唐津市②、小城市①	2	—	—	—	—	2	—	—	2	3	—	—	—	—	3	—	3	
長崎県	長崎市①、諫早市②、大村市①	3	3	—	1	2	—	—	—	—	4	4	—	1	3	—	—	—	
熊本県	熊本市④(熊本地区③、植木地区①)、八代市①、山鹿市①	3	—	—	—	—	3	1	—	2	6	—	—	—	—	6	4	—	2
大分県	大分市②、別府市①、佐伯市②、竹田市①、豊後高田市②	5	—	—	—	—	5	—	1	4	8	—	—	—	—	8	—	2	6
宮崎県	宮崎市①、日南市①、小林市①、日向市①	4	4	—	1	3	—	—	—	—	4	4	—	1	3	—	—	—	
鹿児島県	鹿児島市②、奄美市①	2	—	—	—	—	2	—	1	1	3	—	—	—	—	3	—	2	1
沖縄県	沖縄市②	1	—	—	—	—	1	—	—	1	2	—	—	—	—	2	—	2	
計		141	90	6	30	54	51	3	14	34	211	134	10	50	74	77	6	24	47
			63.8%				36.1%					63.5%				36.4%			

注(1) 会計実地検査を実施したのは、下線を引いた太字の24道県及び90市の134認定基本計画であり、市名の後に記載している①から④までの丸数字は、各市における認定基本計画の数である。

注(2) 徳島県内の市町村については、基本計画が認定されていない。

第2 検査の結果

1 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況

(1) 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制

ア 国における施策の実施及び支援の体制

(ア) 中心市街地活性化本部の会議の開催状況等

第1の2(2)イのとおり、国は、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、18年8月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部を設置している。そして、同本部と内閣総理大臣を本部長とした都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び総合特別区域推進本部は、地域から見て分かりやすく、より効果的な取組を実施するために、19年10月の閣議決定において、特段の事情がない限り地域活性化統合本部会合として合同で開催することとされた（総合特別区域推進本部は24年7月の閣議決定の一部改正により追加された。）。中心市街地活性化本部の会議及び地域活性化統合本部会合の28年度末までの開催状況は、図表2-1-1のとおり、計11回となっている。

図表2-1-1 中心市街地活性化本部の会議及び地域活性化統合本部会合の開催状況

(単位：回)

年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計
開催回数	1	3	2	1	0	1	0	0	2	0	1	11

(注) 平成19年度から21年度までは、地域活性化統合本部会合の開催状況を示している。

(イ) 内閣府地方創生推進事務局

国は、各府省庁の縦割りを排し、ワンストップで施策を推進するために、基本計画の作成から認定基本計画の実施までを内閣府が一元的に支援することとしている。このため、地方支分部局を含めた各府省庁との緊密な連携の下、一元的な窓口として内閣府地方創生推進事務局を設け、基本計画の作成や認定申請等について事前相談を受け付けている。

内閣府地方創生推進事務局における業務は、一元的な対応をより効率化するために都道府県等ごとに担当職員を決めて行われている。28年度においては、内閣府地方創生推進事務局の職員のうち、10人が中心市街地の活性化に係る業務を行っている。

(ウ) 国の支援措置

a 国の支援措置の概要及び所管府省庁

基本方針等によれば、国は、中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するために、認定基本計画に基づく取組に対して、地域の幅広い選択が可能となるよう、様々な支援措置の整備を行うこととされている。これらの支援措置は、第1の2(3)オのとおり、法定措置、拡大支援措置、通常支援措置及びその他の措置に区分されている。

(注6)

このほか、市町村では、中心市街地の活性化を図るために、8府省庁が国の支援措置として示している事業以外の独自の事業についても認定基本計画に盛り込み、実施している。

(注6) 8府省庁 内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

b 各支援措置の継続期間

基本方針等では、中心市街地の活性化を実現するための取組期間を計画期間として定めなければならないこととなっていることから、市町村は、おおむね5年程度の実施期間とされている基本計画について、基本計画期間中のどの時点でどの支援措置を活用するのが効果的なものとなるか検討した上で基本計画を作成することになる。そこで、市町村が計画的かつ効果的に支援措置を活用しやすいように、各府省庁の支援措置が継続して基本方針等に設定されているかみところ、図表2-1-2のとおり、各年度において、支援措置の名称や内容を修正しながらも5年以上継続して設定されている支援措置が6省で95措置見受けられた。なお、所管府省の事業の見直しや予算上の制約等により、単年度のみの実施となり継続して設定されていない支援措置が4府省で10措置見受けられた。

図表2-1-2 支援措置の継続状況

(単位：措置)

区分	府省名								計
	内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省		
5年以上継続している支援措置数	0	2	3	7	4	20	59	95	
単年度のみの実施となり継続していない支援措置数	2	0	1	0	2	5	0	10	

イ 都道府県における施策の実施及び支援の体制

中心市街地活性化法によれば、都道府県は、市町村に対して認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関して必要な助言をすることができるとされている。そして、基

本方針等によれば、都道府県は、中心市街地の活性化の重要性に鑑み、必要な体制整備を行い、広域的な観点から市町村が作成する基本計画に基づく取組の効果が広範囲に及ぶよう市町村への適切な支援や助言を行うことが望ましいとされている。

会計実地検査を行った24道県の市町村に対する助言の実施状況をみたところ、24道県のうち8道県においては、協議会の協議の場とは別に、基本計画に関する市からの相談に対応したり、道県の要望等について意見を述べたりなどして、市が基本計画の認定を申請する前に助言を行っていた。一方、中心市街地活性化法に基づいて認定基本計画の送付を市から受けた後に認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関して助言を行っていた道県は見受けられなかった。

また、24道県の中心市街地の活性化のための組織編成等の実施体制については、市町村への支援や助言を行うために中心市街地の活性化を担当する関係部局を統括する組織を設置しているのは22道県、中心市街地の活性化を担当する関係部局間の連絡調整等を行うための庁内の連絡会議やプロジェクトチーム等（以下「都道府県連絡調整会議」という。）を設置しているのは15道県となっていた。

さらに、15道県における18年度以降の都道府県連絡調整会議の開催状況についてみたところ、図表2-1-3のとおり、全く開催していなかったのは、18年度においては開催状況が不明であった4道県を除き2県であったのに対して、中心市街地活性化法が改正された26年度においては8道県、28年度においては12道県となっており、開催している道県は減少していた。

図表2-1-3 都道府県連絡調整会議の開催状況

(単位：道、県)

開催回数	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
3回	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
2回	3	2	2	2	3	2	1	2	2	2	1
1回	5	4	6	3	3	3	4	5	5	2	2
0回	2	4	3	6	6	8	8	7	8	11	12
平均	1.2回	1.1回	1.0回	0.8回	0.7回	0.5回	0.4回	0.6回	0.6回	0.4回	0.2回
不明	4	3	3	3	3	2	2	1	0	0	0

(注) 平均は、開催状況が不明であった道県を除いて算出している。

ウ 市町村における施策の実施体制

(ア) 市町村の推進体制の整備

多数の認定事業を実施する場合には、中活課室のほか、認定事業の実施を担当

する課室（以下「事業実施課室」という。）が多数にわたることとなる。そして、基本方針等によれば、認定事業を円滑かつ確実に行うためには、基本計画を作成する段階から市町村内の関係部局間で情報交換等を行い連携を図ることが必要とされ、この連携は、市町村の関係部局間のみならず、民間事業者も含めて計画期間にかかわらず継続的に行っていくことが必要とされている。

a 中活課室の設置状況等

会計実地検査を行った90市の134計画（同一の市が複数期に実施している認定基本計画については、それぞれ1計画と整理している。以下同じ。）に係る中活課室の設置状況をみたところ、中心市街地の活性化を専門的に担当する課室が必要であるとの判断から認定時点で専担課室を設置していたのは、44市の61計画となっており、54市の73計画では人的体制を整えることなどが困難であるなどとして設置されていなかった。
(注7)

(注7) 複数期の認定基本計画を実施している市では、Ⅰ期計画では専担課室を設置していないが、Ⅱ期計画では専担課室を設置している場合があるため、専担課室を設置している市と設置していない市の合計は90市とならない。

そして、基本計画の認定時点で専担課室を設置していた44市の61計画について、28年度末における専担課室の存続状況をみたところ、図表2-1-4のとおり、26市の42計画では専担課室を存続して業務を行っており、11市の11計画では認定基本計画期間中に専担課室を廃止し、兼務課室に業務を引き継いでいた。一方、8市の8計画は認定基本計画期間終了後に専担課室が廃止されていた。

図表2-1-4 平成28年度末の専担課室の存続状況

存続状況		市数	計画	
			計画数	割合 (%)
廃止している	認定基本計画期間中に廃止	11	11	18.0
	認定基本計画期間終了後に廃止	8	8	13.1
	小計	18	19	31.1
廃止していない		26	42	68.8
計		44	61	

注(1) 61計画を対象としている。

注(2) 認定基本計画期間中に廃止されていた11計画は、認定基本計画期間中に業務が兼務課室に引き継がれている。

注(3) Ⅰ期計画の認定基本計画期間終了後のⅡ期計画の認定基本計画期間中に専担課室を廃止した市が1市あるため、廃止している小計は18市となる。

また、専担課室を設置していない前記の54市について、28年度末における兼務状況をみたと、都市機能の増進が重要なことなどから市街地の整備改善事業担当課が兼務している市が14市、経済活力の向上が重要なことなどから商業の活性化事業担当課が兼務している市が30市、両方で兼務している市が7市となっており、3市についてはその後の必要性に伴い認定後に専担課室を設置していた。また、複数課が兼務課室となっている市の中には、4課室が兼務している市も見受けられた。

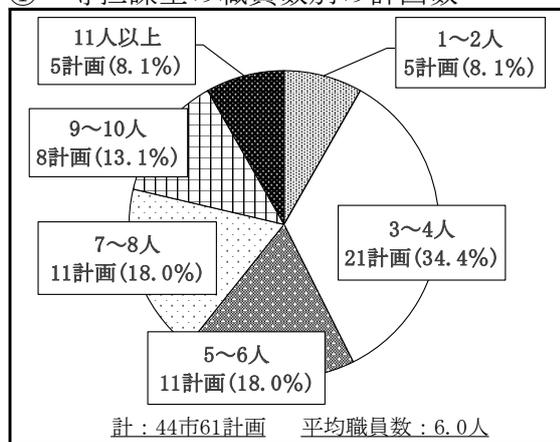
b 中活課室の職員数

認定基本計画では広範な分野にわたって認定事業が多数位置付けられていることから、認定事業に関係する事業実施課室や職員が多く、これらの事業実施課室等を含めて市町村の関係部局間における連携が必要である。そして、市では、中心市街地の活性化に係る業務を担当する関係部局を統括するために、中活課室を設置して職員を配置している。

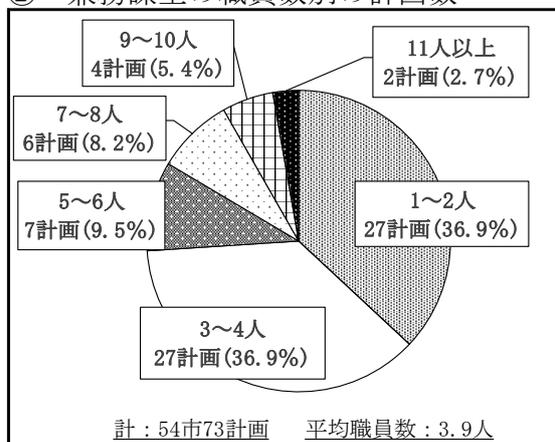
中活課室には、専担課室と兼務課室とがあることから、90市の134計画について認定時点の1計画当たりの専担課室と兼務課室のそれぞれの職員数をみたと、図表2-1-5のとおり、44市の61計画に係る専担課室では3人から4人の計画が21計画（61計画に占める割合34.4%）と最も多く、次いで5人から6人の計画及び7人から8人の計画がそれぞれ11計画（同18.0%）となっており、平均すると1計画当たり6.0人となっていたのに対して、54市の73計画に係る兼務課室では1人から2人の計画及び3人から4人の計画がそれぞれ27計画（73計画に占める割合36.9%）と最も多く、平均すると1計画当たり3.9人となっていた。

図表2-1-5

① 専担課室の職員数別の計画数



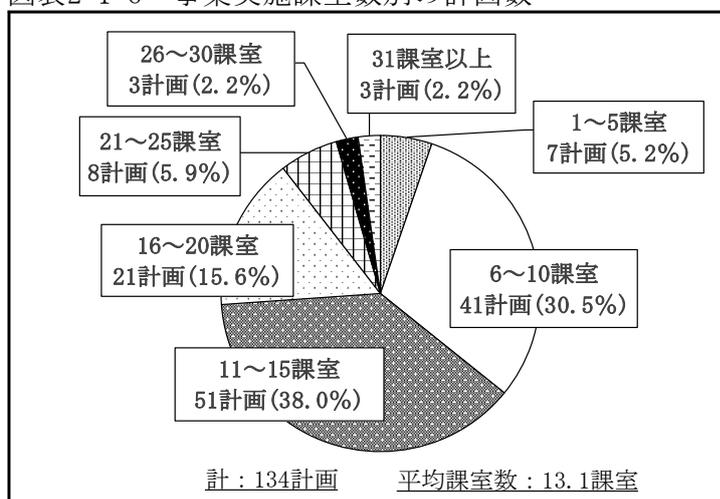
② 兼務課室の職員数別の計画数



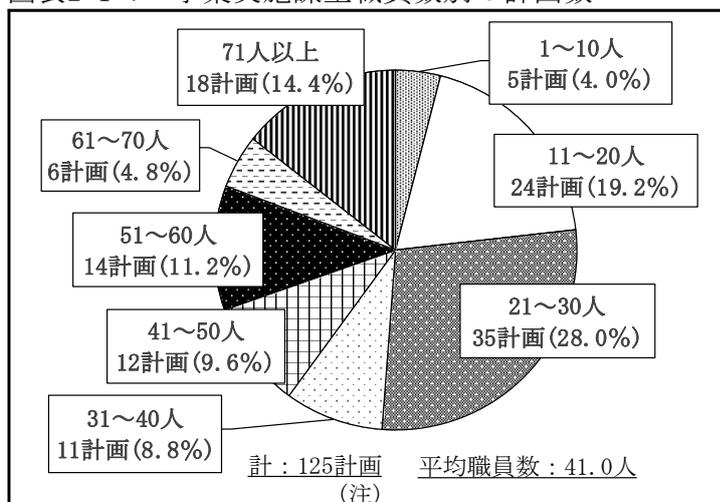
c 事業実施課室の課室数及び職員数

90市の134計画の認定時点の1計画当たりの事業実施課室数や職員数をみるところ、課室数については、図表2-1-6のとおり、1計画当たりの認定事業に関わった課室数は、11課室から15課室までが51計画（134計画に占める割合38.0%）と最も多く、次いで6課室から10課室までが41計画（同30.5%）となっており、平均すると1計画当たり13.1課室となっていた。職員数については、図表2-1-7のとおり、1計画当たりの認定事業に携わった職員数は、21人から30人までが35計画（125計画に占める割合28.0%）と最も多く、次いで11人から20人までが24計画（同19.2%）となっており、平均すると1計画当たり41.0人となっていた。

図表2-1-6 事業実施課室数別の計画数



図表2-1-7 事業実施課室職員数別の計画数



(注) 職員数が不明である9計画については含めていない。

(イ) 協議会の人的体制等

協議会は、第1の2(3)エのとおり、市町村が作成しようとする基本計画や認定基本計画に基づく事業の実施に関して必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関して必要な事項を協議する重要な場であることから、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るまちづくり会社等、経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図る商工会議所等、認定事業を実施する事業者等、認定基本計画に基づく事業の実施に関して密接な関係を有する者、当該中心市街地をその区域に含む市町村等の多様な主体が構成員として参加している。特に、まちづくり会社は、認定基本計画において、自らイベント等の認定事業を数多く実施するなど中心市街地の活性化に寄与する重要な構成員となっている。そして、内閣府は、認定基本計画期間終了後についても、中心市街地の活性化の取組を行う際には協議会が継続されることが望ましいとしている。

また、基本方針等によれば、協議会は、意見調整を円滑に進める観点から、まちづくりについて専門的なノウハウを有するタウンマネージャーを配置して組織の強化を図るよう努めることとされ、さらに、部会等の専門的事項を検討する場を設けて、積極的に議論を行える環境づくりをすることが協議会を実質的な議論の場として活用するために有効であるとされている。

a 人的体制

(a) 協議会の構成員の種類等

90市の134計画に係る協議会の構成員数をみたところ、最多51者、最少10者、平均すると25.4者となっていた。そして、構成員の種類ごとの参加状況は、図表2-1-8のとおり、共同で協議会を設立できるとされているまちづくり会社や商工会又は商工会議所以外に、市もほとんどが協議会に参加していて、最も多い商工会又は商工会議所は90市の134計画、市は89市の133計画に係る協議会に参加していた。

図表2-1-8 協議会の構成員の種類ごとの参加状況

構成員の種類	中心市街地活性化法の根拠条項	構成員の参加状況	
		市数 (注)	計画数 (注)
中心市街地整備推進機構	15条1項1号イ	23	32
まちづくり会社	15条1項1号ロ	67	102
商工会又は商工会議所	15条1項2号イ	90	134
商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人等又は特定会社	15条1項2号ロ	7	11
認定事業を実施しようとする事業者	15条4項1号	72	106
認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者	15条4項2号	79	115
市	15条4項3号	89	133
独立行政法人中小企業基盤整備機構	15条7項	22	35
その他	15条8項	77	108

(注) 90市の134計画のうち該当する構成員が参加している市数、計画数である。

協議会の事務局は、商工会又は商工会議所やまちづくり会社が単独で担っているものが、それぞれ65市の93計画、12市の22計画、商工会又は商工会議所やまちづくり会社等が共同で事務局を担っているものが10市の16計画となっており、商工会又は商工会議所やまちづくり会社が協議会の事務局を担っているのは87市の131計画となっていた。

また、90市の134計画に係る協議会における部会等の設置状況をみたところ、60市の80計画に係る協議会において部会等が設置されていたのに対して、42市の54計画に係る協議会では部会等は設置されていなかった。

上記に関して、認定基本計画期間中に協議会の部会等において積極的な議論が行われていた事例を示すと次のとおりである。

<参考事例1> 協議会の部会等における積極的な議論が行われていた事例

計 画 期 間	摘 要
平成20年11月から 26年3月まで	栃木県大田原市 空き店舗活用研究会等8部会
<p>大田原市の認定基本計画等によると、同市は、人口78,360人（平成20年4月）の都市であり、同市の中心市街地が位置する大田原地区は、交通機関の発達や市民の生活様式の変化等に伴い、人口や商業施設の減少等の中心市街地の空洞化が進んでおり、同市は、中心市街地の衰退は市域全体の衰退にもつながるとしている。</p> <p>そこで、同市は、基本計画（20年11月から26年3月まで）を作成し、中心市街地活性化について、「多様な市民活動の更なる集積と発信によるにぎわいの創出」「ひとにやさしい」街なか居住の推進」及び「地域特性を踏まえた商業の振興」を目標として掲げ、39事業（事</p>	

業費134億円、国庫負担額52億円)を実施している。

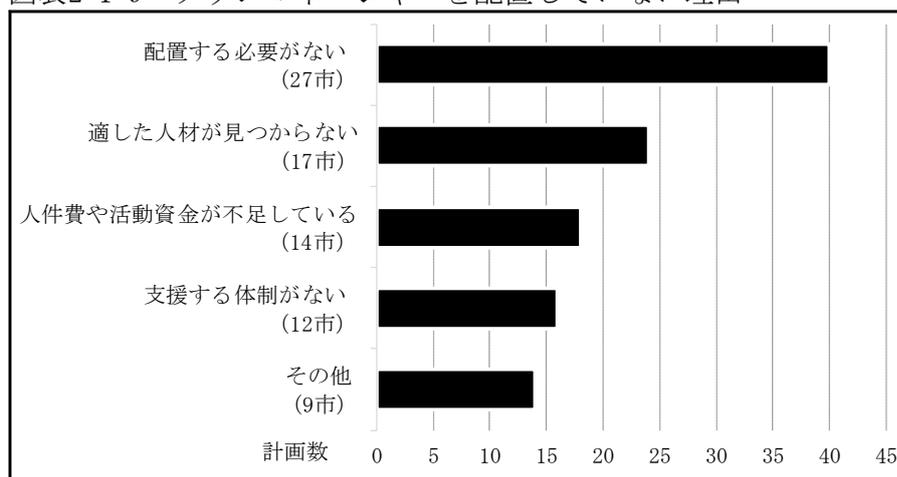
同市の協議会は、事業の実施に当たって、部会等の専門的事項を検討する場を設け、積極的に議論を行える環境づくりをすることが協議会を実質的な議論の場として活用するために有効であるとされていることを踏まえて、中心市街地の活性化を達成するために基本計画の作成段階から各事業に密接に関係する市、事業者、地権者、市民等による部会を設置して事業の検討を行っていた。

そして、上記の部会による検討会は、基本計画の作成期間中の19年4月から20年11月までの間に50回、認定基本計画期間中の20年11月から26年3月までの間に132回実施されていた。このような中、部会の一つである空き店舗活用研究会は、空き店舗解消のための空き店舗流動化対策事業の実施前から貸し手と借り手のマッチングシステムの調査や、空き店舗を活用して創業する者の支援の取組を行っていて、当該事業による空き店舗を活用した店舗の開店数は、当初の目標を上回る結果となっていた。

(b) タウンマネージャーの配置状況

90市の134計画に係るタウンマネージャーの配置状況をみると、タウンマネージャーが配置されていたのは39市の51計画（134計画に占める割合38.0%）で67人となっており、残りの56市の83計画（同61.9%）では配置されていなかった。タウンマネージャーを配置していない理由は、図表2-1-9のとおり、タウンマネージャーを配置する必要がないとしているものが27市の40計画と最も多く、次いでタウンマネージャーに適した人材が見つからないとしているものが17市の24計画となっていた。

図表2-1-9 タウンマネージャーを配置していない理由



タウンマネージャーを配置している39市の51計画のうち、6市の7計画（51計画に占める割合13.7%）は、タウンマネージャーの募集に当たって、タウンマネージャーの実務経験やまちづくりに関する専門的知見等の採用の条件を明確にしている一方、33市の44計画（同86.2%）は、必要な資格や要件を

設定しないで、どのような業務や知識に精通したタウンマネージャーが必要なのか明確にしないままタウンマネージャーを募集している状況となっていた。

そして、上記33市の44計画に係る60人のタウンマネージャーの実務経験の有無をみたところ、実務経験を有している者の割合は50.0%となっていた。

また、前記39市の51計画に係る協議会においては、関連団体との意見調整等認定事業への指導や助言のほか、中心市街地の活性化のための企画・立案、情報発信等の多様な業務のためにタウンマネージャーを配置しているとしているが、これらの中には、タウンマネージャーとしての実務経験が乏しかったことなどから、議案の追認行為等を行う程度であり、協議会において、認定基本計画期間中に、タウンマネージャーの配置を取りやめていて、タウンマネージャーの配置による組織の強化が十分図られていない状況が見受けられた。

上記の事態に関して、認定基本計画期間中に、タウンマネージャーの配置を取りやめている事例を示すと次のとおりである。

<事例1> 認定基本計画期間中に、タウンマネージャーの配置を取りやめている事例

計 画 期 間	摘 要
平成20年7月から 25年3月まで	高知県四万十市 定期フォローアップ 22年3月、23年4月、24年3月 最終フォローアップ 25年6月 タウンマネージャーの配置時期 20年7月から22年3月まで
<p>四万十市の認定基本計画等によると、同市は、日本最後の清流として知られる四万十川の流域に位置する人口33,400人（平成19年）の都市である。同市は、中心市街地が少子高齢化や郊外部への市街地拡大による空き店舗の増加等、にぎわいの低下により危機に直面しているとしている。</p> <p>そこで、同市は、基本計画（20年7月から25年3月まで）を作成し、「清流に笑顔がかよう小京都中村」という基本コンセプトの下、「にぎわいと回遊性のあるまちづくり」「安心・安全 住みやすいまちづくり」及び「商店街の再生による魅力あるまちづくり」を目標として、28事業（事業費63億円、国庫負担額11億円）を実施している。</p> <p>同市は、基本計画の作成に当たり、基本計画庁内策定委員会の下部組織である商工会議所や各商店街振興組合等で組織した民間事業者作業部会や協議会での協議の結果、認定事業の実施に当たっては、専門的な知見に基づく意見が必要であるとして、タウンマネージャーを経済産業省の国庫補助事業を活用して協議会に配置することとしていた。しかし、協議会は、タウンマネージャーの募集に当たり、業務内容は示していたものの、採用のための資格</p>	

や要件を設定しないで募集を行っていた。

また、協議会は、当該タウンマネージャーが22年度以降に行う業務内容が補助金の公募要領で定める中心市街地の活性化に関する専門的な知見に基づく業務に当たらないなどと判断し、認定基本計画期間中の22年3月の当該タウンマネージャーの任期終了後更新は行わず、タウンマネージャーの新規の募集や活用も行っていなかった。

そして、計画どおり実施できなかった認定事業もあり、同市は、最終フォローアップにおいて、中心市街地の活性化は図られなかったとしていた。

(c) まちづくり会社

前記のとおり、まちづくり会社は協議会の重要な構成員となっている。一方、まちづくり会社の経営は市町村から独立した主体として自らの主体的な判断と責任に基づいて行われるべきであるが、まちづくり会社が中心市街地の活性化を図る上で重要な役割を果たしている公益性に鑑み、市町村において、財務状況等を適時適切に把握しておく必要がある。

そこで、90市の134計画の認定時点において、まちづくり会社がどの程度協議会の構成員となっているか、また、協議会の構成員として、重要な役割を継続して果たすことができるよう健全な運営がなされているかみたところ、67市の102計画の協議会で111まちづくり会社が構成員となっており、このうち28年度末までに認定基本計画期間が終了している58市の63計画の65まちづくり会社に係る認定基本計画期間終了時の財務状況は、31まちづくり会社において繰越利益剰余金がマイナスとなっており、このうち5まちづくり会社は債務超過となっていた。このような中、18年度から28年度末までの間に破綻したまちづくり会社が3社あり、このうち2まちづくり会社は認定基本計画期間中に破綻していた。

上記の事態に関して、認定基本計画期間中において、まちづくり会社が破綻した事例を示すと次のとおりである。

<事例2> 認定基本計画期間中において、まちづくり会社が破綻していた事例

計 画 期 間	摘 要
平成20年3月から 24年3月まで	兵庫県宝塚市 まちづくり会社名 宝塚まちづくり株式会社

宝塚市の認定基本計画等によると、同市は、阪神間に通勤又は通学する人々が多く居住するベッドタウンであり、鉄道駅周辺に人々の生活に必要な商業施設等が立地して、鉄道駅を

核とする生活圏を複数持つ都市構造を形成しており、平成19年の市域全体の人口は22万人となっている。同市の中心市街地では、昭和62年に完成した商業施設「アピア」がしゅん工後しばらくの間は広い圏域から多くの顧客を集めたものの、平成18年には大型核テナントが撤退して大規模な空き床が発生するなど、商業・サービス機能が低下していた。

そこで、同市は、認定基本計画（20年3月から24年3月まで）において、「商業、サービスが充実した「暮らしやすい」コンパクトなまち」等を目標に中心市街地の活性化に取り組むこととし、宝塚まちづくり株式会社（以下「会社」という。）を中心市街地の活性化の担い手として主要な役割を果たすまちづくり会社として位置付け、アピアテナントミックス事業等の5事業を実施するなどして、商業・サービス機能の充実を図ることとしていた。

しかし、会社は認定基本計画開始後1年も経過しない21年2月に破産手続開始の決定を受け、これにより、同市は、出資金8500万円のほか、会社が融資を受けるに当たって同市が民間金融機関と締結した損失補償契約に基づく損失補償額6億0413万余円、計6億8913万余円の財政負担をすることとなった。

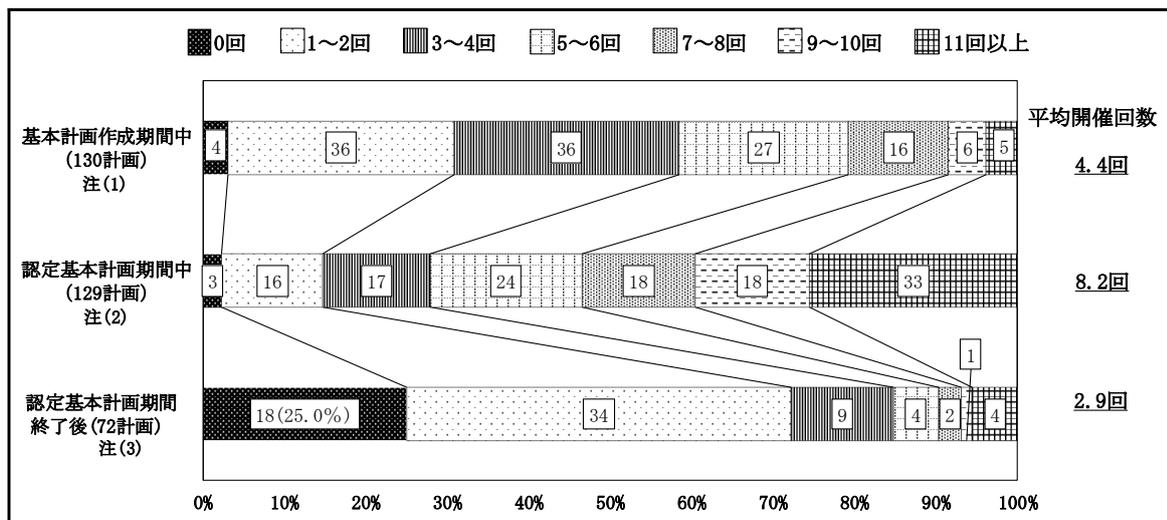
そして、同市長が、会社の破綻原因を究明し、アピアの再生方策に関する提言を行うことを目的として設置した調査専門委員会による調査報告書（21年12月）によると、主な破綻原因として、会社に対しては、事業計画等を慎重に検討するための体制が存在せず、計画の途中段階で事業の中止を含めた見直しをすべき事態が発生したにもかかわらず、見直しが行われなかったこと、同市に対しては、会社の事業計画等の検討が十分でないまま会社への出資を決定し、その後も、各局面における事業計画の監査、指導等が十分でなかったことなどが指摘された。

また、同市に保存されていた関係書類等により、会社のアピアテナントミックス事業に対する同市の検討状況等についてみたところ、基本計画作成時の市連絡調整会議において、事業計画や資金計画、財務状況等の情報を関係部局間で十分に共有するなどしていなかったり、認定基本計画期間中は一度も市連絡調整会議が開催されていなかったりしているなど、会社の財務状況等について適時適切な把握が行われていなかった。

b 協議会の開催状況

90市の134計画に係る協議会の1計画ごとの期間別平均開催回数をみたところ、図表2-1-10のとおり、基本計画の作成期間中は4.4回、認定基本計画期間中は8.2回であるのに対して、認定基本計画期間終了後は2.9回と活動実績に減少傾向が見受けられた。

図表2-1-10 協議会の開催状況



注(1) 基本計画の認定後に設置されている協議会に係る4計画については、協議会が基本計画作成期間中に開催されないため、含めていない。

注(2) 平成28年度末に認定を受けた5計画については、認定基本計画期間中を28年度末までとして整理しているため、含めていない。

注(3) 認定基本計画期間の終了が平成28年度末以降となっている62計画については、含めていない。

認定基本計画期間終了後においても中心市街地の活性化への取組について継続して意見を述べる必要があるなどとして、認定基本計画期間終了後も開催されている協議会がある一方、認定基本計画期間終了時までの活動を想定していたり、協議会の構成員を招集する調整等が困難であったりしていたため、18市の18計画（72計画に占める割合25.0%）において、認定基本計画期間終了後に協議会が1回も開催されていなかった。

(ウ) 市連絡調整会議の設置及び開催状況

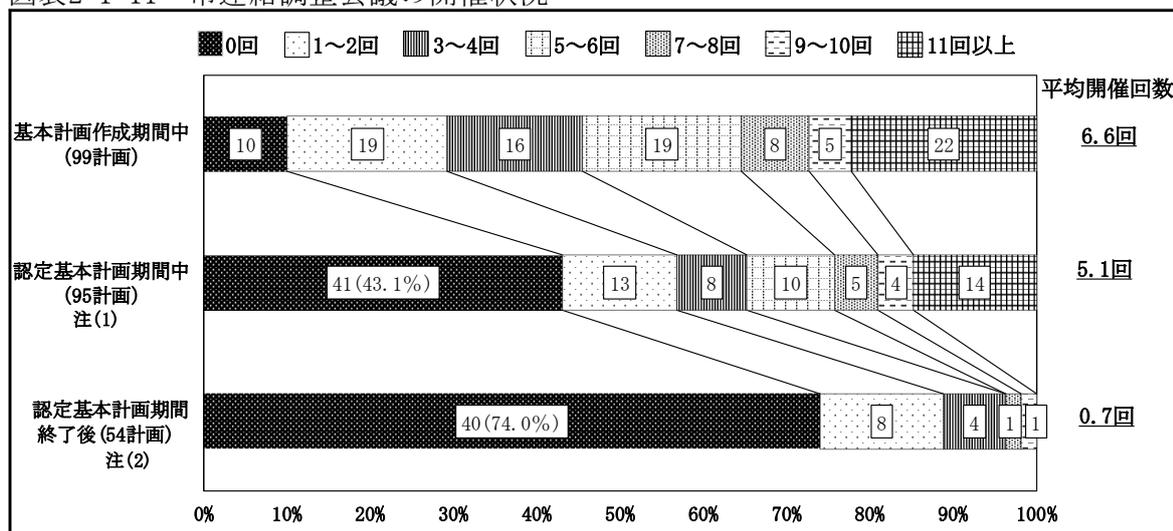
第1の2(3)ウのとおり、基本方針等によれば、市町村の関係部局間の連携を密に図ることが必要とされている。

そこで、90市の134計画に係る市連絡調整会議の設置状況をみたところ、67市の99計画（134計画に占める割合73.8%）において基本計画認定時点で設置していたが、24市の35計画（同26.1%）においては設置されていなかった。

そして、上記67市の99計画に係る市連絡調整会議についてみると、事業実施課室の全てが構成員となっているのは49市の68計画、一部の課室が構成員となっているのは20市の31計画となっており、また、特別交付税の担当部局である財政担当課が構成員となっているのは53市の74計画（99計画に占める割合74.7%）、構成員となっていないのは16市の25計画（同25.2%）となっていた。

基本計画認定時点で市連絡調整会議を設置していた67市の99計画について、1計画当たりの期間別の平均開催回数をみたところ、図表2-1-11のとおり、基本計画の作成期間中は平均6.6回、認定基本計画期間中は平均5.1回、認定基本計画期間終了後は平均0.7回と減少傾向が見受けられた。

図表2-1-11 市連絡調整会議の開催状況



注(1) 平成28年度末に認定を受けた4計画については、認定基本計画期間中を28年度末までとして整理しているため、含めていない。

注(2) 認定基本計画期間の終了が平成28年度末以降となっている45計画については、含めていない。

また、市連絡調整会議の活動を基本計画の作成までと想定していたり、中心市街地の活性化の推進は中活課室が行えば十分と考えていたりして、30市の41計画において認定基本計画期間中に市連絡調整会議を1回も開催しておらず、38市の40計画において認定基本計画期間終了後に市連絡調整会議を1回も開催していなかった。

エ 国、都道府県及び市町村間の連携状況

国は、第1の2(3)オのとおり、(ア)法定措置、(イ)拡大支援措置、(ウ)通常支援措置及び(エ)その他の措置として多数の支援措置を設定している。市町村は、これら多数の支援措置の中から、それぞれの中心市街地の活性化に資する支援措置を選択して実施することとなるが、認定事業を効率的かつ効果的に実施するためには、支援措置の内容、活用方法、活用事例等を十分理解することが必要であり、そのためには、国及び都道府県から必要な情報の提供を受けることが重要となる。そして、様々な認定事業の実施に当たっては、中活課室ばかりでなく市町村の多くの事業実施課室及び認定事業を所掌する国や都道府県の担当部局が関係することから、基本方針等

においても、中心市街地の活性化を図るには、国、地方公共団体等における連携が重要であるとしている。

基本方針等によると、基本計画を作成する際は、市町村が定める都市計画等との適合又は調和の確認が必要であり、また、法定措置や拡大支援措置は、基本計画が認定される際に内閣総理大臣が関係行政機関の長の同意を得た上で措置されることになっている。

そこで、市町村が取り組んでいる各種計画との適合又は調和については、市町村が「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について作成している「移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想」（以下「バリアフリー基本構想」という。）に関して、また、法定措置や拡大支援措置の実施については、活用実績が多く、かつ、認定基本計画において位置付けた市町村のみ活用できる支援措置のうち、①大店立地法の特例措置及び②中心市街地の活性化のために行うソフト事業の経費の一部に特別交付税を交付する拡大支援措置それぞれに関して、関係部局間における連携状況をみたら、次のとおりとなっていた。

(ア) バリアフリー化に係る連携状況

市町村は、バリアフリー基本構想を作成し、高齢者等が日常生活等において利用する公共施設、商業施設等の生活関連施設間の道路等（以下「生活関連道路等」という。）のバリアフリー化を図ることにより、高齢者等の移動等の円滑化を通じて誰もが暮らしやすいまちづくりに資することとしている。

バリアフリー基本構想に基づく中心市街地区域内の生活関連道路等においてバリアフリー化を図る事業（以下「バリアフリー事業」という。）を実施した場合、中心市街地区域内の通行量の増加等に寄与することから、中活課室は、基本計画において通行量の増加等を目標にしている場合、これに寄与するバリアフリー事業の基本計画への記載の要否の検討を行っているが、実施箇所等のバリアフリー事業の具体的な内容については、中活課室がバリアフリー事業の担当課室でない場合には把握できないことになる。

そこで、バリアフリー基本構想が作成されている41市の62計画におけるバリアフリー事業の実施状況をみたら、図表2-1-12のとおり、38市の59計画に係る

中心市街地区域内における生活関連道路等716か所のうち、28年度末までにバリアフリー事業が完了していたのは349か所となっており、25市の39計画における354か所（716か所に占める割合49.4%）ではバリアフリー事業が完了していなかった。

バリアフリー基本構想は、生活関連道路等でバリアフリー化を必要とする箇所を示しているが、全ての箇所についてバリアフリー化の具体的な実施時期を定めているものではないことから、基本計画作成時点においては事業実施の予定が具体化していないものも含まれていて、28年度末時点においても事業実施の予定が具体化していないものが354か所のうち150か所となっていた。そして、認定基本計画に記載されている331か所についても184か所が未完了となっていた。

しかし、歩道の設置、拡幅等が行われるバリアフリー事業を基本計画に位置付ける場合、できるだけ早期の事業実施によって、その効果が認定基本計画期間中に発現することが重要であることから、バリアフリー事業を基本計画に位置付けるに当たっては、バリアフリー事業の担当課室と十分連携して、事業の具体的な実施時期等について検討した上で取り組む必要があると認められた。

図表2-1-12 バリアフリー事業の実施状況

バリアフリー事業の実施状況	市数	計画数	生活関連道路等			
			合計 (箇所数)	構成比率 (%)	認定基本計画へ記載 (箇所数)	認定基本計画へ未記載 (箇所数)
事業完了	35	54	349	48.7	147	202
事業未完了	25	39	354 (150)	49.4	184	170
その他	2	3	13	1.8	0	13
計	38	59	716		331	385

注(1) 38市の59計画に係る生活関連道路等716か所を対象としている。

注(2) ()内の数字は、平成28年度末時点で事業実施の予定が具体化していない箇所数である。

注(3) その他の合計13か所は、市がバリアフリー事業の実施状況を把握していないなどの箇所数である。

(イ) 大店立地法の特例措置に係る連携状況

大店立地法の特例措置は、認定基本計画を実施する市町村の中心市街地区域の一部又は全部において、図表2-1-13のとおり、市町村が特例区域の必要性を検討した上で都道府県に要請し、都道府県が特例区域を設定した場合、それ以降、特例区域に大型店の新設を行おうとする者に対して、大店立地法における新設の届

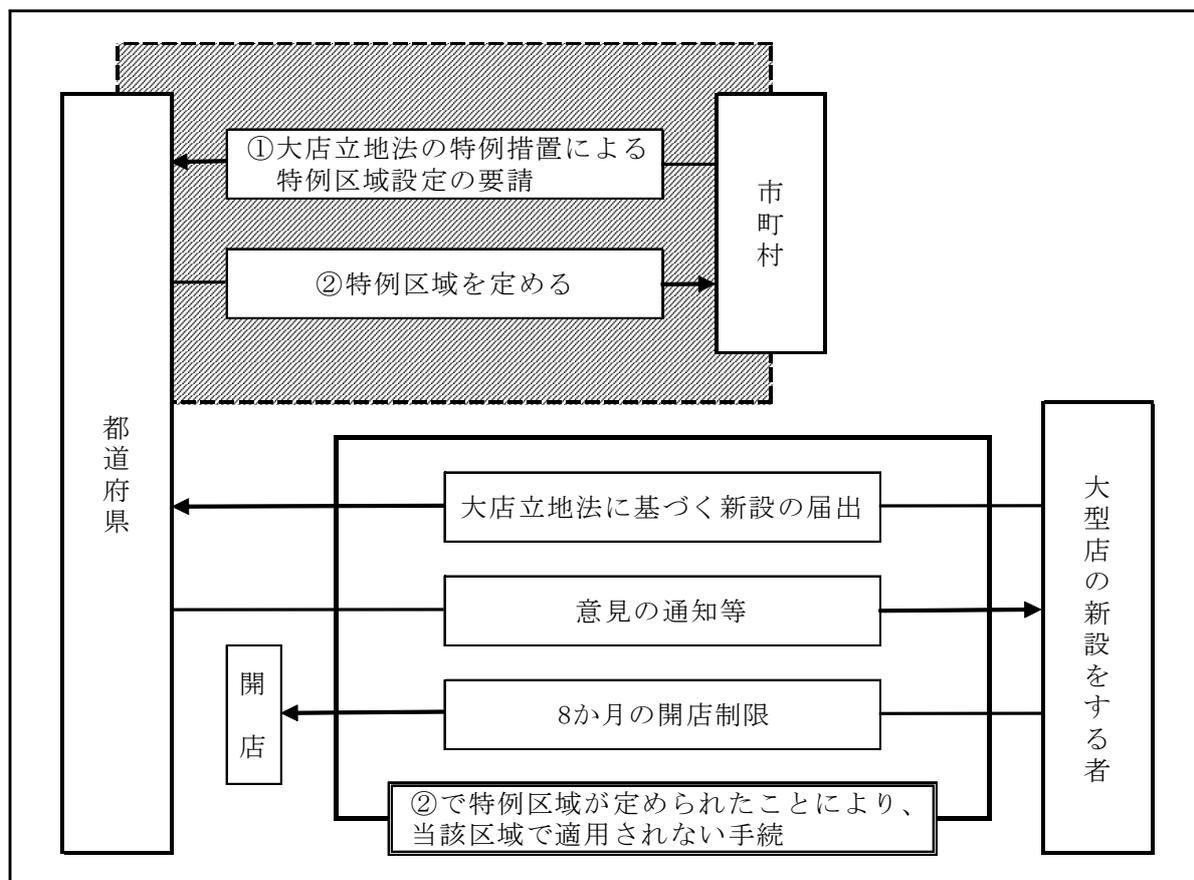
出を不要として、中心市街地における大型店の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図るものである。

90市の134計画について、大店立地法の特例措置の活用状況をみたところ、25市では活用していたものの、65市では活用していなかった。

大店立地法の特例措置は、市町村からの要請を受け、都道府県において区域を定めていて、都道府県において市町村に対して助言等が可能である。

そこで、大店立地法の特例措置を活用していなかった65市が所在する21道県において、基本計画の作成時に道県が市町村に対して、文書の発出や説明会の開催又は協議会の場を通じて、大店立地法の特例措置について、制度内容、大店立地法の特例措置の実施による中心市街地の活性化への影響、管内及び他都道府県の市町村における活用状況等の情報提供を行うなどしているかをみたところ、情報提供等を実施していたのは21道県中6県となっており、15道県においては情報提供等を実施していなかった。

図表2-1-13 大型店の開店までの流れ



(ウ) 中活ソフト特別交付税の交付に係る連携状況等

a 中活ソフト特別交付税の概要

国は、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）等に基づき、認定基本計画に位置付けられた空き店舗対策、お祭りその他イベント等のソフト事業（商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。）に対して市町村が一般財源の予算措置をしている場合に特別交付税を交付している（以下、この特別交付税を「中活ソフト特別交付税」という。）。

そして、毎年度、都道府県に「中心市街地再活性化対策のために実施するイベント等のソフト事業の実施状況について」（総務省自治行政局地域振興室長通知）を發して中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業や留意事項等を通知している。

同通知によれば、中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業は、市町村の負担する額（一般財源所要額）が100万円を超えるもので、図表2-1-14のいずれかに該当するものとされている。ただし、一般財源所要額が1億円を超える事業については、当該事業に要する経費は1億円とするとされ、また、国庫補助金、交付金等（地域活性化交付金を除く。）を伴う事業及び過疎対策事業債の充当予定事業は対象とならないとされている。

図表2-1-14 中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業

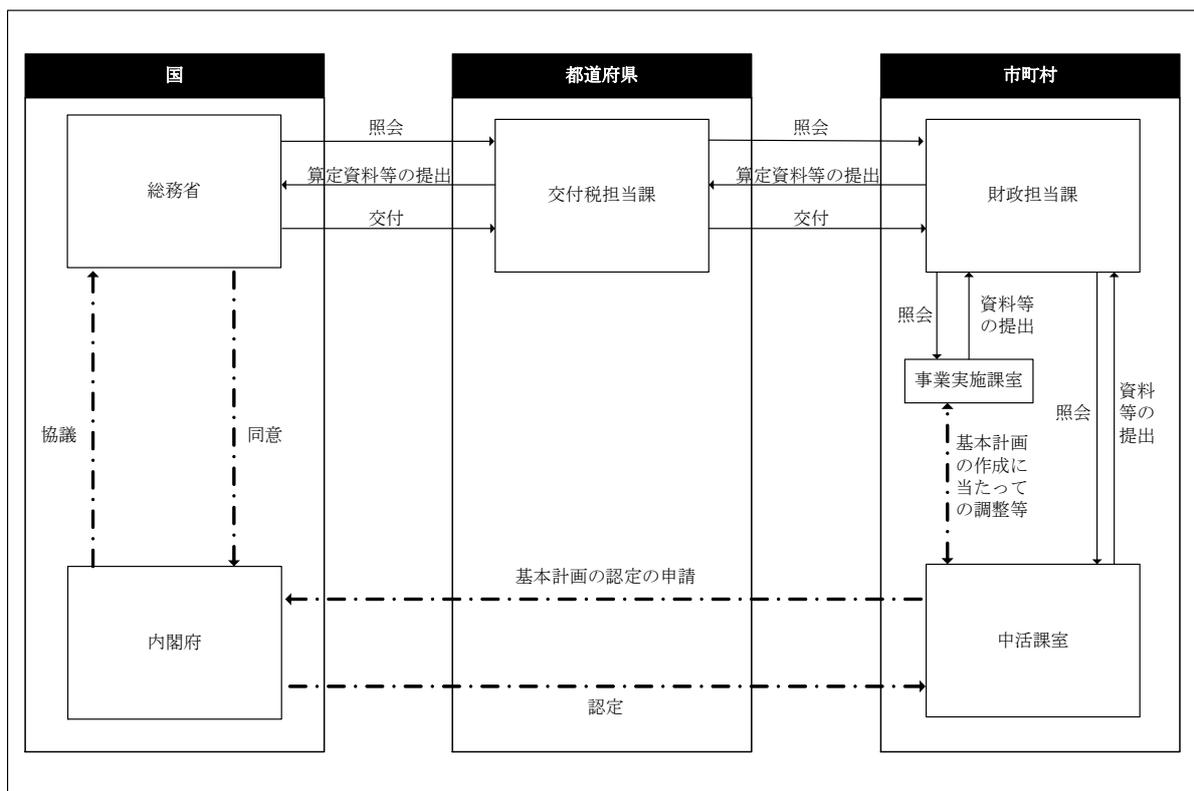
番号	事業の内容
①	市町村全域又はより広域的な範囲を対象としたイベント事業で、その内容、規模等に鑑みて中心市街地の活性化を主目的とするイベント事業（商業ベースのものを除く。）の実施又は助成
②	市町村全域又はより広域的な範囲の住民を対象とした中心市街地活性化に関する講演会、シンポジウム等の事業の実施又は助成
③	中心市街地活性化のためのまちづくりリーダー等の中心市街地活性化のための後継者育成研修事業への助成
④	基本計画に位置付けられた事業の具体化に必要な詳細調査、資金計画、事業性評価、合意形成等の事業
⑤	中心市街地における空き店舗対策事業
⑥	その他中心市街地の再活性化のために特に重要なソフト事業

都道府県の交付税担当課は、市町村の財政担当課に算定対象となるソフト事

業の有無を照会し、市町村の財政担当課は、中活課室、事業実施課室に中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業の有無、ソフト事業の財源内訳及び認定基本計画における位置付けを確認して、ソフト事業が記載された認定基本計画の写しなどの中活ソフト特別交付税の額の算定に用いる資料と合わせて算定対象となるソフト事業の有無の回答（以下、中活ソフト特別交付税の額の算定に用いる資料とソフト事業の有無の回答を合わせて「算定資料等」という。）を都道府県に提出している。そして、都道府県は、市町村から提出された算定資料等に基づいて中活ソフト特別交付税の額を算定している（図表2-1-15参照）。

中活ソフト特別交付税の交付額の決定及び交付の時期は毎年度12月となっていることから、市町村から都道府県への算定資料等の提出は8月から9月までの間に行われており、算定資料等には、中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業の事業費として見込額が計上されることとなっている。そして、見込額に基づいて中活ソフト特別交付税が算定される仕組みとなっている。市町村は、一般財源による予算措置がなされているソフト事業については中活ソフト特別交付税の算定対象として算定資料等を都道府県に提出していて、交付額の決定及び交付の時期において、算定対象となるソフト事業が未実施や実施中である場合でも中活ソフト特別交付税は交付されている。

図表2-1-15 中活ソフト特別交付税の交付に係る事務の流れ



(注) 実線は中活ソフト特別交付税の交付に係る事務の流れを示しており、破線は基本計画の認定に係る事務の流れを示している。

b 中活ソフト特別交付税の交付に係る連携状況

中活ソフト特別交付税の交付に当たっては、aのとおり、国から都道府県の交付税担当課、市町村の財政担当課に照会され、市町村は、中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業や算定資料等を財政担当課が中活課室及び事業実施課室に照会するなどして取りまとめて都道府県に提出している。また、中活ソフト特別交付税は、認定基本計画に位置付けられたソフト事業を算定対象としているが、基本計画で実施するとしている拡大支援措置を活用する事業等については、内閣総理大臣が基本計画の認定を行うに当たって、総務大臣等の関係行政機関の長の同意を得ることとされている。そして、都道府県等は、中活ソフト特別交付税が適切に算定されているかの確認を行っている。

そこで、90市の134計画において中活ソフト特別交付税が交付されているソフト事業について認定基本計画における位置付けをみたところ、43市の53計画における432事業については、認定基本計画において拡大支援措置である中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業に位置付けられていなかった。

これは、上記の43市において、中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業について財政担当課の理解が十分でなく、また、中活ソフト特別交付税について中活課室等の理解が十分でないまま、財政担当課と中活課室等との連携が十分図られていないことによるものと思料された。このため、43市は、上記ソフト事業の認定基本計画における位置付けの確認等をしないまま21道県に対して中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業として回答し、その回答に基づき算定された中活ソフト特別交付税の交付を国から受けていた。

上記の事態に関して、認定基本計画期間中において、中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業として認定基本計画に位置付けていないのに中活ソフト特別交付税の交付を受けている事例を示すと次のとおりである。

<事例3> 中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業に位置付けられていない事例

計 画 期 間	摘 要
平成21年12月から 27年3月まで	山口県下関市 市関係課 市街地開発課、各事業実施課室 県関係課 都市計画課 国関係課 総務省自治行政局地域振興室
<p>下関市の認定基本計画等によると、同市は、古くから九州や大陸方面を結ぶ内外交通の要衝として発展した港町で、人口約29万人の都市であるとされ、同市の認定基本計画において、「歩きたくなる、回遊したくなる街」「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」及び「愛着を持って、いきいきと暮らせる街」を目標として、既存商店街の再生を含めて市民活動やまちなか居住の促進等のための各事業に取り組んでいる。認定基本計画によると、同市の商店街は、一定地域に集中せず、生活エリアごとに集積しており、それぞれの地域に根づき、地元の生活に必要とされて発展してきた。しかし、中心商店街がないため、多くの購買力が北九州市に移動していた。そこで、官民プロジェクトとして、昭和52年に「シーモール下関ショッピングセンター」を整備したところ、北九州市への流出は減少したものの、下関駅周辺にある店舗が同ショッピングセンターへ入店するために商店街から転出するなどして、周辺商店街への来街者が減少することにもなった。また、スーパーマーケット等の郊外への進出等によりスプロール化が進むなど、自然発生的に成長してきた商店街は、衰退が進行しており、既存商店街では、空き店舗の増加や販売額の減少、通行量の減少等、活力の停滞が問題となっている。</p> <p>このような状況を踏まえて、同市は、認定基本計画に基づき、あきんど活性化（空き店舗等活用）支援事業を実施している。この事業は、空き店舗を使って新たに商売等を始める新規創業（予定）者に対して、同市及び下関商工会議所が、店舗賃借料、店舗改装費及び経営相談費用の一部を補助し、商店街を活性化するもので、平成21年度から26年度までの間に総事業費3024万円（一般財源所要額同額。中活ソフト特別交付税1512万円）で実施されていた。</p> <p>しかし、同事業は、認定基本計画において「国の支援がないその他の事業」として位置付</p>	

けて認定を受けており、中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業となっていないのに、中活ソフト特別交付税の交付を受けていた。

また、90市の134計画において中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業の実施状況をみたところ、24市の25計画における56事業は、イベント開催事業や空き店舗対策事業等を実施するとしていたが、利用者がいなかったり、事業者の都合により事業を取りやめていて実績がなかったりしていた。

基本方針等によると、国は、認定基本計画に位置付けられたソフト事業に要する経費の一部について中活ソフト特別交付税を交付することとしているが、aのとおり、事業が未着手や実施途中である場合でも、市町村において一般財源による予算措置がなされていれば対象とされ、市町村が都道府県に提出した見込額に基づいて算定されている。また、中活ソフト特別交付税は、都道府県や国において、事業の実績を確認することとなっていないため、市は、道県に対して実績を報告しておらず、市が当初の予算で算定した見込額に基づいて交付額が算定されたまま、交付されている状況となっていた。

上記の事態に関して、認定基本計画期間中において、中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業の実績がないのに特別交付税が交付されている事例を示すと次のとおりである。

<事例4> 中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業の実績がないのに特別交付税が交付されている事例

計 画 期 間	摘 要
平成27年4月から 32年3月まで	埼玉県蕨市 市関係課 商工生活室、財政課
<p>蕨市の認定基本計画等によると、同市は埼玉県の中央地域に位置し、市域全体がおおむね平坦で、周辺市の市街地と連続する形で住宅市街地が形成されており、全国の市の中で最も人口密度（平成26年1月1日現在約14,163人/km²）が高く、首都圏の拡大と共に住宅都市として発展してきた。蕨駅周辺の商店街は、戸田市等周辺市からも多くの買物客が来街していたが、昭和60年のJR埼京線の開通や周辺での大規模小売店舗の立地等により、商圈の縮小や小規模商店の減少が顕著になっているとされている。</p> <p>このような状況を踏まえ、同市は、認定基本計画に基づき、空き店舗有効活用事業を実施している。空き店舗有効活用事業は、空き店舗への新規商業機能の立地により、来街目的の多様化によるにぎわい創出に貢献するものであり、空き店舗の有効活用を促進するために、一般社団法人蕨市にぎわいまちづくり連合会が、蕨市空き店舗有効活用事業補助金の受け皿団体となり、同連合会が指定した市内商店街の空き店舗を借り受けて営業する場合等の店舗</p>	

の改装に要する経費や開店時の広告宣伝費等を助成するものである。

同市は、平成27年度に「空き店舗有効活用事業」を実施するとして一般財源により240万円の予算措置を行い、これに対して、国は、中活ソフト特別交付税の算定を行い、当該事業費の2分の1相当の120万円を交付している。

そこで、当該年度の同事業の実施状況を確認したところ、事業についてのPRが十分でなかったことなどから、同事業で新規開店を行う者の利用はなく、27年度に同事業は全く実施されていなかった。

(2) 中心市街地の活性化に関する施策の実施状況

ア 認定基本計画に係る事業費等の執行及び基本計画の認定状況等

(ア) 18年度以降の認定基本計画の事業費執行額

a 事業主体別事業費、府省庁別事業費及び国庫負担額

18年8月の中心市街地活性化法の施行後、28年度末までに認定を受けた141市の211計画に係る18年度から28年度末までの間の総事業費は、図表2-1-16のとおり、3兆0847億余円（国庫負担額8700億余円）となっていた。これを事業主体別（注8）にみると、市が事業主体となっている事業に係る事業費が1兆6333億余円（国庫負担額4711億余円）と最も多くなっていた。また、民間事業者等が事業主体となっている事業に係る事業費は1兆0076億余円（国庫負担額1660億余円）と事業費ベースで総事業費の32.6%を占めており、中心市街地の活性化に当たり、市が実施する事業のほか、民間事業者等の実施する事業が与える影響は多大になっている状況が見受けられた。

(注8) 事業費及び国庫負担額は、市からの報告を基に集計しており、市において把握していない民間事業者等に係る事業費等や書類が保存されておらず確認ができない事業費等については含めていない（以下同じ。）。

図表2-1-16 事業主体別の事業費及び国庫負担額の推移

〔上段：事業費
下段：国庫負担額
単位：百万円〕

事業主体	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計	割合
国	-	5,340	7,424	8,297	4,741	5,340	5,433	3,137	16,901	24,861	17,854	99,330	3.2%
	-	5,340	7,424	8,200	4,503	4,968	5,312	3,134	16,838	24,744	17,745	98,211	11.2%
都道府県	363	19,231	33,143	30,862	32,288	34,595	32,204	34,098	42,125	36,432	49,122	344,467	11.1%
	176	9,006	13,380	15,375	14,091	12,124	8,789	12,422	14,993	14,146	20,141	134,649	15.4%
市	3,744	63,009	135,545	204,229	195,833	181,602	183,326	162,121	180,621	152,928	170,352	1,633,314	52.9%
	1,203	20,471	41,940	59,415	55,997	56,362	54,813	50,741	46,526	39,896	43,809	471,179	54.1%
民間事業者等	7,116	41,603	73,887	134,659	105,006	126,347	85,543	93,816	72,502	121,959	145,218	1,007,661	32.6%
	897	7,382	13,463	21,005	13,824	16,506	13,642	15,683	12,990	23,298	27,341	166,034	19.0%
計	11,223	129,184	250,000	378,048	337,869	347,885	306,507	293,174	312,150	336,180	382,548	3,084,773	100%
	2,276	42,201	76,208	103,997	88,416	89,962	82,559	81,981	91,348	102,085	109,038	870,075	100%

注(1) 141市の211計画を対象としている。

注(2) 事業主体は、認定事業に係る主たる事業主体として、市が区分整理したものである。

また、府省庁別に事業費及び国庫負担額をみると、図表2-1-17のとおり、事業費は計2兆6364億余円（国庫負担額8700億余円）となっており、国土交通省に係る事業費2兆2874億余円（国庫負担額7965億余円）が最も多く、次いで総務省に係る事業費1049億余円（国庫負担額46億余円）、経済産業省に係る事業費970億余円（国庫負担額335億余円）の順となっていた。

図表2-1-17 府省庁別の事業費及び国庫負担額の推移

上段：事業費
下段：国庫負担額
単位：百万円

府省庁名	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計	割合
内閣府	—	6	8,224	966	1,581	2,069	561	1,680	4,363	5,597	4,070	29,121	1.1%
	—	—	804	371	705	143	46	338	403	1,681	1,413	5,909	0.6%
内閣府 本府	—	6	94	947	1,581	2,069	561	1,680	4,363	5,597	4,070	20,972	0.7%
	—	—	34	352	705	143	46	338	403	1,681	1,413	5,120	0.5%
警察庁	—	—	8,130	18	—	—	—	—	—	—	—	8,148	0.3%
	—	—	770	18	—	—	—	—	—	—	—	788	0.0%
総務省	179	3,084	6,921	13,289	7,873	9,221	9,948	12,850	12,583	10,645	18,323	104,921	3.9%
	—	—	100	287	367	124	41	2,882	60	43	767	4,675	0.5%
文部科学省	—	1,872	4,739	7,045	3,986	4,687	3,746	2,357	4,374	7,300	7,953	48,064	1.8%
	—	750	1,327	1,711	1,669	2,618	1,338	848	2,006	1,888	2,702	16,862	1.9%
厚生労働省	—	3,592	1,079	6,801	10,319	5,971	9,234	7,515	2,248	641	6,717	54,121	2.0%
	—	565	261	411	551	633	695	691	554	191	236	4,793	0.5%
農林水産省	—	—	15	388	314	334	439	339	424	9	—	2,265	0.0%
	—	—	15	89	52	62	112	45	128	4	—	509	0.0%
経済産業省	699	7,332	11,777	16,541	7,347	14,416	5,932	7,903	7,468	14,347	3,243	97,008	3.6%
	262	2,692	4,368	6,483	4,033	3,170	2,070	2,105	2,597	4,593	1,177	33,555	3.8%
国土交通省	9,568	95,691	175,632	270,302	251,027	269,441	243,175	212,953	236,056	242,365	281,255	2,287,469	86.7%
	2,013	37,582	69,007	92,891	80,712	82,920	77,133	73,895	85,151	93,498	101,696	796,502	91.5%
復興庁	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	—	9	0.0%
	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	—	9	0.0%
法務省	—	—	—	—	—	—	—	400	400	—	—	800	0.0%
	—	—	—	—	—	—	—	400	400	—	—	800	0.0%
環境省	—	—	2,292	137	8	64	3	4	0	6	618	3,137	0.1%
	—	—	135	133	2	58	—	—	—	5	197	532	0.0%
防衛省	—	1,052	315	2,157	649	400	2,007	1,138	124	201	1,439	9,483	0.3%
	—	611	186	1,618	321	229	1,120	775	35	178	847	5,924	0.6%
計	10,447	112,630	210,997	317,629	283,107	306,606	275,049	247,142	268,055	281,114	323,620	2,636,402	100%
	2,276	42,201	76,208	103,997	88,416	89,962	82,559	81,981	91,348	102,085	109,038	870,075	100%

注(1) 141市の211計画を対象としている。

注(2) 復興庁、法務省、環境省及び防衛省は、参議院から要請を受けた検査の対象には含まれていないが、中心市街地の活性化に資する事業として市において認定基本計画に位置付けて実施された事業に係る省庁である。

注(3) 各事業費には、認定と連携した支援措置等として基本方針等に示されている事業ではないが、中心市街地の活性化に資する事業として市において認定基本計画に位置付けて実施された事業に係る事業費を含めている。

注(4) 図表2-1-16の事業費計3兆0847億余円と本図表の事業費計2兆6364億余円の差額4483億余円は、民間事業者等が認定と連携した支援措置等を活用せずに実施した事業等に係る事業費である。

b 事業数並びに事業種別の事業費及び国庫負担額

141市の211計画に係る総事業費3兆0847億余円（総事業数12,703事業、国庫負

担額8700億余円)の執行状況を事業種別ごとにみたところ、図表2-1-18のとおり、ハード事業は4,638事業、事業費2兆7142億余円(国庫負担額8445億余円)、ソフト事業は8,364事業、事業費3705億余円(国庫負担額254億余円)となっていて、事業数ではソフト事業が、事業費ではハード事業が過半を占めており、1事業当たりの事業費は、ハード事業5億余円、ソフト事業0.4億余円となっていた。

図表2-1-18 事業種別の事業費及び国庫負担額

(単位：百万円)

総事業数	事業種別	事業数		事業費(上段) 国庫負担額(下段)		1事業当たり 事業費(上段) 国庫負担額 (下段)
		A	割合	B	割合	B/A
12,703	ハード事業	4,638	35.6%	2,714,236	87.9%	585
				844,579	97.0%	182
	ソフト事業	8,364	64.3%	370,536	12.0%	44
				25,495	2.9%	3
計		13,002	100%	3,084,773	100%	237
				870,075	100%	66

注(1) 141市の211計画を対象としている。

注(2) ハード事業とソフト事業の両方を含む事業があるため、事業数の計は総事業数12,703事業とは一致しない。

(イ) 18年度以降の基本計画の認定状況等

a 基本計画の認定状況

141市の211計画に係る認定状況をみたところ、図表2-1-19のとおり、78市の79計画がⅠ期計画のみの認定を受けており、Ⅰ期計画の実施に伴い浮き彫りとなった新たな課題の解消が必要であるなどとして59市の119計画がⅡ期計画まで、4市の13計画がⅢ期計画までそれぞれ認定を受けていた。そして、211計画を計画期別にみると、Ⅰ期計画は計144計画(141市)、Ⅱ期計画は計63計画(63市)、Ⅲ期計画は計4計画(4市)となっていた。

図表2-1-19 基本計画の計画期別の認定状況

計画期別	I期計画のみ認定を受けている市	I期及びII期両計画の認定を受けている市	I期、II期及びIII期各計画の認定を受けている市	計
I期	78市 (79計画) 注(3)	59市 (60計画) 注(3)	4市 (5計画) 注(3)	141市 (144計画)
II期		59市 (59計画)	4市 (4計画)	63市 (63計画)
III期			4市 (4計画)	4市 (4計画)
計 注(2)	78市 (79計画)	59市 (119計画)	4市 (13計画)	141市 (211計画)

注(1) 141市の211計画を対象としている。

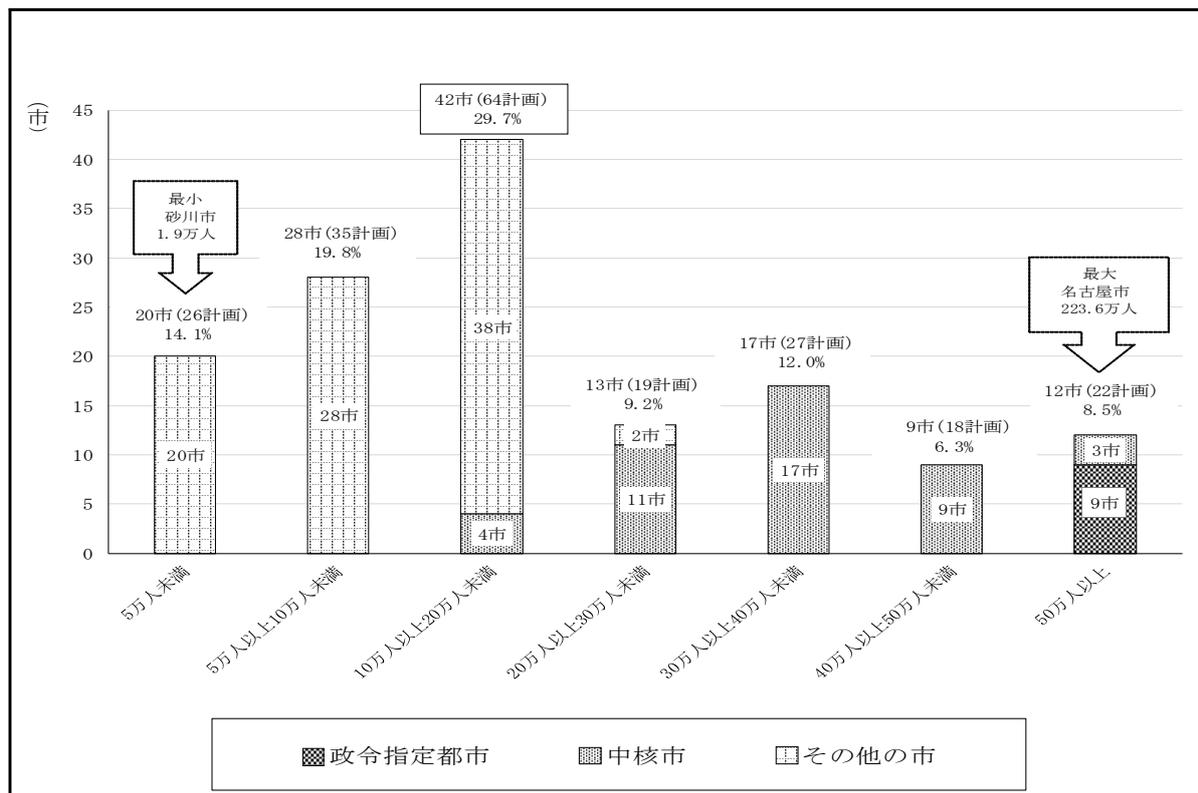
注(2) 市数は純計である。

注(3) 1市で2計画を作成して、認定を受けているものがあるため、市数と計画数は一致しない。

b 基本計画の認定を受けた市町村の人口規模

141市を都市規模別に分類すると、政令指定都市は9市、中核市は44市、その他の市は88市となっており（これらの141市には3大都市圏の19市が含まれている。）、141市の基本計画認定時点の市域全体人口の規模をみると、図表2-1-20のとおり、最大が名古屋市の223.6万人、最小が砂川市の1.9万人となっていて、10万人以上20万人未満が42市の64計画と最も多く、全体の29.7%となっていた。

図表2-1-20 基本計画認定時点の市域全体人口規模別の市数



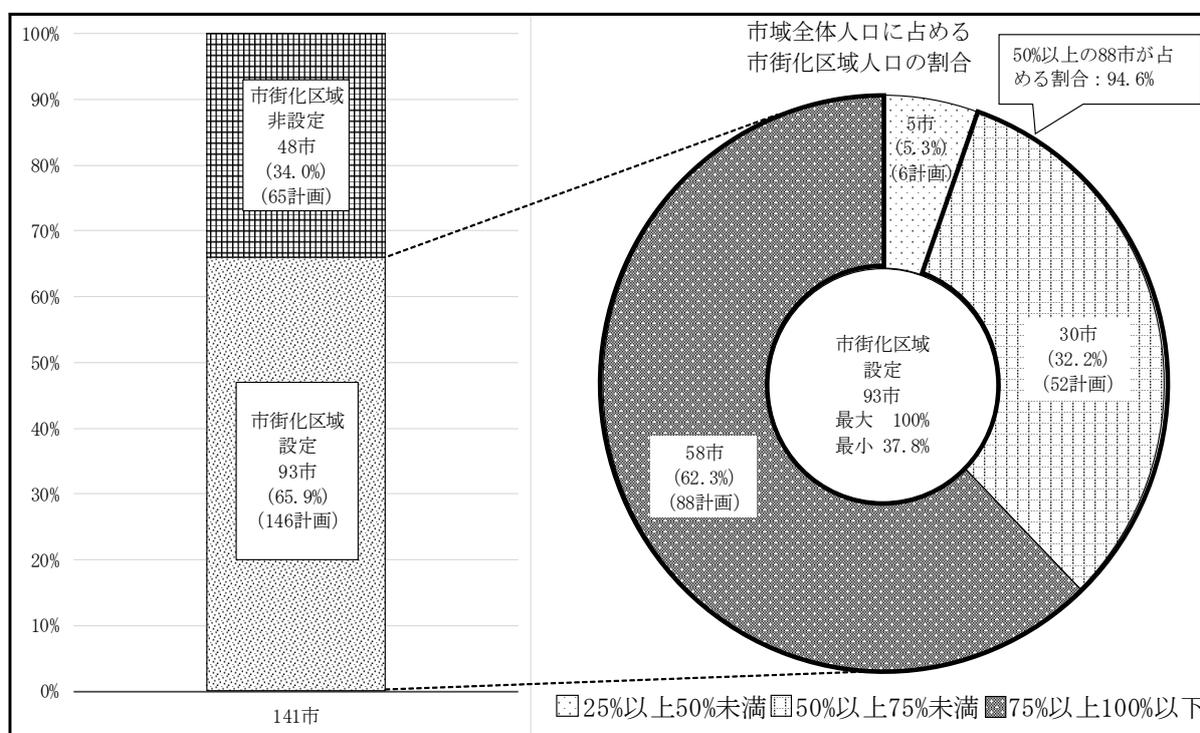
- 注(1) 141市の211計画を対象としている。
- 注(2) 基本計画認定時点における人口は、市からの報告に基づいており、Ⅱ期又はⅢ期と複数期にわたって認定を受けている市については、Ⅰ期計画の認定時点の状況により整理している（図表2-1-21及び図表2-1-22において同じ。）。
- 注(3) 静岡地区及び清水地区は静岡市として、小倉地区及び黒崎地区は北九州市として、熊本地区及び植木地区は熊本市として、それぞれⅠ期計画の認定時点の状況により整理している（図表2-1-21から図表2-1-26までにおいて同じ。）。

都市計画法によれば、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができるとされており、市街化区域は既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされ、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている。また、第1の2(2)ア(ア)のとおり、中心市街地活性化法によれば、中心市街地は、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしているなどの市街地とされている。そして、基本方針等では、中心市街地の活性化の目標として、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現することを追求することが掲げられており、中心市街地の活性化のために、中心市街地の居住人口の増加を目標としている。

そこで、141市について市街化区域の設定状況をみたところ、93市において市街化区域が設定されており、市街化区域人口及び中心市街地区域内人口の分布状況は、市街化区域人口が最大222.8万人、最小1.9万人、中心市街地区域内人口が最大5.9万人、最小1,278人となっていた。

また、141市における市街化区域の設定状況と市域全体人口に占める市街化区域人口の割合をみたところ、図表2-1-21のとおり、141市のうち市街化区域が設定されていた93市（141市に占める割合65.9%）においては、市域全体人口に占める市街化区域人口の割合は最大で100%、最小で37.8%となっていて、50%以上の市が88市（93市に占める割合94.6%）となっていた。

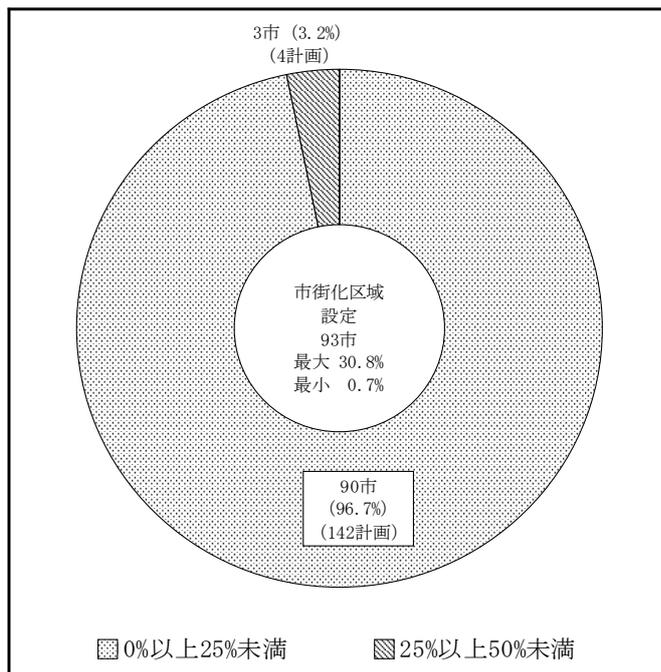
図表2-1-21 市街化区域の設定状況及び市域全体人口に占める市街化区域人口の割合



(注) 141市の211計画を対象としている。

一方、市街化区域人口に占める中心市街地区域内人口の割合をみると、図表2-1-22のとおり、最大で30.8%、最小で0.7%となっていて、90市（同96.7%）では25%未満となっていた。

図表2-1-22 市街化区域人口に占める中心市街地
区域内人口の割合

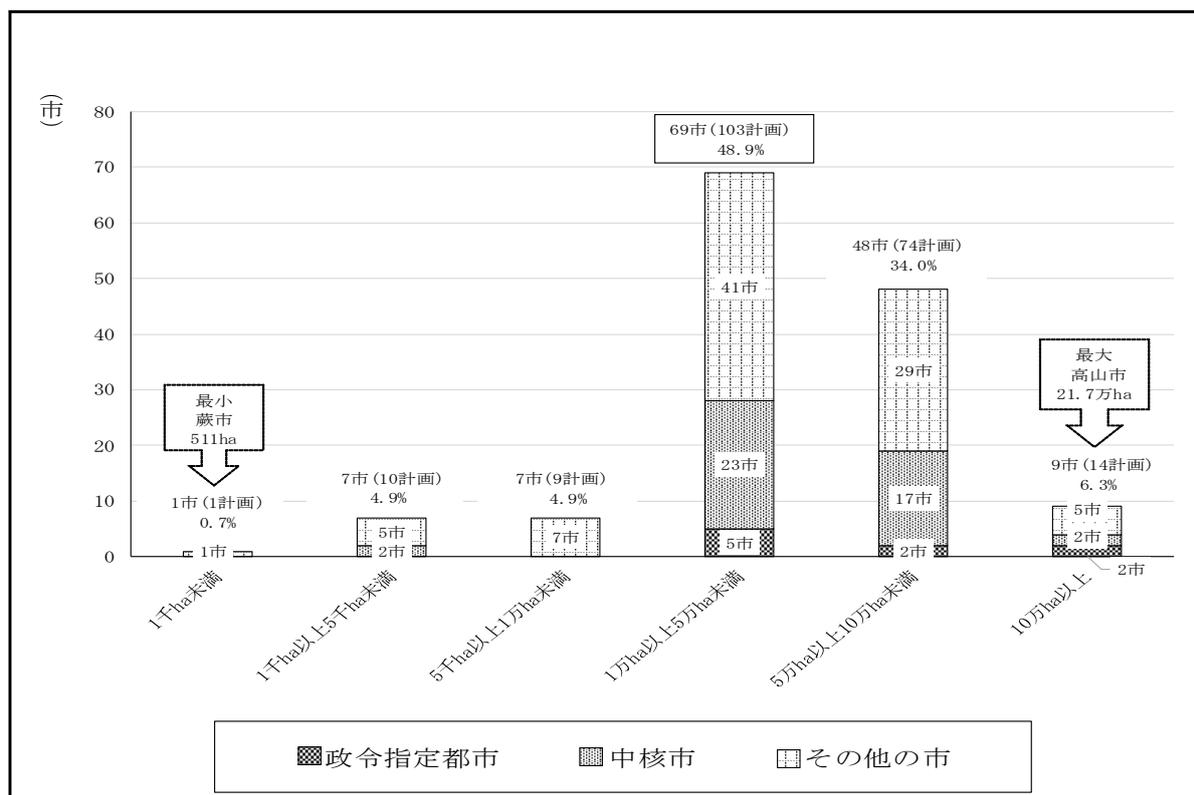


(注) 141市のうち市街化区域を設定している93市を対象としている。

c 基本計画の認定を受けた市町村の面積規模

141市の基本計画認定時点の市域全体面積の規模をみたところ、図表2-1-23のとおり、最大が高山市の21.7万ha、最小が蕨市の511haとなっていて、1万ha以上5万ha未満が69市の103計画と最も多く、全体の48.9%となっていた。

図表2-1-23 基本計画認定時点の市域全体面積規模別の市数



注(1) 141市の211計画を対象としている。
 注(2) 基本計画認定時点における面積は、市からの報告に基づいており、Ⅱ期又はⅢ期と複数期にわたって認定を受けている市については、Ⅰ期計画の認定時点の状況により整理している(図表2-1-24及び図表2-1-25において同じ。)

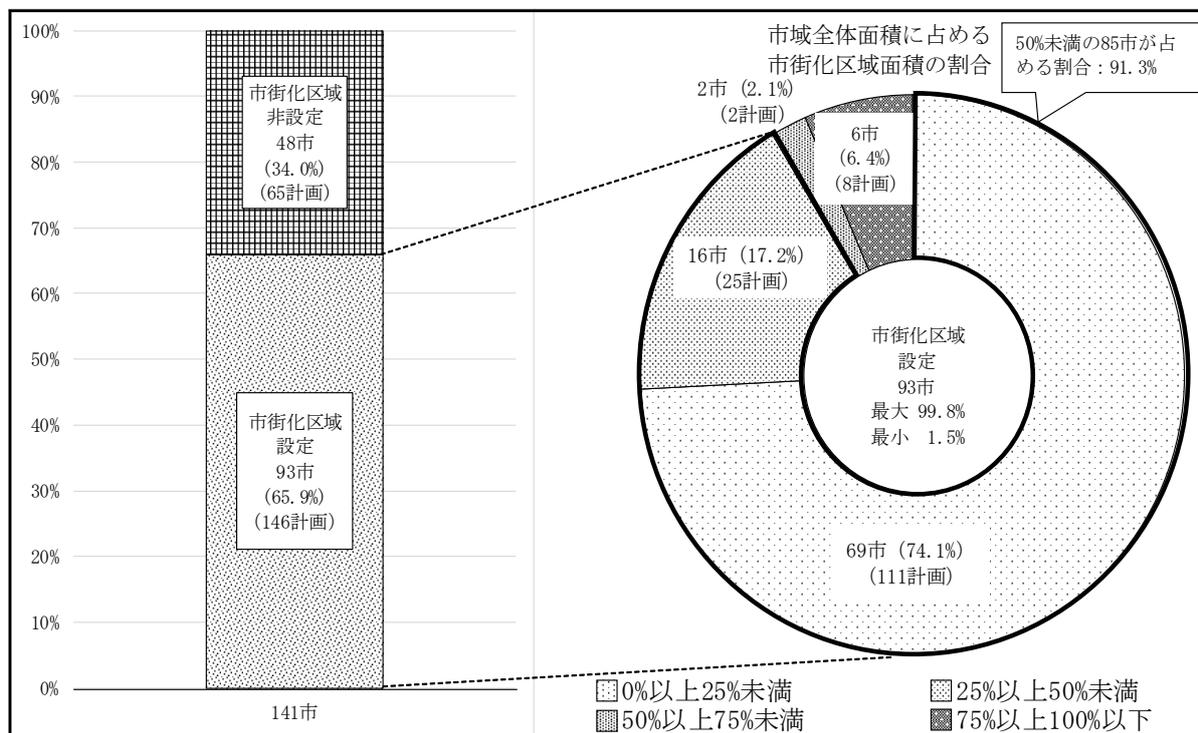
基本方針等によれば、中心市街地の規模は、土地利用や諸機能の集積の実態、事業の実施範囲等から、居住人口や都市機能等において市町村の他の地域に比べて高い密度が保持されているなど各種取組が総合的かつ一体的に実施することが可能な範囲となるよう設定しなければならないとされている。

そこで、141市のうち市街化区域が設定されていた93市における市街化区域面積及び中心市街地区域面積の分布状況をみたところ、市街化区域面積は最大3.0万ha、最小510ha、中心市街地区域面積は最大860ha、最小50haとなっていた。

また、141市における市街化区域の設定状況と市域全体面積に占める市街化区域面積の割合についてみたところ、図表2-1-24のとおり、市街化区域が設定されていた93市(141市に占める割合65.9%)においては、市域全体面積に占める市街化区域面積の割合は最大で99.8%、最小で1.5%となっていて、85市(93市に占める割合91.3%)で、その占める割合が50%未満となっていた。そして、このうち69市(同74.1%)においては、市域全体面積に占める市街化区域面積

の割合が25%未満となっていた。

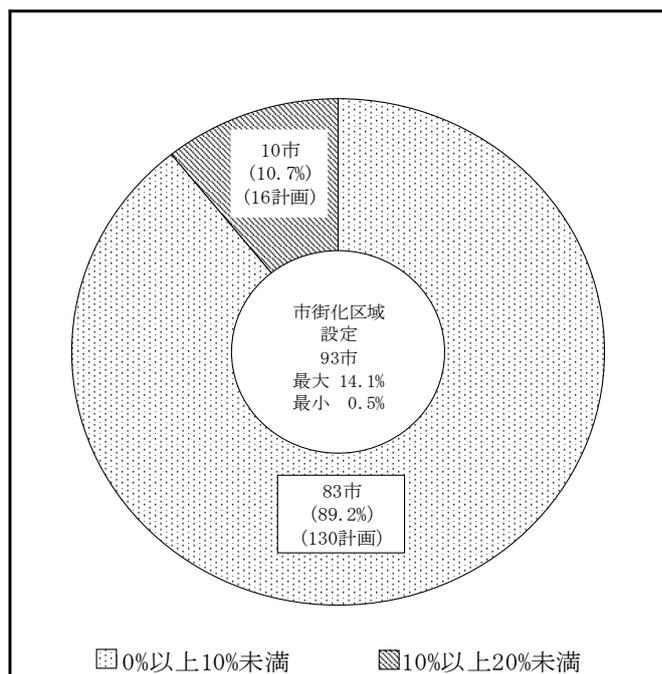
図表2-1-24 市街化区域の設定状況及び市域全体面積に占める市街化区域面積の割合



(注) 141市の211計画を対象としている。

一方、市街化区域面積に占める中心市街地区域面積の割合をみると、図表2-1-25のとおり、最大で14.1%、最小で0.5%となっていて、83市（同89.2%）では10%未満となっていた。

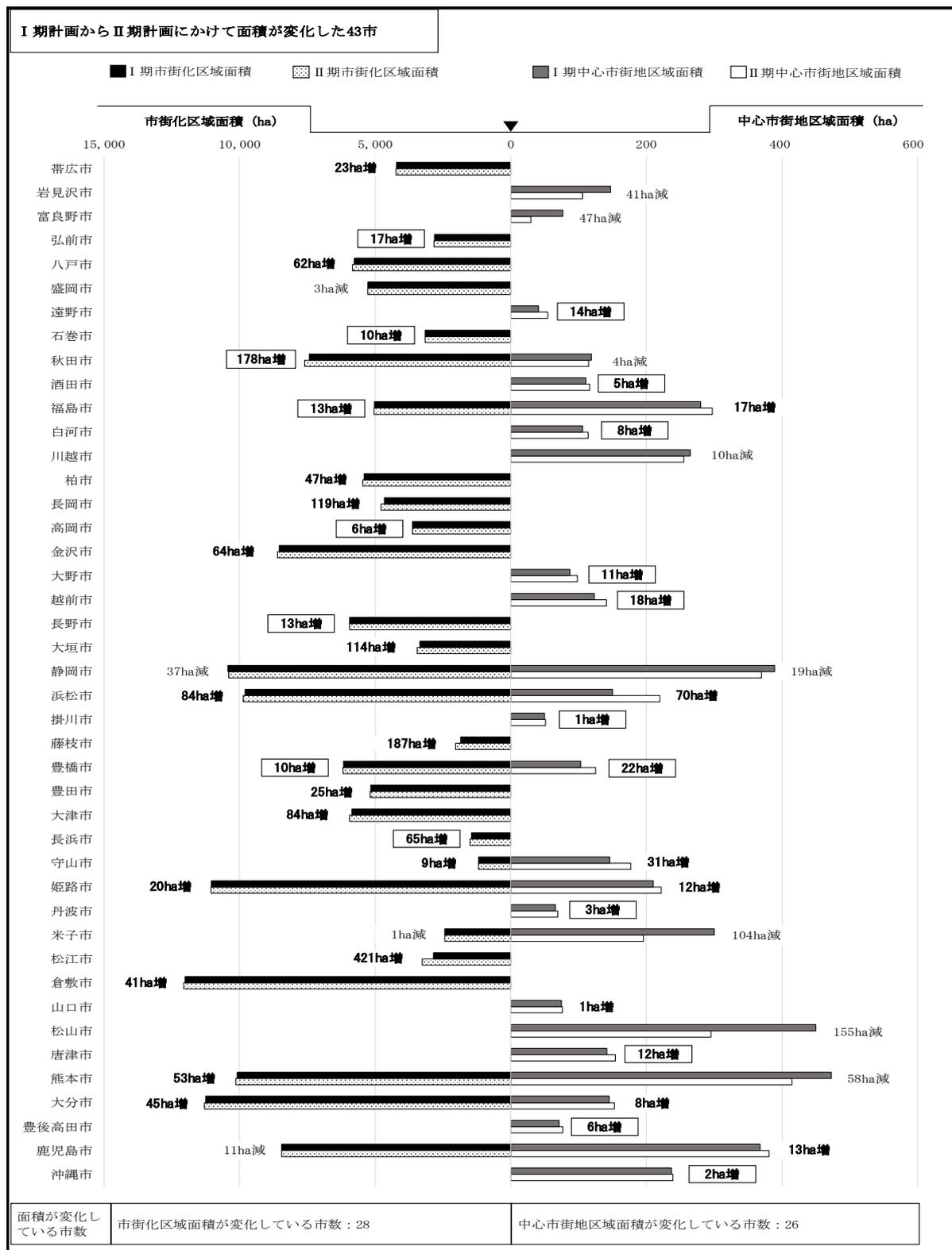
図表2-1-25 市街化区域面積に占める中心市街地区域面積の割合



(注) 141市のうち市街化区域を設定している93市を対象としている。

a のとおり、141市のうち59市がⅠ期、Ⅱ期両計画の認定を受けているが、Ⅰ期計画の認定時点とⅡ期計画の認定時点の市街化区域面積及び中心市街地区域面積をみたところ、図表2-1-26のとおり、43市において市街化区域面積又は中心市街地区域面積が変化していた。そして、基本方針等によると、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積したまちづくりが中心市街地の活性化の目標の一つとされているが、市街化区域面積が変化している28市のうち24市では市街化区域面積が増加し、中心市街地区域面積が変化している26市のうち18市では中心市街地区域面積が増加していた。さらに、これらの中には、市街化区域人口が減少しているにもかかわらず市街化区域面積が増加していた8市、中心市街地区域内人口が減少しているにもかかわらず中心市街地区域面積が増加していた11市が含まれていた。

図表2-1-26 I期計画の認定時点とII期計画の認定時点の市街化区域面積及び中心市街地区域面積の変化



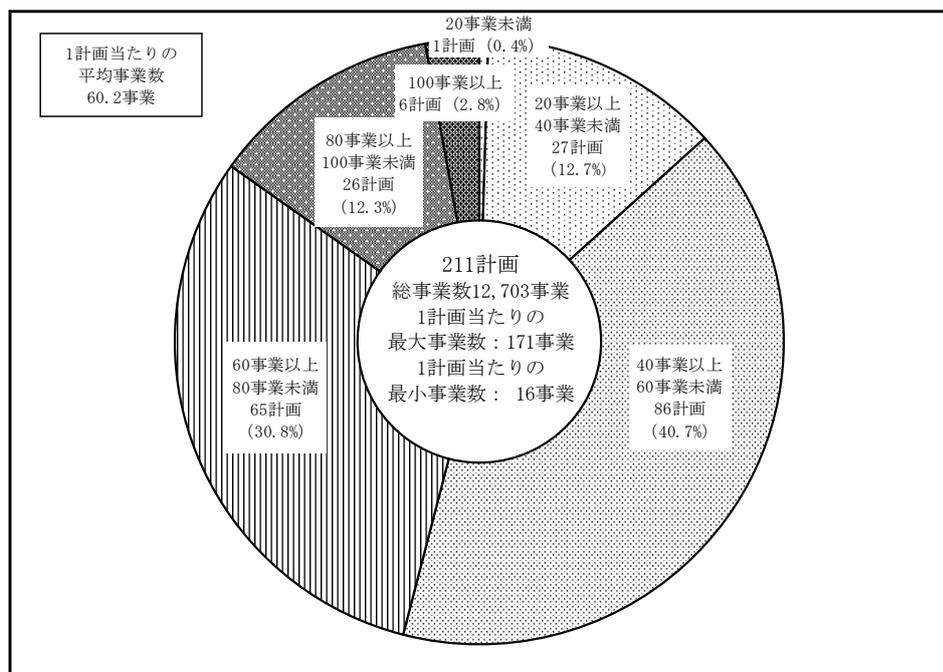
注(1) 太字ゴシック体で記載している数字は、市街化区域面積が増加した24市及び中心市街地区域面積が増加した18市に係る面積の増加分である。

注(2) □で囲んでいる数字は、市街化区域面積が増加した24市のうち市街化区域人口が減少しているにもかかわらず市街化区域面積が増加した8市及び中心市街地区域面積が増加した18市のうち中心市街地区域内人口が減少しているにもかかわらず中心市街地区域面積が増加した11市に係る面積の増加分である。

d 認定基本計画における事業数及び事業費

211計画について、認定事業の事業数をみたところ、図表2-1-27のとおり、総事業数は12,703事業、1計画当たりの平均事業数は60.2事業（1計画当たりの最大事業数：171事業、同最小事業数：16事業）となっていた。

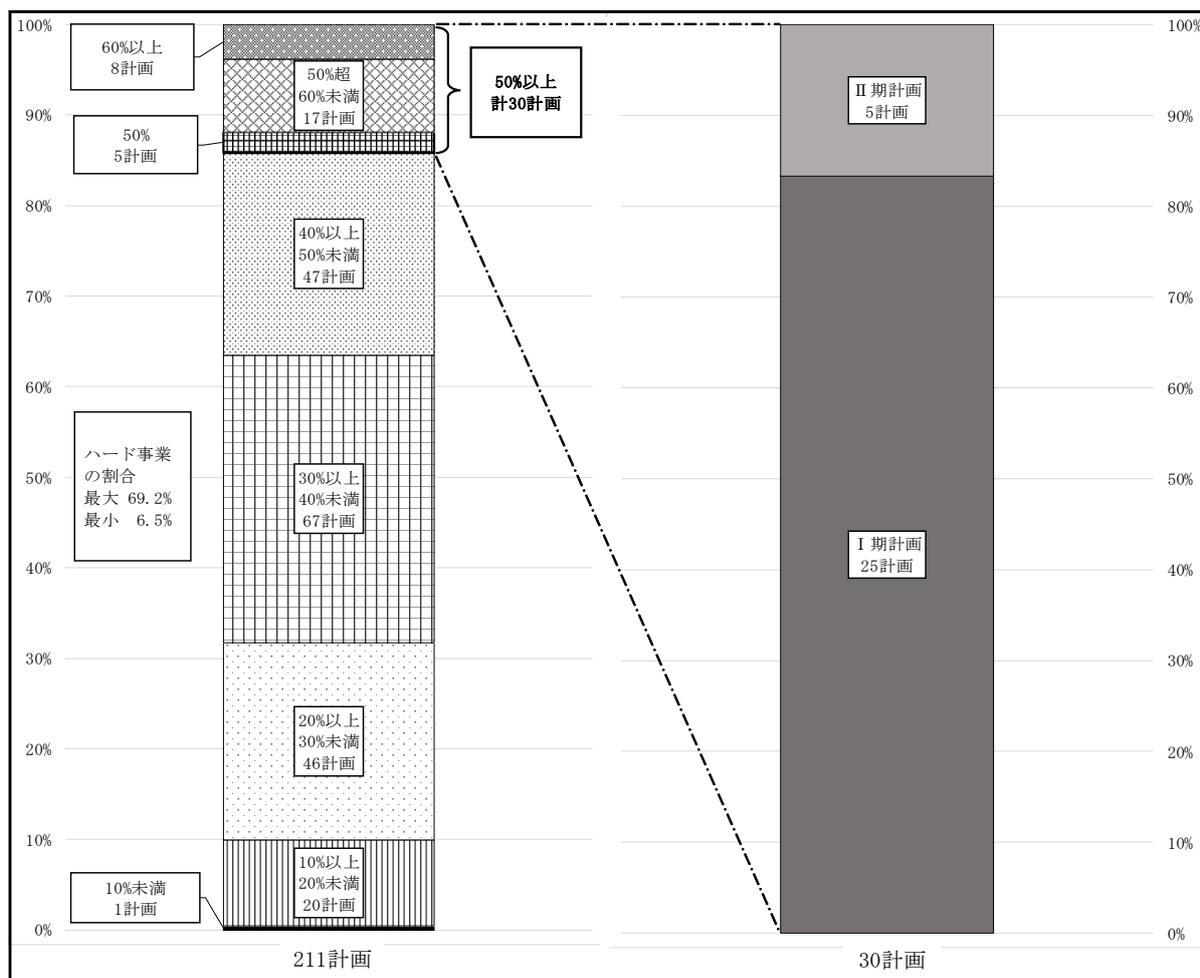
図表2-1-27 総事業数及び1計画当たりの事業数



(注) 141市の211計画を対象としている。

211計画について、計画単位で認定事業の総数に占めるハード事業の割合をみたところ、図表2-1-28のとおり、1計画当たりのハード事業の占める割合は最大69.2%、最小6.5%となっており、ハード事業の占める割合が50%以上となっている認定基本計画は30計画となっていた。そして、この30計画の内訳は、I期計画が25計画、II期計画が5計画となっていた。

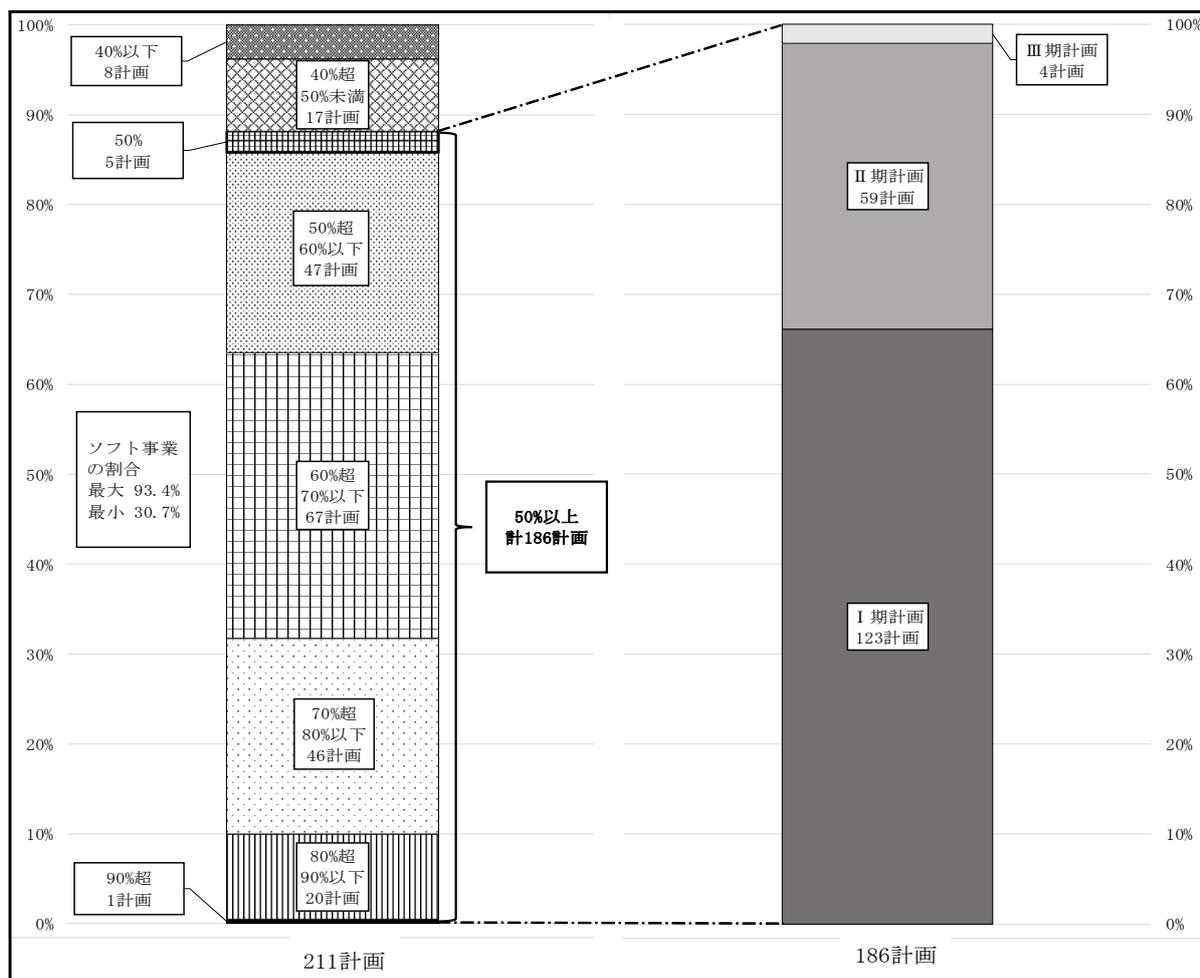
図表2-1-28 1計画当たりの認定事業の総数に占めるハード事業の割合



(注) 141市の211計画を対象としている。

一方、認定事業の総数に占めるソフト事業の割合をみると、図表2-1-29のとおり、1計画当たりのソフト事業の占める割合は最大93.4%、最小30.7%となっており、ソフト事業の占める割合が50%以上となっている認定基本計画は186計画となっていた。そして、この186計画の内訳は、I期計画が123計画（I期144計画全体に占める割合85.4%）、II期計画が59計画（II期63計画全体に占める割合93.6%）、III期計画が4計画（III期4計画全体に占める割合100%）となっており、I期計画からII期計画、そしてIII期計画へと移行していくにつれて、事業実施の重点がハード事業からソフト事業へと移行していく状況が見受けられた。

図表2-1-29 1計画当たりの認定事業の総数に占めるソフト事業の割合



注(1) 141市の211計画を対象としている。

注(2) 図表2-1-28のハード事業の占める割合が50%以上となっている30計画と本図表のソフト事業の占める割合が50%以上となっている186計画には、それぞれ1計画当たりの認定事業の総数に占めるハード事業の割合とソフト事業の割合がいずれも50%になる5計画が含まれている。

認定基本計画の総事業費は、(ア) a のとおり3兆0847億余円となっているが、これらには28年度末時点で認定基本計画期間が終了していない認定基本計画に係る事業費も含まれている。そこで、141市の211計画のうち、28年度末までに認定基本計画期間が終了した109市の118計画（事業費2兆2965億余円（国庫負担額6427億余円））について、1計画当たりの事業費をみたところ、図表2-1-30のとおり、10億円未満が1計画、10億円以上50億円未満が18計画、50億円以上100億円未満が27計画、100億円以上500億円未満が66計画、500億円以上が6計画となっていて、100億円以上500億円未満の計画が最も多くなっていた。

そして、118計画について、事業種別の事業数及び事業費をみたところ、ハード事業の事業数は最大56事業、最小5事業で、事業費は最大921億余円、最小4億

余円、ソフト事業の事業数は最大135事業、最小11事業で、事業費は最大121億余円、最小0.8億余円となっていた。

図表2-1-30 平成28年度末までに認定基本計画期間が終了した認定基本計画の事業費と事業種別の規模

事業費区分	計画数	事業費区分別の事業費合計額	ハード事業		ソフト事業	
			事業数	事業費	事業数	事業費
500億円以上	6	498,270	27 ~ 56	62,524 ~ 92,158	25 ~ 49	2,068 ~ 12,123
		168,659		9,895 ~ 52,747		- ~ 555
100億円以上500億円未満	66	1,545,677	5 ~ 52	5,259 ~ 47,347	11 ~ 135	124 ~ 10,901
		410,519		350 ~ 16,242		- ~ 1,948
50億円以上100億円未満	27	194,759	10 ~ 32	3,373 ~ 9,228	11 ~ 71	85 ~ 3,323
		50,037		613 ~ 3,182		1 ~ 226
10億円以上50億円未満	18	56,990	8 ~ 31	442 ~ 4,404	14 ~ 67	119 ~ 3,119
		13,241		134 ~ 1,273		- ~ 314
10億円未満	1	839	6	606	20	233
		324		324		-
計	118	2,296,537	2,729	2,039,563	4,407	256,974
		642,782		626,632		16,149

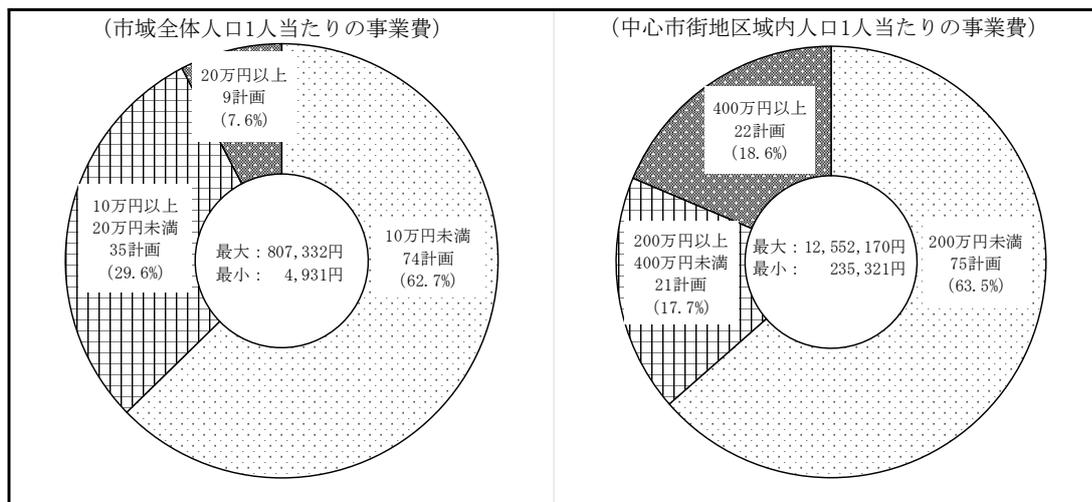
上段：事業費
下段：国庫負担額
単位：百万円

(注) 141市の211計画のうち、平成28年度末までに認定基本計画期間が終了した109市の118計画を対象としている。

e 人口1人当たりの事業費及び国庫負担額

bのとおり、都市計画区域について市街化区域を設定していない市があることから、118計画について、人口1人当たりの事業費を市域全体人口と中心市街地区域内人口でみたところ、図表2-1-31のとおり、市域全体人口1人当たりの事業費は最大807,332円、最小4,931円で、10万円未満の計画が74計画（118計画に占める割合62.7%）、10万円以上20万円未満の計画が35計画（同29.6%）、20万円以上の計画が9計画（同7.6%）となっていた。また、中心市街地区域内人口1人当たりの事業費は最大1255万余円、最小23万余円で、200万円未満の計画が75計画（同63.5%）、200万円以上400万円未満の計画が21計画（同17.7%）、400万円以上の計画が22計画（同18.6%）となっていた。

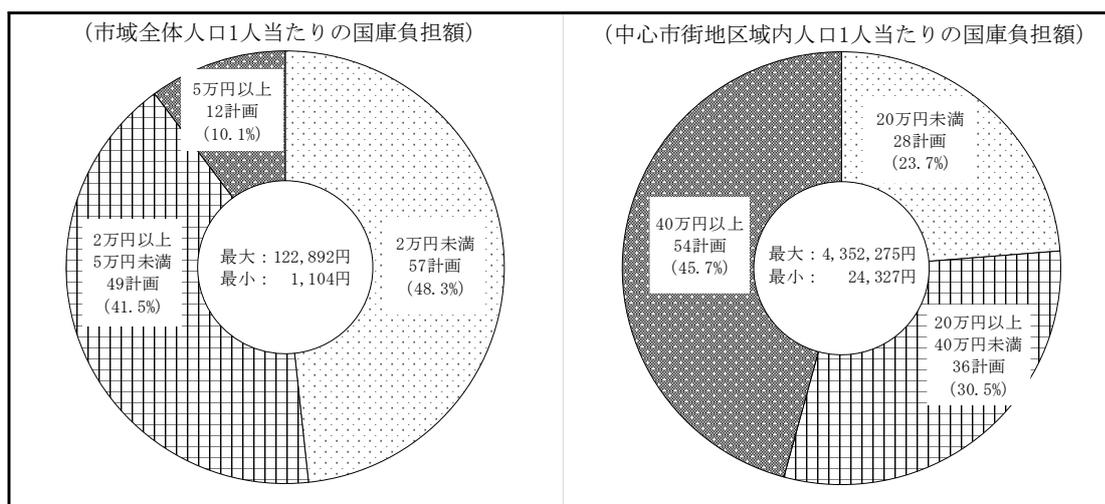
図表2-1-31 人口1人当たりの事業費



(注) 109市の118計画を対象としている。

また、118計画について、人口1人当たりの国庫負担額を市域全体人口と中心市街地区域内人口でみたところ、図表2-1-32のとおり、市域全体人口1人当たりの国庫負担額は最大122,892円、最小1,104円で、2万円未満の計画が57計画（同48.3%）、2万円以上5万円未満の計画が49計画（同41.5%）、5万円以上の計画が12計画（同10.1%）となっていた。また、中心市街地区域内人口1人当たりの国庫負担額は最大435万余円、最小2万余円で、20万円未満の計画が28計画（同23.7%）、20万円以上40万円未満の計画が36計画（同30.5%）、40万円以上の計画が54計画（同45.7%）となっていた。

図表2-1-32 人口1人当たりの国庫負担額



(注) 109市の118計画を対象としている。

イ 認定事業の実施状況等

第1の2(1)のとおり、基本方針等によれば、人口減少・少子高齢社会を迎えている

中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、多様な都市機能がコンパクトに集積した、多くの人にとって暮らしやすい、にぎわいあふれるまちづくりを進めていくことが必要であるとされている。そして、中心市街地の活性化は、地域の創意工夫をいかしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであるとされている。このような中で、各市は、認定基本計画において、様々な認定事業を実施することを計画している。

(ア) 認定事業の分類等

基本方針等において、認定事業は次のとおり分類されている。

- ① 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業（以下「市街地整備改善事業」という。）
- ② 居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設を整備する事業（以下「都市福利施設整備事業」という。）
- ③ 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業（以下「居住環境向上事業」という。）
- ④ 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置（以下「経済活力向上事業」という。）
- ⑤ 市街地整備改善事業、都市福利施設整備事業、居住環境向上事業及び経済活力向上事業と一体的に推進する公共交通機関の利用者の利便の増進を図るためなどの事業（以下「公共交通利便増進等事業」という。）

各市は、中心市街地の活性化の目標を達成するために①から⑤までの認定事業を実施することとしており、認定事業の分類ごとの主な具体例は、図表2-1-33のとおりとなっている。

そして、会計実地検査を行った90市の134計画における認定事業の事業費をみると、市街地整備改善事業に係る事業費1兆1320億余円（国庫負担額3830億余円）、都市福利施設整備事業に係る事業費6394億余円（国庫負担額1184億余円）、居住環境向上事業に係る事業費3922億余円（国庫負担額819億余円）、経済活力向上事

業に係る事業費3886億余円（国庫負担額675億余円）、公共交通利便増進等事業に係る事業費2033億余円（国庫負担額621億余円）となっていた。

また、認定事業8,594事業のうち経済活力向上事業が3,843事業と全体の44.7%を占めており、事業費は市街地整備改善事業が1兆1320億余円と全体の41.0%を占める状況となっていた。

図表2-1-33 認定事業の分類別の事業費 (単位：百万円)

分類	主な事業例	事業種別	事業数		事業費		国庫負担額	
				割合		割合		割合
市街地整備改善事業	再開発ビルの建設事業、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る土地区画整理事業、バリアフリー化事業等	ハード事業	2,040	23.7%	1,132,071	41.0%	383,002	53.7%
都市福利施設整備事業	教育文化施設や社会福祉施設の建設事業等	ハード事業	942	10.9%	639,419	23.2%	118,491	16.6%
	公共施設等を活用したイベント等	ソフト事業						
居住環境向上事業	公営住宅や民間事業者の住宅建設事業等	ハード事業	796	9.2%	392,273	14.2%	81,972	11.4%
	中心市街地への居住支援等	ソフト事業						
経済活力向上事業	商業施設の建設事業等	ハード事業	3,843	44.7%	388,613	14.1%	67,545	9.4%
	商業の活性化に資するフェスティバル等のイベント、空き店舗対策、商業者への支援等	ソフト事業						
公共交通利便増進等事業	コミュニティバスの運行等	ソフト事業	973	11.3%	203,393	7.3%	62,158	8.7%
計			8,594	100%	2,755,772	100%	713,170	100%

(注) 90市の134計画を対象としている。

ハード事業は再開発ビルのしゅん工等の事業の完了により効果を一定程度発現することになるのに対して、イベントの開催、空き店舗対策等といったソフト事業は、認定基本計画期間中に一度行えば効果を発現するという事業ではなく、認定基本計画期間を通じて、更に認定基本計画期間終了後も継続して実施していくことにより、中心市街地の活性化に寄与することになる事業である。そして、内閣府は、上記イベントの開催等のソフト事業は、認定基本計画期間終了後も継続的に実施されることが望ましいとしている。

(イ) 認定事業の完了又は継続の状況

会計実地検査を行った90市の134計画のうち28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画における4,901事業（ハード事業1,874事業、ソフト事業3,027事業）の認定基本計画期間終了時点の実施状況についてみたところ、図表2-1-34のとおり、実施済（継続して実施するイベント等の事業を含む。）の認定事業が4,270事業、実施中の認定事業が331事業等となっていた。

図表2-1-34 平成28年度末までに認定基本計画期間が終了した認定事業の実施状況

(単位：事業)

	実施状況別事業数					
	事業種別	事業数	実施済	実施中	中止	未実施
平成28年度末までに認定基本計画期間が終了した80計画に定められた4,901事業	ハード事業	1,874 100%	1,379 73.5%	324 17.2%	22 1.1%	149 7.9%
	ソフト事業	3,027 100%	2,891 95.5%	7 0.2%	18 0.5%	111 3.6%
	計	4,901 100%	4,270 87.1%	331 6.7%	40 0.8%	260 5.3%

(注) 74市の80計画を対象としている。

a ハード事業の完了状況

(7)のとおり、ハード事業は事業の完了により効果を一定程度発現することになる。しかし、80計画のうち、全てのハード事業が完了しているのは4計画で、残りの76計画では一部のハード事業が完了していなかった。

特に、主要事業の場合は、認定基本計画期間中に事業が完了しないと目標値を達成できなくなる可能性が高くなるため、事業が完了していることが更に重要となる。そして、完了していないハード事業がある76計画をみたところ、60計画において関係者の合意形成が図られていなかったことなどにより主要事業とされているハード事業の全部又は一部が認定基本計画期間終了時点で完了していなかった。

b ソフト事業の継続状況

(7)のとおり、ソフト事業は、認定基本計画期間終了後も継続して実施していくことにより、中心市街地の活性化に寄与するものである。そこで、74市の80計画のうち、28年度末に認定基本計画期間が終了した8市の8計画を除いた70市の72計画（8市のうち、Ⅱ期計画の認定基本計画期間が終了した4市についてはⅠ期計画の認定基本計画を対象とできるため市数は70市となる。）について、認定基本計画の全てのソフト事業の継続状況をみたところ、継続して実施されているのは1,682事業となっていた。このうち、認定基本計画において市が主要事業を含め目標に寄与するソフト事業として整理していたのは、66市の68計画で1,007事業となっており、これらのソフト事業のうち、経済活力向上事業は68事業であり、1,007事業に占める割合は66.3%となっていた。

また、74市の80計画について、主要事業とされているソフト事業の認定基本

計画期間終了後の継続状況をみたところ、53計画においては、市の補助事業等による財政的な支援等の体制が整わないことなどにより一部が継続されていなかった。

そして、前記のソフト事業を継続している66市が認定基本計画期間中に整備した推進体制の継続状況をみたところ、図表2-1-35のとおり、協議会の活動を継続しているのは49市の783事業、タウンマネージャーの配置を継続しているのは12市の151事業、市連絡調整会議の活動を継続しているのは13市の215事業、事業の実施状況の把握を継続しているのは23市の287事業となっていた。

図表2-1-35 認定基本計画期間終了後に継続しているソフト事業の推進体制

項目	認定基本計画期間中に体制整備済								認定基本計画期間中に体制未整備		計			
	認定基本計画期間終了後継続				認定基本計画期間終了後未継続								小計	
	市数	割合 (%)	事業数	割合 (%)	市数	割合 (%)	事業数	割合 (%)	市数	事業数	市数	事業数	市数	事業数
協議会の活動	49	74.2	783	77.7	17	25.7	224	22.2	66	1,007	0	0	66	1,007
タウンマネージャーの配置	12	41.3	151	32.9	17	58.6	307	67.0	29	458	37	549	66	1,007
市連絡調整会議の活動	13	26.5	215	26.4	36	73.4	598	73.5	49	813	17	194	66	1,007
事業の実施状況の把握	23	34.8	287	28.5	43	65.1	720	71.4	66	1,007	0	0	66	1,007

(注) ソフト事業が継続されている66市を対象としている。

(ウ) 都市計画手法の活用及び経済活力向上事業の実施状況

市町村は、中心市街地の商業地域が顧客、住民のニーズに十分対応できていないことが中心市街地の衰退の原因の一つであるとして、中心市街地の商業地域の活性化に取り組んでいる。

商業地域の活性化の手法としては、準工業地域に特別用途地区を設定するなどの用途地域の見直しを行ったり、都道府県が広域的な調整を行ったりするなどして、中心市街地区域外での大型店の立地を抑制する都市計画手法の活用によるものや、大店立地法の特例措置により中心市街地区域内への大型店の立地について手続を簡素化したり、中心市街地の空き店舗対策を実施したりするなどして、経済活力向上事業を実施するものがある。

a 都市計画手法の活用による商業地域の活性化

(a) 中心市街地区域外への大型店の立地状況

中心市街地区域外には大型店の立地が可能な土地が多いことから、多くの市町村で大型店が中心市街地区域外に立地している。第1の2(2)ア(イ)のとおり、用途地域のうち、大型店が店舗面積の制限なく立地できるのは、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の3用途地域のみとされている。

そこで、90市について、18年度から28年度までの間に中心市街地区域外の上記3用途地域に立地した大型店の店舗数及び店舗面積をみたところ、18年の中心市街地活性化法の改正以降も、大型店が中心市街地区域外に立地しており、図表2-1-36のとおり、近隣商業地域には計176店舗（店舗面積計936,919㎡）、商業地域には計99店舗（同757,319㎡）、準工業地域には計382店舗（同1,559,537㎡）が立地していた。そして、上記3用途地域の中では準工業地域における店舗数及び店舗面積が最も増加していた。

図表2-1-36 平成18年度から28年度までの間における大型店の中心市街地区域外への立地状況

(単位：店舗、㎡)

店舗立地場所 (用途地域別)	10,000㎡超		7,000㎡超 10,000㎡以下		5,000㎡超 7,000㎡以下		3,000㎡超 5,000㎡以下		3,000㎡以下		計	
	店舗数	店舗面積	店舗数	店舗面積	店舗数	店舗面積	店舗数	店舗面積	店舗数	店舗面積	店舗数	店舗面積
近隣商業地域	22	452,287	11	88,935	20	116,959	27	106,631	96	172,107	176	936,919
商業地域	20	477,207	3	25,341	15	93,385	19	78,235	42	83,151	99	757,319
準工業地域	20	374,758	28	228,165	44	255,238	73	281,679	217	419,697	382	1,559,537

(注) 90市を対象としている。

(b) 特別用途地区の設定状況等

建築基準法によると、都市計画区域の用途地域のうち、準工業地域は多様な用途を許容する地域となっているが、地方都市の準工業地域に大型店が立地した場合には、中心市街地への影響が大きいと考えられていることから、国は、基本方針等において、基本計画の認定に当たっては、3大都市圏等を除き、市町村が都市計画法に基づき準工業地域に特別用途地区を設定して、店舗面積が10,000㎡超の大型店の立地を制限することを認定の要件としている。

建設省建設経済局長建設省都市局長通達（平成10年建設省経民発第67号・建設省都計発第118号）によれば、特別用途地区の設定は、市町村が多様な二

ーズに応じて定めることができるとされており、上記の準工業地域への大型店の立地の制限については、対象面積を10,000㎡以下にしたり、近隣商業地域、商業地域等の準工業地域以外の用途地域に設定したりすること（以下「多重制限」という。）も可能となっている。また、市町村によっては、条例や指針等を制定して地域に即した土地利用の状況を踏まえた大型店の立地の制限を行っている。

そこで、90市について、中心市街地区域外における多重制限の実施状況等をみたところ、図表2-1-37のとおり、12市において立地制限の対象となる大型店に関して多重制限等を行っていた（以下、このような市を「多重制限市」という。）が、78市においては、多重制限等を行っていなかった（以下、このような市を「多重制限未実施市」という。）。

そして、多重制限市12市が中心市街地区域外の近隣商業地域、商業地域又は準工業地域について、どのように大型店の立地を制限しているかをみたところ、近隣商業地域を制限している市が6市、商業地域を制限している市が4市、準工業地域を制限している市が8市となっており、複数の用途地域を制限している市も見受けられた。

図表2-1-37 中心市街地区域外における多重制限等による大型店の立地の制限面積
(単位：市)

実地検査 実施市	多重制限 未実施市	多重制限市	用途地域 の別	制限を行っていた面積					計
				10,000㎡超	7,000㎡超 10,000㎡以下	5,000㎡超 7,000㎡以下	3,000㎡超 5,000㎡以下	3,000㎡以下	
90	78	内訳 〔準工業地域を制限 近隣商業、商業及び準工業地域を制限 近隣商業地域を制限 近隣商業及び商業地域を制限 近隣商業及び準工業地域を制限 商業地域を制限〕	12 近隣商業 地域	4	0	1	0	1	6
			2 商業地域	2	0	0	1	1	4
			1 準工業 地域		1	3	1	3	8
			1						
			1						

上記に関して、認定基本計画期間中において、多重制限により中心市街地区域外へ立地する大型店の店舗面積の制限を行って大型店の立地の抑制を図っていた事例を示すと次のとおりである。

<参考事例2> 準工業地域への多重制限を行って中心市街地域外への大型店の立地の抑制を図っていた事例

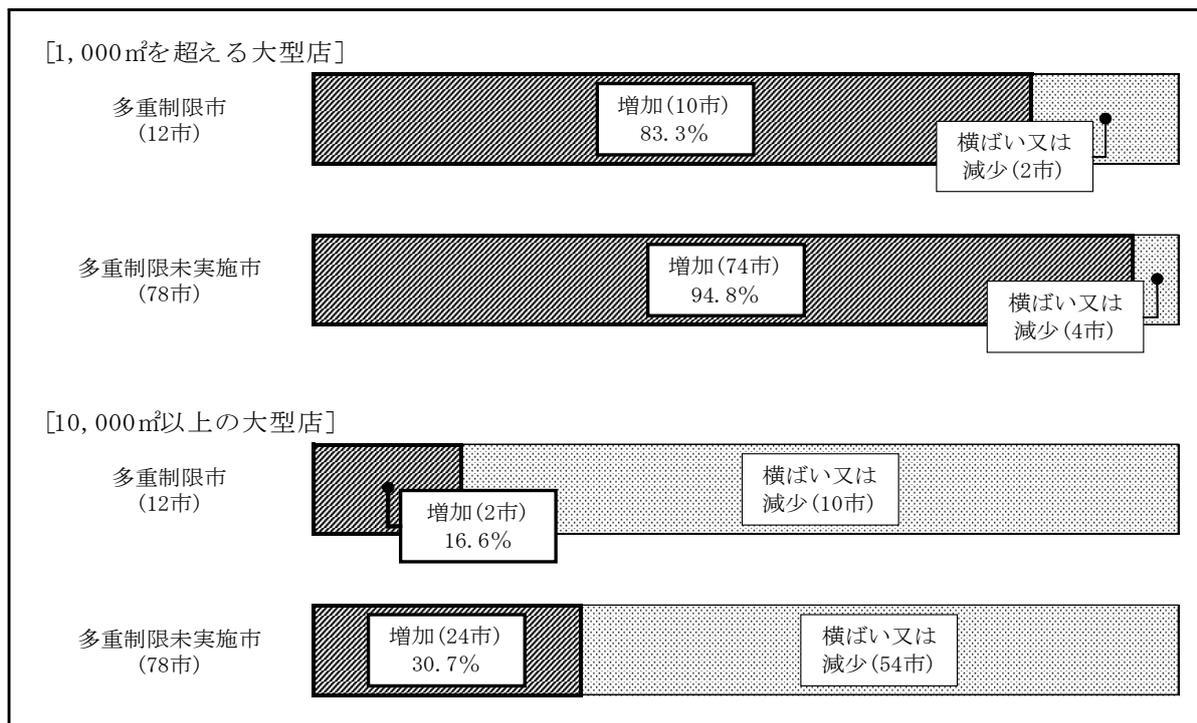
計 画 期 間	摘 要
平成20年7月から 25年3月まで	山形県鶴岡市 中活課室名 商工課、都市計画課
<p>鶴岡市の認定基本計画等によると、同市は、古くから庄内地方の政治、経済及び文化の中心として栄えてきた人口14万人（平成18年時点）の都市である。</p> <p>同市は、基本計画（20年7月から25年3月まで）を作成して、中心市街地の人口減少や商業等の衰退等の課題に対応するために、「交流の拡大」「中心商店街の活性化」及び「まちなか居住の環境づくり」を目標として、認定基本計画期間において、34事業（事業費71億円、国庫負担額9億円）を実施している。</p> <p>認定基本計画によると、同市は、商業施設等の都市機能について、13年に策定した都市計画マスタープランに基づいて、中心市街地への集積等を進めている。</p> <p>そして、同市は、中心市街地への商業施設等の都市機能の集積には、都市機能の無秩序な拡散を防止し、都市機能がコンパクトに集積した都市構造の実現を図る必要があるとして、広域的に都市構造等に大きな影響を及ぼす大型店の立地を制限することとし、郊外に立地する大型店については10,000㎡に満たないものであっても、市内の実情を考慮して、中心市街地域外への準工業地域に特別用途地区を設定し、店舗面積が5,000㎡を超える大型店を制限の対象として、認定基本計画の期間前の20年4月から実施している。</p> <p>そこで、18年度から28年度までの中心市街地域外への大型店の立地状況をみると、5,000㎡を超える大型店は、増加していなかった。</p>	

中心市街地域外に立地している大型店には、ドラッグストア等の比較的店舗面積が小さいものから、ショッピングモール等の店舗面積が大きいものまであり、業種により1店舗当たりの面積は異なっていたり、同業種の大型店であっても店舗面積は異なっていたりしている。

そこで、多重制限市12市と多重制限未実施市78市について、18年度から28年度までの間に中心市街地域外に立地した大型店の店舗面積の変化を比較したところ、図表2-1-38のとおり、1,000㎡を超える大型店の店舗面積が増加していたのは、多重制限未実施市では74市（78市に占める割合94.8%）、多重制限市では10市（12市に占める割合83.3%）となっていた。

また、中心市街地への影響が大きいとされる店舗面積が10,000㎡以上の大型店の店舗面積が増加していたのは、多重制限未実施市では24市（78市に占める割合30.7%）、多重制限市では2市（12市に占める割合16.6%）となっていた。

図表2-1-38 中心市街地区域外に立地した大型店の店舗面積の変化



(注) 90市を対象としている。

(c) 都道府県における大型店の立地のための広域的な調整の実施状況

大型店については、中心市街地の活性化のために郊外への立地を抑制している市町村がある一方で、地域雇用創出等のために郊外に誘致している市町村もあり、このような場合には、立地の抑制の効果が限定的となる。そして、基本方針等によれば、都道府県は、広域的な観点から、市町村相互間の整合性の確保と連携の促進を図るために指導及び助言を行うなど、大型店の立地について適切な誘導を行うことが重要であるとされ、また、市町村の求めに応じて、積極的に広域的な調整を行うことが望ましいとされている。

また、都市計画法によれば、市町村は、大型店の立地が可能となる用途地域を設定するなどの都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないとされており、都道府県知事は、市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図るための協議を行うものとされている。そして、協議に当たって、都道府県知事は、関係市町村に意見の開陳等を求めることができることとされている。この協議において、都道府県は、関係市町村に都市計画の内容や関係資料を提供して、都市計画に対する関係市町村の意見を踏まえて、都市計画を決定しようとする市町村へ回答を行う

などしているが、直接的に大型店の立地の抑制のための意見を述べることはしていないとしている。

そして、大店立地法では、大型店の新設をする者は、都道府県に新設に関する届出を行うこととなっているが、この届出があった場合、都道府県は、大型店の立地予定市町村から、交通渋滞、騒音等の生活環境の保持の見地からの意見を聴取した上で、届出に係る大型店の周辺の地域の生活環境の保持の見地から大型店を新設しようとする者に意見を書面で述べることとなっている。

そこで、会計実地検査を行った24道県について、基本方針等を踏まえて、大型店の立地に関して広域的な調整を図るための条例等を定めているかをみるところ、広域的な土地利用や地域における商業機能の維持等の見地から、条例等において、大型店を立地できる市町村の地域や店舗面積を定めたり、大型店の立地予定の市町村及び隣接する市町村に店舗面積等を通知して中心市街地の活性化の見地から意見等を聴取したりなどしていたのは、9道県にとどまっていた。

上記に関して、基本計画の作成時において、都道府県が大型店の立地に関して広域的な調整を図るための条例等を定めていた事例を示すと次のとおりである。

<参考事例3> 都道府県が広域的な土地利用を目的として、市町村において、大型店の立地できる地域や立地できる大型店の店舗面積を定めていた事例

計 画 期 間	摘 要
市計画期間 平成20年以降	兵庫県 広域土地利用プログラムの作成 18年9月
<p>兵庫県では、大型店の立地に際して、大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）及び大規模集客施設影響調査指針（17年策定）に基づき、「大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム（18年9月）」（以下「プログラム」という。）との整合性を条例の手續において求めている。</p> <p>プログラムは、広域的な土地の利活用を目的として、郊外での大型店の立地が雇用の促進、娯楽の場の提供、消費者ニーズの充足等の効果がある一方、中心市街地の衰退につながるなどとして、都市構造に広域的な影響を与える大型店の適正な立地を図るために定められたものである。</p> <p>プログラムによると、臨海部を中心とした尼崎市等の22市町を対象として、市町において、大型店の立地を誘導する地域を「商業ゾーン」として指定し、立地が可能な大型店の店</p>	

舗面積の制限のないゾーン、上限20,000㎡のゾーン、10,000㎡のゾーンに区分している。そして、商業ゾーン以外の地域では大型店の立地を抑制するために、立地できる店舗面積の上限を6,000㎡にしている。

そして、プログラムは、県及び市町が目指す都市づくりの方向との整合性を図るために、県の都市計画区域マスタープラン及び市町の都市計画マスタープランを踏まえて作成されており、県は、市町において、プログラムを市町の都市計画マスタープランに位置付けるなどして、市町が大型店の立地の誘導や抑制を図るべき区域について定めるなど、地域の実情に応じたきめ細かな土地の利活用が行われることを期待しているとしている。

そこで、認定基本計画を実施する8市のうち、プログラムの対象区域とされている6市についてみたところ、各市ともにプログラムに基づいた大型店の立地の誘導や抑制を図ることとされていた。

b 経済活力向上事業の実施による商業地域の活性化

(a) 中心市街地区域内への大型店の立地状況

中心市街地区域内への大型店の立地は、商業集積による中心市街地の商業機能の強化や地域商店街との相乗効果によるにぎわいの創出をもたらすなど、中心市街地の活性化への効果が期待されるため、中心市街地への大型店の立地の促進は認定基本計画の実施に当たり重要な取組として位置付けられることが多い。

そして、90市において認定基本計画期間中に中心市街地区域内に開店するなどした大型店は、32市で55店舗となっていた。

(b) 大店立地法の特例措置の活用状況

a (c)のとおり、大店立地法によると、大型店の周辺の地域の生活環境の保持のために、都道府県は、大型店が立地する市町村から交通渋滞、騒音等の生活環境の保持の見地からの意見を聴き、聴取した意見に配慮するなどして、大型店を新設する者に、届出に係る大型店の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を書面で述べることとなっている。

一方、市町村では、商業機能の郊外移転が中心市街地の商業機能の低下の要因となっていることから、1(1)エ(イ)のとおり、中心市街地区域内への大型店の迅速な立地の促進のために、大店立地法の特例措置を活用している。大店立地法の特例措置によると、大型店の新設の際の届出が不要となるほか、^(注9)届出から開店までの8か月間の開店制限を不要とするなどの大店立地法の規制を緩和する特例区域を設定することが可能となっている。

(注9) 8か月間の開店制限 大店立地法第5条第4項の規定によれば、第1項の

規定による届出をした者は、当該届出の日から8月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の設置をしてはならないとされている。

そこで、90市について、認定基本計画における大店立地法の特例措置の活用状況をみたところ、図表2-1-39のとおり、25市は大店立地法の特例措置を活用していたが、65市は活用していなかった。

そして、活用していなかった65市と活用していた25市の別に、認定基本計画期間中の中心市街地区域内への大型店の立地状況をみたところ、活用していなかった65市では、認定基本計画期間中に34店舗が中心市街地区域内に新設の届出を行っていた。これらの34店舗は、大店立地法の特例措置が受けられなかったため、このうち6店舗は認定基本計画期間中に新設の届出を行っていたものの、認定基本計画期間が終了してから2か月から9か月後に開店していて、立地による集客効果が現れたのが認定基本計画期間終了後となっていた。一方、活用していた25市では、21店舗が中心市街地区域内に認定基本計画期間中に開店しており、立地による集客効果が認定基本計画期間中に発現できる状況となっていた。

図表2-1-39 大店立地法の特例措置の活用状況と中心市街地区域内への大型店の立地状況

(単位：市、店舗)

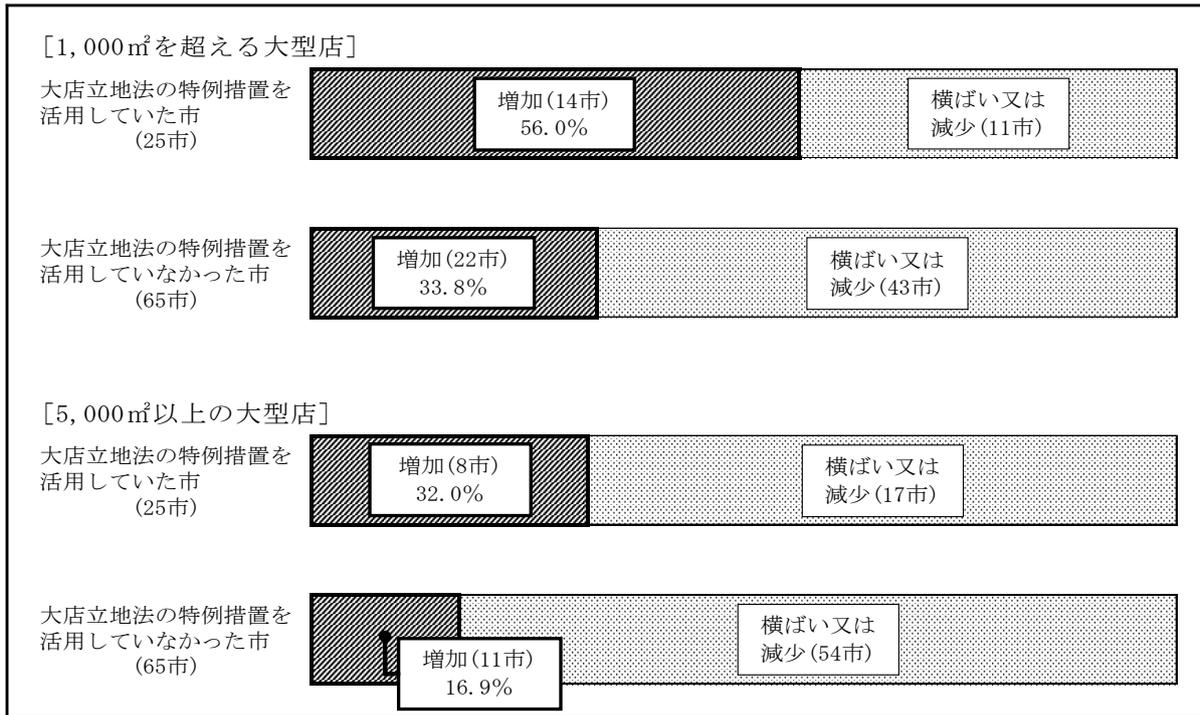
実地検査 実施市	大店立地法 の特例措置 を活用して いた市	大店立地法 の特例措置 を活用して いなかった 市	
		認定基本計画期間中 に開店した店舗	認定基本計画期間中 に新設の届出をした店舗
90	25	21 (15)	34
			6

(注) () 内の数字は中心市街地区域内のうち、特例区域に立地した店舗数である。

そして、大店立地法の特例措置を活用していた25市と活用していなかった65市について、18年度から28年度までの間に中心市街地区域内に立地した大型店の店舗面積の変化を比較したところ、図表2-1-40のとおり、1,000㎡を超える大型店の店舗面積が増加していたのは、大店立地法の特例措置を活用していた市では14市（25市に占める割合56.0%）となっていたのに対して、大店立地法の特例措置を活用していなかった市では22市（65市に占める割合33.8%）にとどまっていた。

また、中心市街地への集客効果が大きいと考えられる店舗面積5,000㎡以上の大型店の店舗面積は、大店立地法の特例措置を活用していた市では8市（25市に占める割合32.0%）において増加していた一方、大店立地法の特例措置を活用していなかった市で増加していたのは11市（65市に占める割合16.9%）にとどまっていた。

図表2-1-40 中心市街地区域内に立地した大型店の店舗面積の変化



(注) 90市を対象としている。

(c) 空き店舗対策事業の実施状況

基本方針等によれば、中心市街地の活性化のためには、中心市街地における商業施設等の整備、空き店舗の活用、商店街のリニューアル等の経済活力向上事業を地域の実情に合わせて選択し、集中的に実施することが重要で、これらの事業が一体として相乗効果を生み出すように行うことが必要とされている。

そして、90市が基本計画の認定申請を行った要因をみたところ、図表2-1-41のとおり、87市は、中心市街地における商業集積の低下や空洞化の進行又は中心市街地の商店街の空き店舗の増加があったとしていて、中心市街地における商業集積や空き店舗の解消は中心市街地の活性化において重要な取組となっている。

図表2-1-41 基本計画の認定申請の要因

基本計画の認定申請の要因	市数
ア 商業集積の低下や空洞化の進行及び中心市街地の商店街の空き店舗の増加	65
イ 商業集積の低下や空洞化の進行	15
ウ 中心市街地の商店街の空き店舗の増加	7
エ ア～ウ以外	3
計	90

また、90市における18年度から28年度までの商業活性化の事業等の実施状況をみたところ、出店した事業者に対して店舗の賃借料の一部を補助するなどの商業活性化に係る事業を81市で計621事業、事業者が出店する際にその開業資金の融資を行うなどの金融支援事業を68市で計244事業実施していた。

このような状況の下、各市は基本計画の認定を受けており、90市の134計画をみたところ、図表2-1-33のとおり、認定事業8,594事業中、3,843事業が経済活力向上事業として位置付けられており、これらの事業は、市が実施している上記商業活性化の事業等のほか、地域の商店街や民間事業者が実施するイベント等の多様な事業となっていた。

そこで、90市の134計画について空き店舗対策のための事業の有無をみたところ、84市の126計画において、1計画当たり1事業から16事業、計509事業の空き店舗対策のための事業が位置付けられていた。

空き店舗対策のための事業を認定基本計画に位置付けていた84市の126計画について、認定基本計画の開始年度から28年度までの空き店舗数の把握状況をみたところ、図表2-1-42のとおり、空き店舗数を毎年度把握していたのは、61市の79計画となっていて、29市の42計画は、毎年度は把握しておらず、このうち9市の14計画は、空き店舗数について一度も把握していなかった。

図表2-1-42 84市の126計画に係る空き店舗数の把握状況

空き店舗数の把握状況	市数	計画数
毎年度把握していたもの	61	79
毎年度は把握していなかったもの	29	42
一度も把握していなかったもの	9	14

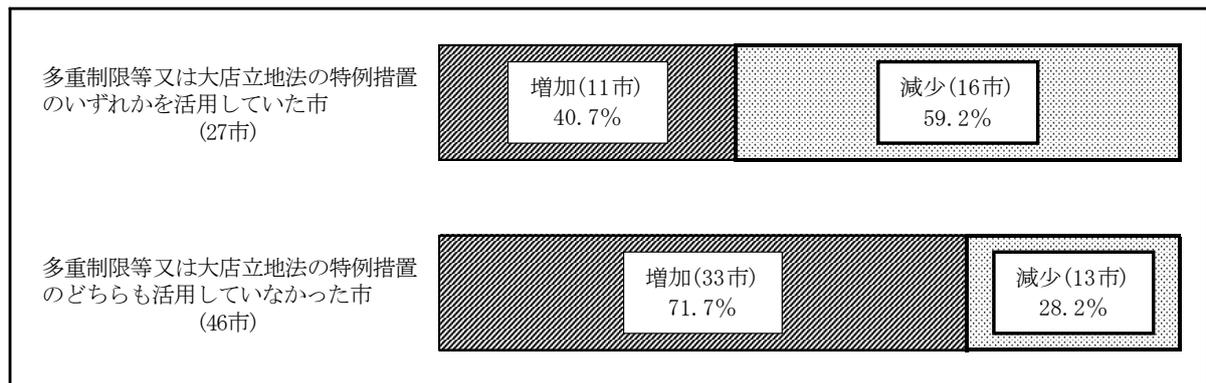
注(1) 平成29年3月に認定を受けて、認定基本計画の開始が29年4月となっているものが5計画あるため、上記計画数の合計は121計画となっている。

注(2) 複数期の計画を実施している市があるため、上記の市数を合計しても84市にならない。

(d) 多重制限等の活用の有無による空き店舗数の状況

中心市街地の空洞化の要因とされている大型店の郊外への立地や、中心市街地からの撤退を抑制するための取組が、中心市街地の空き店舗数に与えている影響をみるために、中心市街地の空き店舗数を18年度から28年度までの間に複数年で把握していた73市について、空き店舗数の増減の状況をみると、図表2-1-43のとおり、多重制限等又は大店立地法の特例措置のいずれかを活用していた27市では半数以上の16市において空き店舗数が減少していたのに対して、どちらも活用していなかった46市において減少していたのは13市となっていて、多重制限等又は大店立地法の特例措置の活用が、中心市街地区域内の空き店舗数の減少に寄与している状況が見受けられた。

図表2-1-43 多重制限等又は大店立地法の特例措置の活用の有無による空き店舗数の状況



(注) 中心市街地の空き店舗数を平成18年度から28年度までの間に複数年で把握していた73市を対象としている。

ウ 評価の実施状況

第1の2(3)カのとおり、市町村が、認定基本計画の実施の効果を着実に発現し、中心市街地の活性化を達成するためには、認定基本計画の実施状況についてフォロー

アップを実施し、当該結果に基づき認定基本計画期間中及び認定基本計画期間終了後に、認定事業の効果の検証、改善及び実施を行い、P D C Aサイクルを確立することが重要である。

基本方針等によれば、市町村は、フォローアップの実施に当たっては、認定基本計画の目標の達成状況について、定量的に評価することが望ましいとされ、最終フォローアップにおいては、認定事業が予定どおり進捗して完了したか評価を行い、中心市街地の活性化が図られたかについても評価を行うこととなっている。そして、最終フォローアップに係る報告書には、市町村による評価に加え、協議会の意見や市民意識の変化を記載することとなっている。

(ア) 認定基本計画における指標の設定状況

基本方針等によれば、中心市街地の活性化の目標は、①人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること、②地域住民、事業者等の社会的、経済的及び文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立することであるとされており、これらを踏まえて、市町村は、認定基本計画において、活性化に係る目標を定めることとなっている。

そして、基本方針等では、「にぎわいの創出」「街なか居住の推進」「経済活力の向上」及び「公共交通の利便の増進」といった4種類の目標分類が示されており、また、設定された定性的な目標の達成状況を定量的に把握することを目的として、目標の達成度合を測定するための指標を設定することとされている。この指標は、「通行量」等の7種類に大別することができる。

会計実地検査を行った90市の134計画のうち、1回以上フォローアップが実施された88市の129計画について目標及び指標の設定状況をみたところ、図表2-1-44のとおり、上記の「にぎわいの創出」等4種類の目標分類で計354目標が設定されており、これらの目標の達成状況を把握するために上記の「通行量」等7種類の指標分類で計404指標が設定されていた。

図表2-1-44 目標及び指標の設定状況

目標分類	指標分類		
	設定数	設定数	
にぎわいの創出	169	①通行量	125
		②居住人口	0
		③販売額	3
		④空き店舗数	7
		⑤施設入込数	44
		⑥公共交通機関の利用者数	3
		⑦その他	24
		小計	206
街なか居住の推進	96	①通行量	0
		②居住人口	84
		③販売額	0
		④空き店舗数	0
		⑤施設入込数	11
		⑥公共交通機関の利用者数	0
		⑦その他	2
		小計	97
経済活力の向上	74	①通行量	12
		②居住人口	0
		③販売額	19
		④空き店舗数	29
		⑤施設入込数	6
		⑥公共交通機関の利用者数	0
		⑦その他	26
		小計	92
公共交通の利便の増進	15	①通行量	1
		②居住人口	0
		③販売額	0
		④空き店舗数	0
		⑤施設入込数	3
		⑥公共交通機関の利用者数	11
		⑦その他	0
		小計	15
計	354	計	404

注(1) 88市の129計画を対象としている。

注(2) 二つの異なる目標に寄与するとされている同一の指標が重複して設定数に計上されているため、小計を合計しても404指標とは一致しない。

市は、これらの指標について、目標値を算定している。そして、基本方針等によれば、目標値は、主要事業の効果を踏まえて合理的な方法で算定することとされている。

そこで、88市の129計画に係る404指標のうち、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標について、目標値の達成状況をみると、図表2-1-45のとおり、168指標（239指標に占める割合70.2%）が目標値を達成しておらず、このうち114指標（168指標に占める割合67.8%）については、基準値に達していない状況となっていた。

さらに、目標値の達成状況を指標分類ごとにみると、通行量や居住人口、販売額に分類される指標の達成割合は25.0%以下と、他の指標と比較して目標値の達成状況が低調となっており、特に販売額に係る達成割合は5.0%にとどまっていた。

図表2-1-45 指標分類ごとの目標値の達成状況

指標分類	最終フォローアップの対象となった指標数 (①)	最終フォローアップの評価結果												
		目標値達成の指標数 (②)				目標値未達成の指標数 (③)								
		達成割合 (%) (②÷①)	評価結果の内訳		未達成割合 (%) (③÷①)	評価結果の内訳								
			A	a		基準値以上の指標数			基準値未満の指標数(④)			目標値未達成の指標数に占める割合 (%) (④÷③)		
				B	b	C	c							
①通行量	84	21	25.0	17	4	63	75.0	18	15	3	45	38	7	71.4
②居住人口	54	13	24.0	13	0	41	75.9	10	7	3	31	19	12	75.6
③販売額	20	1	5.0	0	1	19	95.0	1	0	1	18	14	4	94.7
④空き店舗数	14	5	35.7	4	1	9	64.2	5	5	0	4	2	2	44.4
⑤施設入込数	37	15	40.5	15	0	22	59.4	14	12	2	8	5	3	36.3
⑥公共交通機関の利用者数	9	4	44.4	3	1	5	55.5	3	1	2	2	2	0	40.0
⑦その他	21	12	57.1	9	3	9	42.8	3	2	1	6	6	0	66.6
計	239	71	29.7	61	10	168	70.2	54	42	12	114	86	28	67.8

注(1) 74市の80計画に係る239指標を対象としている。

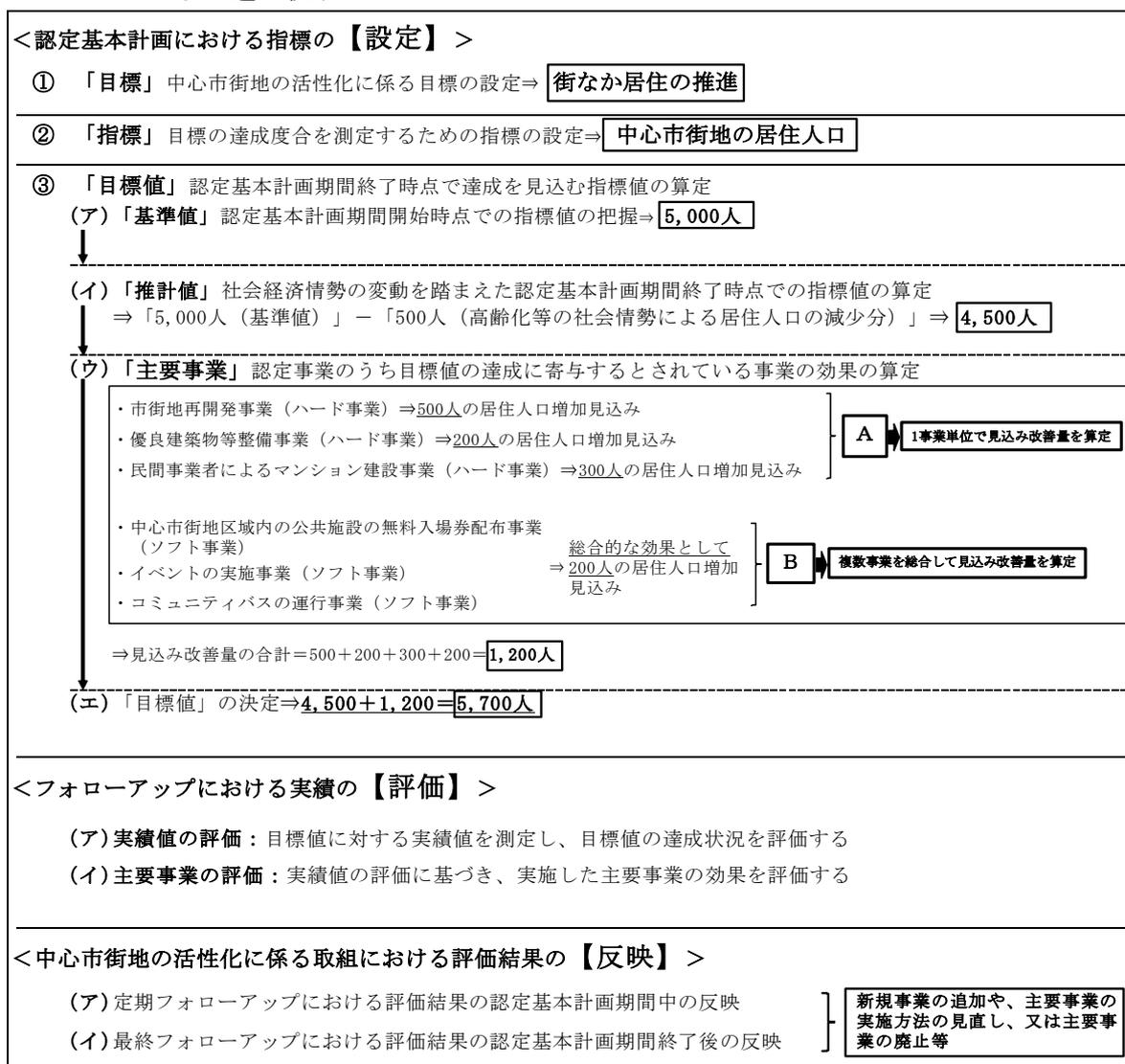
注(2) 最終フォローアップにおける評価結果は次のとおりである。

- A：計画した事業はおおむね予定どおり進捗・完了。さらに、最新の実績でも目標値を超えることができた。
- a：計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。一方、最新の実績では目標値を超えることができた。
- B：計画した事業はおおむね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では基準値を超えることができたが、目標値には及ばなかった。
- b：計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。また、最新の実績では基準値を超えることができたが、目標値には及ばなかった。
- C：計画した事業はおおむね予定どおり進捗・完了。一方、最新の実績では目標値及び基準値にも及ばなかった。
- c：計画した事業は予定どおり進捗・完了しなかった。また、最新の実績では目標値及び基準値にも及ばなかった。

そして、市は、目標値の算定の合理性を確保するために、図表2-1-46の③のとおり、基準値が社会経済情勢により認定基本計画期間終了時点までにどのように変動するかを推計（以下、推計した指標値を「推計値」という。）し、推計値に

目標値の達成に寄与する全ての主要事業に係る指標値の改善量の見込み（以下「見込み改善量」という。）を合算するなどして目標値を算定している。なお、見込み改善量は、1事業単位で算定されている場合（図表2-1-46中の[A]）と、複数事業を総合して算定されている場合（図表2-1-46中の[B]）がある。

図表2-1-46 指標の設定から中心市街地の活性化に係る取組における評価結果の反映に至る一連の流れ



88市の129計画に係る404指標について、主要事業の選定状況及び当該主要事業の見込み改善量の算定状況をみると、図表2-1-47のとおり、ハード事業やソフト事業計2,533事業が選定されており、これらの主要事業に係る見込み改善量は、1,204事業では1事業単位で算定され、1,329事業では複数事業を総合して算定されていた。

さらに、見込み改善量の算定状況を主要事業の事業種別でみてみると、見込み改善量が1事業単位で算定されていた1,204事業のうち759事業（1,204事業に占める割合63.0%）がハード事業、445事業（同36.9%）がソフト事業となっていたのに対して、見込み改善量が複数事業を総合して算定されていた1,329事業のうち、558事業（1,329事業に占める割合41.9%）がハード事業、771事業（同58.0%）がソフト事業となっており、ソフト事業では見込み改善量を1事業単位で算定することが必ずしも容易でない状況が見受けられた。

(注10) 2,533事業 同一の主要事業が複数の指標に対応している場合、同一の主要事業を重複して計上しているため、主要事業は延べ事業数となっている（以下同じ。）。

図表2-1-47 主要事業に係る見込み改善量の算定状況等

指標分類	設定数	対応する主要事業数										
		見込み改善量が1事業単位で算定されていた主要事業数						見込み改善量が複数事業を総合して算定されていた主要事業数				
		ハード事業		ソフト事業		ハード事業		ソフト事業				
				割合 (%)	割合 (%)			割合 (%)	割合 (%)			
①通行量	135	1,144	516	365	70.7	151	29.2	628	282	44.9	346	55.0
②居住人口	84	345	198	147	74.2	51	25.7	147	69	46.9	78	53.0
③販売額	22	142	49	31	63.2	18	36.7	93	35	37.6	58	62.3
④空き店舗数	36	135	73	27	36.9	46	63.0	62	17	27.4	45	72.5
⑤施設入込数	64	368	176	93	52.8	83	47.1	192	66	34.3	126	65.6
⑥公共交通機関の利用者数	14	125	39	25	64.1	14	35.8	86	31	36.0	55	63.9
⑦その他	49	274	153	71	46.4	82	53.5	121	58	47.9	63	52.0
計	404	2,533	1,204	759	63.0	445	36.9	1,329	558	41.9	771	58.0

(注) 88市の129計画に係る404指標を対象としている。

また、(1)エのとおり、基本方針等では、基本計画の作成に当たり、市町村が定める都市計画等との適合又は調和を確認することが必要であるとされていることから、認定基本計画と「都市再生特別措置法」（平成14年法律第22号）等に基づき都市の再生を実現するために作成された都市再生整備計画との調和が図られているかみところ、次のような状況となっていた。

88市の129計画のうち、59市の81計画において、都市再生整備計画で定められた指標と共通する指標が設定されていた。このうち45市の63計画は、都市再生整備計画の事業による効果を含めて目標値を算定していたが、16市の18計画は、当該効果を含めることなく目標値を算定しており、認定基本計画と都市再生整備計画

との調和が十分図られていない状況となっていた。

上記の事態に関して、基本計画の作成時に設定した指標の目標値に、都市再生整備計画の事業による効果を含めていなかった事例を示すと次のとおりである。

<事例5> 基本計画の作成時に設定した指標の目標値に、都市再生整備計画の事業による効果を含めていなかった事例

計 画 期 間	摘 要
平成22年3月から 27年3月まで	青森県十和田市 指標 歩行者・自転車通行量 目標値 2,700人
<p>十和田市は、認定基本計画（平成22年3月から27年3月まで）において、「芸術・歴史・文化を活かした魅力的な市街の形成を図る」ことを目標の一つとして掲げ、当該目標の達成状況を測定するための指標として「歩行者・自転車通行量」を設定していた。そして、目標値を推計値である1,748人から2,700人に増加させるために、観光情報の提供や観光プログラムの開発、観光情報施設の整備、さらには、アートを取り入れた景観づくりや商業施設の整備等の主要事業7事業を実施し、認定基本計画期間終了後の27年5月に公表した最終フォローアップにおいては、実績値が2,665人となっており、当該指標についての評価はB評価、認定基本計画についての市の最終評価は、若干の活性化が図られたとしていた。</p> <p>一方、認定基本計画には、上記7主要事業のほかに歩道の段差解消等の回遊性を向上させるために道路を整備する都市再生整備計画に基づく事業も位置付けられており、都市再生整備計画によると、当該事業を実施することにより商業コアゾーンの歩行者・自転車通行量が114人増加することが見込まれるとしていた。</p> <p>しかし、同市は、認定基本計画で設定した「歩行者・自転車通行量」の目標値に、都市再生整備計画に基づく事業の実施による歩行者・自転車通行量の増加分を含めていなかった。</p>	

(イ) フォローアップにおける実績の評価状況

前記のとおり、フォローアップの実施に関して、市町村は、実績値を測定して当該実績値を評価することとなっている。そして、市町村は、フォローアップにおいて、当該実績値に係る評価を踏まえて、完了した主要事業に係る見込み改善量と実績改善量を比較することなどを通じて主要事業の効果を事業単位で評価して、認定基本計画期間中又は認定基本計画期間終了後に、当該事業の実施方法を変更したり、必要に応じて新規事業を追加したりすることで、評価の結果を中心市街地の活性化に係る取組に反映することとしている。

このため、市町村は、フォローアップにおいて、実績値の測定を正確に行い、当該実績値を合理的に評価した上で、主要事業の事業単位での効果を正確に評価

することが重要となっている。

a 実績値の評価

基本方針等によれば、市町村は、定期フォローアップにおける実績値に係る評価について、測定した実績値に基づき、次の五つの分類から、認定基本計画期間終了時点での目標値の達成に関する見通しを選択することとされている。

- ①取組（事業等）の進捗状況が順調であり、目標達成可能であると見込まれる
- ②取組の進捗状況はおおむね予定どおりだが、このままでは目標達成可能とは見込まれず、今後対策を講じる必要がある
- ③取組の進捗状況は予定どおりではないものの、目標達成可能と見込まれ、引き続き最大限努力していく
- ④取組の進捗に支障が生じているなど、このままでは目標達成可能とは見込まれず、今後対策を講じる必要がある
- ⑤取組が実施されていないため、今回は評価対象外（26年3月の基本方針等の改正により分類から削除されている。）

そこで、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標について、最終フォローアップの直前の定期フォローアップ(注11)における認定基本計画期間終了時点での目標達成の見通しの選択状況と目標値の達成状況をみたとところ、図表2-1-48のとおり、上記の①又は③が選択され認定基本計画期間終了時点での目標達成が可能であるとされていた152指標のうち、81指標（152指標に占める割合53.2%）は、最終フォローアップにおいて目標値が達成されていなかった。

そして、目標値が達成されていなかった81指標のうち26指標は、定期フォローアップ時点で実績値が基準値を下回っており、かつ、対応する主要事業の一部が認定基本計画期間中に着手されない又は完了しないことが判明していたにもかかわらず、認定基本計画期間中に目標値は達成可能であると判断されており、市による実績値の評価が合理的であったとは認められない状況となっていた。

(注11) 定期フォローアップには、市が独自に実施してその結果を内閣府に報告しなかったものを含む。

図表2-1-48 定期フォローアップにおいて認定基本計画期間終了時点での目標達成が可能とされた指標の最終フォローアップにおける目標値の達成状況

最終フォローアップの対象となった指標数									
最終フォローアップの直前の定期フォローアップにおいて、認定基本計画期間終了時点での目標達成が困難とされた指標数	最終フォローアップの直前の定期フォローアップにおいて、認定基本計画期間終了時点での目標達成が可能であるとされていた指標数								
	最終フォローアップで目標値が達成されていた指標数				最終フォローアップで目標値が達成されていなかった指標数				
					定期フォローアップ時点で実績値が基準値未満となっていた指標数				
	割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)
239	82	152	71	46.7	81	53.2	43	53.0	26

注(1) 74市の80計画に係る239指標を対象としている。

注(2) 平成21年度以降の定期フォローアップにおいて実績値の測定が実施されなかった指標が5指標あるため、認定基本計画期間終了時点での目標達成が困難とされた指標数(82指標)と認定基本計画期間終了時点での目標達成が可能であるとされていた指標数(152指標)を合計しても74市の80計画に係る指標数(239指標)と一致しない。

また、実績値の評価の合理性を確保するためには、正確な実績値の測定が不可欠であり、基本方針等によれば、フォローアップにおいて、基準値を測定した条件と同一の条件で実績値を測定することが必要であるとされている。しかし、定期フォローアップや最終フォローアップにおいて、実績値が基準値と異なる条件で測定されている指標も見受けられた。

上記の事態に関して、市が、定期フォローアップにおいて基準値と異なる条件で測定を行った実績値に基づき、認定基本計画期間終了時点での目標達成は可能であると評価していたが、最終フォローアップにおいて基準値と同様の条件で実績値をみたところ目標値を達成していなかった事例を示すと次のとおりである。

<事例6> 定期フォローアップにおいて基準値と異なる条件で実績値を測定しており、最終フォローアップにおいて目標値を達成していなかった事例

計 画 期 間	摘 要
平成21年3月から 26年3月まで	静岡県静岡市<清水地区> 指標 歩行者通行量 定期フォローアップ 24年3月 最終フォローアップ 26年5月

静岡市は、認定基本計画<清水地区>(平成21年3月から26年3月まで)において、「魅力がつながるみなとまち(つながりの強化)」を目標の一つとして掲げ、当該目標の達成状況

を測定するための指標として「歩行者通行量」を設定し、目標値を推計値の5,116人／日から8,400人／日に増加させることとしていた。

同市は、24年3月に公表した定期フォローアップにおいて、実績値が15,698人／日となっていたことから、取組の進捗状況が順調であり、目標達成が可能であるとし、追加事業の実施等の方策を講じていなかった。

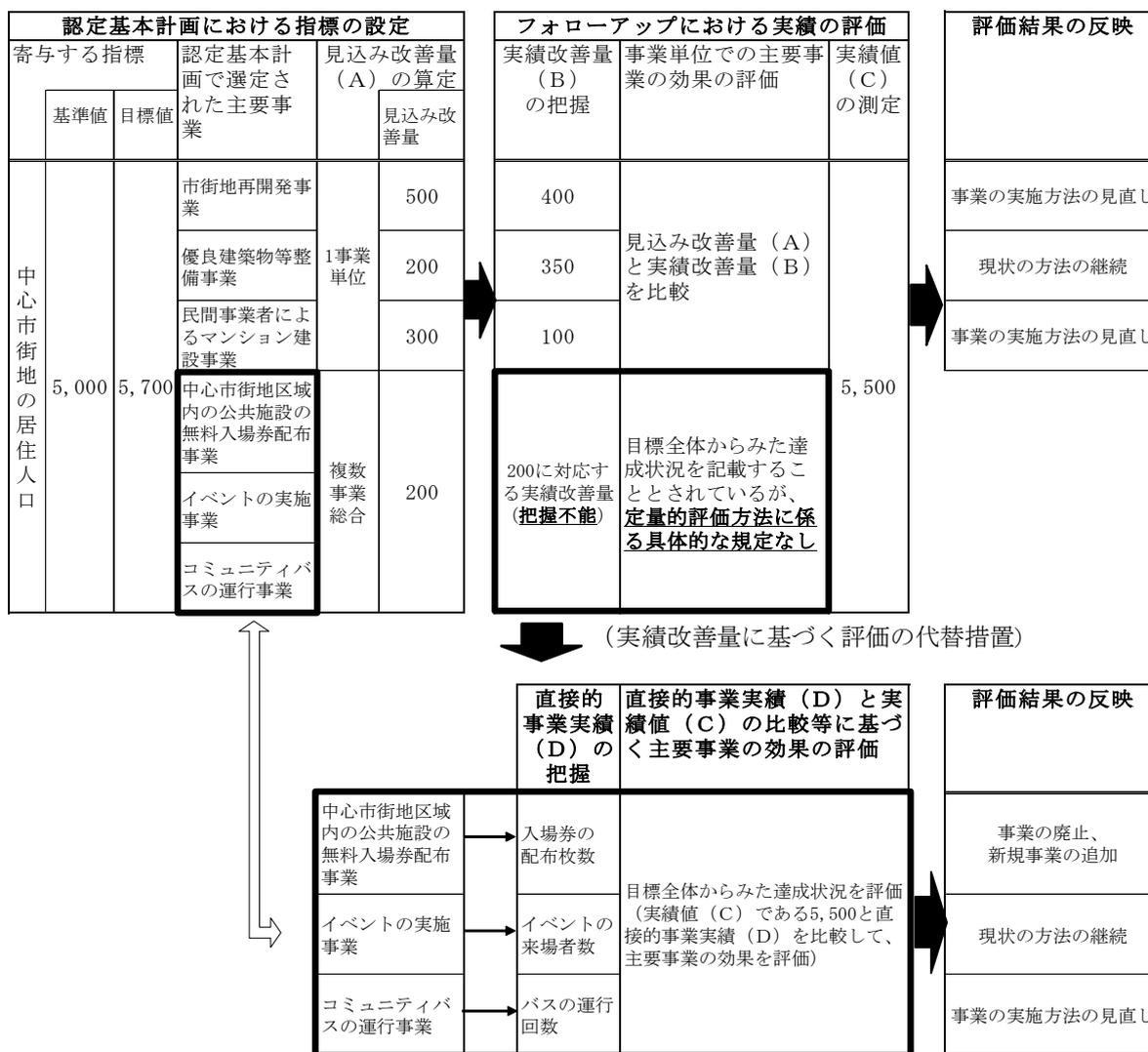
しかし、上記の定期フォローアップにおける実績値は、測定時の近傍において実績値に影響を与えるイベントが開催されており、イベントの開催のない日に測定された基準値とは異なる条件で測定されたものとなっていた。そして、当該指標について、実績値に影響を与えるイベントと重ならない日に歩行者通行量を測定した26年5月に公表した最終フォローアップでは、実績値は7,395人／日となり、目標値を達成できていなかった。

b 主要事業の評価

基本方針等によると、市町村は、実績値の測定に基づく指標の評価とは別に、新規事業の追加や事業の実施方法の見直しなどに反映するため、主要事業の効果を事業単位で評価することとしている。

そして、市町村は、図表2-1-49のとおり、見込み改善量が1事業単位で算定されている主要事業については、見込み改善量と実績改善量を比較することによりその効果の検証を行うこととなっている。一方、見込み改善量が複数事業を総合して算定され、このような比較ができない場合については、基本方針等において、目標全体からみた達成状況をフォローアップに係る報告書に記載することとされているが、効果の定量的な評価方法は具体的に定められていない。このように、見込み改善量と実績改善量を比較することができない場合の代替としての主要事業の評価には、イベントの実施回数や来場者数等の実績（以下「直接的事業実績」という。）の把握に基づく評価がある。

図表2-1-49 フォローアップにおける主要事業の効果の評価の流れ（概念図）



そこで、見込み改善量が1事業単位で算定されている主要事業のうち、定期フォローアップの実施時点で完了していた1,135事業及び最終フォローアップの実施時点で完了していた494事業について、実績改善量と見込み改善量の比較が基本方針等に基づいて実施されているかをみたところ、定期フォローアップにおいては321事業（1,135事業に占める割合28.2%）で、最終フォローアップにおいては333事業（494事業に占める割合67.4%）で比較が実施されていた。

しかし、定期フォローアップにおいては、814事業（1,135事業に占める割合71.7%）で、最終フォローアップにおいては161事業（494事業に占める割合32.5%）で比較が実施されておらず、これらの主要事業は、その効果が事業単位で十分に評価されていない状況となっていた。

また、見込み改善量が複数事業を総合して算定されている主要事業のうち、

定期フォローアップの実施時点で完了していた1,534事業及び最終フォローアップの実施時点で完了していた786事業について、市による直接的事業実績の把握状況をみると、図表2-1-50のとおり、市が直接的事業実績を把握していた主要事業は定期フォローアップにおいては317事業（1,534事業に占める割合20.6%）、最終フォローアップにおいては216事業（786事業に占める割合27.4%）となっていた。そして、その中には、市が直接的事業実績と実績値を比較して事業単位での効果を評価していて、主要事業の実施方法や継続の要否が検討されていたものも見受けられた。

そして、市が直接的事業実績を把握していなかった主要事業が全体に占める割合は、定期フォローアップで79.3%（1,217事業）、最終フォローアップで72.5%（570事業）となっており、これらの主要事業については、直接的事業実績が把握されておらず、その効果が事業単位で十分に評価されていない状況となっていた。

図表2-1-50 見込み改善量が複数事業を総合して算定されている主要事業の定期フォローアップ及び最終フォローアップにおける効果の評価状況

フォローアップの分類	フォローアップの対象となった指標数	左記の指標数に対応する主要事業数							
		見込み改善量が複数事業を総合して算定されている主要事業数							
		フォローアップ時点で完了していた主要事業数							
		市が直接的事業実績を把握していなかった主要事業数				市が直接的事業実績を把握していた主要事業数			
						割合 (%)		割合 (%)	把握された直接的事業実績と実績値との比較が行われていた主要事業数
定期フォローアップ	958	5,889	3,000	1,534	1,217	79.3	317	20.6	33
最終フォローアップ	239	1,662	971	786	570	72.5	216	27.4	53

注(1) 定期フォローアップは、88市の129計画を対象としている。

注(2) 最終フォローアップは、74市の80計画を対象としている。

注(3) 定期フォローアップについては、複数回実施している市があるため、対象となった指標数及び指標数に対応する主要事業数は、延べ数となっている。

(ウ) 中心市街地の活性化に係る取組における評価結果の反映状況

前記のとおり、評価結果の中心市街地の活性化に係る取組への反映は、市町村において事業効果の検証、改善及び実施というP D C Aサイクルを確立する上で不可欠となっており、旧法の改正や基本方針等によって創設された評価制度の中

で重要な位置を占めている。

そこで、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標のうち、全ての定期フォローアップにおいて認定基本計画期間終了時点での目標達成が困難であるとされていた50指標について、定期フォローアップの評価結果の反映状況をみたところ、次のような状況となっていた。

50指標のうち26指標については、市が認定基本計画の変更に相当程度の時間を要すると判断したり、適当な改善策がないと判断したりするなどして、認定基本計画の見直しが実施されていなかった。そして、これらの認定基本計画の見直しが実施されていなかった26指標については、全ての指標が最終フォローアップにおいて目標値を達成していなかった。

また、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標のうち、Ⅱ期の認定基本計画で継続して測定することとしているなどの指標116指標を除いた123指標について、市による最終フォローアップ後の実績値の測定状況及び測定されている場合の実績値の状況をみたところ、図表2-1-51のとおり、43指標については、最終フォローアップ後に実績値の測定が実施されておらず、実績値の評価に基づく主要事業の評価や、評価結果を中心市街地の活性化に係る取組に反映することができなくなっていた。一方、123指標のうちの80指標については、継続的に実績値を測定しており、中には、実績値に基づく主要事業の評価を反映した取組を行っているものも見受けられ、80指標のうち26指標は、28年度末時点での実績値が目標値を達成していた。

図表2-1-51 最終フォローアップ後の実績値の状況

最終フォローアップの対象となった指標数						
Ⅱ期の認定基本計画で継続して測定することとしているなどの指標数	左記以外の指標数					
	市による継続的な測定が実施されていなかった指標数	市による継続的な測定が実施されていた指標数				
		平成28年度末時点での実績値が、目標値を達成していた指標数	28年度末時点での実績値が、目標値を達成していなかった指標数			
239	116	123	43	80	26	54

注(1) 74市の80計画に係る239指標を対象としている。

注(2) 指標によっては、統計調査の周期の関係等の理由で、平成28年度末に最新のデータを得られていない場合は、28年度末の近傍での実績値に基づき、目標値の達成状況を記載している。

(エ) 内閣府における中心市街地活性化施策に対する評価の実施状況

市による評価の実施状況は、(ア)から(ウ)のとおりとなっている一方、内閣府に

よる評価については、定期的な評価の一つとして、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく政策の評価（以下「政策評価」という。）が実施されている。同法によれば、行政機関は、所掌する政策について、適時に、その政策効果を政策の特性に応じた合理的な方法を用いてできる限り定量的に把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価結果を当該政策に適切に反映させることとされている。

内閣府における政策評価は、「地方創生の推進」という政策の下に「基本計画の認定」を施策として位置付けて実施されている。

政策評価の測定指標は、実績値が基準値よりも改善された認定基本計画の指標の割合となっている。このため、市町村が実施した認定基本計画で設定されている目標値が達成されていない指標が多数あった場合でも、実績値が基準値よりも改善された指標が60%を超えた場合には国として目標達成という評価結果になる。そして、内閣府の28年度の実施施策に係る政策評価では、測定指標に基づく目標達成度合の測定結果は70%となっていて目標を達成したと評価されていた。一方、市町村が行う認定基本計画の最終フォローアップでは、実績値が目標値を超えた場合に目標を達成したと評価することとなっている。また、認定基本計画に位置付けられた取組の実績額については公表されていなかった。

2 中心市街地の活性化に関する施策の有効性

国は、中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するために、認定基本計画に基づく取組に対して重点的な支援を実施している。そして、市町村において幅広い選択が可能となるように、各府省庁が、法定措置、拡大支援措置、通常支援措置等の様々な支援措置を示している。

中心市街地の活性化については、中心市街地活性化法に基づき、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、国は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために、認定基本計画に基づく取組に対する支援として認定と連携した支援措置の創設に努め、市町村は、効果的に都市機能の増進及び経済活力の向上を推進するよう所要の施策を策定したり、実施したりする責務を有するとされている。

そこで、90市の認定基本計画における活用実績により国の支援措置の活用状況を分析

した。そして、中心市街地の活性化の状況について、市の取組により都市機能の増進及び経済活力の向上が図られているか、中心市街地区域内人口、固定資産税収入額等の市において容易に把握可能な中心市街地の活性化に関連する一般的な指標（以下「活性化関連一般指標」という。）及び中心市街地区域内の空き店舗数等の市が独自に把握可能な中心市街地の活性化に関連する指標（以下「活性化関連独自指標」という。）の推移を分析するとともに、都市機能の増進及び経済活力の向上の状況について、会計検査院は、17、27両年度の国勢調査及び18、28両年度に総務省が公表している市町村別決算状況に基づき分析した。

(1) 国の支援措置の活用状況

認定基本計画に基づく取組に対する支援措置は、法定措置、拡大支援措置、通常支援措置及びその他の措置として基本方針等に示されており、市町村は、基本方針等に示されているこれらの支援措置を活用して、中心市街地の活性化を効果的に図ることとしている。

18年度から28年度までの間の各年度に、国が基本方針等で示している支援措置の数は、図表2-2-1のとおり、法定措置225措置、拡大支援措置193措置、通常支援措置265措置、その他の措置380措置、計1,063措置となっていた。

市町村は、これらの支援措置を活用して中心市街地の活性化を効果的に図ることとされているため、会計実地検査を行った90市の134計画で、18年度から28年度までの間の各年度に上記の1,063措置がどの程度活用されているかをみたところ、活用されていたのは法定措置26措置（支援措置として活用されていた割合11.5%）、拡大支援措置136措置（同70.4%）、通常支援措置180措置（同67.9%）、その他の措置102措置（同26.8%）となっていた。

拡大支援措置及び通常支援措置として示されている支援措置は、基本計画の認定を受けて行う事業のほか、通常の国庫補助事業として市町村が実施できる事業もあることから、活用実績は多くなっていた。

一方、活用されていなかった支援措置は1,063措置のうち619措置となっていて、このうち法定措置は199措置（活用されていなかった支援措置に占める割合32.1%）に上っていた。

また、法定措置は、18年度から28年度までの間の各年度において16措置から24措置が示されているが、活用されていた支援措置は、このうち、大店立地法の特例措置、

中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定、特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定（18年度から20年度までの名称は、特定商業施設等整備事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定）、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定、中心市街地共同住宅供給事業の5措置のみとなっていた。

そして、各支援措置の実施体制については、1(1)エのとおり、国、都道府県及び市町村間の連携が十分行われていない状況が見受けられた。

法定措置については、大店立地法の特例措置の実施による中心市街地活性化への影響等について大店立地法の特例措置の活用のための情報提供が15道県において十分でなかったことなどから、65市において大店立地法の特例措置が活用されていなかった。また、拡大支援措置については、中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業について、留意事項の周知が十分でなく、中活課室等の中活ソフト特別交付税の内容についての理解も十分でなかったことなどから、43市において認定基本計画に適切に位置付けられていない状況となっていた。

図表2-2-1 支援措置の活用状況

(単位：措置)

府省庁名	法定措置			拡大支援措置			通常支援措置			その他の措置			計			府省庁別活用率
	支援措置数	活用されていた支援措置数	活用されていない支援措置数	支援措置数	活用されていた支援措置数	活用されていない支援措置数	支援措置数	活用されていた支援措置数	活用されていない支援措置数	支援措置数	活用されていた支援措置数	活用されていない支援措置数	支援措置数	活用されていた支援措置数	活用されていない支援措置数	
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	6	4	10	6	4	60.0%
総務省	0	0	0	22	18	4	0	0	0	10	1	9	32	19	13	59.3%
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	26	12	38	26	12	68.4%
厚生労働省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	16	54	70	16	54	22.8%
農林水産省	11	0	11	0	0	0	6	0	6	36	1	35	53	1	52	1.8%
経済産業省	85	23	62	44	22	22	28	22	6	61	12	49	218	79	139	36.2%
国土交通省	123	3	120	127	96	31	231	158	73	151	38	113	632	295	337	46.6%
警察庁 国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	2	4	2	2	50.0%
総務省 経済産業省	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0.0%
支援措置別計	225	26	199	193	136	57	265	180	85	380	102	278				
支援措置別活用率	11.5%			70.4%			67.9%			26.8%			1,063	444	619	41.7%

(注) 90市の134計画を対象としている。

(2) 中心市街地及び地域の活性化の状況

ア 市町村における中心市街地の活性化関連施策の実施状況

市町村は、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化に取り組むとともに、都市のコンパクト化と地域の交通ネットワークの形成に取り組んでおり、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画や都市再生整備計画、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通網形成計画、総務大臣が各都道府県知事等宛てに発した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月総財務第74号）に基づく公共施設等総合管理計画等に基づき、人口減少、高齢者の増加、拡散した市街地、公共施設等に対応した各種公共的サービスの効率性の向上等に取り組み、都市におけるコンパクト・プラス・ネットワークを実現することとしており、都市のコンパクト化は都市機能の増進に資するものとされている。

また、市町村は、都市計画法に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針を作成していて、上記の各種計画は、都市計画に関する基本的な方針と調和を図るよう作成することとされており、さらに、基本方針等によれば、認定基本計画は、上記の各種計画と適合又は調和を図ることとされている。

(ア) 立地適正化計画

立地適正化計画では、都市機能を誘導するために都市機能誘導区域を設定しており、都市機能誘導区域内には、市域各所からの公共交通アクセス性に優れ、市民に行政中枢機能、相当程度の商業集積等の高次の都市機能を提供するとされる中心拠点区域が設定されている。

会計実地検査を行った90市のうち、立地適正化計画を作成していたのは34市となっており、34市の立地適正化計画における中心拠点区域と中心市街地区域の両区域の設定状況をみたところ、図表2-2-2のとおり、全て同一区域で設定していたのは4市、中心市街地区域が中心拠点区域を全て含む設定をしていたのは1市、中心市街地区域の一部又は全部が中心拠点区域に含まれる設定をしていたのは29市と、区域設定が区々となっていた。なお、26市は立地適正化計画を作成中で、30市は検討段階であるなどとして作成していなかった。

図表2-2-2 平成28年度末の中心市街地区域と中心拠点区域の設定状況

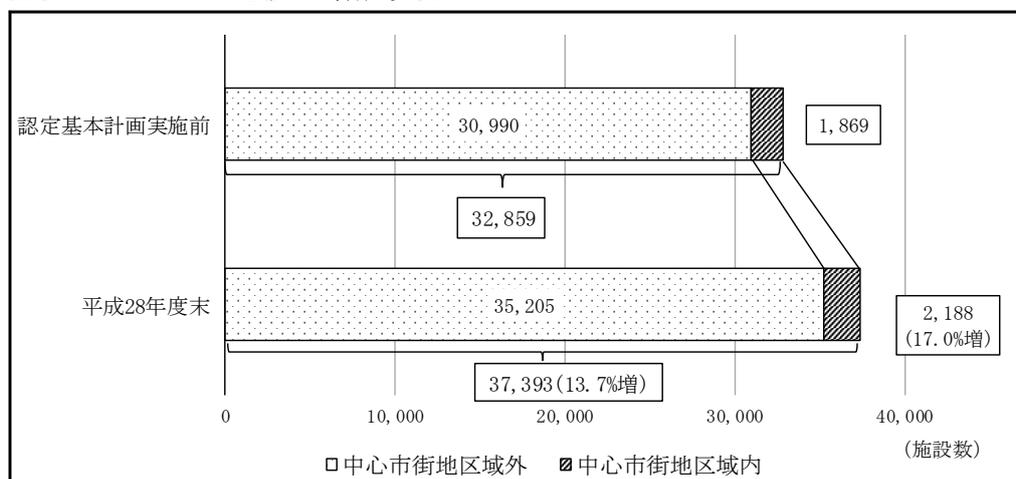
区域設定		市数
設定	全て同一区域で設定	4
	中心市街地区域が中心拠点区域を全て含む設定	1
	中心市街地区域の一部又は全部が中心拠点区域に含まれる設定	29
	小計	34
未設定	立地適正化計画作成中	26
	立地適正化計画未作成	30
	小計	56
計		90

(イ) 公共施設の増減状況等

90市における公共施設の数、図表2-2-3のとおり、認定基本計画実施前は市域全体で32,859施設、中心市街地区域内で1,869施設（全体の5.6%）であったものが、28年度末では市域全体で37,393施設、中心市街地区域内で2,188施設（同5.8%）となっていた。市域全体では32,859施設から37,393施設へと13.7%増加しているのに対して、中心市街地区域内では1,869施設から2,188施設へと17.0%の増加となっていて、公共施設数の増加率は、中心市街地区域内の方が市域全体よりも大きくなっていった。

また、中心市街地区域内の公共施設の利用状況について、利用者数を把握している94施設の認定基本計画実施前の利用者数と28年度の利用者数を比較したところ、27施設で利用者が減少していた一方で、67施設（全体の71.2%）で利用者が増加していた。

図表2-2-3 公共施設の増減状況



イ 活性化関連一般指標の推移等

市は、認定基本計画の実施等に当たり、目標の達成状況を定量的に把握するために指標を設定し、評価して、必要に応じて認定基本計画の見直しを行い中心市街地の活性化に取り組むこととしており、1(2)ウのとおり、88市の129計画では404指標を設定するなどしている。これらを踏まえて、28年度末までに認定基本計画が終了した74市の80計画について、活性化関連一般指標である中心市街地区域内人口、都道府県地価調査価格、固定資産税収入額の指標の推移等をみたところ、次のような状況となっていた。

(ア) 人口の推移

74市の市域全体人口及び中心市街地区域内人口の推移は、図表2-2-4のとおりであり、市域全体人口は、18年度2026万人、28年度2014万人と18年度から28年度までの間の推移は微減となっていた。一方、74市の中心市街地区域内人口の合計は、18年度75万人、28年度77万人と微増となっていた。

図表2-2-4 市域全体人口及び中心市街地区域内人口の推移

(単位：千人)

区分	年度	平成	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
市域全体人口			20,265	20,297	20,293	20,327	20,353	20,339	20,313	20,294	20,244	20,195	20,148
中心市街地区域内人口			752	756	757	759	760	761	765	769	769	769	770

注(1) 74市を対象としている。

注(2) 「中心市街地区域内人口」は、74市の住民基本台帳を基に算出している。

注(3) 平成18年度の中心市街地区域内人口については、把握していない1市を除いている。

74市それぞれの中心市街地区域内人口について、18年度を100とした場合の28年度の状況をみると、図表2-2-5のとおり、最も増加しているのは139.2（東海市）、最も減少しているのは77.5（稚内市）、74市の平均は99.7となっていた。そして、18年度と比較して28年度に中心市街地区域内人口が増加しているのは29市（74市に占める割合39.1%）、減少しているのは45市（同60.8%）となっており、29市においては、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められる状況となっていた。

図表2-2-5 中心市街地区域内人口について、平成18年度を100とした場合の28年度の状況

市名	平成28年度の状況	市名	平成28年度の状況	市名	平成28年度の状況
小樽市	92.5	大野市	82.4	下関市	95.3
旭川市	100.0	越前市	85.2	山口市	114.9
帯広市	95.6	長野市	97.5	松山市	101.9
北見市	98.8	上田市	101.4	西条市	98.1
岩見沢市	95.3	飯田市	84.6	四万十市	93.0
稚内市	77.5	塩尻市	101.9	北九州市	124.6
滝川市	89.0	静岡市	106.0	久留米市	126.5
砂川市	88.7	浜松市	114.5	直方市	96.3
富良野市	92.4	沼津市	98.4	飯塚市	97.8
青森市	96.6	掛川市	83.4	諫早市	103.6
弘前市	93.4	藤枝市	117.7	大村市	112.7
八戸市	90.5	名古屋市	107.9	宮崎市	115.1
十和田市	84.4	豊橋市	93.6	日南市	88.6
三沢市	80.6	豊田市	106.1	日向市	109.0
山形市	98.7	東海市	139.2	74市	
鶴岡市	85.0	大津市	114.2	最大値	139.2
酒田市	85.1	長浜市	89.4	最小値	77.5
上山市	83.4	守山市	123.1	平均	99.7
日光市	84.2	神戸市	111.5	増加	29市
大田原市	82.7	姫路市	111.9	減少	45市
高崎市	115.8	尼崎市	114.2		
川越市	109.7	明石市	112.2		
新潟市	121.3	伊丹市	129.9		
長岡市	99.0	宝塚市	115.9		
上越市	88.2	川西市	104.8		
富山市	96.4	丹波市	96.7		
高岡市	85.0	奈良市	96.7		
金沢市	94.7	和歌山市	95.7		
福井市	93.3	田辺市	81.3		
敦賀市	90.2	松江市	95.9		

注(1) 74市を対象としている。

注(2) 平成18年度の中心市街地区域内人口を把握していない市については19年度を100とした場合の状況である。

(イ) 都道府県地価調査価格の推移

18年度から28年度までの間の各年度の中心市街地区域内の都道府県地価調査価格を把握することができた74市内の217地点の都道府県地価調査価格の平均価格の推移は、図表2-2-6に示すとおりであり、18年度205,129円/㎡、28年度182,433円/㎡となっており、18年度から28年度までの推移は増減を繰り返しつつ、18年度と

比較して28年度は下落している。

図表2-2-6 都道府県地価調査価格の推移

(単位：円/㎡)

年度	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
74市217地点 の平均価格	205,129	212,961	218,684	197,608	185,661	178,028	173,477	172,140	173,039	176,384	182,433

注(1) 74市を対象としている。

注(2) 「都道府県地価調査価格」は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）による土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するために、同法施行令（昭和49年政令第387号）に基づき、毎年1回基準地の標準価格を調査した結果を基に算出している。

74市それぞれについて中心市街地区域内の平均都道府県地価調査価格を算出し、18年度を100とした場合の28年度の状況をみると、図表2-2-7のとおり、最も上昇しているのは118.6（名古屋市）、最も下落しているのは54.4（大野市）、74市の平均は78.3となっていた。そして、18年度と比較して28年度に中心市街地区域内の都道府県地価調査価格が上昇しているのは10市（74市に占める割合13.5%）、下落しているのは64市（同86.4%）であり、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められるのは10市にとどまっていた。

図表2-2-7 都道府県地価調査価格について、平成18年度を100とした場合の28年度の状況

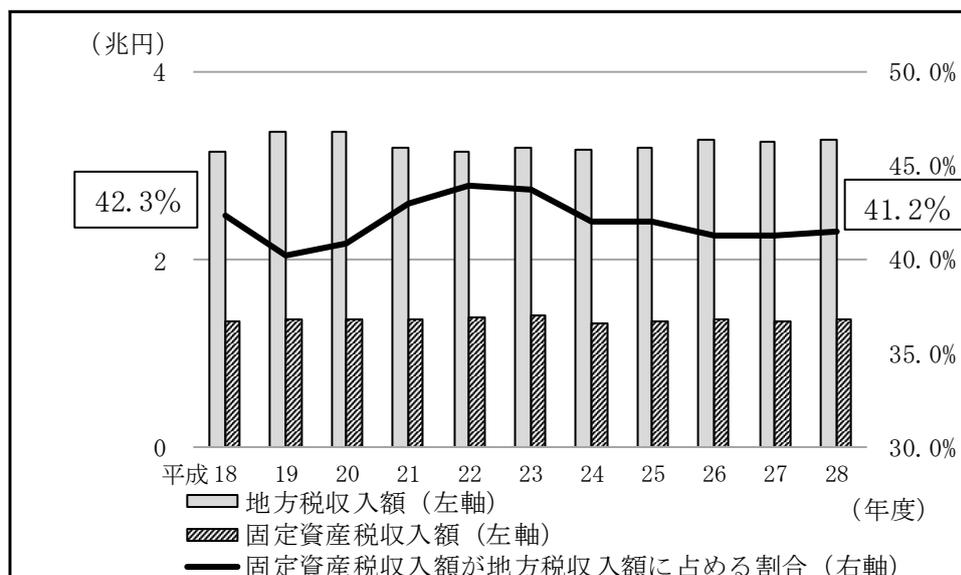
市名	平成28年度の状況	市名	平成28年度の状況	市名	平成28年度の状況
小樽市	59.4	大野市	54.4	下関市	57.8
旭川市	75.2	越前市	55.3	山口市	72.7
帯広市	76.5	長野市	76.6	松山市	94.2
北見市	60.6	上田市	71.0	西条市	82.3
岩見沢市	57.7	飯田市	64.3	四万十市	57.6
稚内市	73.3	塩尻市	86.4	北九州市	67.8
滝川市	57.9	静岡市	90.2	久留米市	64.7
砂川市	60.8	浜松市	101.3	直方市	70.4
富良野市	92.4	沼津市	85.2	飯塚市	60.3
青森市	57.5	掛川市	87.8	諫早市	70.3
弘前市	67.3	藤枝市	99.4	大村市	71.2
八戸市	56.2	名古屋市	118.6	宮崎市	74.4
十和田市	61.3	豊橋市	98.0	日南市	69.1
三沢市	67.0	豊田市	106.1	日向市	76.5
山形市	72.5	東海市	98.7	74市	
鶴岡市	68.2	大津市	108.9	最大値	118.6
酒田市	62.2	長浜市	93.6	最小値	54.4
上山市	61.7	守山市	114.6	平均値	78.3
日光市	62.8	神戸市	90.8	上昇	10市
大田原市	66.2	姫路市	93.6	下落	64市
高崎市	72.8	尼崎市	101.9		
川越市	110.9	明石市	86.3		
新潟市	80.9	伊丹市	94.9		
長岡市	72.8	宝塚市	100.0		
上越市	68.0	川西市	90.8		
富山市	98.6	丹波市	75.0		
高岡市	63.6	奈良市	108.8		
金沢市	106.9	和歌山市	82.6		
福井市	71.5	田辺市	79.2		
敦賀市	64.1	松江市	62.5		

(注) 74市を対象としている。

(ウ) 固定資産税収入額の推移

74市においては、図表2-2-8のとおり、固定資産税収入額が地方税収入額の総額に占める割合は18年度42.3%、28年度41.2%となっており、18年度から28年度までの間の推移の中で一貫して地方税収入額の4割を占めている状況となっている。

図表2-2-8 固定資産税収入額及び地方税収入額の推移



74市の固定資産税収入額の合計額の推移は、図表2-2-9に示すとおりであり、18年度の1兆3326億円から23年度の1兆3934億円まで増加した後、24年度に1兆3278億円に減少し、28年度に1兆3628億円となっており、回復基調となっている。一方、74市の住民1人当たりの固定資産税収入額の平均（以下「74市平均固定資産税収入額」という。）の推移は、18年度66,000円、28年度67,000円となっており、増減を繰り返しつつ、18年度と比較して28年度は増加している。

図表2-2-9 固定資産税収入額及び74市平均固定資産税収入額の推移

年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
固定資産税収入額合計	1兆3326億円	1兆3520億円	1兆3706億円	1兆3707億円	1兆3869億円	1兆3934億円	1兆3278億円	1兆3380億円	1兆3541億円	1兆3445億円	1兆3628億円
74市平均固定資産税収入額	66千円	67千円	68千円	67千円	68千円	69千円	65千円	65千円	66千円	66千円	67千円

注(1) 74市を対象としている。

注(2) 「固定資産税収入額」は、総務省が公表している「市町村別決算状況」を基に算出している。

74市それぞれの住民1人当たりの固定資産税収入額について、18年度を100とした場合の28年度の状況をみると、図表2-2-10のとおり、最も増加しているのは140.8（上越市）、最も減少しているのは87.8（敦賀市）、74市の平均は100.8となっていた。そして、18年度と比較して28年度に住民1人当たりの固定資産税収入額が増加しているのは39市（74市に占める割合52.7%）、減少しているのは35市（同47.2%）であり、39市においては、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められる状況となっていた。

図表2-2-10 住民1人当たりの固定資産税収入額について、平成18年度を100とした場合の28年度の状況

市名	平成28年度の状況	市名	平成28年度の状況	市名	平成28年度の状況
小樽市	96.8	大野市	98.8	下関市	97.6
旭川市	99.6	越前市	94.3	山口市	91.1
帯広市	96.0	長野市	96.3	松山市	103.3
北見市	103.6	上田市	92.6	西条市	99.1
岩見沢市	99.5	飯田市	93.1	四万十市	99.1
稚内市	104.1	塩尻市	96.3	北九州市	96.2
滝川市	96.8	静岡市	101.4	久留米市	99.4
砂川市	104.1	浜松市	98.5	直方市	106.0
富良野市	109.3	沼津市	107.0	飯塚市	103.3
青森市	102.2	掛川市	101.3	諫早市	97.5
弘前市	105.2	藤枝市	103.4	大村市	100.6
八戸市	103.0	名古屋市	105.2	宮崎市	107.6
十和田市	100.9	豊橋市	98.4	日南市	100.6
三沢市	102.6	豊田市	101.1	日向市	110.7
山形市	93.4	東海市	100.3	74市	
鶴岡市	102.5	大津市	99.7	最大値	140.8
酒田市	97.4	長浜市	106.2	最小値	87.8
上山市	112.3	守山市	101.0	平均	100.8
日光市	97.2	神戸市	99.3	増加	39市
大田原市	94.8	姫路市	106.7	減少	35市
高崎市	96.9	尼崎市	102.0		
川越市	102.6	明石市	102.1		
新潟市	99.0	伊丹市	95.5		
長岡市	100.9	宝塚市	94.1		
上越市	140.8	川西市	96.9		
富山市	102.7	丹波市	107.7		
高岡市	96.4	奈良市	101.1		
金沢市	97.2	和歌山市	100.0		
福井市	92.6	田辺市	106.8		
敦賀市	87.8	松江市	101.4		

(注) 74市を対象としている。

上記のとおり、活性化関連一般指標の数値が増加し、又は上昇している市においては、認定基本計画の実施が中心市街地の活性化に一定程度寄与していると思料される状況が見受けられる。一方、指標ごとに数値が増加し、又は上昇している市は区々となっていて、特定の指標だけで中心市街地の活性化の状況を評価することは困難であり、多様な指標による評価を検討することが必要であると思料された。

ウ 都市機能の増進及び経済活力の向上に関する指標の状況

イのとおり、活性化関連一般指標の推移等は、指標ごとに数値が増加し、又は上昇している市が区々となっていて、特定の指標だけで中心市街地の活性化の状況を評価することは困難な状況となっていた。そこで、会計検査院は、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画における都市機能の増進及び経済活力の向上の状況について、17、27両年度の国勢調査及び18、28両年度に総務省が公表している市町村別決算状況に基づき設定した次のような指標により分析した。

① 都市コンパクト化指標

74市においては、認定基本計画の実施に当たり、都市機能の増進の状況について、人口集中地区と中心市街地の面積及び人口の分布や、居住施設の整備状況等の検討を行っている。これを踏まえて、人口集中地区の形成及び人口増加が都市のコンパクト化による都市機能の増進の状況を示す可能性が高い指標と見込まれることから、会計検査院は、都市機能の増進の状況に影響する指標（以下「都市コンパクト化指標」という。）として、人口集中地区の面積及び人口から算出される人口密度の増減率を設定した。

② 経済活力向上指標

74市においては、認定基本計画の実施に当たり、経済活力の向上の状況について、当該市の産業別の事業者数、商業等の売上高、都道府県地価調査価格及び固定資産税収入額の状況等の検討を行っている。これを踏まえて、市町村の地方税において主要な固定資産税収入額、市町村法人税収入額及び市町村住民税収入額の合算額（以下「主要地方税」という。）の増加が経済活力の向上の状況を示す可能性が高い指標と見込まれることから、会計検査院は、経済活力の向上の状況に影響する指標（以下「経済活力向上指標」という。）として主要地方税の増減率を設定した。

そして、74市の中心市街地区域内人口等の指標について、都市コンパクト化指標及び経済活力向上指標を比較するなどして、分析した。

(ア) 都市コンパクト化指標の区分

17、27両年度の国勢調査の結果に基づく人口集中地区の人口密度の両年度間での増減率は、全国で2.6%、74市の所在する24道県で△6.8%から8.1%までとなっている。そこで、74市のうち同時期における人口集中地区の人口密度の増減率が

全国及び当該市所在道県の増減率の両方を上回っている13市（74市に占める割合17.5%、増減率3.5%～31.0%）を都市コンパクト化指標の上位群、全国又は当該市所在道県の増減率のいずれかを上回っている20市（同27.0%、同△6.1%～4.1%）を都市コンパクト化指標の中位群、全国及び当該市所在道県の増減率の両方を下回っている41市（同55.4%、同△17.4%～2.6%）を都市コンパクト化指標の下位群として区分して人口集中地区の人口密度増減率を分析した。

上位群、中位群及び下位群のそれぞれに属する市は、図表2-2-11のとおりである。

図表2-2-11 人口集中地区の人口密度による都市コンパクト化指標の区分

区分	増減率	市数	割合 (%)	市名
上位群	3.5～31.0	13	17.5	砂川市、富山市、塩尻市、掛川市、藤枝市、東海市、守山市、姫路市、川西市、山口市、大村市、宮崎市、日南市
中位群	△6.1～4.1	20	27.0	弘前市、三沢市、山形市、高崎市、新潟市、上越市、金沢市、福井市、敦賀市、長野市、上田市、浜松市、名古屋市、大津市、伊丹市、宝塚市、和歌山市、松山市、四万十市、諫早市
下位群	△17.4～2.6	41	55.4	小樽市、旭川市、帯広市、北見市、岩見沢市、稚内市、滝川市、富良野市、青森市、八戸市、十和田市、鶴岡市、酒田市、上市市、日光市、大田原市、川越市、長岡市、高岡市、大野市、越前市、飯田市、静岡市、沼津市、豊橋市、豊田市、長浜市、神戸市、尼崎市、明石市、丹波市、奈良市、田辺市、松江市、下関市、西条市、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、日向市
計		74	100	

注(1) 74市を対象としている。平成17、27両年度の国勢調査において、いずれの年度も人口集中地区が掲載されていない丹波市については、全国及び同市の所在する県の増減率を下回っていると整理して、下位群に区分した。

注(2) 「増減率」は、平成17、27両年度の国勢調査における人口集中地区の面積及び人口から算出される人口密度を基に算出している。

国勢調査が実施された17年度と27年度との間の74市の人口集中地区の人口密度の増減率は、図表2-2-12に示すとおりである。上位群、中位群及び下位群の別にみると、上位群の平均は8.2%、最大は31.0%（守山市）、最小は3.5%（富山市）となっており、増加しているのは13市となっていた。また、中位群の平均は0.0%、最大は4.1%（大津市）、最小は△6.1%（和歌山市）となっており、増加しているのは12市、減少しているのは8市となっていた。これに対して、下位群の平均は△4.5%、最大は2.6%（久留米市）、最小は△17.4%（大野市）となっており、増加しているのは7市にとどまっている一方、減少しているのは33市となっていた。

図表2-2-12 市別の人口集中地区の人口密度増減率

上位群		中位群		下位群	
市名	平成17年度と27年度の間の人口集中地区の人口密度増減率 (%)	市名	平成17年度と27年度の間の人口集中地区の人口密度増減率 (%)	市名	平成17年度と27年度の間の人口集中地区の人口密度増減率 (%)
砂川市	12.9	弘前市	△3.7	小樽市	△13.2
富山市	3.5	三沢市	△5.8	旭川市	△4.0
塩尻市	5.3	山形市	△0.2	帯広市	△2.1
掛川市	5.0	高崎市	2.0	北見市	△4.2
藤枝市	3.6	新潟市	1.3	岩見沢市	△4.3
東海市	7.3	上越市	△0.9	稚内市	△11.2
守山市	31.0	金沢市	2.0	滝川市	△10.8
姫路市	3.9	福井市	△0.9	富良野市	△3.9
川西市	4.3	敦賀市	0.5	青森市	△7.4
山口市	6.4	長野市	0.9	八戸市	△7.7
大村市	6.9	上田市	1.9	十和田市	△7.8
宮崎市	3.7	浜松市	1.0	鶴岡市	△4.8
日南市	13.9	名古屋市	3.5	酒田市	△11.5
13市		大津市	4.1	上山市	△4.0
平均值	8.2	伊丹市	2.3	日光市	△8.4
最大値	31.0	宝塚市	1.6	大田原市	0.5
最小値	3.5	和歌山市	△6.1	川越市	2.3
増加	13市	松山市	1.4	長岡市	△2.1
減少	0市	四万十市	△2.9	高岡市	△3.9
		諫早市	△1.5	大野市	△17.4
		20市		越前市	△8.1
		平均值	0.0	飯田市	△8.2
		最大値	4.1	静岡市	△0.7
		最小値	△6.1	沼津市	△9.2
		増加	12市	豊橋市	1.0
		減少	8市	豊田市	△0.7
				長浜市	△0.4
				神戸市	△1.3
				尼崎市	△3.6
				明石市	0.7
				奈良市	△2.3
				田辺市	△10.8
				松江市	0.5
				下関市	△9.1
				西条市	△4.0
				北九州市	△2.2
				久留米市	2.6
				直方市	△2.7
				飯塚市	△1.4
				日向市	1.9
				40市	
				平均值	△4.5
				最大値	2.6
				最小値	△17.4
				増加	7市
				減少	33市

(注) 国勢調査において人口集中地区が存在しない丹波市を除く73市を対象としている。

(イ) 経済活力向上指標の区分

18、28両年度に総務省が公表している市町村別決算状況によると、主要地方税の両年度間の増減率は、全国で5.9%、74市の所在する24道県で△3.3%から16.4%までとなっている。そこで、74市のうち同時期における主要地方税の増減率が

全国及び当該市所在道県の増減率の両方を上回っている15市（74市に占める割合20.2%、増減率6.1%～56.1%）を経済活力向上指標の上位群、全国又は当該市所在道県の増減率のいずれかを上回っている18市（同24.3%、同2.4%～12.8%）を経済活力向上指標の中位群、全国及び当該市所在道県の増減率の両方を下回っている41市（同55.4%、同△8.2%～5.8%）を経済活力向上指標の下位群として区分して主要地方税の増減率を分析した。

上位群、中位群及び下位群のそれぞれに属する市は、図表2-2-13のとおりである。

図表2-2-13 主要地方税による経済活力向上指標の区分

区分	増減率	市数	割合 (%)	市名
上位群	6.1～56.1	15	20.2	帯広市、北見市、富良野市、三沢市、高崎市、上越市、塩尻市、藤枝市、長浜市、守山市、明石市、松山市、大村市、宮崎市、日南市
中位群	2.4～12.8	18	24.3	弘前市、八戸市、十和田市、鶴岡市、上山市、富山市、越前市、長野市、神戸市、姫路市、伊丹市、丹波市、田辺市、松江市、山口市、直方市、飯塚市、日向市
下位群	△8.2～5.8	41	55.4	小樽市、旭川市、岩見沢市、稚内市、滝川市、砂川市、青森市、山形市、酒田市、日光市、大田原市、川越市、新潟市、長岡市、高岡市、金沢市、福井市、敦賀市、大野市、上田市、飯田市、静岡市、浜松市、沼津市、掛川市、名古屋市、豊橋市、豊田市、東海市、大津市、尼崎市、宝塚市、川西市、奈良市、和歌山市、下関市、西条市、四万十市、北九州市、久留米市、諫早市
計		74	100	

注(1) 74市を対象としている。

注(2) 「増減率」は、総務省が公表している平成18、28両年度の市町村別決算状況における主要地方税を基に算出している。

18年度と28年度との間の74市の主要地方税の増減率は、図表2-2-14に示すとおりである。上位群、中位群及び下位群の別にみると、上位群の平均は16.3%、最大は56.1%（長浜市）、最小は6.1%（北見市）となっており、増加しているのは15市となっていた。また、中位群の平均は5.2%、最大は12.8%（日向市）、最小は2.4%（田辺市）となっており、増加しているのは18市となっていた。これに対して、下位群の平均は△0.6%、最大は5.8%（川越市及び久留米市）、最小は△8.2%（敦賀市）となっており、増加しているのは19市にとどまり、減少しているのは22市となっていた。

図表2-2-14 市別の主要地方税増減率

上位群		中位群		下位群	
市名	平成18年度と28年度の間の主要地方税の増減率 (%)	市名	平成18年度と28年度の間の主要地方税の増減率 (%)	市名	平成18年度と28年度の間の主要地方税の増減率 (%)
帯広市	6.4	弘前市	4.8	小樽市	△7.3
北見市	6.1	八戸市	3.2	旭川市	2.9
富良野市	9.8	十和田市	5.8	岩見沢市	0.4
三沢市	8.4	鶴岡市	5.1	稚内市	△2.8
高崎市	14.0	上山市	3.5	滝川市	1.6
上越市	18.5	富山市	5.2	砂川市	△0.8
塩尻市	7.4	越前市	3.1	青森市	△1.1
藤枝市	22.2	長野市	4.9	山形市	1.1
長浜市	56.1	神戸市	2.9	酒田市	△0.9
守山市	13.4	姫路市	5.0	日光市	△8.0
明石市	9.6	伊丹市	3.3	大田原市	△4.1
松山市	6.9	丹波市	3.6	川越市	5.8
大村市	14.4	田辺市	2.4	新潟市	4.3
宮崎市	19.7	松江市	11.8	長岡市	0.8
日南市	31.7	山口市	4.9	高岡市	△1.6
15市 平均値	16.3	直方市	6.4	金沢市	4.8
最大値	56.1	飯塚市	6.3	福井市	△1.6
最小値	6.1	日向市	12.8	敦賀市	△8.2
増加	15市	18市 平均値	5.2	大野市	△3.7
減少	0市	最大値	12.8	上田市	△0.2
		最小値	2.4	飯田市	△2.0
		増加	18市	静岡市	2.7
		減少	0市	浜松市	0.4
				沼津市	△3.8
				掛川市	1.1
				名古屋市	1.8
				豊橋市	3.2
				豊田市	3.4
				東海市	△4.2
				大津市	4.2
				尼崎市	1.6
				宝塚市	0.9
				川西市	△3.0
				奈良市	△3.9
				和歌山市	△5.0
				下関市	△3.3
				西条市	△0.9
				四万十市	0.2
				北九州市	△2.6
				久留米市	5.8
				諫早市	△4.4
				41市 平均値	△0.6
				最大値	5.8
				最小値	△8.2
				増加	19市
				減少	22市

(注) 74市を対象としている。

(ウ) 都市コンパクト化指標と経済活力向上指標の比較

(ア)及び(イ)において都市コンパクト化指標又は経済活力向上指標により区分した74市について、それぞれの指標の上位群が他方の指標ではどの区分に該当する

かみたところ、図表2-2-15のとおり、都市コンパクト化指標の区分で上位群となっていた13市のうち、6市は経済活力向上指標の区分が上位群、3市は中位群となっていた一方、4市は下位群となっていた。また、経済活力向上指標の区分で上位群となっていた15市のうち、6市は都市コンパクト化指標の区分が上位群、4市は中位群となっていた一方、5市は下位群となっていた。

図表2-2-15 都市コンパクト化指標及び経済活力向上指標の区分

		経済活力向上指標					
		上位群 15市		中位群 18市		下位群 41市	
		市数	市名	市数	市名	市数	市名
都市 コン パクト 化 指標	上位群 13市	6	塩尻市、藤枝市、守山市、大村市、宮崎市、日南市	3	富山市、姫路市、山口市	4	砂川市、掛川市、東海市、川西市
	中位群 20市	4	三沢市、高崎市、上越市、松山市	3	弘前市、長野市、伊丹市	13	山形市、新潟市、金沢市、福井市、敦賀市、上田市、浜松市、名古屋市、大津市、宝塚市、和歌山市、四万十市、諫早市
	下位群 41市	5	帯広市、北見市、富良野市、長浜市、明石市	12	八戸市、十和田市、鶴岡市、上市市、越前市、神戸市、丹波市、田辺市、松江市、直方市、飯塚市、日向市	24	小樽市、旭川市、岩見沢市、稚内市、滝川市、青森市、酒田市、日光市、大田原市、川越市、長岡市、高岡市、大野市、飯田市、静岡市、沼津市、豊橋市、豊田市、尼崎市、奈良市、下関市、西条市、北九州市、久留米市

(注) 74市を対象としている。

このように、一方の指標で上位群に区分されたとしても、他方の指標では上位群、中位群及び下位群それぞれに区分が分散する状況が見受けられた。都市コンパクト化指標及び経済活力向上指標がいずれも上位群となっている6市については、都市機能の増進と経済活力の向上がバランスよく推進されており、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められると思料された。また、都市コンパクト化指標又は経済活力向上指標の上位群のうち、いずれか一方が中位群となっていた7市（都市コンパクト化指標が上位群の3市、経済活力向上指標が上位群の4市）についても、都市機能の増進と経済活力の向上が一定程度推進されており、今後、中心市街地の活性化に向けた取組を継続的に行うことが重要であると思料された。一方、一方の指標で下位群に区分されると、他方の指標についても下位群に区分される市が多くなっている状況が見受けられ、都市コンパクト化指標及び経済活力向上指標がいずれも下位群となっている24市については、認定基本計画の実施の効果は

限定的と考えられ、今後、中心市街地の活性化に向けた取組の新たな展開が必要となっていると思料された。

そして、1(2)ウのとおり、88市の129計画に係る404指標のうち、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標について、目標値の達成状況をみたところ、図表2-1-45のとおり、70.2%の168指標が目標値を達成しておらず、114指標については、基準値に達していない状況となっていた。

そこで、74市が設定した指標の評価と都市コンパクト化指標及び経済活力向上指標の区分についてみたところ、74市が設定した指標の評価については、図表2-2-16及び図表2-2-17のとおり、最終評価が「①かなり活性化が図られた」又は「②若干の活性化が図られた」となっている64市のうち、最終フォローアップにおける評価が基準値以上となるA評価又はB評価となっているのは9市、基準値未滿となるC評価となっているのは9市となっていた。そして、基準値以上となっている9市のうち、都市コンパクト化指標の上位群となっているのは4市、このうち3市については経済活力向上指標も上位群となっていた。また、基準値未滿となっている9市のうち、都市コンパクト化指標の上位群となっている市は該当がなく、下位群となっているのは8市、経済活力向上指標の上位群となっているのは2市、下位群となっているのは4市となっていた。

図表2-2-16 都市コンパクト化指標の区分と指標の達成状況

指標の達成状況						都市コンパクト化指標					
						上位群		中位群		下位群	
区分	A	B	C	市数	市数	市数	市名	市数	市名	市数	市名
A、B	●	-	-	6	9	4	藤枝市、東海 市、守山市、 大村市	1	大津市	4	大野市、飯田 市、豊田市、 日向市
	●	●	-	2							
	-	●	-	1							
C	-	-	●	9	9	0	-	1	上越市	8	小樽市、富良 野市、八戸 市、酒田市、 日光市、丹波 市、奈良市、 直方市

注(1) 最終評価が「①かなり活性化が図られた」又は「②若干の活性化が図られた」となっている64市のうち、最終フォローアップにおける評価が基準値以上となるA評価又はB評価となっている9市、基準値未滿となるC評価となっている9市を対象としている。

注(2) 指標の達成状況におけるA、B、Cの評価結果の内容については、図表2-1-45のとおりとなっており、Aはa、Bはb、Cはcを含んでいる。

図表2-2-17 経済活力向上指標の区分と指標の達成状況

指標の達成状況						経済活力向上指標					
						上位群		中位群		下位群	
区分	A	B	C	市数	市数	市数	市名	市数	市名	市数	市名
A、B	●	-	-	6	9	3	藤枝市、守山市、大村市	1	日向市	5	大野市、飯田市、豊田市、東海市、大津市
	●	●	-	2							
	-	●	-	1							
C	-	-	●	9	9	2	富良野市、上越市	3	八戸市、丹波市、直方市	4	小樽市、酒田市、日光市、奈良市

注(1) 最終評価が「①かなり活性化が図られた」又は「②若干の活性化が図られた」となっている64市のうち、最終フォローアップにおける評価が基準値以上となるA評価又はB評価となっている9市、基準値未満となるC評価となっている9市を対象としている。

注(2) 指標の達成状況におけるA、B、Cの評価結果の内容については、図表2-1-45のとおりとなっており、Aはa、Bはb、Cはcを含んでいる。

都市コンパクト化指標については、下位群12市のうち、4市では、指標の評価において基準値以上となっていて認定基本計画の実施の効果が一定程度発現しているものの、8市においては、指標の評価において基準値未満となっており、今後、中心市街地の活性化に向けた取組の新たな展開が必要となっていると史料された。

経済活力向上指標については、下位群9市のうち、5市では、指標の評価において基準値以上となっていて認定基本計画の実施の効果が一定程度発現しているものの、4市においては、指標の評価において基準値未満となっており、今後、中心市街地の活性化に向けた取組の新たな展開が必要となっていると史料された。

(3) 評価結果と活性化関連一般指標等との関係

評価制度の導入に伴い、市町村は、活性化関連一般指標を用いたり、活性化関連独自指標を設定したりして、指標の実績値を把握して目標値の達成状況を定量的に評価し、目標の達成に向けて中心市街地の活性化に取り組んでいる。

そこで、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画における評価結果と74市の活性化関連一般指標及び74市が把握している活性化関連独自指標である中心市街地区域内の公共施設利用者数、鉄道駅乗降客数及び空き店舗数との関係について、分析した。

ア 認定基本計画の目標の達成状況

1(2)ウのとおり、88市の129計画に係る404指標のうち、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標について、目標値の達成状況をみると、図表2-1-45のとおり、168指標（239指標に占める割合70.2%）が目標値を

達成しておらず、114指標（168指標に占める割合67.8%）については、基準値に達していなかった。

74市が設定した指標の評価については、図表2-2-18のとおり、最終フォローアップ時点で、全ての指標が目標値を達成しているのは6市、全ての指標が基準値未満となっているのは13市となっていて、残りの55市はA、B又はCの評価結果が混在する形となっていた。また、基準値以上となっている指標が過半数となっているのは33市となっていた。そして、活性化関連一般指標である中心市街地区域内人口、市域全体における市推計法人所得、中心市街地区域内の都道府県地価調査価格及び市域全体における住民1人当たり固定資産税収入額の4指標の数値についてみたところ、活性化関連一般指標ごとに10市から39市がそれぞれ増加し、又は上昇しているが、28年度末時点で3指標又は4指標が向上しているのは8市となっており、指標の数値が増加し、又は上昇している市は指標ごとに区々となっていた。

また、活性化関連独自指標である中心市街地区域内の公共施設利用者数、鉄道駅乗降客数及び空き店舗の増減数についてみると、次のような状況となっていた（図表2-2-18参照）。

- ① 74市のうち、認定基本計画実施前と28年度の中心市街地区域内の公共施設利用者数を把握していた43市の中心市街地区域内の公共施設利用者数について、認定基本計画前を100とした場合の28年度の状況は、最も増加しているのは198.4（豊田市）、最も減少しているのは51.6（敦賀市）、43市の平均は103.4となっていた。そして、認定基本計画実施前より28年度の方が中心市街地区域内の公共施設利用者数が増加しているのは19市（43市に占める割合44.1%）、減少しているのは24市（同55.8%）となっていた。
- ② 74市のうち、認定基本計画実施前と28年度の中心市街地区域内の鉄道駅乗降客数を把握していた52市の中心市街地区域内の鉄道駅乗降客数について、認定基本計画実施前を100とした場合の28年度の状況は、最も増加しているのは160.3（金沢市）、最も減少しているのは0.0（十和田市）、52市の平均は98.6となっていた。そして、認定基本計画実施前より28年度の方が中心市街地区域内の鉄道駅乗降客数が増加しているのは27市（52市に占める割合51.9%）、減少しているのは25市（同48.0%）となっていた。
- ③ 74市のうち、18年度と28年度の空き店舗数を把握していた43市の空き店舗数に

ついて、18年度と28年度の間増減は、最大は69店舗（下関市）、最小は△61店舗（高崎市）、43市の平均は2.1店舗となっていた。そして、18年度より28年度の方が空き店舗数が減少しているのは22市（43市に占める割合51.1%）、増加しているのは20市（同46.5%）となっていた。

図表2-2-18 達成状況

番号	市名	指標数	達成状況			市による最終評価	活性化関連一般指標					活性化関連独自指標		
			A又はaの指標数	B又はbの指標数	C又はcの指標数		平成18年度を100とした場合の28年度の状況				向上した指標数	認定基本計画実施前を100とした場合の28年度の状況		(3)平成18年度と28年度の間市中心街地区域内の空き店舗の増減数
							(1)市中心街地区域内人口	(2)市域全体における市推計法人所得	(3)市中心街地区域内の都道府県地価調査価格	(4)市域全体における住民1人当たり固定資産税収入額		(1)市中心街地区域内の公共施設利用者数	(2)市中心街地区域内の鉄道駅乗降客数	
1	小樽市	3	0	0	3	②	92.5	123.4	59.4	96.8	1 / 4	80.5	103.7	29
2	旭川市	3	1	1	1	②	100.0	110.7	75.2	99.6	2 / 4	-	94.9	-
3	帯広市	3	1	1	1	-	95.6	122.1	76.5	96.0	1 / 4	106.4	66.2	△8
4	北見市	2	0	1	1	②	98.8	105.9	60.6	103.6	2 / 4	-	-	0
5	岩見沢市	3	0	0	3	③	95.3	95.5	57.7	99.5	0 / 4	114.4	96.3	△35
6	稚内市	3	2	0	1	②	77.5	121.4	73.3	104.1	2 / 4	83.1	-	-
7	滝川市	4	1	2	1	②	89.0	86.2	57.9	96.8	0 / 4	80.7	101.5	△13
8	砂川市	3	0	1	2	②	88.7	71.8	60.8	104.1	1 / 4	88.0	-	14
9	富良野市	2	0	0	2	①	92.4	139.0	92.4	109.3	2 / 4	111.3	90.6	△11
10	青森市	5	0	2	3	-	96.6	107.9	57.5	102.2	2 / 4	65.9	85.7	19
11	弘前市	3	1	1	1	②	93.4	132.7	67.3	105.2	2 / 4	89.4	96.5	△26
12	八戸市	2	0	0	2	②	90.5	89.1	56.2	103.0	1 / 4	93.9	-	△5
13	十和田市	2	0	1	1	②	84.4	149.3	61.3	100.9	2 / 4	-	注(8)0.0	12
14	三沢市	3	0	1	2	②	80.6	119.9	67.0	102.6	2 / 4	95.9	-	△8
15	山形市	3	1	0	2	②	98.7	91.2	72.5	93.4	0 / 4	94.8	-	14
16	鶴岡市	4	2	1	1	③	85.0	111.4	68.2	102.5	2 / 4	84.6	83.5	△23
17	酒田市	3	0	0	3	②	85.1	101.2	62.2	97.4	1 / 4	-	76.8	-
18	上山市	2	0	1	1	②	83.4	137.1	61.7	112.3	2 / 4	89.1	94.6	9
19	日光市	2	0	0	2	①	84.2	76.0	62.8	97.2	0 / 4	-	91.9	-
20	大田原市	3	0	1	2	②	82.7	94.7	66.2	94.8	0 / 4	-	-	△11
21	高崎市	3	0	1	2	②	115.8	135.1	72.8	96.9	2 / 4	84.9	105.8	△61
22	川越市	4	2	1	1	①	109.7	98.7	110.9	102.6	3 / 4	118.2	105.0	-
23	新潟市	3	2	0	1	②	121.3	110.1	80.9	99.0	2 / 4	-	101.3	12
24	長岡市	4	1	2	1	①	99.0	83.3	72.8	100.9	1 / 4	90.5	104.8	-
25	上越市	3	0	0	3	②	88.2	95.7	68.0	140.8	1 / 4	86.5	89.6	△3
26	富山市	6	2	2	2	②	96.4	114.0	98.6	102.7	2 / 4	151.1	125.8	-
27	高岡市	8	2	4	2	②	85.0	106.3	63.6	96.4	1 / 4	-	122.3	△12
28	金沢市	8	5	0	3	①	94.7	119.9	106.9	97.2	2 / 4	-	160.3	-
29	福井市	3	0	1	2	③	93.3	107.4	71.5	92.6	1 / 4	-	-	△26
30	敦賀市	2	0	1	1	②	90.2	74.1	64.1	87.8	0 / 4	51.6	-	6
31	大野市	2	2	0	0	①	82.4	66.1	54.4	98.8	0 / 4	146.2	125.4	-
32	越前市	2	1	0	1	②	85.2	95.9	55.3	94.3	0 / 4	-	-	-
33	長野市	9	4	3	2	②	97.5	113.0	76.6	96.3	1 / 4	111.6	96.9	-
34	上田市	2	1	0	1	②	101.4	87.8	71.0	92.6	1 / 4	121.4	98.6	-
35	飯田市	2	1	1	0	②	84.6	92.1	64.3	93.1	0 / 4	117.6	-	-
36	塩尻市	3	2	0	1	②	101.9	137.3	86.4	96.3	2 / 4	96.9	110.3	-
37	静岡市	6	1	1	4	②	106.0	76.8	90.2	101.4	2 / 4	-	109.2	-
38	浜松市	4	1	1	2	-	114.5	81.1	101.3	98.5	2 / 4	110.9	-	-
39	沼津市	2	1	0	1	②	98.4	80.6	85.2	107.0	1 / 4	-	-	38
40	掛川市	3	1	0	2	②	83.4	74.7	87.8	101.3	1 / 4	102.2	93.7	-
41	藤枝市	3	3	0	0	②	117.7	133.6	99.4	103.4	3 / 4	-	-	-
42	名古屋市	3	1	1	1	②	107.9	111.4	118.6	105.2	4 / 4	115.3	109.1	-
43	豊橋市	4	0	2	2	②	93.6	91.4	98.0	98.4	0 / 4	154.3	102.3	-
44	豊田市	3	1	2	0	②	106.1	117.3	106.1	101.1	4 / 4	198.4	124.8	△1
45	東海市	2	2	0	0	①	139.2	38.1	98.7	100.3	2 / 4	-	-	-
46	大津市	2	0	2	0	②	114.2	77.0	108.9	99.7	2 / 4	-	102.5	-

番号	市名	指標数	達成状況			市による最終評価	活性化関連一般指標					活性化関連独自指標		
			A又はaの指標数	B又はbの指標数	C又はcの指標数		平成18年度を100とした場合の28年度の状況				向上した指標数	認定基本計画実施前を100とした場合の28年度の状況		(3)平成18年度と28年度の間、中心市街地区域内の空き店舗の増減数
							(1)中心市街地区域内人口	(2)市域全体における市推計法人所得	(3)中心市街地区域内の都道府県地価調査価格	(4)市域全体における住民1人当たり固定資産税収入額		(1)中心市街地区域内の公共施設利用者数	(2)中心市街地区域内の鉄道駅乗降客数	
47	長浜市	3	1	0	2	②	89.4	196.0	93.6	106.2	2 / 4	90.8	92.4	△5
48	守山市	2	2	0	0	②	123.1	100.1	114.6	101.0	4 / 4	-	-	△2
49	神戸市	3	1	1	1	②	111.5	111.6	90.8	99.3	2 / 4	-	107.6	4
50	姫路市	3	1	1	1	②	111.9	66.9	93.6	106.7	2 / 4	86.1	-	1
51	尼崎市	3	0	1	2	②	114.2	82.3	101.9	102.0	3 / 4	-	112.6	-
52	明石市	2	0	1	1	②	112.2	87.3	86.3	102.1	2 / 4	-	100.9	-
53	伊丹市	4	2	1	1	②	129.9	98.7	94.9	95.5	1 / 4	93.3	-	-
54	宝塚市	4	2	0	2	-	115.9	116.0	100.0	94.1	2 / 4	-	105.0	△16
55	川西市	2	1	0	1	②	104.8	59.8	90.8	96.9	1 / 4	92.7	87.3	△1
56	丹波市	2	0	0	2	②	96.7	91.6	75.0	107.7	1 / 4	-	-	-
57	奈良市	3	0	0	3	②	96.7	110.8	108.8	101.1	3 / 4	117.6	92.6	-
58	和歌山市	3	0	0	3	-	95.7	61.2	82.6	100.0	1 / 4	99.2	95.4	-
59	田辺市	2	1	0	1	②	81.3	96.3	79.2	106.8	1 / 4	93.6	77.1	46
60	松江市	3	1	0	2	②	95.9	114.4	62.5	101.4	2 / 4	-	98.9	63
61	下関市	3	2	0	1	②	95.3	88.6	57.8	97.6	0 / 4	-	92.4	69
62	山口市	3	1	1	1	②	114.9	109.1	72.7	91.1	2 / 4	104.1	-	15
63	松山市	4	0	1	3	②	101.9	91.5	94.2	103.3	2 / 4	121.9	103.9	10
64	西条市	2	0	0	2	③	98.1	90.1	82.3	99.1	0 / 4	107.8	101.3	△25
65	四万十市	5	0	0	5	④	93.0	127.8	57.6	99.1	1 / 4	96.1	81.4	-
66	北九州市	8	1	4	3	②	124.6	51.6	67.8	96.2	1 / 4	-	102.1	-
67	久留米市	4	2	1	1	②	126.5	112.7	64.7	99.4	2 / 4	-	95.3	△24
68	直方市	2	0	0	2	②	96.3	108.6	70.4	106.0	2 / 4	-	102.5	31
69	飯塚市	2	0	1	1	②	97.8	90.1	60.3	103.3	1 / 4	-	109.0	16
70	諫早市	3	1	1	1	②	103.6	199.2	70.3	97.5	2 / 4	98.0	101.9	4
71	大村市	2	2	0	0	①	112.7	88.1	71.2	100.6	2 / 4	-	100.9	△24
72	宮崎市	3	2	0	1	②	115.1	72.2	74.4	107.6	2 / 4	-	-	40
73	日南市	2	0	1	1	②	88.6	70.9	69.1	100.6	1 / 4	108.2	94.9	△18
74	日向市	3	3	0	0	①	109.0	129.3	76.5	110.7	3 / 4	-	-	-
最大値							139.2	199.2	118.6	140.8	向上した指標数 3指標又は4指標 8市	198.4	160.3	69
最小値							77.5	38.1	54.4	87.8		51.6	0.0	△61
平均値							99.7	101.7	78.3	100.8		103.4	98.6	2.1
市数(改善(増加等))							29	36	10	39		19	27	22
市数(悪化(減少等))							45	38	64	35		24	25	20

- 注(1) 最終フォローアップ時点で基準値以上となっている指標が過半数となっている33市については、指標数及び達成状況の欄を網掛にしている。
- 注(2) 平成28年度末時点で向上した指標数が3指標又は4指標となっている8市については、向上した指標数の欄を網掛にしている。
- 注(3) 「市域全体における市推計法人所得」は、74市の法人市民税を基に算出している。
- 注(4) 富山、高岡、金沢、長野各市については、I期及びII期の各認定基本計画で設定した指標の数を合計して指標数を算出している。また、当該4市の最終評価について、各市のI期計画の最終評価は、平成25年3月の基本方針等の改正前に実施されているため、最終評価の結果については、II期計画分のみ計上している。
- 注(5) 静岡市については、静岡地区に係る認定基本計画と清水地区に係る認定基本計画で設定した指標の数を、北九州市については、小倉地区に係る認定基本計画と黒崎地区に係る認定基本計画で設定した指標の数を合計して指標数を算出している。また、当該2市の最終評価について、各市は、地区ごとに最終評価を実施しているが、当該結果は同一の結果となっている。
- 注(6) Aからcの各評価内容については、図表2-1-45のとおりとなっている。

注(7) 市による最終評価の結果の区分は次のとおりである。

- ①かなり活性化が図られた
- ②若干の活性化が図られた
- ③活性化に至らなかった（計画策定時と変化なし）
- ④活性化に至らなかった（計画策定時より悪化）

「－」市による最終評価が平成25年3月より前に行われている。

注(8) 中心市街地区域内の鉄道駅乗降客数のうち十和田市について0.0となっているのは、認定基本計画期間中に鉄道が廃線となったためである。

注(9) 中心市街地区域内の公共施設利用者数及び中心市街地区域内の鉄道駅乗降客数について、認定基本計画実施前と平成28年度の数値を把握できない市は「－」としている。

注(10) 平成18年度と28年度の間の中心市街地区域内の空き店舗数の増減について、18年度と28年度の空き店舗数を把握できない市は「－」としている。

イ 達成状況と最終評価の関係

1(2)ウのとおり、評価の実施状況については、目標値の算定が主要事業の効果を踏まえた合理的なものとなっていなかったり、主要事業の効果が事業単位で十分に評価されていなかったり、最終フォローアップにおける実績値の評価の結果等の中心市街地の活性化に係る取組への反映が十分とはいえなかったりしている状況となっていた。

そして、内閣府は、中心市街地の活性化について、実績値に基づく定量的な評価手法だけでは必ずしもにぎわいの状況を把握し、評価することができないことを考慮して、最終評価を行うこととしている。最終評価に当たっては、25年3月の基本方針等の改正により「①かなり活性化が図られた」「②若干の活性化が図られた」

「③活性化に至らなかった（計画策定時と変化なし）」又は「④活性化に至らなかった（計画策定時より悪化）」の4種類の評価から選択することとされた。また、基本方針等によれば、最終評価に当たっては、当該市町村だけではなく、協議会の意見及び市民意識の変化を記載することとされている。

そこで、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市のうち、25年3月の評価の方法の改正以降に最終フォローアップを行った69市（改正前のため選択肢による選択を行っていない5市を除いた市）の最終評価をみたところ、図表2-2-19のとおり、市による最終評価では64市（69市に占める割合92.7%）が、協議会による最終評価では65市（同94.2%）が、「活性化が図られた」としていた。一方、市民による最終評価では、57市（同82.6%）が「活性化が図られた」としていた。

図表2-2-19 中心市街地活性化の最終評価

市数	市による最終評価				協議会による最終評価				市民による最終評価															
	活性化が図られた			活性化に至らなかった	活性化が図られた			活性化に至らなかった	活性化が図られた			活性化に至らなかった												
	①	②	割合 (%)	③	④	割合 (%)	①	②	割合 (%)	③	④	割合 (%)												
69	64	9	55	92.7	5	4	1	7.2	65	8	57	94.2	4	4	0	5.7	57	6	51	82.6	12	9	3	17.3

注(1) 平成28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市のうち、25年3月の評価の方法の改正以降に最終フォローアップを行った69市を対象としている。

注(2) 市、協議会及び市民による最終評価の分類は次のとおりである。

- ①かなり活性化が図られた
- ②若干の活性化が図られた
- ③活性化に至らなかった（計画策定時と変化なし）
- ④活性化に至らなかった（計画策定時より悪化）

最終フォローアップにおける市の最終評価と指標の達成状況をみたと、図表2-2-20のとおり、64市が「①かなり活性化が図られた」又は「②若干の活性化が図られた」を選択して「活性化が図られた」としているが、指標の達成状況をみると、このうち24市は、目標値を達成しているA評価を含んでおらず、B評価又はC評価のみとなっていた。そして、これら24市のうち9市は指標の達成状況が目標値及び基準値に達していないC評価のみとなっているなど、最終評価と指標の達成状況に
 ・
 ・
 かい離が生じている状況となっていた。

一方、「③活性化に至らなかった（計画策定時と変化なし）」又は「④活性化に至らなかった（計画策定時より悪化）」を選択して「活性化に至らなかった」と評価している5市の中には、認定基本計画期間終了後の中心市街地の活性化への取組等により、複数の指標の数値が向上している市も見受けられた。

図表2-2-20 最終フォローアップにおける市の最終評価と指標の達成状況

市による最終評価			指標の達成状況						
選択項目	市数	計	区分	A	B	C	市数	市数	計
①かなり活性化が図られた	9	64	A、B、C	●	-	-	6	40	64
				●	●	-	2		
●	-	●		15					
●	●	●		17					
②若干の活性化が図られた	55		B、C	-	●	-	1	15	
				-	●	●	14		
③活性化に至らなかった (計画策定時と変化なし)	4	5	A、B、C	●	-	-	0	1	5
				●	●	-	0		
●	-	●		0					
●	●	●		1					
④活性化に至らなかった (計画策定時より悪化)	1		B、C	-	●	-	0	1	
				-	●	●	1		
合計	69	69	C	-	-	●	9	9	
				-	-	●	3		
合計			合計			69	69	69	

注(1) 「活性化が図られた」としている64市及び「活性化に至らなかった」としている5市を対象として、市による最終評価と指標の達成状況を比較している。

注(2) 指標の達成状況におけるA、B、Cの評価結果の内容については、図表2-1-45のとおりとなっており、Aはa、Bはb、Cはcを含んでいる。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

9府省庁等、都道府県及び市町村における中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況、施策の有効性等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、中心市街地の活性化に関する施策を確実に実施するための事業推進体制の整備や充実が図られ、国、都道府県、市町村、協議会等の連携や調整は適切に行われているか、認定事業は認定基本計画期間中に円滑に実施されているか、認定基本計画の評価の結果は、中心市街地の活性化の状況を適切に反映した有効なものとなっているかなどに着眼して検査を実施した。

検査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況

ア 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制

(イ) 国における施策の実施及び支援の体制

a 中心市街地活性化本部の会議の開催状況等

中心市街地活性化本部の会議及び地域活性化統合本部会合の28年度末までの開催状況は、計11回となっている（21ページ参照）。

b 内閣府地方創生推進事務局

28年度においては、内閣府地方創生推進事務局の職員のうち、10人が中心市街地の活性化に係る業務を行っている（21ページ参照）。

c 国の支援措置

市町村が計画的かつ効果的に支援措置を活用しやすいように、各府省庁の支援措置が継続して基本方針等に設定されているかみところ、所管府省の事業の見直しや予算上の制約等により、単年度のみの実施となり継続して設定されていない支援措置が4府省で10措置見受けられた（21、22ページ参照）。

(ロ) 都道府県における施策の実施及び支援の体制

会計実地検査を行った24道県の市町村に対する助言の実施状況をみところ、8道県においては、協議会の協議の場とは別に、基本計画に関する市からの相談に対応したり、道県の要望等について意見を述べたりなどして、市が基本計画の認定を申請する前に助言を行っていた。一方、中心市街地活性化法に基づいて認定基本計画の送付を市から受けた後に認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関して

助言を行っていた道県は見受けられなかった（22、23ページ参照）。

(ウ) 市町村における施策の実施体制

a 市町村の推進体制の整備

(a) 中活課室の設置状況等

90市の134計画に係る中活課室の設置状況をみたところ、認定時点で専担課室を設置していたのは、44市の61計画となっており、54市の73計画では人的体制を整えることなどが困難であるなどとして設置されていなかった。

基本計画の認定時点で専担課室を設置していた44市の61計画について、28年度末における専担課室の存続状況をみたところ、11市の11計画では認定基本計画期間中に廃止していた（24、25ページ参照）。

(b) 中活課室の職員数

中活課室には、専担課室と兼務課室があることから、90市の134計画について認定時点の1計画当たりの専担課室と兼務課室のそれぞれの職員数をみたところ、44市の61計画に係る専担課室では、平均すると1計画当たり6.0人となっていたのに対して、54市の73計画に係る兼務課室では、平均すると1計画当たり3.9人となっていた（25ページ参照）。

(c) 事業実施課室の課室数及び職員数

90市の134計画の認定時点の1計画当たりの事業実施課室数や職員数をみたところ、認定事業に関わった課室数は、平均すると1計画当たり13.1課室となっていた。認定事業に関わった職員数は、平均すると1計画当たり41.0人となっていた（26ページ参照）。

b 協議会の人的体制等

協議会は、市町村が作成しようとする基本計画や認定基本計画に基づく事業の実施に関して必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関して必要な事項を協議する重要な場であることから、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るまちづくり会社等、経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図る商工会議所等、認定事業を実施する事業者等、認定基本計画に基づく事業の実施に関して密接な関係を有する者、当該中心市街地をその区域に含む市町村等の多様な主体が構成員として参加している（27ページ参照）。

(a) 人的体制

90市の134計画に係る協議会の構成員数をみたところ、最多51者、最少10者、平均すると25.4者となっており、構成員の種類ごとの参加状況は、まちづくり会社や商工会又は商工会議所以外に、市もほとんどが協議会に参加していて、最も多い商工会又は商工会議所は90市の134計画、市は89市の133計画に係る協議会に参加していた。

タウンマネージャーを配置している39市の51計画に係る協議会の中には、認定基本計画期間中に、タウンマネージャーの配置を取りやめていて、タウンマネージャーの配置による組織の強化が十分図られていない状況が見受けられた。

また、18年度から28年度末までの間に破綻したまちづくり会社が3社あり、このうち2まちづくり会社は認定基本計画期間中に破綻していた（27～32ページ参照）。

(b) 協議会の開催状況

90市の134計画に係る協議会の1計画ごとの期間別平均開催回数をみたところ、基本計画の作成期間中は4.4回、認定基本計画期間中は8.2回であるのに対して、認定基本計画期間終了後は2.9回と活動実績に減少傾向が見受けられた（32、33ページ参照）。

c 市連絡調整会議の設置及び開催状況

90市の134計画に係る市連絡調整会議の設置状況をみたところ、67市の99計画（134計画に占める割合73.8%）において基本計画認定時点で設置していたが、24市の35計画（同26.1%）においては設置されていなかった。

基本計画認定時点で市連絡調整会議を設置していた67市の99計画について、1計画当たりの期間別の平均開催回数をみたところ、基本計画の作成期間中は平均6.6回、認定基本計画期間中は平均5.1回、認定基本計画期間終了後は平均0.7回と減少傾向が見受けられた（33、34ページ参照）。

(エ) 国、都道府県及び市町村間の連携状況

バリアフリー基本構想に関して、また、支援措置のうち、①大店立地法の特例措置及び②中活ソフト特別交付税に関して、関係部局間における連携状況をみたところ、次のとおりとなっていた（34、35ページ参照）。

a バリアフリー化に係る連携状況

バリアフリー基本構想が作成されている41市の62計画におけるバリアフリー事業の実施状況をみたところ、38市の59計画に係る中心市街地区域内における生活関連道路等716か所のうち、28年度末までに25市の39計画における354か所ではバリアフリー事業が完了していなかった。28年度末時点においても事業実施の予定が具体化していないものが354か所のうち150か所となっていた。そして、認定基本計画に記載されている331か所についても184か所が未完了となっていた。バリアフリー事業を基本計画に位置付けるに当たっては、バリアフリー事業の担当課室と十分連携して、事業の具体的な実施時期等について検討した上で取り組む必要があると認められた（35、36ページ参照）。

b 大店立地法の特例措置に係る連携状況

90市の134計画について、大店立地法の特例措置の活用状況をみたところ、25市では活用していたものの、65市では活用していなかった。

大店立地法の特例措置を活用していなかった65市が所在する21道県において、基本計画の作成時に道県が市町村に対して、情報提供を行うなどしているかをみたところ、情報提供等を実施していたのは21道県中6県となっており、15道県においては情報提供等を実施していなかった（36、37ページ参照）。

c 中活ソフト特別交付税の交付に係る連携状況等

(a) 中活ソフト特別交付税の概要

都道府県の交付税担当課は、市町村の財政担当課に算定対象となるソフト事業の有無を照会し、市町村の財政担当課は、中活課室、事業実施課室に中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業の有無、ソフト事業の財源内訳及び認定基本計画における位置付けを確認して、算定資料等を都道府県に提出している。そして、都道府県は、市町村から提出された算定資料等に基づいて中活ソフト特別交付税の額を算定している（38～40ページ参照）。

(b) 中活ソフト特別交付税の交付に係る連携状況

90市の134計画において中活ソフト特別交付税が交付されているソフト事業について認定基本計画における位置付けをみたところ、43市の53計画における432事業については、認定基本計画において拡大支援措置である中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業に位置付けられていなかった。

これは、上記の43市において、中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業について財政担当課の理解が十分でなく、また、中活ソフト特別交付税について中活課室等の理解が十分でないまま、財政担当課と中活課室等との連携が十分図られていないことによるものと思料された。このため、43市は、上記ソフト事業の認定基本計画における位置付けの確認等をしないまま21道県に対して中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業として回答し、その回答に基づき算定された中活ソフト特別交付税の交付を国から受けていた（40～43ページ参照）。

イ 中心市街地の活性化に関する施策の実施状況

(ア) 認定基本計画に係る事業費等の執行及び基本計画の認定状況等

a 18年度以降の認定基本計画の事業費執行額

(a) 事業主体別事業費、府省庁別事業費及び国庫負担額

18年8月の中心市街地活性化法の施行後、28年度末までに認定を受けた141市の211計画に係る18年度から28年度末までの間の総事業費は、3兆0847億余円（国庫負担額8700億余円）となっていた。

府省庁別に事業費及び国庫負担額をみると、事業費は計2兆6364億余円（国庫負担額8700億余円）となっており、国土交通省に係る事業費2兆2874億余円（国庫負担額7965億余円）が最も多く、次いで総務省に係る事業費1049億余円（国庫負担額46億余円）、経済産業省に係る事業費970億余円（国庫負担額335億余円）の順となっていた（43～45ページ参照）。

(b) 事業数並びに事業種別の事業費及び国庫負担額

141市の211計画に係る総事業費3兆0847億余円（総事業数12,703事業、国庫負担額8700億余円）の執行状況を事業種別ごとにみたところ、ハード事業は4,638事業、事業費2兆7142億余円（国庫負担額8445億余円）、ソフト事業は8,364事業、事業費3705億余円（国庫負担額254億余円）となっていた（45、46ページ参照）。

b 18年度以降の基本計画の認定状況等

(a) 基本計画の認定状況

141市の211計画に係る認定状況をみたところ、78市の79計画がI期計画のみの認定を受けており、I期計画の実施に伴い浮き彫りとなった新たな課題

の解消が必要であるなどとして59市の119計画がⅡ期計画まで、4市の13計画がⅢ期計画までそれぞれ認定を受けていた（46、47ページ参照）。

(b) 基本計画の認定を受けた市町村の人口規模

141市を都市規模別に分類すると、政令指定都市は9市、中核市は44市、その他の市は88市となっており（これらの141市には3大都市圏の19市が含まれている。）、141市の基本計画認定時点の市域全体人口の規模をみると、最大が223.6万人、最小が1.9万人となっていて、10万人以上20万人未満が42市の64計画と最も多く、全体の29.7%となっていた（47～50ページ参照）。

(c) 基本計画の認定を受けた市町村の面積規模

141市の基本計画認定時点の市域全体面積の規模をみたところ、最大が21.7万ha、最小が511haとなっていて、1万ha以上5万ha未満が69市の103計画と最も多く、全体の48.9%となっていた（50～54ページ参照）。

(d) 認定基本計画における事業数及び事業費

211計画について、認定事業の事業数をみたところ、総事業数は12,703事業、1計画当たりの平均事業数は60.2事業（1計画当たりの最大事業数：171事業、同最小事業数：16事業）となっていた。

141市の211計画のうち、28年度末までに認定基本計画期間が終了した109市の118計画（事業費2兆2965億余円（国庫負担額6427億余円））について、1計画当たりの事業費をみたところ、10億円未満が1計画、10億円以上50億円未満が18計画、50億円以上100億円未満が27計画、100億円以上500億円未満が66計画、500億円以上が6計画となっていて、100億円以上500億円未満の計画が最も多くなっていた（55～58ページ参照）。

(e) 人口1人当たりの事業費及び国庫負担額

118計画について、人口1人当たりの事業費を市域全体人口と中心市街地区域内人口でみたところ、市域全体人口1人当たりの事業費は最大807,332円、最小4,931円で、中心市街地区域内人口1人当たりの事業費は最大1255万余円、最小23万余円となっていた。また、118計画について、人口1人当たりの国庫負担額を市域全体人口と中心市街地区域内人口でみたところ、市域全体人口1人当たりの国庫負担額は最大122,892円、最小1,104円で、中心市街地区域内人口1人当たりの国庫負担額は最大435万余円、最小2万余円となっていた（5

8、59ページ参照)。

(イ) 認定事業の実施状況等

基本方針等によれば、中心市街地の活性化は、地域の創意工夫をいかしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであるとされている。このような中で、各市は、認定基本計画において、様々な認定事業を実施することを計画している(59、60ページ参照)。

a 認定事業の分類等

会計実地検査を行った90市の134計画における認定事業の事業費をみると、市街地整備改善事業に係る事業費1兆1320億余円(国庫負担額3830億余円)、都市福利施設整備事業に係る事業費6394億余円(国庫負担額1184億余円)、居住環境向上事業に係る事業費3922億余円(国庫負担額819億余円)、経済活力向上事業に係る事業費3886億余円(国庫負担額675億余円)、公共交通利便増進等事業に係る事業費2033億余円(国庫負担額621億余円)となっていた(60、61ページ参照)。

b 認定事業の完了又は継続の状況

会計実地検査を行った90市の134計画のうち28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画における4,901事業(ハード事業1,874事業、ソフト事業3,027事業)の認定基本計画期間終了時点の実施状況についてみたところ、実施済(継続して実施するイベント等の事業を含む。)の認定事業が4,270事業、実施中の認定事業が331事業等となっていた(61、62ページ参照)。

(a) ハード事業の完了状況

80計画のうち76計画では一部のハード事業が完了していなかった。そして、完了していないハード事業がある76計画をみたところ、60計画において関係者の合意形成が図られていなかったことなどにより主要事業とされているハード事業の全部又は一部が認定基本計画期間終了時点で完了していなかった(62ページ参照)。

(b) ソフト事業の継続状況

74市の80計画について、主要事業となっている認定基本計画期間終了後のソフト事業の継続状況をみたところ、53計画においては、市の補助事業等に

よる財政的な支援等の体制が整わないことなどにより主要事業とされたソフト事業の一部が継続されていなかった（62、63ページ参照）。

c 都市計画手法の活用及び経済活力向上事業の実施状況

市町村は、中心市街地の商業地域が顧客、住民のニーズに十分対応できていないことが中心市街地の衰退の原因の一つであるとして、中心市街地の商業地域の活性化に取り組んでいる（63ページ参照）。

(a) 都市計画手法の活用による商業地域の活性化

多重制限市12市と多重制限未実施市78市について、18年度から28年度までの間に中心市街地区域外に立地した大型店の店舗面積の変化を比較したところ、1,000㎡を超える大型店の店舗面積が増加していたのは、多重制限未実施市では74市（78市に占める割合94.8%）、多重制限市では10市（12市に占める割合83.3%）となっていた。また、中心市街地への影響が大きいとされる店舗面積が10,000㎡以上の大型店の店舗面積が増加していたのは、多重制限未実施市では24市（78市に占める割合30.7%）、多重制限市では2市（12市に占める割合16.6%）となっていた。

会計実地検査を行った24道県について、基本方針等を踏まえて、大型店の立地に関して広域的な調整を図るための条例等を定めているかをみたところ、広域的な土地利用や地域における商業機能の維持等の見地から、条例等において、大型店を立地できる市町村の地域や店舗面積を定めたり、大型店の立地予定の市町村及び隣接する市町村に店舗面積等を通知して中心市街地の活性化の見地から意見等を聴取したりなどしていたのは、9道県にとどまっていた（63～69ページ参照）。

(b) 経済活力向上事業の実施による商業地域の活性化

90市について、認定基本計画における大店立地法の特例措置の活用状況をみたところ、25市は大店立地法の特例措置を活用していたが、65市は活用していなかった。大店立地法の特例措置を活用していた25市と活用していなかった65市について、18年度から28年度までの間に中心市街地区域内に立地した大型店の店舗面積の変化を比較したところ、1,000㎡を超える大型店の店舗面積が増加していたのは、大店立地法の特例措置を活用していた市では14市（25市に占める割合56.0%）となっていたのに対して、大店立地法の特例措

置を活用していなかった市では22市（65市に占める割合33.8%）にとどまっていた。また、中心市街地への集客効果が大きいと考えられる店舗面積5,000㎡以上の大型店の店舗面積は、大店立地法の特例措置を活用していた市では8市（25市に占める割合32.0%）において増加していた一方、大店立地法の特例措置を活用していなかった市で増加していたのは11市（65市に占める割合16.9%）にとどまっていた。

また、90市の134計画について空き店舗対策のための事業の有無をみたところ、84市の126計画において、1計画当たり1事業から16事業、計509事業の空き店舗対策のための事業が位置付けられていた。

84市の126計画について、認定基本計画の開始年度から28年度までの空き店舗数の把握状況をみたところ、空き店舗数を毎年度把握していたのは、61市の79計画となっていて、29市の42計画は、毎年度は把握しておらず、このうち9市の14計画は、空き店舗数について一度も把握していなかった。

中心市街地の空き店舗数を18年度から28年度までの間に複数年で把握していた73市について、空き店舗数の増減の状況をみたところ、多重制限等又は大店立地法の特例措置のいずれかを活用していた27市では半数以上の16市において空き店舗数が減少していたのに対して、どちらも活用していなかった46市において減少していたのは13市となっていて、多重制限等又は大店立地法の特例措置の活用が、中心市街地区域内の空き店舗数の減少に寄与している状況が見受けられた（69～73ページ参照）。

(ウ) 評価の実施状況

基本方針等によれば、市町村は、フォローアップの実施に当たっては、認定基本計画の目標の達成状況について、定量的に評価することが望ましいとされ、最終フォローアップにおいては、認定事業が予定どおり進捗して完了したか評価を行い、中心市街地の活性化が図られたかについても評価を行うこととなっている。そして、最終フォローアップに係る報告書には、市町村による評価に加え、協議会の意見や市民意識の変化を記載することとなっている（73、74ページ参照）。

a 認定基本計画における指標の設定状況

会計実地検査を行った90市の134計画のうち、1回以上フォローアップが実施された88市の129計画について目標及び指標の設定状況をみたところ、「にぎわ

いの創出」等4種類の目標分類で計354目標が設定されており、これらの目標の達成状況を把握するために「通行量」等7種類の指標分類で計404指標が設定されていた。

88市の129計画に係る404指標のうち、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標について、目標値の達成状況をみたところ、168指標（239指標に占める割合70.2%）が目標値を達成しておらず、このうち114指標（168指標に占める割合67.8%）については、基準値に達していない状況となっていた（74～79ページ参照）。

b フォローアップにおける実績の評価状況

フォローアップの実施に関して、市町村は、実績値を測定して当該実績値を評価することとなっている。そして、市町村は、フォローアップにおいて、主要事業の効果を事業単位で評価して、認定基本計画期間中又は認定基本計画期間終了後に、当該事業の実施方法を変更したり、必要に応じて新規事業を追加したりすることで、評価の結果を中心市街地の活性化に係る取組に反映することとしている（79、80ページ参照）。

(a) 実績値の評価

28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標について、最終フォローアップの直前の定期フォローアップにおける認定基本計画期間終了時点での目標達成の見通しの選択状況と目標値の達成状況をみたところ、認定基本計画期間終了時点での目標達成が可能であるとされていた152指標のうち、81指標（152指標に占める割合53.2%）は、最終フォローアップにおいて目標値が達成されていなかった（80～82ページ参照）。

(b) 主要事業の評価

見込み改善量が1事業単位で算定されている主要事業のうち、定期フォローアップの実施時点で完了していた1,135事業及び最終フォローアップの実施時点で完了していた494事業について、実績改善量と見込み改善量の比較が基本方針等に基づいて実施されているかをみたところ、定期フォローアップにおいては814事業（1,135事業に占める割合71.7%）で、最終フォローアップにおいては161事業（494事業に占める割合32.5%）で比較が実施されておらず、これらの主要事業は、その効果が事業単位で十分に評価されていない状況と

なっていた。

また、見込み改善量が複数事業を総合して算定されている主要事業について、市による直接的事業実績の把握状況をみたところ、市が直接的事業実績を把握していなかった主要事業が全体に占める割合は、定期フォローアップで79.3%（1,217事業）、最終フォローアップで72.5%（570事業）となっており、これらの主要事業については、直接的事業実績が把握されておらず、その効果が事業単位で十分に評価されていない状況となっていた（82～84ページ参照）。

c 中心市街地の活性化に係る取組における評価結果の反映状況

28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標のうち、全ての定期フォローアップにおいて認定基本計画期間終了時点での目標達成が困難であるとされていた50指標について、定期フォローアップの評価結果の反映状況をみたところ、50指標のうち26指標については、市が認定基本計画の変更には相当程度の時間を要すると判断したり、適当な改善策がないと判断したりするなどして、認定基本計画の見直しが実施されていなかった。

また、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標のうち、Ⅱ期の認定基本計画で継続して測定することとしているなどの指標116指標を除いた123指標について、市による最終フォローアップ後の実績値の測定状況及び測定されている場合の実績値の状況をみたところ、43指標については、最終フォローアップ後に実績値の測定が実施されておらず、実績値の評価に基づく主要事業の評価や、評価結果を中心市街地の活性化に係る取組に反映することができなくなっていた（84、85ページ参照）。

d 内閣府における中心市街地活性化施策に対する評価の実施状況

政策評価の測定指標は、実績値が基準値よりも改善された認定基本計画の指標の割合となっている。このため、市町村が実施した認定基本計画で設定されている目標値が達成されていない指標が多数あった場合でも、実績値が基準値よりも改善された指標が60%を超えた場合には国として目標達成という評価結果になる。そして、内閣府の28年度の実施施策に係る政策評価では、測定指標に基づく目標達成度合の測定結果は70%となっていて目標を達成したと評価されていた。一方、市町村が行う認定基本計画の最終フォローアップでは、実績

値が目標値を超えた場合に目標を達成したと評価することとなっている。また、認定基本計画に位置付けられた取組の実績額については公表されていなかった（85、86ページ参照）。

(2) 中心市街地の活性化に関する施策の有効性

国は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために、認定基本計画に基づく取組に対する支援として認定と連携した支援措置の創設に努め、市町村は、効果的に都市機能の増進及び経済活力の向上を推進するよう所要の施策を策定したり、実施したりする責務を有するとされている。

そこで、90市の認定基本計画における活用実績により国の支援措置の活用状況を分析した。そして、中心市街地の活性化の状況について、市の取組により都市機能の増進及び経済活力の向上が図られているか、活性化関連一般指標及び活性化関連独自指標の推移を分析するとともに、都市機能の増進及び経済活力の向上の状況について、会計検査院は、17、27両年度の国勢調査及び18、28両年度に総務省が公表している市町村別決算状況に基づき分析した（86、87ページ参照）。

ア 国の支援措置の活用状況

18年度から28年度までの間の各年度に、国が基本方針等で示している支援措置の数は、法定措置225措置、拡大支援措置193措置、通常支援措置265措置、その他の措置380措置、計1,063措置となっていた。

90市の134計画で、18年度から28年度までの間の各年度に上記の1,063措置がどの程度活用されているかをみたところ、活用されていたのは法定措置26措置（支援措置として活用されていた割合11.5%）、拡大支援措置136措置（同70.4%）、通常支援措置180措置（同67.9%）、その他の措置102措置（同26.8%）となっていた。

一方、活用されていなかった支援措置は1,063措置のうち619措置となっていて、このうち法定措置は199措置（活用されていなかった支援措置に占める割合32.1%）に上っていた。そして、各支援措置のうち、法定措置については、大店立地法の特例措置の活用のための情報提供が15道県において十分でなかったことなどから、65市において大店立地法の特例措置が活用されていなかった。また、拡大支援措置については、中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業について、留意事項の周知が十分でなく、中活課室等の理解も十分でなかったことなどから、43市において認定基本計画に適切に位置付けられていない状況となっていた（87～89ページ

参照)。

イ 中心市街地及び地域の活性化の状況

(ア) 市町村における中心市街地の活性化関連施策の実施状況

市町村は、都市計画法に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針を作成して、立地適正化計画、都市再生整備計画、地域公共交通網形成計画、公共施設等総合管理計画等の各種計画は、都市計画に関する基本的な方針と調和を図るよう作成することとされており、さらに、基本方針等によれば、認定基本計画は、上記の各種計画と適合又は調和を図ることとされている(89、90ページ参照)。

a 立地適正化計画

会計実地検査を行った90市のうち、立地適正化計画を作成していたのは34市となっており、34市の立地適正化計画における中心拠点区域と中心市街地区域の両区域の設定状況をみたところ、全て同一区域で設定していたのは4市、中心市街地区域が中心拠点区域を全て含む設定をしていたのは1市、中心市街地区域の一部又は全部が中心拠点区域に含まれる設定をしていたのは29市と、区域設定が区々となっていた(90、91ページ参照)。

b 公共施設の増減状況等

90市における公共施設の数、認定基本計画実施前は市域全体で32,859施設、中心市街地区域内で1,869施設(全体の5.6%)であったものが、28年度末では市域全体で37,393施設、中心市街地区域内で2,188施設(同5.8%)となっていた。市域全体では32,859施設から37,393施設へと13.7%増加しているのに対して、中心市街地区域内では1,869施設から2,188施設へと17.0%の増加となっていて、公共施設数の増加率は、中心市街地区域内の方が市域全体よりも大きくなっていた(91ページ参照)。

(イ) 活性化関連一般指標の推移等

28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画について、活性化関連一般指標である中心市街地区域内人口、都道府県地価調査価格、固定資産税収入額等の指標の推移等をみたところ、次のような状況となっていた(92ページ参照)。

a 人口の推移

74市の市域全体人口は、18年度2026万人、28年度2014万人と18年度から28年度までの間の推移は微減となっていた。一方、74市の中心市街地区域内人口の合計は、18年度75万人、28年度77万人と微増となっていた。

74市それぞれの中心市街地区域内人口について、18年度と比較して28年度に中心市街地区域内人口が増加しているのは29市（74市に占める割合39.1%）、減少しているのは45市（同60.8%）となっており、29市においては、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められる状況となっていた（92、93ページ参照）。

b 都道府県地価調査価格の推移

74市内の217地点の都道府県地価調査価格の平均価格の推移は、18年度205,129円/㎡、28年度182,433円/㎡となっており、18年度から28年度までの推移は増減を繰り返しつつ、18年度と比較して28年度は下落している。

18年度と比較して28年度に中心市街地区域内の都道府県地価調査価格が上昇しているのは10市（74市に占める割合13.5%）、下落しているのは64市（同86.4%）であり、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められるのは10市にとどまっていた（93～95ページ参照）。

c 固定資産税収入額の推移

74市の固定資産税収入額の合計額の推移は、18年度の1兆3326億円から23年度の1兆3934億円まで増加した後、24年度に1兆3278億円に減少し、28年度に1兆3628億円となっており、回復基調となっている。

74市それぞれの住民1人当たりの固定資産税収入額について、18年度と比較して28年度に住民1人当たり固定資産税収入額が増加しているのは39市（74市に占める割合52.7%）、減少しているのは35市（同47.2%）であり、39市においては、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められる状況となっていた（95～97ページ参照）。

上記のとおり、活性化関連一般指標の数値が増加し、又は上昇している市においては、認定基本計画の実施が中心市街地の活性化に一定程度寄与していると思料される状況が見受けられる。一方、指標ごとに数値が増加し、又は上昇している市は区々となっていて、特定の指標だけで中心市街地の活性化の状況を評価することは困難であり、多様な指標による評価を検討することが必要であると思料

された（97ページ参照）。

(ウ) 都市機能の増進及び経済活力の向上に関する指標の状況

会計検査院は、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画における都市機能の増進及び経済活力の向上の状況について、都市コンパクト化指標及び経済活力向上指標により分析した（98ページ参照）。

a 都市コンパクト化指標の区分

国勢調査が実施された17年度と27年度との間の74市の人口集中地区の人口密度の増減率は、上位群、中位群及び下位群の別にみると、上位群の平均は8.2%、最大は31.0%、最小は3.5%となっており、増加しているのは13市となっていた。また、中位群の平均は0.0%、最大は4.1%、最小は△6.1%となっており、増加しているのは12市、減少しているのは8市となっていた。これに対して、下位群の平均は△4.5%、最大は2.6%、最小は△17.4%となっており、増加しているのは7市にとどまっている一方、減少しているのは33市となっていた（98～100ページ参照）。

b 経済活力向上指標の区分

18年度と28年度との間の74市の主要地方税の増減率は、上位群、中位群及び下位群の別にみると、上位群の平均は16.3%、最大は56.1%、最小は6.1%となっており、増加しているのは15市となっていた。また、中位群の平均は5.2%、最大は12.8%、最小は2.4%となっており、増加しているのは18市となっていた。これに対して、下位群の平均は△0.6%、最大は5.8%、最小は△8.2%となっており、増加しているのは19市にとどまり、減少しているのは22市となっていた（100～102ページ参照）。

c 都市コンパクト化指標と経済活力向上指標の比較

都市コンパクト化指標の区分で上位群となっていた13市のうち、6市は経済活力向上指標の区分が上位群、3市は中位群となっていた一方、4市は下位群となっていた。また、経済活力向上指標の区分で上位群となっていた15市のうち、6市は都市コンパクト化指標の区分が上位群、4市は中位群となっていた一方、5市は下位群となっていた。

都市コンパクト化指標及び経済活力向上指標がいずれも上位群となっている6市については、都市機能の増進と経済活力の向上がバランスよく推進されてお

り、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められると思料された。また、都市コンパクト化指標又は経済活力向上指標の上位群のうち、いずれか一方が中位群となっていた7市（都市コンパクト化指標が上位群の3市、経済活力向上指標が上位群の4市）についても、都市機能の増進と経済活力の向上が一定程度推進されており、今後、中心市街地の活性化に向けた取組を継続的に行うことが重要であると思料された。一方、都市コンパクト化指標及び経済活力向上指標がいずれも下位群となっている24市については、認定基本計画の実施の効果は限定的と考えられ、今後、中心市街地の活性化に向けた取組の新たな展開が必要となっていると思料された。

74市が設定した指標の評価と都市コンパクト化指標及び経済活力向上指標の区分についてみたところ、74市が設定した指標の評価については、最終評価が「①かなり活性化が図られた」又は「②若干の活性化が図られた」となっている64市のうち、最終フォローアップにおける評価が基準値以上となっているのは9市、基準値未満となっているのは9市となっていた。そして、基準値以上となっている9市のうち、都市コンパクト化指標の上位群となっているのは4市、このうち3市については経済活力向上指標も上位群となっていた。また、基準値未満となっている9市のうち、都市コンパクト化指標の上位群となっている市は該当がなく、下位群となっているのは8市、経済活力向上指標の上位群となっているのは2市、下位群となっているのは4市となっていた。

都市コンパクト化指標については、下位群12市のうち、4市では、指標の評価において基準値以上となっていて認定基本計画の実施の効果が一定程度発現しているものの、8市においては、指標の評価において基準値未満となっており、今後、中心市街地の活性化に向けた取組の新たな展開が必要となっていると思料された。

経済活力向上指標については、下位群9市のうち、5市では、指標の評価において基準値以上となっていて認定基本計画の実施の効果が一定程度発現しているものの、4市においては、指標の評価において基準値未満となっており、今後、中心市街地の活性化に向けた取組の新たな展開が必要となっていると思料された（102～105ページ参照）。

ウ 評価結果と活性化関連一般指標等との関係

28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画における評価結果と74市の活性化関連一般指標及び74市が把握している活性化関連独自指標である中心市街地区域内の公共施設利用者数、鉄道駅乗降客数及び空き店舗数との関係について、分析した（105ページ参照）。

(ア) 認定基本計画の目標の達成状況

28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標について、目標値の達成状況をみたところ、168指標（239指標に占める割合70.2%）が目標値を達成しておらず、114指標（168指標に占める割合67.8%）については、基準値に達していなかった。

74市が設定した指標の評価については、最終フォローアップ時点で、全ての指標が目標値を達成しているのは6市、全ての指標が基準値未満となっているのは13市となっていた。また、基準値以上となっている指標が過半数となっているのは33市となっていた。そして、活性化関連一般指標の4指標の数値についてみたところ、活性化関連一般指標ごとに10市から39市がそれぞれ増加し、又は上昇しているが、28年度末時点で3指標又は4指標が向上しているのは8市となっており、指標の数値が増加し、又は上昇している市は指標ごとに区々となっていた。

また、活性化関連独自指標である中心市街地区域内の公共施設利用者数、鉄道駅乗降客数及び空き店舗の増減数についてみると、次のような状況となっていた。

- ① 74市のうち、認定基本計画実施前と28年度の中心市街地区域内の公共施設利用者数を把握していた43市の中心市街地区域内の公共施設利用者数について、認定基本計画実施前より28年度の方が中心市街地区域内の公共施設利用者数が増加しているのは19市（43市に占める割合44.1%）、減少しているのは24市（同55.8%）となっていた。
- ② 74市のうち、認定基本計画実施前と28年度の中心市街地区域内の鉄道駅乗降客数を把握していた52市の中心市街地区域内の鉄道駅乗降客数について、認定基本計画実施前より28年度の方が中心市街地区域内の鉄道駅乗降客数が増加しているのは27市（52市に占める割合51.9%）、減少しているのは25市（同48.0%）となっていた。
- ③ 74市のうち、18年度と28年度の空き店舗数を把握していた43市の空き店舗数について、18年度より28年度の方が空き店舗数が減少しているのは22市（43市

に占める割合51.1%)、増加しているのは20市(同46.5%)となっていた(105~110ページ参照)。

(イ) 達成状況と最終評価の関係

28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市のうち、25年3月の評価の方法の改正以降に最終フォローアップを行った69市(改正前のため選択肢による選択を行っていない5市を除いた市)の最終評価をみたところ、市による最終評価では64市(69市に占める割合92.7%)が、協議会による最終評価では65市(同94.2%)が、「活性化が図られた」としていた。一方、市民による最終評価では、57市(同82.6%)が「活性化が図られた」としていた。

最終フォローアップにおける市の最終評価と指標の達成状況をみたところ、64市が「①かなり活性化が図られた」又は「②若干の活性化が図られた」を選択して「活性化が図られた」としているが、指標の達成状況をみると、このうち24市は、目標値を達成しているA評価を含んでおらず、B評価又はC評価のみとなっていた。そして、これら24市のうち9市は指標の達成状況が目標値及び基準値に達していないC評価のみとなっているなど、最終評価と指標の達成状況にかい離が生じている状況となっていた。

一方、「活性化に至らなかった」と評価している5市の中には、認定基本計画期間終了後の中心市街地の活性化への取組等により、複数の指標の数値が向上している市も見受けられた(110~112ページ参照)。

2 所見

我が国の社会経済情勢は、人口減少、少子高齢化の進展、公共公益施設等の郊外立地の増加、IT技術を活用した電子商取引の普及拡大等、大きく変化している。

このような状況の下、国は、中心市街地の活性化は地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療及び福祉機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要であるとしており、各府省庁における地方創生等の取組と有機的に連携しながら、国を挙げて総合的な支援をすることとしている。

上記を踏まえ、国は、旧法を18年に改正するなどして、中心市街地の活性化に取り組んでいる。

中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について、国は、中心市街地活性化本部を設置し、支援措置の整備を行い、市では、中活課室等を設置するなどして、実施体制の充実が図られてきているが、基本計画の作成や認定事業の実施に当たって、国、道県、市等における連携等が十分に図られていない状況となっていた。また、国は、28年度末までに141市の211計画を認定して、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化の取組を支援（国庫負担額8700億余円）し、各市においては、新たな評価制度の下、定期フォローアップや最終フォローアップにより認定基本計画の評価を行ってきているが、認定基本計画期間終了時に認定事業が完了していなかったり、評価結果が中心市街地の活性化に係る取組に十分反映できていなかったりしている状況となっていた。

そして、中心市街地の活性化に関する施策の有効性について、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化に取り組み、設定した目標値を全て達成している市がある一方で、全て達成できていない市もあり、また、各種指標の数値においても増加したり、上昇したりしているものと減少したり、下落したりしているものが混在していて、一部の市では認定基本計画の実施の効果が推定できるものの、その効果が確認できない市も多数見受けられた。

このように、認定基本計画実施の効果の発現状況は区々となっていて、今後の中心市街地の活性化に関する施策の展開の課題となっている。

については、国として、社会経済情勢が大きく変化している中であって、国民生活の向上と健全な発展に向けて、中心市街地の活性化を図るために、内閣府において、関係府省庁等、都道府県、市町村等と十分に連携して、今後、次の点に留意して、中心市街地の活性化に関する施策の実施に適切に取り組む必要がある。

(1) 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について

ア 市町村に対して、基本計画の作成及び認定事業の実施に当たって、国、都道府県、市町村、協議会等の関係部局間における連携や調整を綿密に行うことの重要性を明確に示すこと、また、国としてそれらを実施するための体制の整備及び充実に努めること

イ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、事業が円滑に実施できるよう、都道府県、市町村、民間事業者等の様々な利害関係者間で協議及び調整を十分に行うことを周知徹底するとともに、認定基本計画期間終了後も認定事業を継続して行うことの重要性を明確に示すこと

ウ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、中心市街地の活性化を図るために、大型店の立地の抑制や誘導の対策の検討を行うよう留意事項を明確に示すこと

エ 市町村に対して、主要事業との関係が明確でP D C Aサイクルの運用が可能な指標の設定及び測定に努めること及び評価結果に応じて事業の追加や見直しを含めた認定基本計画の変更等を適時適切に実施することを周知徹底すること

オ 都道府県に対して、アからエまでについて、市町村がより効果的に中心市街地の活性化を推進できるよう、市町村に適時適切に助言するとともに、広域的な観点から関係市町村の効果的な調整を図るよう努めることを周知徹底すること

(2) 中心市街地の活性化に関する施策の有効性について

ア 市町村に対して、基本計画を作成するに当たり地域に合った支援措置を適切に選択して活用して、中心市街地の活性化に資することが可能となるよう各支援措置の活用事例や留意事項を明確に示すこと

イ 市町村に対して、中心市街地の活性化に関する施策は、地域全体の都市機能の増進や経済活力の向上を図るためのものであることに留意して多様な指標による評価を広く検討して施策の実施に取り組むことの重要性を明確に示すこと

ウ 市町村に対して、認定基本計画の最終フォローアップにおける評価を適切に行うことの重要性を明確に示すこと

会計検査院としては、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たすものであり、その活性化が我が国における地域活性化の重要な施策の一つであることから、国、地方公共団体の中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について、今後も引き続き検査していくこととする。

別図表目次

別図表1 認定基本計画基本データ一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・134

別図表2 市の推進体制状況一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・142

別図表3 国の支援措置活用状況一覧表（平成18年度から28年度まで）・・150

別図表1 認定基本計画基本データ一覧表

番号	都道府県名	認定基本計画名	計画期	会計年度 実施年度	認定 年月日	認定基本計画期間	計画期間 開終了	認定事業関係							目標及び指標関係							
								実施状況				事業種別			目標数		評価結果					
								実施済	実施中	中止	未実施	ハード 事業	ソフト 事業	目標数	指標数	A	B	C	D	E		
1		函館市中心市街地活性化基本計画	I	※	平成 26.3.29	25.4 ~ 30.3		54	-	-	-	-	28	29	2	3	-	-	-	-	-	-
2		小樽市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.7.9	20.7 ~ 25.3	○	55	53	0	2	0	6	49	3	3	0	0	0	0	3	0
3		旭川市中心市街地活性化基本計画	I	※	23.3.26	23.3 ~ 29.3	○	71	61	4	1	6	38	46	3	3	1	0	1	0	1	0
4		帯広市中心市街地活性化基本計画	I	※	19.8.27	19.8 ~ 24.3	○	26	20	1	0	6	6	20	3	3	1	0	1	0	0	1
5		帯広市中心市街地活性化基本計画(第2期計画)	II	※	25.3.29	25.4 ~ 30.3		46	-	-	-	-	3	43	2	2	-	-	-	-	-	-
6		北見市中心市街地活性化基本計画	I	※	23.3.25	23.3 ~ 28.3	○	41	34	4	1	2	16	27	2	2	0	0	1	0	1	0
7	北海道	岩見沢市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.11.11	20.11 ~ 26.3	○	87	78	4	3	2	33	56	3	3	0	0	0	0	3	0
8		岩見沢市中心市街地活性化基本計画	II	※	27.3.27	27.4 ~ 32.3		57	-	-	-	-	11	48	3	4	-	-	-	-	-	-
9		稚内市中心市街地活性化基本計画	I	※	21.6.30	21.6 ~ 26.3	○	44	42	0	0	2	16	28	3	3	2	0	0	0	1	0
10		滝川市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.3.12	20.3 ~ 25.3	○	25	24	1	0	0	5	21	3	4	1	0	2	0	1	0
11		砂川市中心市街地活性化基本計画	I	※	19.8.27	19.8 ~ 24.8	○	16	15	1	0	0	5	11	3	3	0	0	1	0	2	0
12		富良野市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.11.11	20.11 ~ 26.10	○	33	28	4	0	1	9	25	2	2	0	0	0	0	2	0
13		富良野市中心市街地活性化基本計画	II	※	26.10.17	26.11 ~ 32.3		37	-	-	-	-	14	26	4	4	-	-	-	-	-	-
14		青森市中心市街地活性化基本計画	I	※	19.2.8	19.2 ~ 24.3	○	26	24	2	0	0	12	15	4	5	0	0	2	0	3	0
15		第2期青森市中心市街地活性化基本計画	II	※	24.3.29	24.4 ~ 30.3		55	-	-	-	-	8	49	4	4	-	-	-	-	-	-
16		弘前市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.7.9	20.7 ~ 26.3	○	56	44	10	0	2	21	37	2	3	1	0	0	1	1	0
17	青森県	弘前市中心市街地活性化基本計画	II	※	28.3.15	28.4 ~ 33.3		68	-	-	-	-	30	48	4	4	-	-	-	-	-	-
18		八戸市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.7.9	20.7 ~ 25.3	○	47	38	4	3	2	17	36	2	2	0	0	0	0	2	0
19		第2期八戸市中心市街地活性化基本計画	II	※	25.3.29	25.4 ~ 30.3		56	-	-	-	-	19	48	3	3	-	-	-	-	-	-
20		十和田市中心市街地活性化基本計画	I	※	22.3.23	22.3 ~ 27.3	○	32	28	0	4	0	13	19	2	2	0	0	1	0	0	1
21		三沢市中心市街地活性化基本計画	I	※	19.11.30	19.11 ~ 25.10	○	48	43	1	0	4	21	27	2	3	0	0	1	0	2	0
22		盛岡市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.7.9	20.7 ~ 25.3	○	65	50	7	0	8	18	47	3	3	1	0	0	0	0	2
23		第2期盛岡市中心市街地活性化基本計画	II	※	25.11.29	25.12 ~ 30.3		60	-	-	-	-	21	39	4	4	-	-	-	-	-	-
24	岩手県	久慈市中心市街地活性化基本計画	I	※	19.6.28	19.6 ~ 25.3	○	46	46	0	0	0	10	36	2	3	2	0	1	0	0	0
25		第2期久慈市中心市街地活性化基本計画	II	※	26.3.28	26.4 ~ 31.3		42	-	-	-	-	7	35	2	4	-	-	-	-	-	-
26		遠野市中心市街地活性化基本計画	I	※	21.3.27	21.4 ~ 26.3	○	63	21	33	6	3	23	40	2	2	0	0	0	0	1	1
27		後継遠野市中心市街地活性化基本計画	II	※	28.3.15	28.4 ~ 33.3		58	-	-	-	-	11	47	3	3	-	-	-	-	-	-
28	宮城県	石巻市中心市街地活性化基本計画	I	※	22.3.23	22.3 ~ 27.1	○	49	20	6	12	11	17	32	3	3	0	0	0	0	0	3
29		石巻市中心市街地活性化基本計画	II	※	27.1.22	27.1 ~ 32.3		69	-	-	-	-	35	34	3	3	-	-	-	-	-	-
30		秋田市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.7.9	20.7 ~ 26.6	○	46	37	4	0	5	15	31	3	4	2	0	1	0	1	0
31	秋田県	秋田市中心市街地活性化基本計画	II	※	29.3.24	29.4 ~ 34.3		55	-	-	-	-	14	41	3	5	-	-	-	-	-	-
32		大仙市中心市街地活性化基本計画	I	※	22.11.30	22.11 ~ 28.3	○	69	26	43	0	0	19	50	2	2	0	0	0	0	0	0
33	山形県	山形市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.11.11	20.11 ~ 26.10	○	81	71	5	0	5	24	60	3	3	1	0	0	0	1	1
34		山形市中心市街地活性化基本計画	II	※	26.10.17	26.11 ~ 32.3		76	-	-	-	-	20	56	3	3	-	-	-	-	-	-
35		鶴岡市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.7.9	20.7 ~ 25.3	○	38	33	1	0	4	18	20	3	4	1	1	0	1	0	1
36		酒田市中心市街地活性化基本計画	I	※	21.3.27	21.3 ~ 27.3	○	82	73	0	2	7	20	62	3	3	0	0	0	0	0	3
37		酒田市中心市街地活性化基本計画	II	※	27.3.27	27.4 ~ 32.3		53	-	-	-	-	21	32	3	4	-	-	-	-	-	-
38		上山市中心市街地活性化基本計画	I	※	24.11.30	24.12 ~ 29.3	○	51	48	0	0	3	19	35	2	2	0	0	1	0	1	0
39		長井市中心市街地活性化基本計画	I	※	28.3.15	28.4 ~ 33.3		51	-	-	-	-	19	34	2	3	-	-	-	-	-	-
40		福島市中心市街地活性化基本計画	I	※	22.3.23	22.3 ~ 27.3	○	65	20	42	0	3	28	37	2	2	0	0	1	0	0	1
41		福島市中心市街地活性化基本計画	II	※	27.3.27	27.4 ~ 32.3		60	-	-	-	-	25	35	2	4	-	-	-	-	-	-
42		会津若松市中心市街地活性化基本計画	I	※	27.6.30	27.7 ~ 32.3		53	-	-	-	-	17	36	3	3	-	-	-	-	-	-
43	福島県	いわき市中心市街地活性化基本計画	I	※	29.3.24	29.4 ~ 34.3		57	-	-	-	-	8	49	3	3	-	-	-	-	-	-
44		白河市中心市街地活性化基本計画	I	※	21.3.27	21.3 ~ 26.3	○	54	39	11	0	4	21	33	3	3	1	0	0	0	1	1
45		第2期白河市中心市街地活性化基本計画	II	※	26.3.28	26.4 ~ 31.3		88	-	-	-	-	20	68	3	3	-	-	-	-	-	-
46		須賀川市中心市街地活性化基本計画	I	※	26.3.28	26.4 ~ 31.3		60	-	-	-	-	29	31	3	3	-	-	-	-	-	-
47		水戸市中心市街地活性化基本計画	I	※	28.6.17	28.7 ~ 34.3		79	-	-	-	-	17	62	3	3	-	-	-	-	-	-
48	茨城県	土浦市中心市街地活性化基本計画	I	※	26.3.28	26.4 ~ 31.3		78	-	-	-	-	26	52	4	4	-	-	-	-	-	-
49		石岡市中心市街地活性化基本計画	I	※	21.12.7	21.12 ~ 27.11	○	53	42	0	0	11	17	36	2	2	0	0	0	0	1	1
50	栃木県	日光市中心市街地活性化基本計画	I	※	23.3.25	23.3 ~ 28.3	○	61	58	3	0	0	29	32	2	2	0	0	0	0	2	0
51		大田原市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.11.11	20.11 ~ 26.3	○	42	37	2	0	3	20	22	3	3	0	0	1	0	0	2
52	群馬県	高崎市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.11.11	20.11 ~ 26.3	○	67	59	1	3	4	31	36	3	3	0	0	0	1	2	0
53		第2期高崎市中心市街地活性化基本計画	II	※	26.3.28	26.4 ~ 31.3		55	-	-	-	-	22	34	3	3	-	-	-	-	-	-
54		川越市中心市街地活性化基本計画	I	※	21.6.30	21.6 ~ 27.3	○	82	57	17	0	8	37	46	2	4	2	0	1	0	1	0
55	埼玉県	川越市中心市街地活性化基本計画	II	※	27.3.27	27.4 ~ 32.3		81	-	-	-	-	32	49	2	3	-	-	-	-	-	-
56		蕨市中心市街地活性化基本計画	I	※	27.3.27	27.4 ~ 32.3		42	-	-	-	-	14	29	3	5	-	-	-	-	-	-

事業費関係													認定時点の状況									
総事業費等 (百万円)					1人当たりの事業費等 (千円)				事業種別事業費 (百万円)				人口関係 (人)					面積関係 (ha)				
総事業費 (a)	左のうち財源別内訳				総事業費関係				ハード事業	うち国庫負担額	ソフト事業	うち国庫負担額	市域全体 (c)	市街化区域 (d)	中心市街地区域 (e)	割合		市域全体 (f)	市街化区域 (g)	中心市街地区域 (h)	割合	
	国庫負担額 (b)	都道府県負担額	市負担額	民間事業者等負担額	(a)/(a)	(a)/(a)	(b)/(a)	(b)/(a)								(d)/(c)	(e)/(c)				(g)/(f)	(h)/(f)
16,726	3,823	99	3,882	8,920	-	-	-	-	16,062	3,796	673	28	275,263	245,000	20,636	89.0%	8.4%	67,795	4,788	200	7.0%	4.1%
13,371	350	-	491	12,629	97	927	2	24	5,259	350	8,112	-	136,780	134,200	14,411	98.1%	10.7%	24,330	4,262	180	17.5%	4.2%
24,062	7,926	528	14,864	743	68	2,634	22	834	21,034	7,818	3,028	107	353,135	337,200	9,494	95.4%	2.8%	74,760	7,957	382	10.6%	4.8%
839	324	4	272	238	4	294	1	113	606	324	233	-	170,168	169,900	2,861	99.9%	1.7%	61,894	4,210	140	6.8%	3.3%
4,787	697	7	2,010	2,072	-	-	-	-	2,754	653	2,033	44	168,878	169,900	2,785	94.7%	1.7%	61,894	4,238	140	6.8%	3.3%
32,003	5,601	3,064	12,896	10,440	254	7,104	44	1,243	30,606	5,598	1,396	3	125,562	103,000	4,505	82.0%	4.3%	142,760	3,350	117	2.3%	3.4%
11,334	3,795	878	5,290	1,368	123	2,377	41	796	9,439	3,563	1,894	232	91,871	-	4,768	-	-	48,102	-	147	-	-
1,884	488	147	1,017	230	-	-	-	-	1,197	427	686	61	86,054	-	3,505	-	-	48,102	-	106	-	-
13,754	2,798	715	2,368	7,881	352	5,820	71	1,184	11,333	2,754	2,421	44	39,005	-	2,363	-	-	76,080	-	79	-	-
11,289	1,590	10	9,468	219	254	4,287	35	604	10,744	1,516	544	74	44,394	-	2,633	-	-	11,582	-	92	-	-
15,793	1,688	54	12,568	1,480	807	2,628	86	281	15,225	1,583	567	105	19,562	-	6,009	-	-	7,869	-	202	-	-
3,907	617	33	833	2,423	157	1,461	24	230	2,193	603	1,714	14	24,770	-	2,674	-	-	60,097	-	77	-	-
2,472	432	37	315	1,685	-	-	-	-	1,461	389	1,010	43	23,443	-	1,093	-	-	60,097	-	30	-	-
14,100	5,370	434	4,651	3,643	45	4,059	17	1,546	12,479	5,328	1,620	41	313,252	257,800	3,473	82.2%	1.3%	82,457	4,991	116	6.0%	2.3%
6,869	917	115	1,753	4,082	-	-	-	-	5,870	752	998	165	302,683	250,100	3,511	82.6%	1.4%	82,461	4,991	116	6.0%	2.3%
15,064	5,446	830	6,497	2,289	80	1,432	29	518	13,394	5,236	1,670	210	186,209	124,800	10,515	67.0%	8.4%	52,300	2,813	230	5.3%	8.1%
2,711	890	175	1,576	68	-	-	-	-	2,494	882	217	27	175,545	122,000	9,982	69.4%	8.1%	52,300	2,830	230	5.4%	8.1%
5,913	2,137	205	3,339	231	24	1,298	8	469	4,777	1,995	1,136	141	244,738	200,100	4,553	81.7%	2.2%	30,517	5,774	108	18.9%	1.8%
6,904	1,690	608	2,928	1,676	-	-	-	-	4,575	1,600	2,329	90	240,478	200,400	4,540	83.3%	2.2%	30,517	5,836	108	19.1%	1.8%
4,737	1,338	108	3,037	252	71	1,759	20	497	4,404	1,273	333	65	65,852	-	2,693	-	-	72,500	-	129	-	-
5,214	1,993	9	2,533	677	120	704	46	269	4,649	1,957	564	36	43,176	-	7,403	-	-	11,997	-	129	-	-
11,472	3,758	564	3,999	3,150	38	872	12	285	9,503	3,309	1,969	449	300,746	252,200	13,144	83.8%	5.2%	88,647	5,269	218	5.9%	4.1%
7,574	2,037	171	2,172	3,193	-	-	-	-	6,045	1,885	1,529	151	298,348	269,700	14,168	87.0%	5.4%	88,647	5,266	218	5.9%	4.1%
2,857	895	127	1,087	747	71	1,360	22	426	1,592	581	1,265	314	40,111	-	2,100	-	-	62,314	-	41	-	-
1,248	236	445	399	187	-	-	-	-	55	10	1,193	226	37,262	-	1,880	-	-	62,350	-	41	-	-
2,506	374	3	2,048	80	83	614	12	91	2,208	374	298	-	30,166	-	4,082	-	-	82,562	-	41	-	-
1,240	688	-	515	36	-	-	-	-	1,090	688	149	-	28,830	-	3,421	-	-	82,562	-	55	-	-
20,853	13,822	610	3,492	2,928	128	6,566	84	4,352	20,350	13,797	503	25	162,996	108,100	3,176	66.3%	2.9%	55,500	3,158	56	5.6%	1.7%
79,583	52,939	14,205	2,145	10,293	-	-	-	-	78,936	52,901	647	37	150,303	96,300	2,777	64.0%	2.8%	55,800	3,168	56	5.6%	1.7%
20,943	5,731	1,104	6,285	7,822	63	6,194	17	1,695	19,724	5,719	1,219	12	329,452	286,300	3,381	86.9%	1.1%	90,587	7,424	119	8.1%	1.6%
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	315,814	282,236	3,700	89.3%	1.3%	90,607	7,602	115	8.3%	1.5%
27,683	7,290	1,324	7,467	11,600	301	5,350	79	1,409	22,967	7,240	4,715	50	91,799	-	5,174	-	-	86,867	-	120	-	-
14,940	3,705	469	6,605	4,159	59	1,712	14	424	11,476	3,597	3,463	108	251,031	181,200	8,726	72.1%	4.8%	38,158	4,093	127	10.7%	3.1%
5,915	870	865	1,783	2,396	-	-	-	-	3,850	841	2,065	28	250,573	183,600	8,708	73.2%	4.7%	38,158	4,093	127	10.7%	3.1%
7,157	982	36	4,317	1,820	51	1,041	7	142	6,316	980	840	1	139,619	72,600	6,871	51.9%	9.4%	131,149	2,005	142	1.5%	7.0%
9,661	1,684	1,693	5,096	1,187	84	3,293	14	574	6,338	1,625	3,323	59	114,494	72,500	2,934	63.3%	4.0%	60,279	2,703	111	4.4%	4.1%
4,854	473	336	3,507	536	-	-	-	-	4,200	428	653	45	108,098	69,500	2,627	64.2%	3.7%	60,279	2,703	116	4.4%	4.2%
2,408	595	109	1,655	47	72	562	18	138	1,990	565	417	30	33,036	19,500	4,283	59.0%	21.9%	24,100	720	97	2.9%	13.4%
1,314	492	153	562	106	-	-	-	-	954	405	359	86	27,515	-	4,080	-	-	21,467	-	134	-	-
18,269	3,707	54	11,876	2,631	62	1,185	12	240	14,741	3,529	3,528	177	294,265	216,700	15,417	73.6%	7.1%	76,770	5,030	280	6.5%	5.5%
5,333	1,685	1	3,137	509	-	-	-	-	4,160	1,634	1,173	50	284,917	214,100	16,750	75.1%	7.8%	76,770	5,043	297	6.5%	5.8%
4,733	1,017	294	2,066	1,366	-	-	-	-	3,829	820	904	196	123,823	101,100	10,602	81.6%	10.4%	38,300	2,571	170	6.7%	6.6%
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	328,794	273,791	4,133	83.2%	1.5%	123,202	10,064	116	8.1%	1.1%
10,760	5,671	1,287	2,936	865	164	3,588	86	1,890	10,185	5,654	575	6	65,508	-	2,999	-	-	30,530	-	106	-	-
18,311	7,638	2,833	7,181	658	-	-	-	-	16,516	7,583	1,795	55	62,938	-	2,727	-	-	30,530	-	114	-	-
18,225	6,629	489	9,863	1,254	-	-	-	-	17,893	6,571	332	57	78,578	40,100	6,269	51.0%	15.6%	27,955	1,507	109	5.3%	7.2%
1,548	266	11	1,104	165	-	-	-	-	769	230	779	36	271,047	197,721	6,578	72.9%	3.3%	21,732	4,251	157	19.5%	3.6%
20,237	3,371	272	14,643	1,949	-	-	-	-	17,035	3,087	3,202	284	142,318	114,300	7,731	80.3%	6.7%	12,299	3,290	118	26.7%	3.5%
5,550	1,823	44	2,862	819	68	1,161	22	381	4,490	1,648	1,059	174	80,953	37,500	4,780	46.3%	12.7%	21,562	1,410	97	6.5%	6.8%
8,711	2,907	153	3,343	2,306	94	1,409	31	470	6,293	2,903	2,418	3	91,811	-	6,179	-	-	144,987	-	70	-	-
13,433	5,274	1,948	3,608	2,601	180	4,485	70	1,761	12,810	5,241	622	32	74,343	-	2,995	-	-	35,412	-	90	-	-
31,316	4,046	2,400	18,668	6,201	91	1,734	11	224	26,220	3,992	5,096	53	341,203	228,200	18,053	66.8%	7.9%	40,100	5,089	175	12.6%	3.4%
15,999	4,443	710	7,374	3,471	-	-	-	-	12,078	4,362	3,920	80	374,655	227,500	27,063	60.7%	11.8%	46,000	5,089	175	11.0%	3.4%
20,583	3,084	1,670	13,604	2,223	61	761	9	114	17,309	2,743	3,273	341	337,087	267,500	27,021	79.3%	10.1%	10,916	3,218	265	29.4%	8.2%
5,066	283	221	2,012	2,549	-	-	-	-	1,061	112	4,005	170	348,595	268,200	28,246	76.9%	10.5%	10,913	3,215	255	29.4%	7.9%
320	81	3	228	6	-	-	-	-	272	76	47	5	72,300	72,300	18,422	100%	25.4%	511	510	62	99.8%	12.1%

番号	都道府県名	認定基本計画名	計画期	会計実施年度	認定年月日	認定基本計画期間	計画期間終了	認定事業関係						目標及び指標関係									
								総事業数	実施状況			事業種別		目標数	指標数	評価結果							
									実施済	実施中	中止	未実施	ハード事業			ソフト事業	A	B	C	D	E		
57	千葉県	千葉市中心市街地活性化基本計画	I		19.8.27	19.8 ~ 23.3	○	48	38	8	1	1	31	17	3	3	1	0	1	0	1	0	
58		柏市中心市街地活性化基本計画	I		20.3.12	20.4 ~ 26.3	○	30	13	9	3	5	19	11	3	3	0	0	0	0	0	0	3
59		第2期柏市中心市街地活性化基本計画	II		26.3.28	26.4 ~ 31.3		40	-	-	-	-	19	21	3	3	-	-	-	-	-	-	-
60	東京都	青梅市中心市街地活性化基本計画	I		28.6.17	28.7 ~ 34.3		58	-	-	-	-	13	45	3	3	-	-	-	-	-	-	-
61		府市中心市街地活性化基本計画	I		28.6.17	28.7 ~ 34.3		65	-	-	-	-	8	57	3	3	-	-	-	-	-	-	-
62	神奈川県	小田原市中心市街地活性化基本計画	I		25.3.29	25.4 ~ 30.3		98	-	-	-	-	29	69	3	2	-	-	-	-	-	-	-
63	新潟県	新潟市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.3.12	20.3 ~ 25.3	○	63	54	6	1	2	41	26	3	3	2	0	0	0	1	0	
64		長岡市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.11.11	20.11 ~ 26.3	○	70	69	1	0	0	21	52	4	4	1	0	2	0	1	0	
65		長岡市中心市街地活性化基本計画(第2期計画)	II	※	26.3.28	26.4 ~ 31.3		55	-	-	-	-	12	48	3	3	-	-	-	-	-	-	-
66		十日町市中心市街地活性化基本計画	I	※	25.6.28	25.7 ~ 30.3		66	-	-	-	-	19	47	3	3	-	-	-	-	-	-	-
67		上越市(高地地区)中心市街地活性化基本計画	I	※	20.11.11	20.11 ~ 26.3	○	50	46	3	0	1	17	38	3	3	0	0	0	0	3	0	
68	富山県	富山市中心市街地活性化基本計画	I	※	19.2.8	19.2 ~ 24.3	○	27	21	5	0	1	14	14	3	3	0	0	2	0	1	0	
69		富山市中心市街地活性化基本計画(第2期計画)	II	※	24.3.29	24.4 ~ 29.3	○	66	52	8	0	6	28	45	3	3	2	0	0	0	1	0	
70		富山市中心市街地活性化基本計画	III	※	29.3.24	29.4 ~ 34.3		61	-	-	-	-	23	43	3	5	-	-	-	-	-	-	
71		高岡市中心市街地活性化基本計画	I	※	19.11.30	19.11 ~ 24.3	○	92	88	1	0	3	51	57	3	4	1	0	2	0	0	1	
72		第2期高岡市中心市街地活性化基本計画	II	※	24.3.29	24.4 ~ 29.3	○	84	77	4	1	2	29	68	3	4	1	0	2	0	1	0	
73	高岡市中心市街地活性化基本計画	III	※	29.3.24	29.4 ~ 34.3		88	-	-	-	-	20	68	2	4	-	-	-	-	-	-	-	
74	石川県	金沢市中心市街地活性化基本計画	I	※	19.5.28	19.5 ~ 24.3	○	168	147	15	0	6	52	127	3	4	2	0	0	0	2	0	
75		金沢市中心市街地活性化基本計画	II	※	24.3.29	24.4 ~ 29.3	○	171	160	11	0	0	45	135	3	4	3	0	0	0	1	0	
76		金沢市中心市街地活性化基本計画	III	※	29.3.24	29.4 ~ 34.3		95	-	-	-	-	29	66	4	6	-	-	-	-	-	-	
77	福井県	福井市中心市街地活性化基本計画	I	※	19.11.30	19.11 ~ 25.3	○	76	59	9	0	8	33	43	3	3	0	0	0	1	0	2	
78		第2期福井市中心市街地活性化基本計画	II	※	25.3.29	25.4 ~ 30.3		103	-	-	-	-	32	78	3	4	-	-	-	-	-	-	
79		敦賀市中心市街地活性化基本計画	I	※	21.12.7	21.12 ~ 27.3	○	77	64	8	0	5	30	47	2	2	0	0	1	0	1	0	
80		大野市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.7.9	20.7 ~ 25.3	○	68	67	0	0	1	31	42	2	2	2	0	0	0	0	0	
81		第2期大野市中心市街地活性化基本計画	II	※	25.3.29	25.4 ~ 30.3		89	-	-	-	-	25	64	3	3	-	-	-	-	-	-	
82	越前市中心市街地活性化基本計画	I	※	19.11.30	19.11 ~ 25.3	○	51	48	0	0	3	8	46	2	2	1	0	0	0	1	0		
83	越前市中心市街地活性化基本計画	II	※	28.11.29	28.12 ~ 34.3		77	-	-	-	-	25	59	3	4	-	-	-	-	-	-		
84	山梨県	甲府市中心市街地活性化基本計画	I		20.11.11	20.11 ~ 26.10	○	78	70	3	0	5	25	53	3	3	0	0	0	0	3	0	
85		甲府市中心市街地活性化基本計画	II		26.10.17	26.11 ~ 32.3		41	-	-	-	-	13	28	3	3	-	-	-	-	-	-	
86	長野県	長野市中心市街地活性化基本計画	I	※	19.5.28	19.5 ~ 24.3	○	55	38	16	0	1	28	28	4	4	2	0	0	1	0	1	
87		第二期長野市中心市街地活性化基本計画	II	※	24.3.29	24.4 ~ 29.3	○	44	33	10	0	1	22	22	4	5	2	0	2	0	1	0	
88		上田市中心市街地活性化基本計画	I	※	22.3.23	22.3 ~ 27.3	○	69	61	7	0	1	28	41	2	2	1	0	0	0	1	0	
89		上田市中心市街地活性化基本計画	II	※	27.3.27	27.4 ~ 32.3		90	-	-	-	-	17	73	3	3	-	-	-	-	-	-	
90		飯田市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.7.9	20.7 ~ 26.3	○	54	46	2	1	6	32	30	2	2	1	0	1	0	0	0	
91	第2期飯田市中心市街地活性化基本計画	II	※	26.3.28	26.4 ~ 31.3		61	-	-	-	-	25	38	3	4	-	-	-	-	-	-		
92	塩尻市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.11.11	20.11 ~ 26.3	○	51	37	3	1	10	34	17	3	3	0	2	0	0	0	1		
93	岐阜県	岐阜市中心市街地活性化基本計画	I		19.5.28	19.5 ~ 24.9	○	71	50	18	0	3	37	34	3	4	0	0	2	0	1	1	
94		2期岐阜市中心市街地活性化基本計画	II		24.6.28	24.10 ~ 30.3		69	-	-	-	-	19	50	2	3	-	-	-	-	-	-	
95		大垣市中心市街地活性化基本計画	I		21.12.7	21.12 ~ 27.11	○	91	81	1	0	9	49	42	2	2	1	0	0	0	1	0	
96		大垣市中心市街地活性化基本計画	II		27.11.27	27.12 ~ 33.3		56	-	-	-	-	18	38	3	3	-	-	-	-	-	-	
97		高山市中心市街地活性化基本計画	I		27.3.27	27.4 ~ 32.3		112	-	-	-	-	55	57	3	3	-	-	-	-	-	-	
98	中津川市中心市街地活性化基本計画	I		20.7.9	20.7 ~ 25.3	○	33	6	23	0	4	10	23	3	4	1	0	0	1	1	1		
99	静岡県	静岡市中心市街地活性化基本計画(静岡地区)	I	※	21.3.27	21.3 ~ 26.3	○	76	68	7	0	1	28	49	2	3	1	0	0	0	2	0	
100		静岡市中心市街地活性化基本計画(清水地区)	I	※	21.3.27	21.3 ~ 26.3	○	74	73	1	0	0	20	56	3	3	0	0	1	0	2	0	
101		静岡市中心市街地活性化基本計画	II	※	28.3.16	28.4 ~ 33.3		143	-	-	-	-	28	117	2	4	-	-	-	-	-	-	
102		浜松市中心市街地活性化基本計画	I	※	19.8.27	19.8 ~ 24.3	○	59	45	5	1	8	27	32	3	4	1	0	0	1	0	2	
103		浜松市中心市街地活性化基本計画	II	※	27.1.22	27.1 ~ 32.3		67	-	-	-	-	17	56	3	4	-	-	-	-	-	-	
104		沼津市中心市街地活性化基本計画	I	※	21.12.7	21.12 ~ 27.3	○	74	65	6	1	2	27	56	2	2	1	0	0	0	1	0	
105		掛川市中心市街地活性化基本計画	I	※	21.3.27	21.4 ~ 27.3	○	61	53	2	0	6	13	48	3	3	1	0	0	0	1	1	
106		掛川市中心市街地活性化基本計画	II	※	27.3.27	27.4 ~ 32.3		58	-	-	-	-	14	44	3	3	-	-	-	-	-	-	
107		藤枝市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.3.12	20.3 ~ 25.3	○	71	63	2	0	6	36	35	2	3	1	2	0	0	0	0	
108		第2期藤枝市中心市街地活性化基本計画	II	※	25.3.29	25.4 ~ 30.3		80	-	-	-	-	34	46	3	3	-	-	-	-	-	-	
109	愛知県	名古屋市中心市街地活性化基本計画	I	※	21.3.27	21.3 ~ 26.3	○	24	20	2	1	1	13	12	3	3	1	0	1	0	1	0	
110		豊橋市中心市街地活性化基本計画	I	※	21.6.30	21.6 ~ 26.3	○	50	45	2	1	2	18	32	3	4	0	0	2	0	2	0	
111		第2期豊橋市中心市街地活性化基本計画	II	※	26.3.28	26.4 ~ 31.3		50	-	-	-	-	10	42	3	3	-	-	-	-	-	-	
112		豊田市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.7.9	20.7 ~ 25.3	○	71	57	8	0	6	26	45	3	3	1	0	0	2	0	0	
113		第2期豊田市中心市街地活性化基本計画	II	※	25.3.29	25.4 ~ 30.3		38	-	-	-	-	18	20	3	3	-	-	-	-	-	-	
114		安城市中心市街地活性化基本計画	I	※	25.3.29	25.4 ~ 30.3		40	-	-	-	-	11	29	3	3	-	-	-	-	-	-	
115	東海市中心市街地活性化基本計画	I	※	23.6.29	23.6 ~ 28.3	○	43	39	3	0	1	22	21	2	2	2	0	0	0	0	0		
116	田原市中心市街地活性化基本計画	I	※	28.3.16	28.4 ~ 33.3		39	-	-	-	-	19	20	3	3	-	-	-	-	-	-		

事業費関係											認定時点の状況														
総事業費等 (百万円)					1人当たりの事業費等 (千円)						事業種別事業費 (百万円)					人口関係 (人)					面積関係 (ha)				
総事業費 (a)	左のうち財源別内訳				総事業費関係		国庫負担額関係				ハード 事業	うち国庫 負担額	ソフト 事業	うち国庫 負担額	市域全体 (c)	市街化区域 (d)	中心市街 地区域 (e)	割合		市域全体 (f)	市街化区 域 (g)	中心市街 地区域 (h)	割合		
	国庫負担 額 (b)	都道府県 負担額	市負担額	民間事業 者等負担 額	(a)/(c)	(a)/(e)	(b)/(c)	(b)/(e)	(d)/(c)	(e)/(d)								(e)/(f)	(h)/(g)						
21,582	6,107	0	14,635	839	22	1,028	6	290	21,201	6,031	381	76	959,285	873,600	20,991	91.0%	2.4%	27,208	12,881	150	47.3%	1.1%			
7,327	2,209	134	4,477	506	19	771	5	232	7,050	2,189	276	19	384,123	365,700	9,503	95.2%	2.6%	11,490	5,406	97	47.0%	1.7%			
5,244	2,274	69	2,435	464	-	-	-	-	4,970	2,243	273	31	403,783	380,600	10,514	94.2%	2.7%	11,474	5,453	97	47.5%	1.7%			
660	13	300	322	24	-	-	-	-	454	10	206	3	136,760	128,097	5,199	93.6%	4.0%	10,331	2,183	90	21.1%	4.1%			
8,571	3,929	1,244	3,352	44	-	-	-	-	7,482	3,898	1,088	30	257,650	257,650	14,905	100%	5.7%	2,943	2,725	62	92.5%	2.2%			
11,270	2,514	84	7,343	1,328	-	-	-	-	9,883	2,331	1,387	182	196,890	180,400	10,841	91.6%	6.0%	11,409	2,797	170	24.5%	6.0%			
66,047	30,375	4	22,474	13,192	81	4,053	37	1,864	63,979	30,375	2,068	-	809,132	604,300	16,295	74.6%	2.6%	72,900	11,423	261	15.7%	2.2%			
31,414	9,660	1,954	12,670	7,128	112	5,690	34	1,749	28,227	9,381	3,187	279	280,256	171,600	5,521	61.2%	3.2%	84,000	4,661	90	5.5%	1.9%			
18,934	6,831	3,971	4,595	3,537	-	-	-	-	16,385	6,589	2,548	241	281,100	174,200	5,677	61.9%	3.2%	89,100	4,780	90	5.3%	1.8%			
7,677	2,623	32	3,186	1,836	-	-	-	-	7,144	2,603	533	20	57,570	-	4,414	-	-	58,992	-	100	-	-			
9,674	2,368	103	3,044	4,167	46	1,332	11	324	9,034	2,306	640	52	208,592	126,000	7,258	60.4%	5.7%	97,300	4,434	143	4.5%	3.2%			
44,715	12,658	2,410	18,016	11,629	105	2,009	29	668	43,287	12,552	1,427	106	423,414	266,800	22,252	63.0%	8.3%	124,185	7,264	436	5.8%	6.0%			
74,425	18,429	317	29,859	25,819	176	3,429	43	849	69,447	17,873	4,978	555	422,446	279,000	21,702	66.0%	7.7%	124,185	7,264	436	5.8%	6.0%			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	418,399	283,400	21,471	67.7%	7.6%	124,177	7,364	436	5.9%	5.9%			
18,901	6,848	797	10,106	1,148	106	1,086	38	393	14,243	6,612	4,657	235	179,945	124,800	17,396	69.3%	13.9%	20,938	3,621	340	17.2%	9.3%			
20,231	6,293	796	8,748	4,392	114	1,260	35	392	15,390	6,109	4,841	184	175,944	122,600	16,048	69.6%	13.0%	20,942	3,627	340	17.3%	9.3%			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	173,425	122,800	14,965	70.8%	12.1%	20,957	3,627	340	17.5%	9.3%			
22,543	6,273	445	15,365	469	51	378	14	105	15,431	6,113	7,111	160	441,681	412,300	59,549	93.3%	14.4%	46,777	8,534	860	18.2%	10.0%			
23,960	5,768	1,018	13,725	3,448	53	413	12	99	13,115	4,994	10,845	774	445,100	413,100	57,939	92.8%	14.0%	46,777	8,598	860	18.3%	10.0%			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	453,390	421,944	56,621	93.0%	13.4%	46,777	8,598	860	18.3%	10.0%			
33,339	12,509	7,185	9,131	4,513	123	7,541	46	2,829	31,484	12,276	1,855	233	270,977	205,300	4,421	75.7%	2.1%	53,617	4,685	105	8.7%	2.2%			
39,865	15,670	6,444	10,473	7,276	-	-	-	-	38,570	15,562	1,294	108	268,470	205,700	4,330	76.6%	2.1%	53,619	4,685	105	8.7%	2.2%			
11,729	5,007	520	5,346	854	170	1,267	72	541	10,127	4,867	1,601	140	68,783	-	9,252	-	-	25,075	-	178	-	-			
4,174	1,109	92	2,029	943	108	1,524	28	404	3,557	1,010	616	99	38,535	-	2,739	-	-	87,230	-	87	-	-			
6,094	1,695	318	1,943	2,137	-	-	-	-	4,803	1,523	1,290	171	36,392	-	2,525	-	-	87,230	-	98	-	-			
2,051	404	270	1,254	121	23	324	4	64	442	163	1,609	241	87,433	-	6,320	-	-	23,075	-	123	-	-			
6,381	670	529	2,280	2,901	-	-	-	-	5,676	570	704	100	83,366	-	5,500	-	-	23,070	-	141	-	-			
46,636	16,070	16,010	14,135	419	241	8,035	83	2,768	45,633	15,953	1,002	116	193,013	165,300	5,804	85.6%	3.5%	21,241	3,190	115	15.0%	3.6%			
10,297	4,185	3,821	2,186	104	-	-	-	-	10,061	4,181	236	3	189,897	168,100	5,527	88.2%	3.4%	21,241	3,190	115	15.0%	3.6%			
38,511	16,266	2,756	16,601	2,888	100	3,926	42	1,658	36,006	16,242	2,505	23	381,903	283,800	9,809	74.3%	3.4%	73,851	5,935	200	8.0%	3.3%			
18,398	5,473	968	9,308	2,647	47	1,874	14	557	15,896	5,461	2,502	12	387,146	277,900	9,817	71.7%	3.6%	83,485	5,945	200	7.1%	3.3%			
18,453	4,178	178	13,246	849	112	2,695	25	610	17,167	3,844	1,286	334	164,594	-	6,846	-	-	55,200	-	193	-	-			
3,017	357	16	2,508	134	-	-	-	-	1,136	267	1,881	90	160,397	-	7,171	-	-	55,200	-	193	-	-			
6,332	1,620	52	3,522	1,138	59	754	15	192	5,172	1,513	1,160	107	106,630	-	8,399	-	-	65,876	-	151	-	-			
6,129	425	6	5,459	237	-	-	-	-	5,415	334	714	90	103,105	-	7,772	-	-	65,876	-	151	-	-			
15,048	2,764	218	4,219	7,844	219	3,039	40	558	14,206	2,764	841	-	68,445	37,100	4,951	54.2%	13.3%	28,998	944	110	3.2%	11.6%			
33,123	9,462	1,445	7,376	14,839	80	3,076	22	878	31,671	9,379	1,451	82	413,980	376,000	10,766	90.8%	2.8%	20,289	8,027	170	39.5%	2.1%			
14,701	3,142	281	7,121	4,156	-	-	-	-	12,311	3,071	2,390	71	410,845	374,700	10,933	91.2%	2.9%	20,289	8,027	170	39.5%	2.1%			
14,082	2,165	533	9,973	1,409	86	1,495	13	230	11,895	2,047	2,186	118	162,680	130,300	9,414	80.0%	7.2%	20,552	3,342	168	16.1%	5.0%			
2,811	728	124	1,665	293	-	-	-	-	2,161	624	649	103	162,702	134,800	8,330	82.6%	6.1%	20,657	3,456	168	16.7%	4.8%			
7,675	2,898	68	4,473	235	-	-	-	-	5,922	2,870	1,753	27	91,729	-	10,578	-	-	217,761	-	177	-	-			
2,129	507	71	1,883	166	24	643	5	153	1,624	505	505	1	85,605	-	3,310	-	-	67,638	-	66	-	-			
67,023	10,101	262	22,622	34,036	93	4,447	14	670	62,524	9,895	4,498	206	720,670	644,500	15,070	89.4%	2.3%	137,400	10,440	250	7.5%	2.3%			
33,999	5,926	298	16,338	11,435	47	5,088	8	886	29,805	5,883	4,193	43	720,670	644,500	6,682	89.4%	1.0%	137,400	10,440	139	7.5%	1.3%			
10,626	1,113	143	2,637	6,731	-	-	-	-	8,049	1,025	2,576	87	715,752	642,100	21,683	89.7%	3.3%	141,190	10,403	370	7.3%	3.5%			
35,093	9,230	0	15,800	10,061	42	3,323	11	874	24,191	9,087	10,901	142	823,628	496,000	10,560	60.2%	2.1%	151,117	9,789	150	6.4%	1.5%			
17,192	2,983	708	8,290	5,209	-	-	-	-	6,178	2,243	11,014	740	808,959	511,000	11,593	63.1%	2.2%	155,804	9,873	220	6.3%	2.2%			
21,658	6,859	3,584	7,755	3,458	103	968	32	306	19,150	6,811	2,507	48	208,749	180,400	22,357	86.4%	12.3%	18,711	3,158	227	16.8%	7.1%			
4,615	506	907	751	2,449	40	2,922	4	320	1,495	482	3,119	24	115,361	-	1,579	-	-	26,563	-	50	-	-			
4,933	490	136	672	3,634	-	-	-	-	2,997	485	1,936	5	117,450	-	1,459	-	-	26,563	-	51	-	-			
17,020	1,663	367	3,631	11,359	117	1,847	11	180	15,856	1,473	1,164	189	144,953	88,000	9,212	60.7%	10.4%	14,074	1,851	160	13.1%	8.6%			
20,696	3,034	632	1,869	15,160	-	-	-	-	19,729	2,909	967	124	146,214	97,000	10,222	66.3%	10.5%	19,403	2,038	160	10.5%	7.8%			
43,288	2,469	14,101	18,700	8,016	19	2,447	1	139	42,904	2,455	1,193	14	2,236,598	2,228,300	17,685	99.6%	0.7%	32,845	30,258	174	92.6%	0.5%			
11,470	2,492	136	4,857	3,984	29	1,116	6	242	9,627	2,424	1,842	67	382,491	295,100	10,275	77.1%	3.4%	26,135	6,174	103	23.6%	1.6%			
6,463	680	284	1,653	3,833	-	-	-	-	4,693	559	1,770	120	378,905	292,400	9,865	77.1%	3.3%	26,135	6,184	125	23.6%	2.0%			
20,429	1,243	164	18,570	451	48	1,597	2	97	15,440	958	4,989	284	423,200	270,200	12,792	63.8%	4.7%	91,847	5,163	196	5.6%	3.7%			
13,391	4,533	1,267	7,063	526	-	-	-	-	10,040	4,198	3,350	334	423,744	278,600	12,803	65.7%	4.5%	91,847	5,188	196	5.6%	3.7%			
16,592	5,246	62	10,858	424	-	-	-	-	15,964	5,243															

番号	都道府県名	認定基本計画名	計画期	会計実施年度	認定年月日	認定基本計画期間	計画期間終了	認定事業関係						目標及び指標関係									
								総事業数	実施状況			事業種別		目標数	指標数	評価結果							
									実施済	実施中	中止	未実施	ハード事業			ソフト事業	A	B	C	D	E		
117	三重県	伊勢市中心市街地活性化基本計画	I		28.3.15	28.4 ~ 33.3		31	-	-	-	-	10	21	3	3	-	-	-	-	-	-	
118		伊賀市中心市街地活性化基本計画	I		20.11.11	20.11 ~ 26.10	○	56	48	5	2	1	28	28	3	3	0	1	0	1	0	1	
119		大津市中心市街地活性化基本計画	I	※		20.7.9	20.7 ~ 26.3	○	51	30	9	0	12	30	21	3	2	0	0	1	1	0	0
120	滋賀県	第2期大津市中心市街地活性化基本計画	II	※		26.3.29	26.4 ~ 30.3		47	-	-	-	-	26	30	3	3	-	-	-	-	-	
121		長浜市中心市街地活性化基本計画	I	※		21.6.30	21.6 ~ 26.3	○	56	49	3	0	4	29	27	2	3	0	1	0	0	1	1
122		第2期長浜市中心市街地活性化基本計画	II	※		26.3.28	26.4 ~ 31.3		63	-	-	-	-	27	39	3	3	-	-	-	-	-	-
123		草津市中心市街地活性化基本計画	I	※		25.11.29	25.12 ~ 31.3		57	-	-	-	-	17	40	3	3	-	-	-	-	-	-
124		守山市中心市街地活性化基本計画	I	※		21.3.27	21.3 ~ 27.3	○	61	60	1	0	0	27	35	2	2	1	1	0	0	0	0
125		守山市中心市街地活性化基本計画	II	※		27.3.27	27.4 ~ 32.3		73	-	-	-	-	10	66	3	3	-	-	-	-	-	-
126		東近江市中心市街地活性化基本計画	I	※		29.3.24	29.4 ~ 34.3		46	-	-	-	-	18	28	3	3	-	-	-	-	-	-
127	京都府	福知山市中心市街地活性化基本計画	I		23.3.26	23.3 ~ 28.3	○	48	40	4	0	4	12	36	2	2	1	0	0	0	1	0	
128		福知山市中心市街地活性化基本計画	II			28.3.15	28.4 ~ 33.3		45	-	-	-	-	12	33	3	3	-	-	-	-	-	-
129	大阪府	堺市中心市街地活性化基本計画	I		27.3.27	27.4 ~ 32.3		70	-	-	-	-	36	34	3	3	-	-	-	-	-	-	
130		高槻市中心市街地活性化基本計画	I		21.12.7	21.12 ~ 27.3	○	67	37	30	0	0	31	36	3	2	0	0	0	0	2	0	
131		神戸市(新長田地区)中心市街地活性化基本計画	I	※		20.7.9	20.7 ~ 26.3	○	51	50	1	0	0	22	29	3	3	1	0	1	0	1	0
132	兵庫県	姫路市中心市街地活性化基本計画	I	※		21.12.7	21.12 ~ 27.3	○	56	48	8	0	0	29	27	2	3	1	0	1	0	1	0
133		姫路市中心市街地活性化基本計画	II	※		27.3.27	27.4 ~ 32.3		43	-	-	-	-	17	27	4	4	-	-	-	-	-	-
134		尼崎市中心市街地活性化基本計画	I	※		20.7.9	20.7 ~ 26.3	○	63	60	0	0	3	10	53	3	3	0	0	0	1	2	0
135		明石市中心市街地活性化基本計画	I	※		22.11.30	22.11 ~ 28.3	○	46	20	19	4	3	22	26	2	2	0	0	1	0	1	0
136	明石市中心市街地活性化基本計画	II	※		28.3.15	28.4 ~ 33.3		48	-	-	-	-	16	33	2	3	-	-	-	-	-	-	
137	兵庫県	伊丹市中心市街地活性化基本計画	I	※		20.7.9	20.7 ~ 26.3	○	73	69	1	0	3	13	60	3	4	2	0	1	0	1	0
138		伊丹市中心市街地活性化基本計画	II	※		28.3.15	28.4 ~ 33.3		90	-	-	-	-	15	75	3	4	-	-	-	-	-	-
139		宝塚市中心市街地活性化基本計画	I	※		20.3.12	20.3 ~ 24.3	○	38	33	1	0	4	18	20	3	4	1	1	0	0	0	2
140		川西市中心市街地活性化基本計画	I	※		22.11.30	22.11 ~ 27.3	○	38	26	2	0	10	13	25	2	2	0	1	0	0	0	1
141		川西市中心市街地活性化基本計画	II	※		27.3.27	27.4 ~ 32.3		44	-	-	-	-	12	32	2	3	-	-	-	-	-	-
142		丹波市中心市街地活性化基本計画	I	※		21.3.27	21.3 ~ 27.2	○	51	38	1	1	11	22	31	2	2	0	0	0	0	1	1
143		丹波市中心市街地活性化基本計画	II	※		28.3.15	28.4 ~ 33.3		53	-	-	-	-	17	36	3	3	-	-	-	-	-	-
144	奈良県	奈良市中心市街地活性化基本計画	I	※		20.3.12	20.4 ~ 26.3	○	88	84	2	2	0	30	58	3	3	0	0	0	0	3	0
145	和歌山県	和歌山市中心市街地活性化基本計画	I	※		19.8.27	19.8 ~ 24.3	○	64	59	1	0	4	19	45	3	3	0	0	0	0	3	0
146		田辺市中心市街地活性化基本計画	I	※		21.3.27	21.3 ~ 26.3	○	59	55	1	0	3	28	32	2	2	1	0	0	0	1	0
147	鳥取県	鳥取市中心市街地活性化基本計画	I	※		19.11.30	19.11 ~ 26.3	○	73	63	6	0	4	20	63	3	5	1	0	2	0	2	0
148		第2期鳥取市中心市街地活性化基本計画	II	※		26.3.29	26.4 ~ 30.3		60	-	-	-	-	21	39	2	4	-	-	-	-	-	-
149		米子市中心市街地活性化基本計画	I	※		20.11.11	20.11 ~ 26.3	○	85	80	1	2	2	34	51	3	4	0	0	0	0	3	1
150	米子市中心市街地活性化基本計画(新計画)	II	※		27.11.27	27.12 ~ 33.3		64	-	-	-	-	12	62	3	5	-	-	-	-	-	-	
151	倉吉市中心市街地活性化基本計画	I	※		27.6.30	27.7 ~ 32.3		83	-	-	-	-	31	52	3	3	-	-	-	-	-	-	
152	鳥取県	松江市中心市街地活性化基本計画	I	※		20.7.9	20.7 ~ 26.3	○	90	82	5	0	3	27	64	3	3	1	0	0	0	2	0
153		第2期松江市中心市街地活性化基本計画	II	※		26.3.29	26.4 ~ 31.3		94	-	-	-	-	31	64	3	5	-	-	-	-	-	-
154		江津市中心市街地活性化基本計画	I	※		27.3.27	27.4 ~ 32.3		53	-	-	-	-	17	36	2	3	-	-	-	-	-	-
155		雲南市中心市街地活性化基本計画	I	※		28.11.29	28.12 ~ 34.3		35	-	-	-	-	16	19	3	3	-	-	-	-	-	-
156	岡山県	倉敷市中心市街地活性化基本計画	I	※		22.3.23	22.3 ~ 27.3	○	73	50	21	0	2	28	45	2	2	1	0	0	0	1	0
157		倉敷市中心市街地活性化基本計画(新計画)	II	※		27.3.27	27.4 ~ 32.3		76	-	-	-	-	29	47	3	4	-	-	-	-	-	-
158		津山市中心市街地活性化基本計画	I	※		26.3.29	26.4 ~ 31.3		49	-	-	-	-	29	19	3	3	-	-	-	-	-	-
159	玉野市中心市街地活性化基本計画	I	※		24.3.29	24.4 ~ 29.3	○	75	65	0	0	10	8	67	2	2	0	1	0	0	0	1	
160	三原市中心市街地活性化基本計画	I	※		27.11.27	27.12 ~ 33.3		52	-	-	-	-	17	35	3	5	-	-	-	-	-	-	
161	広島県	府中市中心市街地活性化基本計画	I	※		19.6.28	19.6 ~ 24.3	○	22	22	0	0	0	10	12	2	4	2	0	1	0	1	0
162	第二期府中市中心市街地活性化基本計画	II	※		26.3.29	26.4 ~ 30.3		41	-	-	-	-	22	19	2	5	-	-	-	-	-	-	
163	山口県	下関市中心市街地活性化基本計画	I	※		21.12.7	21.12 ~ 27.3	○	76	72	4	0	0	29	49	3	3	2	0	0	0	1	0
164		山口市中心市街地活性化基本計画	I	※		19.6.28	19.6 ~ 26.3	○	25	24	0	0	1	9	17	2	3	1	0	0	1	1	0
165		第2期山口市中心市街地活性化基本計画	II	※		26.3.28	26.4 ~ 31.3		43	-	-	-	-	11	32	3	3	-	-	-	-	-	-
166		岩国市中心市街地活性化基本計画	I	※		26.10.17	26.11 ~ 32.3		54	-	-	-	-	19	35	3	6	-	-	-	-	-	-
167	周南市中心市街地活性化基本計画	I	※		26.3.29	26.4 ~ 30.3		77	-	-	-	-	44	45	2	2	-	-	-	-	-	-	
168	香川県	高松市中心市街地活性化基本計画	I	※		19.6.28	19.6 ~ 26.3	○	50	40	5	0	5	25	25	3	4	0	0	3	0	1	0
169		第2期高松市中心市街地活性化基本計画	II	※		26.6.28	26.6 ~ 30.3		51	-	-	-	-	19	32	3	3	-	-	-	-	-	-
170	松山市中心市街地活性化基本計画	I	※		20.11.11	20.11 ~ 26.10	○	70	58	10	0	2	28	43	3	4	0	0	1	0	3	0	
171	愛媛県	松山市中心市街地活性化基本計画	II	※		26.10.17	26.11 ~ 32.3		60	-	-	-	-	40	36	3	3	-	-	-	-	-	-
172		西条市中心市街地活性化基本計画	I	※		20.7.9	20.7 ~ 26.3	○	48	35	10	0	3	32	16	2	2	0	0	0	0	2	0
173	高知県	高知市中心市街地活性化基本計画	I	※		24.11.30	24.12 ~ 30.3		57	-	-	-	-	21	44	2	2	-	-	-	-	-	-
174		四万十市中心市街地活性化基本計画	I	※		20.7.9	20.7 ~ 26.3	○	34	28	0	0	6	10	27	3	5	0	0	0	0	0	5

事業費関係													認定時点の状況									
総事業費等 (百万円)					1人当たりの事業費等 (千円)				事業種別事業費 (百万円)				人口関係 (人)					面積関係 (ha)				
総事業費 (a)	左のうち財源別内訳				総事業費関係				ハード 事業	うち国庫 負担額	ソフト 事業	うち国庫 負担額	市域全体 (d)	市街化区域 (e)	中心市街 地区域 (f)	割合		市域全体 (g)	市街化区 域 (h)	中心市街 地区域 (i)	割合	
	国庫負担 額 (b)	都道府県 負担額	市負担額	民間事業 者等負担 額	(a)/(c)	(a)/(e)	(b)/(c)	(b)/(e)								(d)/(f)	(e)/(f)				(g)/(i)	(h)/(i)
2,367	160	0	181	2,024	-	-	-	-	2,206	160	161	-	127,584	-	7,947	-	-	20,835	-	153	-	-
9,552	2,894	302	6,104	260	94	782	28	237	9,228	2,878	324	16	100,623	39,600	12,211	39.3%	30.8%	55,817	1,676	140	3.0%	8.3%
16,144	5,409	7,454	3,044	236	48	1,481	16	496	15,763	5,357	381	52	332,427	295,700	10,901	88.9%	3.6%	46,410	5,852	160	12.6%	2.7%
11,879	2,762	6,515	2,465	136	-	-	-	-	11,541	2,701	338	61	340,339	300,400	11,188	88.2%	3.7%	46,410	5,936	160	12.7%	2.8%
9,005	1,708	192	4,668	2,436	73	843	13	160	8,445	1,654	560	54	122,631	50,600	10,672	41.2%	21.0%	24,701	1,444	180	5.8%	12.4%
7,174	2,460	485	3,979	249	-	-	-	-	6,440	2,386	734	74	123,335	60,300	9,912	40.7%	19.7%	53,948	1,509	180	2.7%	11.9%
6,602	1,959	603	3,829	210	-	-	-	-	6,033	1,945	568	13	126,853	99,800	22,381	78.6%	22.4%	4,822	1,875	197	38.8%	10.5%
8,221	2,661	229	5,092	238	109	687	35	222	8,008	2,591	213	69	75,141	55,300	11,953	73.5%	21.6%	5,481	1,184	146	21.6%	12.3%
5,509	645	31	745	4,087	-	-	-	-	2,496	637	3,013	8	80,497	60,400	12,985	75.0%	21.4%	5,573	1,193	177	21.4%	14.8%
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	115,304	48,900	7,365	42.4%	15.0%	38,858	1,418	159	3.6%	11.2%
6,133	1,287	230	4,020	594	74	1,066	15	223	5,156	1,254	977	32	81,797	48,800	5,750	59.6%	11.7%	55,257	1,903	116	3.4%	6.0%
428	121	7	165	134	-	-	-	-	203	103	225	17	80,076	49,600	5,499	61.9%	11.0%	55,257	1,903	116	3.4%	6.0%
11,200	1,582	1,416	6,399	1,821	-	-	-	-	9,125	1,554	2,075	8	841,012	799,800	16,906	95.0%	2.1%	14,999	10,933	190	72.8%	1.7%
11,816	3,321	605	4,346	3,642	32	778	9	218	11,666	3,280	149	40	358,973	342,100	15,183	95.2%	4.4%	10,531	3,329	150	31.6%	4.5%
20,415	6,513	107	9,922	3,871	13	1,103	4	361	17,383	5,482	3,032	1,030	1,536,433	1,486,000	18,506	96.7%	1.2%	55,000	20,044	113	36.4%	0.5%
38,950	13,125	2,669	19,524	3,629	72	4,594	24	1,548	35,605	13,117	3,944	8	535,968	445,000	8,478	83.2%	1.9%	53,400	11,038	210	20.6%	1.9%
6,875	1,327	4	1,501	4,041	-	-	-	-	6,574	1,286	301	41	534,185	461,200	8,932	84.4%	1.9%	53,400	11,059	222	20.7%	2.0%
5,378	819	252	822	3,484	11	728	1	110	3,702	816	1,676	2	461,600	461,600	7,400	100%	1.6%	4,980	4,625	83	92.8%	1.7%
31,730	12,038	2,482	8,535	8,673	108	4,455	41	1,690	31,513	11,987	217	50	293,481	284,500	7,121	96.9%	2.5%	4,924	3,889	60	78.9%	1.5%
11,914	2,856	689	2,933	5,435	-	-	-	-	11,436	2,846	478	10	297,341	286,900	7,395	96.4%	2.5%	4,942	3,889	60	78.6%	1.5%
2,768	907	7	1,471	381	14	235	4	77	2,289	902	478	5	195,225	195,100	11,763	99.9%	6.0%	2,509	2,397	72	95.5%	3.0%
1,468	25	0	1,352	89	-	-	-	-	644	3	823	22	197,826	196,700	13,787	99.4%	7.0%	2,509	2,397	72	95.5%	3.0%
7,590	2,202	331	1,823	3,232	34	612	9	177	7,232	2,201	357	1	223,156	221,400	12,392	99.2%	5.5%	10,189	2,595	188	25.4%	7.2%
4,144	974	5	3,058	105	25	509	6	119	3,734	935	409	38	161,376	159,400	8,135	98.7%	5.1%	5,344	2,303	80	43.0%	3.4%
4,337	979	15	3,259	83	-	-	-	-	3,949	931	387	47	160,733	164,300	8,339	95.9%	5.4%	5,344	2,303	80	43.0%	3.4%
3,716	1,142	743	1,728	102	52	1,982	16	603	1,454	1,094	2,261	48	71,103	-	1,894	-	-	49,321	-	66	-	-
284	2	-	276	5	-	-	-	-	4	2	280	-	66,539	-	1,861	-	-	49,321	-	69	-	-
35,655	12,069	4,159	16,632	2,793	96	1,250	32	423	30,723	11,996	4,932	73	369,708	325,600	28,512	88.0%	8.7%	27,684	4,802	289	17.5%	6.0%
10,066	1,401	767	786	7,111	27	902	3	125	9,614	1,355	452	45	372,275	325,200	11,149	87.3%	3.4%	21,025	7,404	186	35.2%	2.5%
10,033	1,128	2,961	3,528	2,414	121	904	13	101	7,722	1,122	2,310	6	82,537	-	11,097	-	-	102,677	-	108	-	-
14,108	1,975	504	3,293	8,335	71	1,150	9	161	11,672	1,548	2,436	427	197,927	128,200	12,268	64.7%	9.5%	76,566	3,126	210	4.0%	6.7%
4,407	1,239	271	2,551	345	-	-	-	-	2,655	983	1,752	275	193,744	129,500	12,387	66.8%	9.5%	76,566	3,126	210	4.0%	6.7%
16,200	5,863	1,878	4,235	4,223	108	1,343	39	486	13,304	5,817	2,896	46	149,730	88,000	12,059	58.7%	13.7%	13,200	2,441	300	18.4%	12.2%
1,911	190	275	842	602	-	-	-	-	375	184	1,536	6	148,283	98,100	5,004	66.1%	5.1%	13,200	2,440	196	18.4%	8.0%
6,772	568	240	1,403	4,560	-	-	-	-	4,598	83	2,174	484	49,638	-	6,748	-	-	27,206	-	195	-	-
26,462	8,743	3,812	2,626	11,279	136	1,726	45	570	24,645	8,487	1,816	255	193,307	119,100	15,330	61.6%	12.8%	53,027	2,848	403	5.5%	14.1%
13,494	2,599	3,106	5,793	1,995	-	-	-	-	8,998	2,515	4,496	84	207,136	132,500	15,114	63.9%	11.4%	57,301	3,269	403	5.7%	12.3%
2,661	966	255	806	632	-	-	-	-	2,528	930	133	35	24,848	-	1,330	-	-	26,824	-	78	-	-
34	9	1	20	2	-	-	-	-	5	2	28	6	39,715	-	2,024	-	-	55,318	-	130	-	-
32,759	1,746	104	3,658	27,250	72	4,056	3	216	31,173	1,533	1,585	212	448,796	386,100	8,076	86.0%	2.0%	35,472	12,015	175	33.8%	1.4%
2,071	572	20	1,343	135	-	-	-	-	1,317	497	753	74	483,531	394,300	7,983	81.5%	2.0%	35,473	12,056	175	33.9%	1.4%
7,533	1,453	508	3,224	2,346	-	-	-	-	7,065	1,347	467	105	104,301	-	7,468	-	-	50,636	-	198	-	-
3,087	564	11	702	1,809	47	1,756	8	320	2,045	433	1,042	130	65,004	62,200	1,758	80.3%	3.3%	10,363	1,767	70	17.0%	3.9%
3,037	266	27	2,486	256	-	-	-	-	2,761	213	275	53	98,879	60,500	7,623	51.0%	15.0%	47,100	1,354	90	2.8%	6.6%
5,331	1,415	4	2,037	1,874	115	585	30	155	5,190	1,394	141	20	46,063	34,800	9,109	75.5%	26.1%	19,571	1,169	88	5.9%	7.5%
2,149	898	14	1,173	62	-	-	-	-	2,011	877	138	20	42,640	32,900	8,272	77.1%	25.1%	19,571	1,169	88	5.9%	7.5%
33,007	6,969	1,347	15,971	8,718	115	3,005	24	634	22,169	6,904	10,847	64	286,395	223,900	10,982	78.1%	4.9%	71,606	5,635	215	7.5%	3.8%
4,080	1,296	267	1,714	802	20	1,034	6	328	2,945	1,226	1,135	69	195,236	-	3,945	-	-	73,017	-	75	-	-
4,414	405	6	962	3,039	-	-	-	-	3,943	395	470	10	194,640	-	4,324	-	-	102,323	-	76	-	-
7,180	3,346	-	2,329	1,504	-	-	-	-	6,626	2,919	553	427	140,524	88,700	4,310	63.1%	4.8%	87,385	2,568	79	2.9%	3.0%
6,491	2,197	38	4,059	196	-	-	-	-	6,081	2,124	410	72	152,087	115,000	5,971	75.6%	5.1%	65,632	3,982	102	6.0%	2.5%
37,256	7,970	2,546	7,401	19,338	87	1,803	18	385	34,150	7,301	3,106	688	426,224	-	20,660	-	-	37,509	-	250	-	-
12,525	1,970	1,831	6,710	2,014	-	-	-	-	9,039	1,516	3,486	453	428,704	-	20,583	-	-	37,509	-	250	-	-
49,482	12,379	25,082	8,706	3,313	96	1,692	24	423	47,947	12,197	2,135	182	512,922	444,700	29,235	86.6%	6.5%	42,900	7,029	450	16.3%	6.4%
17,775	7,741	2,438	7,452	144	-	-	-	-	15,525	7,342	2,250	398	516,871	446,700	18,041	86.4%	4.0%	42,906	7,029	295	16.5%	4.1%
8,678	2,622	5	3,116	2,933	75	974	22	294	8,593	2,620	85	2	114,606	-	8,905	-	-	50,906	-	140	-	-
21,638	2,248	12,027	4,153	3,210	-	-	-	-	20,883	2,113	754	135	338,397	304,700	5,009	90.0%	1.6%	30,922	5,072	142	16.4%	2.7%
6,369	1,111	284	4,736	236	174	837	30	146	5,906	1,023	462	88	36,593	-	7,602	-	-	63,242	-	170	-	-

番号	都道府県名	認定基本計画名	計画期	会計実地検査	認定年月日	認定基本計画期間	計画期間終了	認定事業関係						目標及び指標関係								
								総事業数	実施状況			事業種別		目標数	指標数	評価結果						
									実施済	実施中	中止	未実施	ハード事業			ソフト事業	A	a	B	b	C	c
175	福岡県	北九州市中心市街地活性化基本計画（小倉地区）	I	※	20.7.9	20.7 ~ 26.3	○	103	96	6	1	0	56	47	3	4	0	0	3	0	1	0
176		北九州市中心市街地活性化基本計画（黒崎地区）	I	※	20.7.9	20.7 ~ 26.3	○	60	57	1	1	1	23	39	3	4	1	0	1	0	2	0
177		大牟田市中心市街地活性化基本計画	I	※	29.3.24	29.4 ~ 34.3		42	-	-	-	-	6	36	4	4	-	-	-	-	-	-
178	福岡県	久留米市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.3.12	20.6 ~ 26.3	○	45	41	4	0	0	22	27	3	4	2	0	1	0	1	0
179		第2期久留米市中心市街地活性化基本計画	II	※	26.3.28	26.4 ~ 31.3		63	-	-	-	-	16	48	3	4	-	-	-	-	-	-
180		直方市中心市街地活性化基本計画	I	※	21.6.30	21.6 ~ 26.3	○	39	29	5	0	5	15	25	2	2	0	0	0	0	2	0
181	佐賀県	飯塚市中心市街地活性化基本計画	I	※	24.3.29	24.4 ~ 29.3	○	38	34	0	0	4	15	29	2	2	0	0	1	0	1	0
182		唐津市中心市街地活性化基本計画	I		22.3.23	22.3 ~ 28.3	○	71	60	9	0	2	29	42	2	2	0	0	1	0	1	0
183		唐津市中心市街地活性化基本計画（新計画）	II		28.3.15	28.4 ~ 33.3		43	-	-	-	-	15	28	2	3	-	-	-	-	-	-
184	長崎県	小城市中心市街地活性化基本計画	I		21.6.30	21.6 ~ 27.3	○	58	40	3	0	15	26	32	2	2	0	1	0	0	0	1
185		長崎市中心市街地活性化基本計画	I	※	27.3.27	27.4 ~ 32.3		67	-	-	-	-	48	22	3	4	-	-	-	-	-	-
186		諫早市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.7.9	20.7 ~ 26.9	○	53	31	5	1	16	24	30	3	3	0	1	0	1	0	1
187	熊本県	第2期諫早市中心市街地活性化基本計画	II	※	26.3.28	26.4 ~ 31.3		53	-	-	-	-	21	32	3	3	-	-	-	-	-	-
188		大村市中心市街地活性化基本計画	I	※	21.12.7	21.12 ~ 27.3	○	42	41	0	0	1	23	20	2	2	0	0	0	0	0	0
189		熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）	I		19.5.28	19.5 ~ 24.3	○	52	39	13	0	0	27	25	3	3	2	0	0	1	0	0
190	熊本県	2期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）	II		24.3.29	24.4 ~ 29.3	○	65	44	18	0	3	32	33	3	3	2	0	0	0	1	0
191		熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）	III		29.3.24	29.4 ~ 34.3		78	-	-	-	-	19	69	3	3	-	-	-	-	-	-
192		熊本市中心市街地活性化基本計画（植木地区）	I		21.12.7	21.12 ~ 27.11	○	27	26	1	0	1	13	14	2	2	0	1	0	0	1	0
193	大分県	八代市中心市街地活性化基本計画	I		19.5.28	19.5 ~ 24.3	○	36	36	0	0	0	11	25	3	3	0	0	0	0	3	0
194		山鹿市中心市街地活性化基本計画	I		20.11.11	20.11 ~ 26.3	○	50	47	3	0	0	24	26	2	2	0	0	1	0	1	0
195		大分市中心市街地活性化基本計画	I		20.7.9	20.7 ~ 26.3	○	61	34	22	0	5	29	32	3	3	0	0	0	0	3	0
196	大分県	第2期大分市中心市街地活性化基本計画	II		25.3.29	25.4 ~ 30.3		66	-	-	-	-	39	27	3	3	-	-	-	-	-	-
197		別府市中心市街地活性化基本計画	I		20.7.9	20.7 ~ 26.3	○	38	27	0	0	11	17	21	3	3	0	0	0	3	0	0
198		佐伯市中心市街地活性化基本計画	I		22.3.23	22.3 ~ 27.3	○	88	78	1	0	9	17	71	2	2	0	0	0	1	0	1
199	大分県	佐伯市中心市街地活性化基本計画	II		28.3.15	28.4 ~ 33.3		51	-	-	-	-	12	39	2	2	-	-	-	-	-	-
200		竹田市中心市街地活性化基本計画	I		27.6.30	27.7 ~ 32.3		39	-	-	-	-	27	12	3	3	-	-	-	-	-	-
201		豊後高田市中心市街地活性化基本計画	I		19.5.28	19.5 ~ 24.3	○	45	42	0	0	3	13	32	2	3	1	1	0	1	0	0
202	宮崎県	第2期豊後高田市中心市街地活性化基本計画	II		24.3.29	24.4 ~ 29.3	○	72	63	3	0	6	32	40	3	3	2	0	0	1	0	0
203		宮崎市中心市街地活性化基本計画	I	※	19.5.28	19.5 ~ 26.3	○	73	69	3	0	1	26	52	3	3	2	0	0	0	1	0
204		日南市中心市街地活性化基本計画	I	※	24.11.30	24.12 ~ 29.3	○	51	43	2	2	4	16	36	2	2	0	0	1	0	1	0
205	宮崎県	小林市中心市街地活性化基本計画	I	※	28.3.15	28.4 ~ 33.3		42	-	-	-	-	14	29	3	3	-	-	-	-	-	-
206		日向市中心市街地活性化基本計画	I	※	20.3.12	20.4 ~ 26.3	○	40	31	3	0	6	17	23	3	3	0	0	0	0	0	0
207		鹿児島市中心市街地活性化基本計画	I		19.12.25	19.12 ~ 26.3	○	80	70	9	0	1	28	52	3	3	0	0	2	0	0	1
208	鹿児島県	第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画	II		25.3.29	25.4 ~ 30.3		84	-	-	-	-	26	68	3	3	-	-	-	-	-	-
209		奄美市中心市街地活性化基本計画	I		29.3.24	29.4 ~ 34.3		39	-	-	-	-	10	29	3	3	-	-	-	-	-	-
210		沖縄県	沖縄市中心市街地活性化基本計画	I		22.3.23	22.3 ~ 28.3	○	82	70	11	1	0	22	60	2	2	0	0	0	0	0
211	沖縄県	沖縄市中心市街地活性化基本計画	II		28.3.15	28.4 ~ 33.3		82	-	-	-	-	21	61	2	4	-	-	-	-	-	-
46	都道府県	全 体 うち会計実地検査実施	141市211計画 90市134計画		認定基本計画期間終了 うち会計実地検査実施	109市118計画 74市 80計画		12,703	5,793	693	66	415	4,638	8,364	578	663	86	15	58	21	118	48

- 注(1) 認定基本計画の情報は、平成28年度末時点で整理している。
- 注(2) 「会計実地検査」欄の「※」は、会計実地検査を実施した24道県及び90市の134計画に付している。
- 注(3) 「計画期間終了」欄の「○」は、平成28年度末までに認定基本計画期間が終了した109市の118計画に付している。
- 注(4) 「実施状況」欄及び「評価結果」欄については、認定基本計画期間の終期が平成28年度末を超えている計画の場合は、「-」としている。
- 注(5) 「事業種別」欄については、ハード事業とソフト事業の両方を含む事業があるため、当該欄におけるハード事業数とソフト事業数を合計しても総事業数と一致しない。
- 注(6) 「事業費関係」欄については、認定基本計画期間の始期が平成29年4月の計画の場合は、「-」としている。
- 注(7) 「総事業費等（百万円）」欄については、市からの報告を基に集計しており、市において把握していない民間事業者等に係る事業費等や書類が保存されておらず確認ができない事業費等については含めていない。
- 注(8) 「総事業費等（百万円）」欄については、認定基本計画期間の終期が平成28年度末を超えている計画の場合は、28年度末時点の金額で整理している。
- 注(9) 「1人当たりの事業費等（千円）」欄については、認定基本計画期間の終期が平成28年度末を超えている計画の場合は、「-」としている。
- 注(10) 「人口関係（人）」欄及び「面積関係（ha）」欄の「市域全体」及び「中心市街地区域」については、市からの報告を基に集計しており、公表されている同種のデータと一致しないものがある。
- 注(11) 「人口関係（人）」欄及び「面積関係（ha）」欄の「市街化区域」については、市によって認定時点等が区々となっていることから、原則として、国土交通省公表の「都市計画年報」における各認定基本計画の認定年月日の属する年度の数字（年度末時点）で整理しており、市街化区域を設定していない市については「-」（両欄における割合も同じ。）としている。

事業費関係											認定時点の状況												
総事業費等 (百万円)					1人当たりの事業費等 (千円)				事業種別事業費 (百万円)				人口関係 (人)				面積関係 (ha)						
総事業費 (a)	左のうち財源別内訳				総事業費関係		国庫負担額関係		ハード 事業	うち国庫 負担額	ソフト 事業	うち国庫 負担額	市域全体 (c)	市街化区域 (d)	中心市街 地区域 (e)	割合		市域全体 (f)	市街化区 域 (g)	中心市街 地区域 (h)	割合		
	国庫負担 額 (b)	都道府県 負担額	市負担額	民間事業 者等負担 額	(a)/(c)	(a)/(e)	(b)/(c)	(b)/(e)								(d)/(c)	(e)/(d)				(e)/(f)	(h)/(g)	
94,927	20,786	2,080	32,006	40,054	96	3,379	21	740	88,285	20,442	6,641	343	984,953	930,500	28,089	94.4%	3.0%	48,769	20,435	380	41.9%	1.8%	
23,535	6,441	667	13,656	2,769	23	4,121	6	1,127	22,245	6,267	1,289	183	984,953	930,500	5,711	94.4%	0.6%	48,769	20,435	70	41.9%	0.3%	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	118,756	109,500	3,081	92.2%	2.8%	8,145	3,874	67	47.5%	1.7%	
23,635	5,621	1,029	6,640	10,344	77	1,866	18	441	22,894	5,514	740	106	303,721	201,500	12,735	66.3%	6.3%	22,984	3,635	153	15.8%	4.2%	
23,568	5,005	596	9,323	8,643	-	-	-	-	22,782	4,938	785	66	305,214	201,400	14,999	65.9%	7.4%	22,984	3,635	153	15.8%	4.2%	
7,408	3,210	1,332	2,236	629	125	909	54	393	7,215	3,182	192	27	59,165	-	8,150	-	-	6,200	-	105	-	-	
11,077	2,811	481	3,903	3,880	84	3,038	21	771	10,953	2,761	124	50	130,542	-	3,646	-	-	21,413	-	99	-	-	
10,547	2,689	319	5,549	1,987	80	1,276	20	325	9,532	2,595	1,014	94	131,672	-	8,260	-	-	48,745	-	142	-	-	
1,547	266	23	250	1,007	-	-	-	-	1,470	261	77	5	125,991	-	8,054	-	-	48,754	-	154	-	-	
6,245	2,218	1,161	2,306	558	132	1,116	47	396	5,979	2,142	265	76	47,080	-	5,595	-	-	9,585	-	104	-	-	
32,951	10,078	16,499	4,647	1,725	-	-	-	-	31,625	9,852	1,325	225	439,318	388,400	28,696	88.4%	7.3%	40,650	6,268	262	15.4%	4.1%	
8,480	775	1,098	6,130	476	59	2,478	5	228	7,848	730	632	45	141,832	82,900	3,422	58.4%	4.1%	31,224	2,252	105	7.2%	4.6%	
3,212	1,608	395	1,105	102	-	-	-	-	2,891	1,598	320	9	139,048	82,900	3,501	59.6%	4.2%	32,126	2,252	105	7.0%	4.6%	
7,927	2,297	424	1,883	3,321	86	2,866	25	830	6,947	2,167	980	130	91,824	-	2,766	-	-	12,634	-	78	-	-	
97,028	52,923	12,223	25,170	6,711	146	5,041	79	2,749	92,168	52,747	4,869	176	663,866	617,000	19,247	92.9%	3.1%	26,700	10,095	415	37.8%	4.1%	
96,818	36,043	10,001	20,896	31,876	135	4,884	49	1,781	86,694	35,730	12,123	313	727,153	627,100	20,232	86.2%	3.2%	39,032	10,148	415	25.9%	4.0%	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	733,345	648,000	23,181	88.3%	3.5%	39,032	10,795	415	27.6%	3.8%	
4,121	861	94	2,397	768	133	2,935	27	613	4,001	861	119	-	30,891	-	1,404	-	-	6,581	-	58	-	-	
2,841	360	26	339	2,115	21	394	2	50	1,419	328	1,421	32	134,133	-	7,195	-	-	68,000	-	186	-	-	
7,175	2,016	663	2,934	1,560	121	1,230	34	345	6,489	1,989	686	27	59,000	-	5,833	-	-	29,967	-	146	-	-	
38,572	13,869	3,714	18,916	2,071	81	2,492	29	896	36,492	13,861	2,080	17	470,891	392,700	15,478	83.3%	3.9%	50,125	11,249	145	22.4%	1.2%	
19,966	3,029	10,187	6,659	89	-	-	-	-	17,939	2,935	2,027	94	476,723	401,200	17,011	84.1%	4.2%	50,128	11,294	153	22.5%	1.3%	
1,132	211	59	585	276	9	295	1	55	517	134	615	76	120,469	119,200	3,830	98.9%	3.2%	12,528	2,808	61	22.4%	2.1%	
8,938	1,265	72	7,379	219	111	1,248	15	176	7,924	1,039	1,014	226	80,297	-	7,158	-	-	90,300	-	157	-	-	
1,000	284	29	555	132	-	-	-	-	813	266	187	17	76,323	-	6,722	-	-	90,300	-	157	-	-	
755	420	1	315	18	-	-	-	-	693	383	61	37	24,392	-	1,269	-	-	47,759	-	48	-	-	
1,708	573	29	1,072	32	69	590	23	198	1,549	555	159	18	24,431	-	2,894	-	-	20,660	-	71	-	-	
5,029	652	24	4,287	63	208	1,785	27	231	4,774	613	254	39	24,092	-	2,817	-	-	20,660	-	77	-	-	
12,713	2,169	142	4,848	5,563	34	1,625	5	277	10,823	2,061	1,889	107	368,777	306,900	7,822	83.2%	2.5%	59,700	5,677	162	9.5%	2.8%	
5,797	1,202	310	2,805	1,479	102	1,784	21	369	3,373	1,048	2,424	153	56,506	-	3,249	-	-	53,612	-	73	-	-	
997	124	3	845	23	-	-	-	-	954	112	42	11	47,642	-	6,803	-	-	56,295	-	91	-	-	
5,950	1,958	39	2,989	962	94	4,656	31	1,532	5,408	1,939	541	19	63,011	50,300	1,278	79.8%	2.5%	33,800	1,714	50	5.1%	2.9%	
45,062	7,024	834	22,494	14,708	74	1,611	11	251	35,759	5,075	9,303	1,948	601,122	515,300	27,961	85.7%	5.4%	54,895	8,453	368	15.4%	4.3%	
39,271	4,677	1,226	30,495	2,871	-	-	-	-	32,131	3,743	7,139	934	605,120	513,000	30,938	84.7%	6.0%	54,706	8,442	381	15.4%	4.5%	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43,498	-	4,261	-	-	30,592	-	43	-	-	
17,640	7,753	2,455	6,457	974	131	843	57	370	13,959	7,480	3,680	272	133,762	-	20,904	-	-	4,900	-	237	-	-	
6,882	2,080	1,695	2,662	443	-	-	-	-	4,322	1,754	2,559	326	138,663	-	19,229	-	-	4,900	-	239	-	-	
3,084,773	870,075	283,946	1,204,664	726,086	/	/	/	/	2,714,236	844,579	370,536	25,495	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

別図表2 市の推進体制状況一覧表

都道府県名	市名	計 画 期	中活課室				兼務課室が兼務して いる主な業務 (28年度末時点)	事業実施課室		協議会		
			中活課室数 (平成28年 度末時点)	中活課室職員数 (認定時点)	専担課室の有無			課室数 (認定時点)	職員数 (認定時点)	構成員		事務局を担っている 団体
					専担課室の有無 (認定時点)	左のうち専担課 室の廃止時期				構成員数	構成員に主要事 業の実施主体を 全て含めている か	
北海道	函館市	I	1	4	有	廃止していない	—	11	22	20	含めていない	商工会又は商工会 議所
北海道	小樽市	I	1	5	無	—	市街地の整備改善事 業	9	20	17	含めていない	商工会又は商工会 議所
北海道	旭川市	I	1	5	無	—	市街地の整備改善事 業	15	39	45	含めていない	商工会又は商工会 議所
北海道	帯広市	I	1	4	無	—	商業の活性化事業	4	9	23	含めていない	商工会又は商工会 議所
北海道	帯広市	II	1	4	無	—		13	27	12	含めていない	商工会又は商工会 議所
北海道	北見市	I	1	1	無	—	市街地の整備改善事 業	12	82	48	含めている	商工会又は商工会 議所
北海道	岩見沢市	I	1	3	無	—	—	9	28	20	含めていない	商工会又は商工会 議所
北海道	岩見沢市	II	1	5	有	廃止していない	—	12	28	20	含めていない	商工会又は商工会 議所
北海道	稚内市	I	2	5	有	認定計画期間中 に廃止	—	4	11	26	含めている	商工会又は商工会 議所やまちづくり 会社等が共同
北海道	滝川市	I	1	6	有	認定計画期間終 了時以降に廃止	—	8	31	23	含めていない	商工会又は商工会 議所
北海道	砂川市	I	1	5	無	—	商業の活性化事業	10	29	16	含めていない	商工会又は商工会 議所
北海道	富良野市	I	1	4	有	廃止していない	—	7	28	16	含めている	まちづくり会社
北海道	富良野市	II	1	3	有	廃止していない	—	5	27	16	含めている	まちづくり会社
青森県	青森市	I	1	5	無	—	商業の活性化事業	18	84	30	含めていない	商工会又は商工会 議所
青森県	青森市	II	1	9	有	認定計画期間中 に廃止	—	19	92	38	含めていない	商工会又は商工会 議所
青森県	弘前市	I	1	7	無	—	商業の活性化事業	11	36	48	含めていない	商工会又は商工会 議所
青森県	弘前市	II	1	7	無	—		17	50	51	含めていない	商工会又は商工会 議所
青森県	八戸市	I	1	6	有	廃止していない	—	12	44	37	含めていない	商工会又は商工会 議所
青森県	八戸市	II	1	14	有	廃止していない	—	12	45	37	含めていない	商工会又は商工会 議所
青森県	十和田市	I	1	2	無	—	商業の活性化事業	7	14	39	含めていない	商工会又は商工会 議所
青森県	三沢市	I	1	3	有	認定計画期間中 に廃止	—	9	32	28	含めていない	商工会又は商工会 議所
山形県	山形市	I	1	4	無	—	商業の活性化事業	14	30	27	含めていない	商工会又は商工会 議所
山形県	山形市	II	1	4	無	—		13	33	28	含めていない	商工会又は商工会 議所
山形県	鶴岡市	I	2	4	無	—	市街地の整備改善事 業及び商業の活性化 事業	8	17	24	含めていない	商工会又は商工会 議所
山形県	酒田市	I	1	3	無	—	市街地の整備改善事 業	11	67	24	含めている	商工会又は商工会 議所
山形県	酒田市	II	1	2	無	—		9	43	23	含めている	商工会又は商工会 議所
山形県	上山市	I	1	4	無	—	商業の活性化事業	9	60	19	含めていない	商工会又は商工会 議所
山形県	長井市	I	1	3	無	—	商業の活性化事業	3	6	38	含めていない	商工会又は商工会 議所
栃木県	日光市	I	1	7	有	認定計画期間終 了時以降に廃止	—	9	52	15	含めていない	商工会又は商工会 議所
栃木県	大田原市	I	2	4	有	認定計画期間終 了時以降に廃止	—	6	27	19	含めている	商工会又は商工会 議所
群馬県	高崎市	I	1	1	無	—	商業の活性化事業	13	25	14	含めていない	商工会又は商工会 議所
群馬県	高崎市	II	1	4	無	—		13	26	14	含めていない	商工会又は商工会 議所
埼玉県	川越市	I	1	4	有	認定計画期間中 に廃止	—	18	96	34	含めている	まちづくり会社
埼玉県	川越市	II	1	4	無	—	商業の活性化事業	20	159	35	含めている	まちづくり会社
埼玉県	蕨市	I	1	4	無	—	商業の活性化事業	6	72	20	含めている	商工会又は商工会 議所やまちづくり 会社等が共同

都道府県名	市名	計画期	協議会						市連絡調整会議						パリアフリー基本構想の有無	大店立地法の特例措置の活用の有無
			部会数	タウンマネージャー		会議の開催回数			市連絡調整会議の有無	構成員		会議の開催回数				
				タウンマネージャーの有無	資格要件の有無	基本計画作成期間中	認定基本計画期間中	認定基本計画期間終了後		事業実施課室等を全て含めているか	財政担当課を含めているか	基本計画作成期間中	認定基本計画期間中	認定基本計画期間終了後		
北海道	函館市	I	0	無	—	4	9	—	有	含めている	含めている	9	5	—	無	有
北海道	小樽市	I	0	無	—	5	4	1	有	含めていない	含めている	5	0	0	有	有
北海道	旭川市	I	2	有	無	8	10	—	有	含めている	含めている	11	0	—	有	無
北海道	帯広市	I	0	無	—	1	17	1	無	—	—	—	—	—	無	有
北海道	帯広市	II	3	無	—	10	9	—	無	—	—	—	—	—	無	
北海道	北見市	I	1	無	—	5	5	2	有	含めている	含めている	27	0	0	有	無
北海道	岩見沢市	I	1	無	—	7	23	2	無	—	—	—	—	—	無	有
北海道	岩見沢市	II	1	無	—	4	9	—	無	—	—	—	—	—	無	
北海道	稚内市	I	0	無	—	7	5	4	有	含めている	含めていない	4	8	1	無	無
北海道	滝川市	I	3	無	—	3	6	4	有	含めている	含めている	2	0	0	有	無
北海道	砂川市	I	2	有	無	6	8	12	有	含めている	含めている	5	0	0	無	無
北海道	富良野市	I	4	無	—	5	18	1	有	含めていない	含めている	11	20	0	有	無
北海道	富良野市	II	4	無	—	1	5	—	有	含めていない	含めている	4	3	—	有	
青森県	青森市	I	4	有	無	1	5	5	有	含めている	含めている	1	0	0	有	有
青森県	青森市	II	3	有	無	1	5	—	有	含めている	含めている	1	0	—	有	
青森県	弘前市	I	1	無	—	7	18	0	有	含めている	含めていない	8	11	1	無	有
青森県	弘前市	II	0	無	—	6	2	—	有	含めている	含めている	8	2	—	無	
青森県	八戸市	I	3	有	無	5	11	7	有	含めている	含めている	13	5	0	無	有
青森県	八戸市	II	3	有	無	3	8	—	有	含めている	含めている	4	0	—	無	
青森県	十和田市	I	1	有	無	4	8	2	有	含めている	含めている	14	6	0	無	有
青森県	三沢市	I	0	有	有	—	3	0	無	—	—	—	—	—	無	有
山形県	山形市	I	0	無	—	6	11	2	無	—	—	—	—	—	有	有
山形県	山形市	II	0	無	—	2	3	—	無	—	—	—	—	—	有	
山形県	鶴岡市	I	0	無	—	1	5	0	有	含めている	含めていない	4	0	0	無	無
山形県	酒田市	I	0	有	無	—	7	4	有	含めている	含めている	5	17	4	無	無
山形県	酒田市	II	0	有	無	2	3	—	有	含めている	含めている	7	4	—	無	
山形県	上山市	I	1	無	—	11	8	—	有	含めていない	含めている	8	5	—	無	無
山形県	長井市	I	3	無	—	6	2	—	無	—	—	—	—	—	無	無
栃木県	日光市	I	3	無	—	26	7	1	有	含めている	含めている	4	0	0	有	無
栃木県	大田原市	I	8	有	無	6	16	2	有	含めている	含めている	6	2	0	無	無
群馬県	高崎市	I	0	無	—	3	0	0	有	含めている	含めている	4	0	0	有	有
群馬県	高崎市	II	0	無	—	2	4	—	有	含めている	含めている	3	0	—	有	
埼玉県	川越市	I	1	有	無	3	17	6	有	含めている	含めている	18	16	7	無	無
埼玉県	川越市	II	1	無	—	3	6	—	有	含めている	含めている	5	6	—	無	
埼玉県	蕨市	I	0	有	無	8	13	—	無	—	—	—	—	—	無	無

都道府県名	市名	計 画 期	中活課室					事業実施課室		協議会		
			中活課室数 (平成28年 度末時点)	中活課室職員数 (認定時点)	専担課室の有無		兼務課室が兼務して いる主な業務 (28年度末時点)	課室数 (認定時点)	職員数 (認定時点)	構成員		事務局を担っている 団体
					専担課室の有無 (認定時点)	左のうち専担課 室の廃止時期				構成員数	構成員に主要事 業の実施主体を 全て含めている か	
新潟県	新潟市	I	1	2	無	—	市街地の整備改善事業	28	56	19	含めている	商工会又は商工会議所
新潟県	長岡市	I	1	4	有	廃止していない	—	18	58	32	含めていない	商工会又は商工会議所やまちづくり会社等が共同
新潟県	長岡市	II	1	13	有	廃止していない	—	18	53	37	含めていない	商工会又は商工会議所やまちづくり会社等が共同
新潟県	十日町市	I	1	3	有	認定計画期間中に廃止	—	10	16	30	含めていない	商工会又は商工会議所
新潟県	上越市	I	1	4	有	廃止していない	—	13	51	43	含めていない	商工会又は商工会議所
富山県	富山市	I	1	6	有	廃止していない	—	8	50	17	含めていない	まちづくり会社
富山県	富山市	II	1	10	有	廃止していない	—	22	108	18	含めていない	まちづくり会社
富山県	富山市	III	1	8	有	廃止していない	—	33	144	18	含めていない	まちづくり会社
富山県	高岡市	I	1	4	有	廃止していない	—	14	88	26	含めていない	まちづくり会社
富山県	高岡市	II	1	14	有	廃止していない	—	14	90	26	含めていない	まちづくり会社
富山県	高岡市	III	1	9	有	廃止していない	—	14	88	12	含めていない	まちづくり会社
石川県	金沢市	I	1	3	無	—	市街地の整備改善事業	23	23	12	含めていない	商工会又は商工会議所
石川県	金沢市	II	1	2	無	—		27	27	12	含めていない	商工会又は商工会議所
石川県	金沢市	III	1	2	無	—		28	28	12	含めていない	商工会又は商工会議所
福井県	福井市	I	1	4	無	—	市街地の整備改善事業	14	70	24	含めていない	商工会又は商工会議所
福井県	福井市	II	1	4	無	—		17	78	24	含めていない	商工会又は商工会議所
福井県	敦賀市	I	1	4	無	—	商業の活性化事業	12	23	31	含めていない	商工会又は商工会議所
福井県	大野市	I	1	5	無	—	—	10	20	18	含めていない	商工会又は商工会議所
福井県	大野市	II	1	7	有	廃止していない	—	12	24	17	含めていない	商工会又は商工会議所
福井県	越前市	I	1	2	有	認定計画期間終了時以降に廃止	—	8	8	30	含めていない	商工会又は商工会議所
福井県	越前市	II	1	1	無	—	市街地の整備改善事業	13	13	27	含めていない	商工会又は商工会議所
長野県	長野市	I	1	7	有	廃止していない	—	11	17	32	含めていない	まちづくり会社
長野県	長野市	II	1	7	有	廃止していない	—	10	16	42	含めていない	まちづくり会社
長野県	上田市	I	1	2	無	—	商業の活性化事業	15	43	28	含めていない	商工会又は商工会議所
長野県	上田市	II	1	1	無	—		19	64	30	含めていない	商工会又は商工会議所
長野県	飯田市	I	1	2	無	—	市街地の整備改善事業及び商業の活性化事業	12	68	15	含めている	商工会又は商工会議所やまちづくり会社等が共同
長野県	飯田市	II	1	4	無	—		14	81	15	含めている	商工会又は商工会議所やまちづくり会社等が共同
長野県	塩尻市	I	1	5	有	認定計画期間中に廃止	—	10	50	12	含めていない	市町村
静岡県	静岡市【静岡地区】	I	1	9	無	—	商業の活性化事業	23	不明	21	含めていない	商工会又は商工会議所
静岡県	静岡市【清水地区】	I	1	9	無	—		23	不明	17	含めていない	商工会又は商工会議所
静岡県	静岡市	II	1	10	無	—		40	不明	23	含めていない	商工会又は商工会議所
静岡県	浜松市	I	1	13	有	認定計画期間中に廃止	—	19	38	16	含めている	商工会又は商工会議所
静岡県	浜松市	II	1	10	無	—	商業の活性化事業	12	23	22	含めている	商工会又は商工会議所
静岡県	沼津市	I	1	12	無	—	商業の活性化事業	16	16	18	含めていない	商工会又は商工会議所
静岡県	掛川市	I	1	3	有	廃止していない	—	8	17	19	含めていない	商工会又は商工会議所やまちづくり会社等が共同
静岡県	掛川市	II	1	4	有	廃止していない	—	8	20	19	含めていない	商工会又は商工会議所やまちづくり会社等が共同

都道府県名	市名	計画期	協議会						市連絡調整会議						パリアン プリー基本構 想の有無	大店立地法 の特例措置 の活用の有 無
			部会数	タウンマネージャー		会議の開催回数			市連絡調 整会議の 有無	構成員		会議の開催回数				
				タウンマ ネージャー の有無	資格要件の 有無	基本計画 作成期間 中	認定基本 計画期間 中	認定基本 計画期間 終了後		事業実施 課室等を 全て含め ているか	財政担 当課を 含めて いるか	基本計画作 成期間中	認定基本計 画期間中	認定基本計 画期間終了 後		
新潟県	新潟市	I	4	無	—	6	4	0	有	含んでいる	含んでいる	1	1	0	無	無
新潟県	長岡市	I	1	無	—	6	10	2	有	含んでいる	含めていない	1	1	0	無	無
新潟県	長岡市	II	1	無	—	2	3	—	有	含めていない	含めていない	6	0	—	無	
新潟県	十日町市	I	0	無	—	8	5	—	有	含んでいる	含んでいる	12	0	—	無	無
新潟県	上越市	I	0	有	有	2	10	3	無	—	—	—	—	—	有	無
富山県	富山市	I	4	無	—	3	7	14	有	含んでいる	含んでいる	2	0	0	無	有
富山県	富山市	II	1	無	—	3	14	—	有	含めていない	含んでいる	2	0	—	無	
富山県	富山市	III	0	無	—	5	—	—	有	含めていない	含んでいる	2	—	—	無	
富山県	高岡市	I	2	無	—	2	1	0	有	含めていない	含めていない	15	2	0	無	有
富山県	高岡市	II	0	無	—	1	2	—	有	含めていない	含めていない	2	1	—	無	
富山県	高岡市	III	0	無	—	2	—	—	有	含めていない	含めていない	1	—	—	無	
石川県	金沢市	I	0	無	—	2	7	0	無	—	—	—	—	—	有	無
石川県	金沢市	II	0	無	—	1	7	—	無	—	—	—	—	—	有	
石川県	金沢市	III	0	無	—	1	—	—	無	—	—	—	—	—	有	
福井県	福井市	I	2	有	有	4	13	1	有	含んでいる	含んでいる	0	19	1	無	無
福井県	福井市	II	0	無	—	4	10	—	有	含んでいる	含んでいる	6	8	—	無	
福井県	敦賀市	I	3	無	—	5	8	0	無	—	—	—	—	—	有	無
福井県	大野市	I	2	有	無	5	14	1	有	含んでいる	含んでいる	12	10	0	無	無
福井県	大野市	II	2	有	無	3	7	—	有	含んでいる	含んでいる	4	8	—	無	
福井県	越前市	I	3	無	—	4	5	1	無	—	—	—	—	—	無	無
福井県	越前市	II	2	無	—	3	1	—	無	—	—	—	—	—	無	
長野県	長野市	I	1	有	無	1	7	1	有	含んでいる	含めていない	5	10	1	無	無
長野県	長野市	II	1	有	無	1	0	—	有	含んでいる	含めていない	2	5	—	無	
長野県	上田市	I	1	無	—	4	8	1	有	含んでいる	含んでいる	2	0	0	無	無
長野県	上田市	II	1	無	—	2	2	—	有	含んでいる	含んでいる	1	0	—	無	
長野県	飯田市	I	0	無	—	1	5	1	無	—	—	—	—	—	無	無
長野県	飯田市	II	0	無	—	1	2	—	無	—	—	—	—	—	無	
長野県	塩尻市	I	0	無	—	2	5	1	有	含めていない	含んでいる	22	15	0	有	無
静岡県	静岡市【静岡地区】	I	0	無	—	7	7	1	有	含んでいる	含んでいる	0	0	0	有	有
静岡県	静岡市【清水地区】	I	1	無	—	4	10	1	有	含んでいる	含んでいる	0	0	0	有	
静岡県	静岡市	II	3	無	—	7	2	—	有	含んでいる	含んでいる	5	1	—	有	
静岡県	浜松市	I	0	無	—	1	9	1	有	含めていない	含んでいる	2	3	1	有	有
静岡県	浜松市	II	1	無	—	7	6	—	有	含めていない	含んでいる	3	4	—	有	
静岡県	沼津市	I	1	有	無	0	24	1	無	—	—	—	—	—	有	無
静岡県	掛川市	I	1	無	—	10	17	2	有	含んでいる	含めていない	0	15	3	無	無
静岡県	掛川市	II	0	無	—	11	3	—	有	含んでいる	含めていない	5	9	—	無	

都道府県名	市名	計 画 期	中活課室					事業実施課室		協議会			
			中活課室数 (平成28年 度末時点)	中活課室職員数 (認定時点)	専担課室の有無		兼務課室が兼務して いる主な業務 (28年度末時点)	課室数 (認定時点)	職員数 (認定時点)	構成員		事務局を担っている 団体	
					専担課室の有無 (認定時点)	左のうち専担課 室の廃止時期				構成員数	構成員に主要事 業の実施主体を 全て含めている か		
静岡県	藤枝市	I	1	7	無	—	—	17	不明	24	含めていない	商工会又は商工会 議所	
静岡県	藤枝市	II	1	5	有	廃止していない	—	18	不明	23	含めていない	商工会又は商工会 議所	
愛知県	名古屋市	I	1	2	無	—	商業の活性化事業	7	21	24	含めていない	商工会又は商工会 議所	
愛知県	豊橋市	I	2	9	有	廃止していない	—	8	61	14	含めていない	商工会又は商工会 議所	
愛知県	豊橋市	II	2	9	有	廃止していない	—	16	74	14	含めていない	商工会又は商工会 議所	
愛知県	豊田市	I	1	2	有	廃止していない	—	14	不明	37	含めていない	商工会又は商工会 議所	
愛知県	豊田市	II	1	2	有	廃止していない	—	16	不明	37	含めていない	商工会又は商工会 議所	
愛知県	安城市	I	1	3	無	—	商業の活性化事業	24	8	27	含めていない	商工会又は商工会 議所	
愛知県	東海市	I	1	6	無	—	商業の活性化事業	7	50	20	含めていない	商工会又は商工会 議所	
愛知県	田原市	I	1	2	無	—	市街地の整備改善事 業	8	17	15	含めている	まちづくり会社	
滋賀県	大津市	I	1	4	有	廃止していない	—	9	24	30	含めていない	商工会又は商工会 議所やまちづくり 会社等が共同	
滋賀県	大津市	II	1	4	有	廃止していない	—	12	16	28	含めていない	商工会又は商工会 議所やまちづくり 会社等が共同	
滋賀県	長浜市	I	1	2	有	廃止していない	—	11	17	19	含めていない	商工会又は商工会 議所	
滋賀県	長浜市	II	1	4	有	廃止していない	—	11	22	34	含めていない	商工会又は商工会 議所	
滋賀県	草津市	I	1	6	有	廃止していない	—	16	29	28	含めていない	まちづくり会社	
滋賀県	守山市	I	1	6	有	廃止していない	—	5	15	33	含めている	まちづくり会社	
滋賀県	守山市	II	1	3	有	廃止していない	—	12	21	36	含めている	まちづくり会社	
滋賀県	東近江市	I	1	3	無	—	市街地の整備改善事 業及び商業の活性化 事業	13	51	23	含めている	中心市街地整備推 進機構	
兵庫県	神戸市	I	1	2	無	—	商業の活性化事業	13	不明	22	含めていない	まちづくり会社	
兵庫県	姫路市	I	1	3	有	廃止していない	—	23	25	10	含めていない	商工会又は商工会 議所	
兵庫県	姫路市	II	1	2	有	廃止していない	—	14	30	10	含めていない	商工会又は商工会 議所	
兵庫県	尼崎市	I	1	3	無	—	商業の活性化事業	9	13	22	含めていない	商工会又は商工会 議所	
兵庫県	明石市	I	1	7	有	認定計画期間終 了時以降に廃止	—	10	50	28	含めていない	まちづくり会社	
兵庫県	明石市	II	1	15	有	認定計画期間中 に廃止	—	14	58	28	含めていない	まちづくり会社	
兵庫県	伊丹市	I	1	2	無	—	市街地の整備改善事 業	12	55	17	含めていない	商工会又は商工会 議所	
兵庫県	伊丹市	II	1	3	無	—	—	10	53	17	含めていない	商工会又は商工会 議所	
兵庫県	宝塚市	I	1	6	有	認定計画期間終 了時以降に廃止	—	11	不明	27	含めていない	商工会又は商工会 議所	
兵庫県	川西市	I	1	3	無	—	商業の活性化事業	11	33	29	含めていない	まちづくり会社	
兵庫県	川西市	II	1	3	無	—	—	11	33	29	含めていない	まちづくり会社	
兵庫県	丹波市	I	1	1	無	—	商業の活性化事業	5	16	21	含めていない	商工会又は商工会 議所やまちづくり 会社等が共同	
兵庫県	丹波市	II	1	1	無	—	—	7	18	20	含めていない	商工会又は商工会 議所やまちづくり 会社等が共同	
奈良県	奈良市	I	1	4	無	—	商業の活性化事業	10	119	17	含めていない	商工会又は商工会 議所	
和歌山県	和歌山市	I	1	4	有	認定計画期間終 了時以降に廃止	—	13	16	16	含めていない	市町村	
和歌山県	田辺市	I	1	2	無	—	商業の活性化事業	11	17	40	含めていない	商工会又は商工会 議所	
島根県	松江市	I	1	2	無	—	商業の活性化事業	12	30	22	含めていない	商工会又は商工会 議所	
島根県	松江市	II	1	2	無	—	—	18	72	22	含めている	商工会又は商工会 議所	

都道府県名	市名	計画期	協議会						市連絡調整会議						パリアン プリー基本構 想の有無	大店立地法 の特例措置 の活用の有 無
			部会数	タウンマネージャー		会議の開催回数			市連絡調 整会議の 有無	構成員		会議の開催回数				
				タウンマ ネージャー の有無	資格要件の 有無	基本計画 作成期間 中	認定基本 計画期間 中	認定基本 計画期間 終了後		事業実施 課室等を 全て含め ているか	財政担 当課を含 めている か	基本計画作 成期間中	認定基本計 画期間中	認定基本計 画期間終了 後		
静岡県	藤枝市	I	0	無	—	5	12	9	有	含めてい ない	含めて いる	22	27	9	有	有
静岡県	藤枝市	II	0	無	—	3	9	—	有	含めてい ない	含めて いる	20	9	—	有	
愛知県	名古屋市	I	0	有	無	—	4	1	有	含めてい る	含めて いない	3	3	0	有	無
愛知県	豊橋市	I	1	無	—	4	1	0	無	—	—	—	—	—	無	有
愛知県	豊橋市	II	0	無	—	2	0	—	無	—	—	—	—	—	無	
愛知県	豊田市	I	0	有	無	7	14	1	有	含めてい る	含めて いる	13	0	0	有	有
愛知県	豊田市	II	0	有	無	0	8	—	有	含めてい る	含めて いる	14	0	—	有	
愛知県	安城市	I	4	無	—	7	5	—	有	含めてい ない	含めて いる	6	7	—	無	無
愛知県	東海市	I	0	無	—	1	6	0	無	—	—	—	—	—	無	有
愛知県	田原市	I	3	有	無	5	3	—	有	含めてい る	含めて いる	14	1	—	無	無
滋賀県	大津市	I	4	有	無	5	17	11	有	含めてい ない	含めて いない	6	0	0	有	有
滋賀県	大津市	II	7	無	—	6	11	—	無	—	—	—	—	—	有	
滋賀県	長浜市	I	3	無	—	6	8	6	有	含めてい る	含めて いる	2	4	0	無	無
滋賀県	長浜市	II	0	無	—	4	6	—	有	含めてい る	含めて いる	1	0	—	無	
滋賀県	草津市	I	0	無	—	2	14	—	無	—	—	—	—	—	有	無
滋賀県	守山市	I	1	無	—	2	17	0	有	含めてい ない	含めて いる	11	68	0	有	無
滋賀県	守山市	II	0	無	—	0	5	—	有	含めてい ない	含めて いる	0	22	—	有	
滋賀県	東近江市	I	0	無	—	5	—	—	有	含めてい ない	含めて いる	5	—	—	無	無
兵庫県	神戸市	I	0	無	—	10	50	52	無	—	—	—	—	—	有	無
兵庫県	姫路市	I	6	無	—	3	9	0	無	—	—	—	—	—	有	無
兵庫県	姫路市	II	0	無	—	2	5	—	無	—	—	—	—	—	有	
兵庫県	尼崎市	I	0	無	—	3	8	1	有	含めてい ない	含めて いる	6	0	0	無	無
兵庫県	明石市	I	2	無	—	7	10	1	有	含めてい る	含めて いる	12	0	0	有	無
兵庫県	明石市	II	2	無	—	0	1	—	有	含めてい る	含めて いる	10	0	—	有	
兵庫県	伊丹市	I	0	有	無	5	14	4	有	含めてい ない	含めて いる	4	0	0	無	無
兵庫県	伊丹市	II	0	無	—	5	2	—	有	含めてい ない	含めて いる	5	0	—	無	
兵庫県	宝塚市	I	3	有	無	5	4	0	有	含めてい る	含めて いる	1	0	0	有	無
兵庫県	川西市	I	0	有	無	12	14	1	有	含めてい ない	含めて いない	0	0	0	有	無
兵庫県	川西市	II	0	有	無	5	4	—	有	含めてい ない	含めて いない	0	0	—	有	
兵庫県	丹波市	I	1	有	有	1	6	0	有	含めてい る	含めて いない	6	0	0	無	無
兵庫県	丹波市	II	1	有	有	1	1	—	有	含めてい る	含めて いない	4	0	—	無	
奈良県	奈良市	I	3	有	有	3	9	7	有	含めてい る	含めて いる	7	0	0	有	無
和歌山県	和歌山市	I	1	無	—	4	12	1	有	含めてい る	含めて いる	1	0	0	無	無
和歌山県	田辺市	I	3	無	—	3	11	3	有	含めてい る	含めて いる	18	4	0	有	無
島根県	松江市	I	0	有	無	4	14	1	有	含めてい ない	含めて いない	4	18	1	有	有
島根県	松江市	II	0	無	—	5	16	—	有	含めてい ない	含めて いない	6	15	—	有	

都道府県名	市名	計 画 期	中活課室					事業実施課室		協議会		
			中活課室数 (平成28年 度末時点)	中活課室職員数 (認定時点)	専担課室の有無		兼務課室が兼務して いる主な業務 (28年度末時点)	課室数 (認定時点)	職員数 (認定時点)	構成員		事務局を担っている 団体
					専担課室の有無 (認定時点)	左のうち専担課 室の廃止時期				構成員数	構成員に主要事 業の実施主体を 全て含めている か	
島根県	江津市	I	1	2	無	—	市街地の整備改善事 業及び商業の活性化 事業	3	6	31	含めている	商工会又は商工会 議所
島根県	雲南市	I	1	4	無	—	市街地の整備改善事 業	8	14	22	含めている	商工会又は商工会 議所やまちづくり 会社等が共同
山口県	下関市	I	1	3	無	—	商業の活性化事業	23	35	24	含めていない	商工会又は商工会 議所やまちづくり 会社等が共同
山口県	山口市	I	1	9	有	廃止していない	—	10	25	22	含めていない	商工会又は商工会 議所
山口県	山口市	II	1	3	有	廃止していない	—	11	23	22	含めていない	商工会又は商工会 議所
山口県	岩国市	I	1	9	有	廃止していない	—	10	17	37	含めている	商工会又は商工会 議所
山口県	周南市	I	1	10	有	廃止していない	—	12	59	27	含めていない	商工会又は商工会 議所
愛媛県	松山市	I	1	2	無	—	市街地の整備改善事 業	17	61	36	含めていない	商工会又は商工会 議所やまちづくり 会社等が共同
愛媛県	松山市	II	1	2	無	—		20	59	36	含めていない	商工会又は商工会 議所やまちづくり 会社等が共同
愛媛県	西条市	I	2	5	無	—	市街地の整備改善事 業及び商業の活性化 事業	7	25	22	含めている	商工会又は商工会 議所
高知県	高知市	I	1	7	有	廃止していない	—	13	72	32	含めていない	商工会又は商工会 議所
高知県	四万十市	I	1	2	無	—	商業の活性化事業	7	18	30	含めていない	まちづくり会社
福岡県	北九州市 【小倉地区】	I	1	7	無	—	市街地の整備改善事 業	33	99	33	含めていない	商工会又は商工会 議所
福岡県	北九州市 【黒崎地区】	I	1	7	無	—		19	57	30	含めていない	商工会又は商工会 議所
福岡県	大牟田市	I	1	3	有	認定計画期間中 に廃止	—	11	33	27	含めていない	商工会又は商工会 議所
福岡県	久留米市	I	1	8	有	認定計画期間中 に廃止	—	11	22	24	含めていない	商工会又は商工会 議所
福岡県	久留米市	II	1	7	無	—	市街地の整備改善事 業	14	28	24	含めていない	商工会又は商工会 議所
福岡県	直方市	I	3	7	有	認定計画期間中 に廃止	—	7	24	29	含めていない	商工会又は商工会 議所
福岡県	飯塚市	I	1	8	有	認定計画期間終 了時以降に廃止	—	8	42	31	含めている	商工会又は商工会 議所
長崎県	長崎市	I	4	4	無	—	市街地の整備改善事 業及び商業の活性化 事業	20	57	26	含めている	商工会又は商工会 議所
長崎県	諫早市	I	1	2	無	—	商業の活性化事業	12	26	24	含めていない	商工会又は商工会 議所
長崎県	諫早市	II	1	2	無	—		12	30	25	含めていない	商工会又は商工会 議所
長崎県	大村市	I	1	14	無	—	市街地の整備改善事 業及び商業の活性化 事業	10	49	29	含めている	商工会又は商工会 議所
宮崎県	宮崎市	I	1	6	有	廃止していない	—	15	34	46	含めている	商工会又は商工会 議所
宮崎県	日南市	I	1	3	有	廃止していない	—	8	24	40	含めている	商工会又は商工会 議所
宮崎県	小林市	I	1	2	無	—	商業の活性化事業	21	42	31	含めている	商工会又は商工会 議所
宮崎県	日向市	I	1	8	有	廃止していない	—	7	29	25	含めていない	商工会又は商工会 議所

都道府県名	市名	計画期	協議会						市連絡調整会議						パリアン プリー基本構 想の有無	大店立地法 の特例措置 の活用の有 無
			部会数	タウンマネージャー		会議の開催回数			市連絡調 整会議の 有無	構成員		会議の開催回数				
				タウンマ ネージャー の有無	資格要件の 有無	基本計画 作成期間 中	認定基本 計画期間 中	認定基本 計画期間 終了後		事業実施 課室等を 全て含め ているか	財政担 当課を 含めて いるか	基本計画作 成期間中	認定基本計 画期間中	認定基本計 画期間終了 後		
島根県	江津市	I	6	有	無	2	2	—	無	—	—	—	—	—	有	無
島根県	雲南市	I	1	有	無	7	1	—	有	含めてい る	含めて いる	3	0	—	無	無
山口県	下関市	I	2	有	無	4	8	3	有	含めてい る	含めて いる	7	2	0	有	有
山口県	山口市	I	4	有	無	5	19	0	無	—	—	—	—	—	有	有
山口県	山口市	II	2	有	無	3	6	—	無	—	—	—	—	—	有	
山口県	岩国市	I	3	有	有	20	5	—	無	—	—	—	—	—	無	無
山口県	周南市	I	1	有	無	4	4	—	有	含めてい ない	含めて いる	0	1	—	有	無
愛媛県	松山市	I	1	有	無	5	16	5	有	含めてい ない	含めて いる	9	0	0	有	有
愛媛県	松山市	II	1	有	無	7	5	—	有	含めてい ない	含めて いる	5	0	—	有	
愛媛県	西条市	I	1	無	—	—	10	2	無	—	—	—	—	—	無	無
高知県	高知市	I	0	有	無	3	4	—	有	含めてい ない	含めて いる	6	0	—	有	無
高知県	四万十市	I	4	有	無	3	1	0	無	—	—	—	—	—	無	無
福岡県	北九州市 【小倉地区】	I	1	有	無	3	18	1	有	含めてい る	含めて いない	0	6	0	有	無
福岡県	北九州市 【黒崎地区】	I	6	有	無	3	20	1	有	含めてい る	含めて いない	0	6	0	有	
福岡県	大牟田市	I	0	無	—	3	—	—	有	含めてい る	含めて いない	3	—	—	有	無
福岡県	久留米市	I	26	有	無	9	9	2	有	含めてい る	含めて いない	10	5	1	有	無
福岡県	久留米市	II	7	有	無	2	3	—	有	含めてい る	含めて いる	7	8	—	有	
福岡県	直方市	I	1	無	—	7	5	4	有	含めてい る	含めて いない	12	3	3	無	無
福岡県	飯塚市	I	1	有	無	2	10	—	有	含めてい る	含めて いる	12	35	—	無	無
長崎県	長崎市	I	0	無	—	3	3	—	有	含めてい る	含めて いる	2	1	—	有	無
長崎県	諫早市	I	1	無	—	4	12	0	無	—	—	—	—	—	無	無
長崎県	諫早市	II	1	無	—	2	6	—	無	—	—	—	—	—	無	
長崎県	大村市	I	5	無	—	7	3	1	有	含めてい る	含めて いる	20	19	1	無	有
宮崎県	宮崎市	I	1	無	—	2	12	0	有	含めてい る	含めて いる	35	5	4	有	無
宮崎県	日南市	I	3	有	無	10	10	—	有	含めてい る	含めて いる	8	1	—	無	無
宮崎県	小林市	I	0	無	—	9	2	—	有	含めてい る	含めて いる	9	1	—	無	無
宮崎県	日向市	I	0	有	無	2	9	4	有	含めてい る	含めて いる	3	0	0	無	無

別図表3 国の支援措置活用状況一覧表（平成18年度から28年度まで）

平成18年度						
大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(1) 法に定める特別の措置	A	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(イ)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(ウ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理	ソフト	国土交通省	0
	A	(エ)	事業用地適正化計画の認定の特例	ソフト	国土交通省	0
	B	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ア)	中心市街地共同住宅供給事業	ハード	国土交通省	0
	C	(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ウ)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	D	(ア)	大規模小売店舗立地法の特例	ハード	経済産業省	1
	D	(イ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務	ハード	経済産業省	0
	D	(ウ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	D	(オ)	中小企業信用保険法の特例	ハード	経済産業省	0
	D	(カ)	地方税の不均一課税に伴う措置	ハード	総務省、経済産業省	0
	E	(ア)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	E	(イ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う都市型新事業立地促進業務	ハード	経済産業省	0
	E	(ウ)	共通乗車船券	ソフト	国土交通省	0
	E	(エ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	農林水産省	0
	E	(オ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
	E	(カ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
(2) 認定と連携した特例措置	A	(ア)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	5
	A	(イ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の立ち上げ支援	ハード	国土交通省	0
	A	(ウ)	都市再生土地区画整理事業	ハード	国土交通省	0
	A	(エ)	都市開発資金（用地先行取得資金(中心市街地活性化促進用地)）	ハード	国土交通省	0
	B	(ア)	暮らし・にぎわい再生事業	ハード	国土交通省	1
	B	(イ)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	1
	C	(ア)	街なか居住再生ファンド	ハード	国土交通省	0
	C	(イ)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	1
	D	(ア)	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	ハード	経済産業省	0
	D	(イ)	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金	ハード	経済産業省	1
	D	(ウ)	中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	1
	E	(ア)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	1
	E	(イ)	中心市街地活性化ソフト事業	ソフト	総務省	0
	E	(ウ)	中心市街地再活性化特別対策事業	ハード	総務省	0
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(ア)	土地区画整理事業	ハード	国土交通省	3
	A	(イ)	市街地再開発事業	ハード	国土交通省	1
	A	(ウ)	道路事業	ハード	国土交通省	0
	A	(エ)	街路事業	ハード	国土交通省	2
	A	(オ)	都市再生交通拠点整備事業	ハード	国土交通省	0
	A	(カ)	都市公園事業	ハード	国土交通省	0
	A	(キ)	下水道事業	ハード	国土交通省	1
	A	(ク)	みなとまち活性化支援	ハード	国土交通省	0
	A	(ケ)	河川整備	ハード	国土交通省	0
	A	(コ)	住宅地盤特定治水施設等整備事業	ハード	国土交通省	0
	A	(サ)	住宅市街地基盤整備事業	ハード	国土交通省	0
	A	(シ)	バリアフリー環境整備促進事業（人にやさしいまちづくり事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(ス)	優良建築物等整備事業	ハード	国土交通省	1

18年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(セ)	住宅市街地総合整備事業	ハード	国土交通省	0
	A	(ソ)	地域住宅交付金事業	ハード	国土交通省	0
	C	(ア)	優良建築物等整備事業	ハード	国土交通省	0
	C	(イ)	住宅市街地総合整備事業	ハード	国土交通省	0
	C	(ウ)	地域住宅交付金事業	ハード	国土交通省	0
	C	(エ)	住宅市街地基盤整備事業	ハード	国土交通省	0
	D	(ア)	実効性確保診断・サポート事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	ソフト	経済産業省	1
	E	(ア)	街路事業	ハード	国土交通省	1
	E	(イ)	都市再生交通拠点整備事業	ハード	国土交通省	0
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	A	(ア)	道路事業	ハード	国土交通省	0
	A	(イ)	街路事業	ハード	国土交通省	0
	A	(ウ)	都市再生交通拠点整備事業	ハード	国土交通省	0
	A	(エ)	河川整備	ハード	国土交通省	0
	A	(オ)	文化財建造物保存修理等事業	ハード	文部科学省	0
	A	(カ)	伝統的建造物群保存修理等事業	ハード	文部科学省	0
	B	(ア)	医療提供体制施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	ハード	厚生労働省	0
	B	(ウ)	次世代育成支援対策施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(エ)	保育環境改善等事業	ハード	厚生労働省	0
	B	(オ)	地域介護・福祉空間整備等交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(カ)	公立文教施設の整備	ハード	文部科学省	0
	C	(ア)	送迎保育ステーション試行事業	ソフト	厚生労働省	0
	C	(イ)	地域支援事業交付金	ソフト	厚生労働省	0
	D	(ア)	中心市街地商業等活性化支援業務	ソフト	経済産業省	0
	D	(イ)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	0
	E	(ア)	街路事業	ハード	国土交通省	0
	E	(イ)	都市再生交通拠点整備事業	ハード	国土交通省	0
	E	(ウ)	交通施設バリアフリー化設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(エ)	鉄道駅総合改善事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(オ)	公共交通活性化総合プログラム	ソフト	国土交通省	0
	E	(カ)	踏切保安設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(キ)	地下鉄など鉄道整備に対する補助・融資（地下高速鉄道整備事業費補助/ニュータウン鉄道等整備事業費補助、政投銀出融資/幹線鉄道等活性化事業費補助）	ハード	国土交通省	0
	E	(ク)	L R Tシステム整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(ケ)	都市鉄道利便増進事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(コ)	バス利用促進等総合対策事業	ソフト	国土交通省	0
	E	(サ)	オムニバスタウンの整備（バスを中心としたまちづくり）	ハード	警察庁、国土交通省	0
	E	(シ)	公共交通移動円滑化設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(ス)	観光ルネサンス事業	ソフト	国土交通省	0
	E	(セ)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	ハード	国土交通省	0
	E	(ソ)	電源地域産業資源機能強化事業	ハード	経済産業省	0
	E	(タ)	地域イントラネット基盤施設整備事業	ハード	総務省	0
	E	(チ)	地域情報通信基盤整備推進交付金	ハード	総務省	0
	E	(ツ)	食品流通高付加価値モデル推進事業	ソフト	農林水産省	0
	E	(テ)	食品専門小売等構造改善推進事業	ソフト	農林水産省	0
	E	(ト)	卸売市場施設整備対策	ハード	農林水産省	0
E	(ナ)	農村振興総合整備事業	ハード	農林水産省	0	
E	(ニ)	地域用水環境整備事業	ハード	農林水産省	0	

18年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	E	(ヌ)	「文化芸術による創造のまち」支援事業	ソフト	文部科学省	0
	E	(ネ)	人づくりを通じた地域づくり推進事業	ソフト	文部科学省	0

19年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(1) 法に定める特別の措置	A	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(イ)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(ウ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理	ソフト	国土交通省	0
	A	(エ)	事業用地適正化計画の認定の特例	ソフト	国土交通省	0
	B	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ア)	中心市街地共同住宅供給事業	ハード	国土交通省	0
	C	(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ウ)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	D	(ア)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	4
	D	(イ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務	ハード	経済産業省	0
	D	(ウ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	D	(オ)	中小企業信用保険法の特例	ハード	経済産業省	0
	D	(カ)	地方税の不均一課税に伴う措置	ハード	総務省、経済産業省	0
	E	(ア)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	E	(イ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う都市型新事業立地促進業務	ハード	経済産業省	0
	E	(ウ)	共通乗車船券	ソフト	国土交通省	0
	E	(エ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	農林水産省	0
	E	(オ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
	E	(カ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
(2) 認定と連携した特例措置	A	(ア)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	14
	A	(イ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の立ち上げ支援	ハード	国土交通省	0
	A	(ウ)	都市再生土地区画整理事業	ハード	国土交通省	0
	A	(エ)	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	ハード	国土交通省	0
	B	(ア)	暮らし・にぎわい再生事業	ハード	国土交通省	6
	B	(イ)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	4
	C	(ア)	街なか居住再生ファンド	ハード	国土交通省	1
	C	(イ)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	3
	D	(ア)	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	ハード	経済産業省	3
	D	(イ)	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金	ハード	経済産業省	3
	D	(ウ)	中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	7
	E	(ア)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	4
	E	(イ)	中心市街地活性化ソフト事業	ソフト	総務省	8
E	(ウ)	中心市街地再活性化特別対策事業	ハード	総務省	1	
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(ア)	土地区画整理事業	ハード	国土交通省	5
	A	(イ)	市街地再開発事業	ハード	国土交通省	5
	A	(ウ)	道路事業	ハード	国土交通省	4
	A	(エ)	街路事業	ハード	国土交通省	6
	A	(オ)	都市交通システム整備事業	ハード	国土交通省	0
	A	(カ)	都市公園事業	ハード	国土交通省	0
	A	(キ)	下水道事業	ハード	国土交通省	3
	A	(ク)	みなとまち活性化支援	ハード	国土交通省	0
	A	(ケ)	河川整備	ハード	国土交通省	3
	A	(コ)	住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	ハード	国土交通省	0
	A	(サ)	住宅市街地基盤整備事業	ハード	国土交通省	1
	A	(シ)	バリアフリー環境整備促進事業（人にやさしいまちづくり事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(ス)	優良建築物等整備事業	ハード	国土交通省	1
	A	(セ)	住宅市街地総合整備事業	ハード	国土交通省	0

19年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(ソ)	地域住宅交付金事業	ハード	国土交通省	2
	C	(ア)	優良建築物等整備事業	ハード	国土交通省	1
	C	(イ)	住宅市街地総合整備事業	ハード	国土交通省	0
	C	(ウ)	地域住宅交付金事業	ハード	国土交通省	6
	C	(エ)	住宅市街地基盤整備事業	ハード	国土交通省	0
	D	(ア)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	ソフト	経済産業省	2
	D	(ウ)	食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業のうち、食品小売業コスト縮減モデル検討・実証事業	ソフト	農林水産省	0
	D	(エ)	食品流通高付加価値モデル推進事業	ソフト	農林水産省	0
	E	(ア)	街路事業	ハード	国土交通省	2
E	(イ)	都市交通システム整備事業	ハード	国土交通省	0	
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	A	(ア)	道路事業	ハード	国土交通省	3
	A	(イ)	街路事業	ハード	国土交通省	1
	A	(ウ)	都市交通システム整備事業	ハード	国土交通省	0
	A	(エ)	河川整備	ハード	国土交通省	0
	A	(オ)	文化財建造物保存修理等事業	ハード	文部科学省	1
	A	(カ)	伝統的建造物群保存修理等事業	ハード	文部科学省	1
	B	(ア)	医療提供体制施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	ハード	厚生労働省	0
	B	(ウ)	次世代育成支援対策施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(エ)	保育環境改善等事業	ハード	厚生労働省	0
	B	(オ)	地域介護・福祉空間整備等交付金	ハード	厚生労働省	2
	B	(カ)	公立文教施設の整備	ハード	文部科学省	0
	C	(ア)	送迎保育ステーション試行事業	ソフト	厚生労働省	0
	C	(イ)	地域支援事業交付金	ソフト	厚生労働省	0
	D	(ア)	中心市街地商業等活性化支援業務	ソフト	経済産業省	0
	D	(イ)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	0
	D	(ウ)	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	2
	E	(ア)	街路事業	ハード	国土交通省	0
	E	(イ)	都市交通システム整備事業	ハード	国土交通省	0
	E	(ウ)	交通施設バリアフリー化設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(エ)	鉄道駅総合改善事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(オ)	公共交通活性化総合プログラム	ソフト	国土交通省	0
	E	(カ)	踏切保安設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(キ)	地下鉄など鉄道整備に対する補助・融資（地下高速鉄道整備事業費補助／ニュータウン鉄道等整備事業費補助、政投銀出融資／幹線鉄道等活性化事業費補助）	ハード	国土交通省	0
	E	(ク)	LRTシステム整備費補助	ハード	国土交通省	1
	E	(ケ)	都市鉄道利便増進事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(コ)	自動車運送事業の安全・円滑化総合対策事業	ソフト	国土交通省	0
	E	(サ)	オムニバスタウンの整備（バスを中心としたまちづくり）	ハード	警察庁、国土交通省	0
	E	(シ)	公共交通移動円滑化設備整備費補助	ハード	国土交通省	1
	E	(ス)	観光ルネサンス事業	ソフト	国土交通省	0
	E	(セ)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	ハード	国土交通省	0
	E	(ソ)	電源地域産業資源機能強化事業	ハード	経済産業省	0
	E	(タ)	地域イントラネット基盤施設整備事業	ハード	総務省	0
	E	(チ)	地域情報通信基盤整備推進交付金	ハード	総務省	0
E	(ツ)	卸売市場施設整備対策	ハード	農林水産省	0	
E	(テ)	農村振興総合整備事業	ハード	農林水産省	0	
E	(ト)	地域用水環境整備事業	ハード	農林水産省	0	
E	(ナ)	「文化芸術による創造のまち」支援事業	ソフト	文部科学省	0	

20年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(1) 法に定める特別の措置	A	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(イ)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(ウ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理	ソフト	国土交通省	0
	A	(エ)	事業用地適正化計画の認定の特例	ソフト	国土交通省	0
	B	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ア)	中心市街地共同住宅供給事業	ハード	国土交通省	0
	C	(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ウ)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	D	(ア)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	4
	D	(イ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務	ハード	経済産業省	0
	D	(ウ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	5
	D	(エ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	1
	D	(オ)	中小企業信用保険法の特例	ハード	経済産業省	0
	D	(カ)	地方税の不均一課税に伴う措置	ハード	総務省、経済産業省	0
	E	(ア)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	E	(イ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う都市型新事業立地促進業務	ハード	経済産業省	0
	E	(ウ)	共通乗車船券	ソフト	国土交通省	0
	E	(エ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	農林水産省	0
	E	(オ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
	E	(カ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
(2) 認定と連携した特例措置	A	(ア)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	37
	A	(イ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の立ち上げ支援	ハード	国土交通省	0
	A	(ウ)	都市再生土地区画整理事業	ハード	国土交通省	0
	A	(エ)	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	ハード	国土交通省	0
	B	(ア)	暮らし・にぎわい再生事業	ハード	国土交通省	13
	B	(イ)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	12
	C	(ア)	街なか居住再生ファンド	ハード	国土交通省	1
	C	(イ)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	7
	D	(ア)	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	ハード	経済産業省	13
	D	(イ)	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金	ハード	経済産業省	13
	D	(ウ)	中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	11
	D	(オ)	中心市街地活性化ソフト事業	ソフト	総務省	28
	D	(カ)	中心市街地再活性化特別対策事業	ハード	総務省	0
	E	(ア)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	7
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(ア)	土地区画整理事業	ハード	国土交通省	11
	A	(イ)	市街地再開発事業	ハード	国土交通省	9
	A	(ウ)	道路事業	ハード	国土交通省	10
	A	(エ)	街路事業	ハード	国土交通省	15
	A	(オ)	都市交通システム整備事業	ハード	国土交通省	1
	A	(カ)	都市公園事業	ハード	国土交通省	3
	A	(キ)	下水道事業	ハード	国土交通省	4
	A	(ク)	みなとまち活性化支援	ハード	国土交通省	0
	A	(ケ)	河川整備	ハード	国土交通省	6
	A	(コ)	住宅地地盤特定治水施設等整備事業	ハード	国土交通省	0
	A	(サ)	住宅市街地地盤整備事業	ハード	国土交通省	0
	A	(シ)	バリアフリー環境整備促進事業	ハード	国土交通省	0
	A	(ス)	優良建築物等整備事業	ハード	国土交通省	4
	A	(セ)	住宅市街地総合整備事業	ハード	国土交通省	3

20年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(ソ)	地域住宅交付金事業	ハード	国土交通省	5
	C	(ア)	優良建築物等整備事業	ハード	国土交通省	3
	C	(イ)	住宅市街地総合整備事業	ハード	国土交通省	2
	C	(ウ)	地域住宅交付金事業	ハード	国土交通省	9
	C	(エ)	住宅市街地基盤整備事業	ハード	国土交通省	0
	D	(ア)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	ソフト	経済産業省	1
	D	(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	ソフト	経済産業省	8
	D	(ウ)	食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業のうち、食品小売業コスト縮減モデル検討・実証事業	ソフト	農林水産省	0
	D	(エ)	食品流通高付加価値モデル推進事業	ソフト	農林水産省	0
	E	(ア)	街路事業	ハード	国土交通省	3
E	(イ)	都市交通システム整備事業	ハード	国土交通省	0	
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	A	(ア)	道路事業	ハード	国土交通省	5
	A	(イ)	街路事業	ハード	国土交通省	1
	A	(ウ)	都市交通システム整備事業	ハード	国土交通省	0
	A	(エ)	河川整備	ハード	国土交通省	0
	A	(オ)	農村振興総合整備事業	ハード	農林水産省	0
	A	(カ)	地域用水環境整備事業	ハード	農林水産省	0
	A	(キ)	文化財建造物保存修理等事業	ハード	文部科学省	2
	A	(ク)	伝統的建造物群保存修理等事業	ハード	文部科学省	1
	B	(ア)	医療提供体制施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	ハード	厚生労働省	0
	B	(ウ)	次世代育成支援対策施設整備交付金	ハード	厚生労働省	1
	B	(エ)	保育環境改善等事業	ハード	厚生労働省	0
	B	(オ)	地域介護・福祉空間整備等交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(カ)	公立文教施設の整備	ハード	文部科学省	3
	C	(ア)	送迎保育ステーション試行事業	ソフト	厚生労働省	0
	C	(イ)	地域支援事業交付金	ソフト	厚生労働省	0
	D	(ア)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、診断・助言事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(イ)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、人材育成事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(ウ)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、ワークショップ等開催事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(エ)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	0
	D	(オ)	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	1
	D	(カ)	卸売市場施設整備対策	ハード	農林水産省	0
	E	(ア)	街路事業	ハード	国土交通省	0
	E	(イ)	都市交通システム整備事業	ハード	国土交通省	0
	E	(ウ)	交通施設バリアフリー化設備整備費補助	ハード	国土交通省	2
	E	(エ)	鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(オ)	鉄道駅総合改善事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(カ)	地域公共交通活性化・再生総合事業	ハード	国土交通省	4
	E	(キ)	公共交通活性化総合プログラム	ソフト	国土交通省	0
	E	(ク)	踏切保安設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(ケ)	地下鉄など鉄道整備に対する補助・融資（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道/空港アクセス鉄道等）、政投銀出融資/幹線鉄道等活性化事業費補助）	ハード	国土交通省	1
	E	(コ)	LRTシステム整備費補助	ハード	国土交通省	1
	E	(サ)	都市鉄道利便増進事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(シ)	自動車運送事業の安全・円滑化総合対策事業	ソフト	国土交通省	3
	E	(ス)	オムニバスタウンの整備（バスを中心としたまちづくり）	ハード	警察庁、国土交通省	1
	E	(セ)	公共交通移動円滑化設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
E	(ソ)	観光ルネサンス事業	ソフト	国土交通省	0	
E	(タ)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	ハード	国土交通省	0	

20年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	E	(チ)	企業立地促進施設等共用施設整備事業	ハード	経済産業省	0
	E	(ツ)	電源地域産業関連施設等整備事業	ハード	経済産業省	0
	E	(テ)	地域イントラネット基盤施設整備事業	ハード	総務省	0
	E	(ト)	地域情報通信基盤整備推進交付金	ハード	総務省	0
	E	(ナ)	「文化芸術による創造のまち」支援事業	ソフト	文部科学省	0

21年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(1) 法に定める特別の措置	A	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(イ)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(ウ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理	ソフト	国土交通省	0
	A	(エ)	事業用地適正化計画の認定の特例	ソフト	国土交通省	0
	B	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ア)	中心市街地共同住宅供給事業	ハード	国土交通省	0
	C	(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ウ)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	D	(ア)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	2
	D	(イ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務	ハード	経済産業省	0
	D	(ウ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	7
	D	(エ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	1
	D	(オ)	中小企業信用保険法の特例	ハード	経済産業省	0
	D	(カ)	地方税の不均一課税に伴う措置	ハード	総務省、経済産業省	0
	E	(ア)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	E	(イ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う都市型新事業立地促進業務	ハード	経済産業省	0
	E	(ウ)	共通乗車船券	ソフト	国土交通省	0
	E	(エ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	農林水産省	0
	E	(オ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
	E	(カ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
(2) 認定と連携した特例措置	A	(ア)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	42
	A	(イ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	ハード	国土交通省	1
	A	(ウ)	市街地再開発事業	ハード	国土交通省	14
	A	(エ)	都市再生土地区画整理事業	ハード	国土交通省	2
	A	(オ)	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	ハード	国土交通省	0
	B	(ア)	暮らし・にぎわい再生事業	ハード	国土交通省	22
	B	(イ)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	14
	C	(ア)	街なか居住再生ファンド	ハード	国土交通省	2
	C	(イ)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	6
	D	(ア)	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	ハード	経済産業省	36
	D	(イ)	中心街再生事業における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	1
	D	(ウ)	中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	15
	D	(オ)	中心市街地活性化ソフト事業	ソフト	総務省	39
	D	(カ)	中心市街地再活性化特別対策事業	ハード	総務省	1
	E	(ア)	まちづくり交付金	ハード	国土交通省	7
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(ア)	土地区画整理事業	ハード	国土交通省	14
	A	(イ)	道路事業	ハード	国土交通省	12
	A	(ウ)	街路事業	ハード	国土交通省	19
	A	(エ)	都市交通システム整備事業	ハード	国土交通省	1
	A	(オ)	都市公園事業	ハード	国土交通省	5
	A	(カ)	下水道事業	ハード	国土交通省	6
	A	(キ)	みなとまち活性化支援	ハード	国土交通省	0
	A	(ク)	河川整備	ハード	国土交通省	6
	A	(ケ)	住宅地盤特定治水施設等整備事業	ハード	国土交通省	0
	A	(コ)	住宅市街地基盤整備事業	ハード	国土交通省	0
	A	(サ)	バリアフリー環境整備促進事業	ハード	国土交通省	0
	A	(シ)	都市開発資金（都市環境維持・改善事業融資）	ハード	国土交通省	0
	A	(ス)	優良建築物等整備事業	ハード	国土交通省	5

21年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(セ)	住宅市街地総合整備事業	ハード	国土交通省	3
	A	(ソ)	地域住宅交付金	ハード	国土交通省	4
	C	(ア)	優良建築物等整備事業	ハード	国土交通省	3
	C	(イ)	住宅市街地総合整備事業	ハード	国土交通省	2
	C	(ウ)	地域住宅交付金	ハード	国土交通省	14
	C	(エ)	住宅市街地基盤整備事業	ハード	国土交通省	0
	D	(ア)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	ソフト	経済産業省	1
	D	(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	ソフト	経済産業省	10
	D	(ウ)	食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業のうち、食品小売業コスト縮減モデル検討・実証事業	ソフト	農林水産省	0
	D	(エ)	食品流通高付加価値モデル推進事業	ソフト	農林水産省	0
	E	(ア)	街路事業	ハード	国土交通省	2
	E	(イ)	都市交通システム整備事業	ハード	国土交通省	0
	E	(ウ)	都市環境改善支援事業	ソフト	国土交通省	1
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	A	(ア)	道路事業	ハード	国土交通省	4
	A	(イ)	街路事業	ハード	国土交通省	2
	A	(ウ)	都市交通システム整備事業	ハード	国土交通省	0
	A	(エ)	河川整備	ハード	国土交通省	1
	A	(オ)	農村振興総合整備事業	ハード	農林水産省	0
	A	(カ)	地域用水環境整備事業	ハード	農林水産省	0
	A	(キ)	文化財建造物保存修理等事業	ハード	文部科学省	2
	A	(ク)	伝統的建造物群保存修理等事業	ハード	文部科学省	3
	B	(ア)	医療提供体制施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	ハード	厚生労働省	0
	B	(ウ)	安心こども基金	ハード	厚生労働省	0
	B	(エ)	保育環境改善等事業	ハード	厚生労働省	0
	B	(オ)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(カ)	公立文教施設の整備	ハード	文部科学省	1
	C	(ア)	地域支援事業交付金	ソフト	厚生労働省	1
	D	(ア)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、診断・助言事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(イ)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、人材育成事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(ウ)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、ワークショップ等開催事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(エ)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	0
	D	(オ)	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	2
	D	(カ)	卸売市場施設整備対策	ハード	農林水産省	0
	D	(キ)	食品小売機能高度化促進事業	ソフト	農林水産省	0
	E	(ア)	街路事業	ハード	国土交通省	0
	E	(イ)	都市交通システム整備事業	ハード	国土交通省	0
	E	(ウ)	交通施設バリアフリー化設備整備費補助	ハード	国土交通省	3
	E	(エ)	鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(オ)	鉄道駅総合改善事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(カ)	地域公共交通活性化・再生総合事業	ハード	国土交通省	11
	E	(キ)	公共交通活性化総合プログラム	ソフト	国土交通省	0
	E	(ク)	踏切保安設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(ケ)	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）	ハード	国土交通省	0
	E	(コ)	L R Tシステム整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(サ)	都市鉄道利便増進事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(シ)	自動車運送事業の安全・円滑化総合対策事業	ソフト	国土交通省	0
	E	(ス)	オムニバスタウンの整備（バスを中心としたまちづくり）	ハード	警察庁、国土交通省	1
	E	(セ)	公共交通移動円滑化設備整備費補助	ハード	国土交通省	0

21年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	E	(ソ)	観光圏整備事業	ソフト	国土交通省	0
	E	(タ)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	ハード	国土交通省	1
	E	(チ)	企業立地促進施設等共用施設整備事業	ハード	経済産業省	0
	E	(ツ)	電源地域産業関連施設等整備事業	ハード	経済産業省	0
	E	(テ)	地域イントラネット基盤施設整備事業	ハード	総務省	0
	E	(ト)	地域情報通信基盤整備推進交付金	ハード	総務省	3
	E	(ナ)	「文化芸術による創造のまち」支援事業	ソフト	文部科学省	0

22年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(1) 法に定める特別の措置	A	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(イ)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(ウ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理	ソフト	国土交通省	0
	A	(エ)	事業用地適正化計画の認定の特例	ソフト	国土交通省	0
	B	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ア)	中心市街地共同住宅供給事業	ハード	国土交通省	0
	C	(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ウ)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	D	(ア)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	4
	D	(イ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務	ハード	経済産業省	0
	D	(ウ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	4
	D	(エ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	1
	D	(オ)	中小企業信用保険法の特例	ハード	経済産業省	0
	D	(カ)	地方税の不均一課税に伴う措置	ハード	総務省、経済産業省	0
	E	(ア)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	E	(イ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う都市型新事業立地促進業務	ハード	経済産業省	0
	E	(ウ)	共通乗車船券	ソフト	国土交通省	0
	E	(エ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	農林水産省	0
	E	(オ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
	E	(カ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
(2) 認定と連携した特例措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	42
	A	(イ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	ハード	国土交通省	0
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）	ハード	国土交通省	13
	A	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生土地区画整理事業）	ハード	国土交通省	4
	A	(オ)	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	ハード	国土交通省	0
	B	(ア)	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	ハード	国土交通省	19
	B	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	12
	C	(ア)	街なか居住再生ファンド	ハード	国土交通省	0
	C	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	5
	D	(ア)	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	ハード	経済産業省	24
	D	(イ)	中心街再生事業における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	0
	D	(ウ)	中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	13
	D	(オ)	中心市街地活性化ソフト事業	ソフト	総務省	42
	D	(カ)	中心市街地再活性化特別対策事業	ハード	総務省	1
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	4
	E	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	ハード	国土交通省	0
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））	ハード	国土交通省	11
	A	(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業）	ハード	国土交通省	12
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	18
	A	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	ハード	国土交通省	1
	A	(オ)	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）	ハード	国土交通省	5
	A	(カ)	社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）	ハード	国土交通省	8
	A	(キ)	みなとまち活性化支援	ハード	国土交通省	0
	A	(ク)	社会資本整備総合交付金（河川事業）	ハード	国土交通省	6
	A	(ケ)	社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）	ハード	国土交通省	1
	A	(コ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(サ)	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(シ)	都市開発資金（都市環境維持・改善事業融資）	ハード	国土交通省	0

22年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(ス)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）	ハード	国土交通省	4
	A	(セ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）	ハード	国土交通省	2
	A	(ソ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	ハード	国土交通省	4
	A	(タ)	まちづくり計画策定担い手支援事業	ソフト	国土交通省	0
	C	(ア)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）	ハード	国土交通省	7
	C	(イ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）	ハード	国土交通省	2
	C	(ウ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	ハード	国土交通省	16
	C	(エ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）	ハード	国土交通省	0
	D	(ア)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	ソフト	経済産業省	2
	D	(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	ソフト	経済産業省	6
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	3
	E	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	ハード	国土交通省	0
	E	(ウ)	都市環境改善支援事業	ソフト	国土交通省	2
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業）	ハード	国土交通省	5
	A	(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	2
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(エ)	社会資本整備総合交付金（河川事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(オ)	農村振興総合整備事業	ハード	農林水産省	0
	A	(カ)	地域水環境整備事業	ハード	農林水産省	0
	A	(キ)	文化財建造物保存修理等事業	ハード	文部科学省	2
	A	(ク)	伝統的建造物群保存修理等事業	ハード	文部科学省	4
	B	(ア)	医療提供体制施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	ハード	厚生労働省	0
	B	(ウ)	安心こども基金	ハード	厚生労働省	0
	B	(エ)	保育環境改善等事業	ハード	厚生労働省	0
	B	(オ)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(カ)	公立文教施設の整備	ハード	文部科学省	0
	C	(ア)	地域支援事業交付金	ソフト	厚生労働省	2
	D	(ア)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、診断・助言事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(イ)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、人材育成事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(ウ)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、ワークショップ等開催事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(エ)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	0
	D	(オ)	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	2
	D	(カ)	卸売市場施設整備対策	ハード	農林水産省	0
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	0
	E	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	ハード	国土交通省	1
	E	(ウ)	交通施設バリアフリー化設備等整備費補助	ハード	国土交通省	1
	E	(エ)	鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(オ)	鉄道駅総合改善事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(カ)	地域公共交通活性化・再生総合事業	ハード	国土交通省	12
	E	(キ)	踏切保安設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(ク)	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）	ハード	国土交通省	0
	E	(ケ)	L R Tシステム整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(コ)	都市鉄道利便増進事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(サ)	公共交通移動円滑化設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(シ)	観光圏整備事業	ソフト	国土交通省	0
	E	(ス)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	ハード	国土交通省	0
E	(セ)	企業立地促進施設等共用施設整備事業	ハード	経済産業省	0	

22年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	E	(ソ)	電源地域産業関連施設等整備事業	ハード	経済産業省	0
	E	(タ)	地域ICT利活用広域連携事業	ソフト	総務省	0

23年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(1) 法に定める特別の措置	A	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(イ)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(ウ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理	ソフト	国土交通省	0
	A	(エ)	事業用地適正化計画の認定の特例	ソフト	国土交通省	0
	B	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ア)	中心市街地共同住宅供給事業	ハード	国土交通省	0
	C	(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ウ)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	D	(ア)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	1
	D	(イ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化業務	ハード	経済産業省	0
	D	(ウ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	1
	D	(エ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	3
	D	(オ)	中小企業信用保険法の特例	ハード	経済産業省	0
	D	(カ)	地方税の不均一課税に伴う措置	ハード	総務省、経済産業省	0
	E	(ア)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	E	(イ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う都市型新事業立地促進業務	ハード	経済産業省	0
	E	(ウ)	共通乗車船券	ソフト	国土交通省	0
	E	(エ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	農林水産省	0
	E	(オ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
	E	(カ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
(2) 認定と連携した特別措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	40
	A	(イ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	ハード	国土交通省	0
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）	ハード	国土交通省	15
	A	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生土地区画整理事業）	ハード	国土交通省	5
	A	(オ)	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	ハード	国土交通省	0
	A	(カ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	ハード	国土交通省	1
	B	(ア)	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）地域自主戦略交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	ハード	国土交通省	18
	B	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	12
	C	(ア)	街なか居住再生ファンド	ハード	国土交通省	1
	C	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	9
	D	(ア)	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	ハード	経済産業省	17
	D	(イ)	中心街再生事業における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	0
	D	(ウ)	中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	12
	D	(オ)	中心市街地活性化ソフト事業	ソフト	総務省	44
	D	(カ)	中心市街地再活性化特別対策事業	ハード	総務省	0
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	6
	E	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	ハード	国土交通省	1
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））	ハード	国土交通省	14
	A	(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業）地域自主戦略交付金（道路事業）	ハード	国土交通省	12
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	24
	A	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）地域自主戦略交付金（都市公園）	ハード	国土交通省	6
	A	(オ)	社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）	ハード	国土交通省	9
	A	(カ)	社会資本整備総合交付金（みなとまち活性化支援）	ハード	国土交通省	0
	A	(キ)	社会資本整備総合交付金（河川事業）地域自主戦略交付金（河川事業）	ハード	国土交通省	5
	A	(ク)	社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）地域自主戦略交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）	ハード	国土交通省	1
	A	(ケ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）地域自主戦略交付金（住宅市街地基盤整備事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(コ)	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(サ)	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	ハード	国土交通省	0

23年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(シ)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）	ハード	国土交通省	5
	A	(ス)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）	ハード	国土交通省	1
	A	(セ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）地域自主戦略交付金（地域住宅計画に基づく事業）	ハード	国土交通省	4
	A	(ソ)	まちづくり計画策定担い手支援事業	ソフト	国土交通省	1
	C	(ア)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）	ハード	国土交通省	5
	C	(イ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）	ハード	国土交通省	1
	C	(ウ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）地域自主戦略交付金（地域住宅計画に基づく事業）	ハード	国土交通省	16
	C	(エ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）地域自主戦略交付金（住宅市街地基盤整備事業）	ハード	国土交通省	0
	D	(ア)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	ソフト	経済産業省	1
	D	(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	ソフト	経済産業省	5
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	4
	E	(イ)	都市環境改善支援事業	ソフト	国土交通省	1
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業）地域自主戦略交付金（道路事業）	ハード	国土交通省	3
	A	(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	2
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（河川事業）地域自主戦略交付金（河川事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(エ)	集落基盤整備事業	ハード	農林水産省	0
	A	(オ)	地域用水環境整備事業	ハード	農林水産省	0
	A	(カ)	文化財建造物保存修理等事業	ハード	文部科学省	2
	A	(キ)	伝統的建造物群保存修理等事業	ハード	文部科学省	4
	B	(ア)	医療提供体制施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	ハード	厚生労働省	0
	B	(ウ)	安心こども基金	ハード	厚生労働省	1
	B	(エ)	保育環境改善等事業	ハード	厚生労働省	0
	B	(オ)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(カ)	公立文教施設の整備	ハード	文部科学省	2
	C	(ア)	地域支援事業交付金	ソフト	厚生労働省	2
	D	(ア)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、診断・助言等支援事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(イ)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、人材育成事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(ウ)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	1
	D	(オ)	卸売市場施設整備対策	ハード	農林水産省	0
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	0
	E	(イ)	鉄道駅総合改善事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(ウ)	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業 / 地域公共交通バリア解消促進等事業 / 地域公共交通調査事業）	ハード	国土交通省	6
	E	(エ)	踏切保安設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(オ)	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道 / 空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）	ハード	国土交通省	0
	E	(カ)	都市鉄道利便増進事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(キ)	観光地域づくりプラットフォーム事業	ソフト	国土交通省	0
	E	(ク)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	ハード	国土交通省	0
	E	(ケ)	成長産業・企業立地促進等施設整備費補助事業	ハード	経済産業省	0
	E	(コ)	電源地域産業関連施設等整備費補助事業	ハード	経済産業省	0
	E	(サ)	地域ICT活用広域連携事業	ソフト	総務省	0

24年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(1) 法に定める特別の措置	A	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(イ)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(ウ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理	ソフト	国土交通省	0
	A	(エ)	事業用地適正化計画の認定の特例	ソフト	国土交通省	0
	B	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ア)	中心市街地共同住宅供給事業	ハード	国土交通省	2
	C	(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ウ)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	D	(ア)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	1
	D	(イ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	3
	D	(ウ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	中小企業信用保険法の特例	ハード	経済産業省	0
	E	(ア)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	E	(イ)	共通乗車船券	ソフト	国土交通省	0
	E	(ウ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	農林水産省	0
	E	(エ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
	E	(オ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
(2) 認定と連携した特例措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）地域自主戦略交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	41
	A	(イ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	ハード	国土交通省	0
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）	ハード	国土交通省	20
	A	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生土地区画整理事業）	ハード	国土交通省	7
	A	(オ)	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	ハード	国土交通省	0
	A	(カ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	ハード	国土交通省	2
	B	(ア)	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）地域自主戦略交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	ハード	国土交通省	19
	B	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）地域自主戦略交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	14
	C	(ア)	街なか居住再生ファンド	ハード	国土交通省	0
	C	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）地域自主戦略交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	3
	D	(ア)	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	ハード	経済産業省	11
	D	(イ)	中心街再生事業における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	1
	D	(ウ)	中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）地域自主戦略交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	13
	D	(オ)	中心市街地活性化ソフト事業	ソフト	総務省	52
	D	(カ)	中心市街地再活性化特別対策事業	ハード	総務省	1
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）地域自主戦略交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	3
E	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	ハード	国土交通省	1	
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））地域自主戦略交付金（道路事業（区画））	ハード	国土交通省	8
	A	(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業）地域自主戦略交付金（道路事業）	ハード	国土交通省	10
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））地域自主戦略交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	20
	A	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）地域自主戦略交付金（都市公園）	ハード	国土交通省	5
	A	(オ)	社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）地域自主戦略交付金（下水道）	ハード	国土交通省	7
	A	(カ)	社会資本整備総合交付金（みなとまち活性化支援）	ハード	国土交通省	0
	A	(キ)	社会資本整備総合交付金（河川事業）地域自主戦略交付金（河川事業）	ハード	国土交通省	2
	A	(ク)	社会資本整備総合交付金（住宅地盤特定治水施設等整備事業）地域自主戦略交付金（住宅地盤特定治水施設等整備事業）	ハード	国土交通省	1
	A	(ケ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地地盤整備事業）地域自主戦略交付金（住宅市街地地盤整備事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(コ)	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(サ)	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	ハード	国土交通省	0
	A	(シ)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）	ハード	国土交通省	4
	A	(ス)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）	ハード	国土交通省	3
	A	(セ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）地域自主戦略交付金（地域住宅計画に基づく事業）	ハード	国土交通省	6

24年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	C	(ア)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）	ハード	国土交通省	6
	C	(イ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）	ハード	国土交通省	0
	C	(ウ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）地域自主戦略交付金（地域住宅計画に基づく事業）	ハード	国土交通省	14
	C	(エ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）地域自主戦略交付金（住宅市街地基盤整備事業）	ハード	国土交通省	1
	D	(ア)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	ソフト	経済産業省	1
	D	(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	ソフト	経済産業省	3
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））地域自主戦略交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	1
	E	(イ)	民間まちづくり活動促進事業	ソフト	国土交通省	6
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業）地域自主戦略交付金（道路事業）	ハード	国土交通省	2
	A	(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））地域自主戦略交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	1
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（河川事業）地域自主戦略交付金（河川事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(エ)	集落基盤整備事業	ハード	農林水産省	0
	A	(オ)	地域用水環境整備事業	ハード	農林水産省	0
	A	(カ)	文化財建造物保存修理等事業	ハード	文部科学省	2
	A	(キ)	伝統的建造物群保存修理等事業	ハード	文部科学省	2
	B	(ア)	医療提供体制施設整備交付金	ハード	厚生労働省	1
	B	(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	ハード	厚生労働省	0
	B	(ウ)	安心子ども基金	ハード	厚生労働省	0
	B	(エ)	保育環境改善等事業	ハード	厚生労働省	0
	B	(オ)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(カ)	公立文教施設の整備	ハード	文部科学省	2
	C	(ア)	地域支援事業交付金	ソフト	厚生労働省	1
	D	(ア)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、診断・助言等支援事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(イ)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、人材育成事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(ウ)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	1
	D	(オ)	卸売市場施設整備対策	ハード	農林水産省	0
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））地域自主戦略交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	0
	E	(イ)	鉄道駅総合改善事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(ウ)	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業 / 地域公共交通バリア解消促進等事業 / 地域公共交通調査事業）	ハード	国土交通省	4
	E	(エ)	踏切保安設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(オ)	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道 / 空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）	ハード	国土交通省	0
	E	(カ)	都市鉄道利便増進事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(キ)	観光地域づくりプラットフォーム事業	ソフト	国土交通省	1
	E	(ク)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	ハード	国土交通省	0
	E	(ケ)	成長産業・企業立地促進等施設整備費補助事業	ハード	経済産業省	0
	E	(コ)	電源地域産業関連施設等整備費補助事業	ハード	経済産業省	0

25年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(1) 法に定める特別の措置	A	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(イ)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(ウ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理	ソフト	国土交通省	0
	B	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ア)	中心市街地共同住宅供給事業	ハード	国土交通省	2
	C	(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ウ)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	D	(ア)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	0
	D	(イ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	1
	D	(ウ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	2
	D	(エ)	中小企業信用保険法の特例	ハード	経済産業省	0
	E	(ア)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	E	(イ)	共通乗車船券	ソフト	国土交通省	0
	E	(ウ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	農林水産省	0
	E	(エ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
	E	(オ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
(2) 認定と連携した特例措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	40
	A	(イ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	ハード	国土交通省	0
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）防災・安全交付金（市街地再開発事業等）	ハード	国土交通省	20
	A	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）	ハード	国土交通省	5
	A	(オ)	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	ハード	国土交通省	0
	A	(カ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	ハード	国土交通省	2
	B	(ア)	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	ハード	国土交通省	14
	B	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	12
	C	(ア)	街なか居住再生ファンド	ハード	国土交通省	0
	C	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	3
	D	(ア)	中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金	ハード	経済産業省	9
	D	(イ)	中心街再生事業における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	1
	D	(ウ)	中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	10
	D	(オ)	中心市街地活性化ソフト事業	ソフト	総務省	49
	D	(カ)	中心市街地再活性化特別対策事業	ハード	総務省	3
E	(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ソフト	国土交通省	7	
E	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）	ハード	国土交通省	0	
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））	ハード	国土交通省	10
	A	(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業）防災・安全交付金（道路事業）	ハード	国土交通省	12
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	20
	A	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）	ハード	国土交通省	4
	A	(オ)	社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）	ハード	国土交通省	7
	A	(カ)	社会資本整備総合交付金（みなとまち活性化支援）	ハード	国土交通省	1
	A	(キ)	社会資本整備総合交付金（河川事業）防災・安全交付金（河川事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(ク)	社会資本整備総合交付金（住宅地盤特定治水施設等整備事業）防災・安全交付金（住宅地盤特定治水施設等整備事業）	ハード	国土交通省	1
	A	(ケ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地地盤整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地地盤整備事業）	ハード	国土交通省	1
	A	(コ)	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(サ)	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	ハード	国土交通省	0
	A	(シ)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	ハード	国土交通省	3
	A	(ス)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	ハード	国土交通省	3
	A	(セ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	ハード	国土交通省	4
	C	(ア)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	ハード	国土交通省	6

25年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	C	(イ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	ハード	国土交通省	1
	C	(ウ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	ハード	国土交通省	9
	C	(エ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）	ハード	国土交通省	0
	D	(ア)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	ソフト	経済産業省	3
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	2
	E	(イ)	民間まちづくり活動促進事業	ソフト	国土交通省	6
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業）防災・安全交付金（道路事業）	ハード	国土交通省	1
	A	(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	1
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（河川事業）防災・安全交付金（河川事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(エ)	集落基盤整備事業	ハード	農林水産省	0
	A	(オ)	地域用水環境整備事業	ハード	農林水産省	0
	A	(カ)	文化財建造物保存修理等事業	ハード	文部科学省	2
	A	(キ)	伝統的建造物群保存修理等事業	ハード	文部科学省	2
	A	(ク)	少子高齢化・環境対応等復興モデル事業費補助金	ソフト	内閣府	0
	A	(ケ)	地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）	ハード	内閣府	2
	A	(コ)	特定地域再生事業費補助金	ソフト	内閣府	0
	B	(ア)	医療提供体制施設整備交付金	ハード	厚生労働省	1
	B	(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	ハード	厚生労働省	0
	B	(ウ)	安心こども基金	ハード	厚生労働省	2
	B	(エ)	保育環境改善等事業	ハード	厚生労働省	0
	B	(オ)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(カ)	公立文教施設の整備	ハード	文部科学省	0
	C	(ア)	地域支援事業交付金	ソフト	厚生労働省	1
	D	(ア)	中心市街地商業等活性化支援業務のうち、人材育成事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(イ)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	0
	D	(ウ)	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	卸売市場施設整備対策	ハード	農林水産省	0
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	0
	E	(イ)	鉄道駅総合改善事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(ウ)	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査事業）	ハード	国土交通省	4
	E	(エ)	踏切保安設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(オ)	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）	ハード	国土交通省	0
	E	(カ)	都市鉄道利便増進事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(キ)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	ハード	国土交通省	0
	E	(ク)	成長産業・企業立地促進等施設整備費補助事業	ハード	経済産業省	0
	E	(ケ)	電源地域産業関連施設等整備費補助事業	ハード	経済産業省	0

26年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(1) 法に定める特別の措置	A	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(イ)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(ウ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理	ソフト	国土交通省	0
	B	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ア)	中心市街地共同住宅供給事業	ハード	国土交通省	1
	C	(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ウ)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	D	(ア)	中心市街地特例通訳案内士育成等事業	ソフト	国土交通省	0
	D	(イ)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	2
	D	(ウ)	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定	ソフト	経済産業省	0
	D	(エ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務	ソフト	経済産業省	0
	D	(オ)	中小企業投資育成株式会社の特例	ソフト	経済産業省	0
	D	(カ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	D	(キ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	D	(ク)	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定	ハード	経済産業省	2
	D	(ケ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度	ハード	経済産業省	0
	D	(コ)	中小企業信用保険法の特例	ハード	経済産業省	0
	D	(サ)	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例	ハード	経済産業省	0
	E	(ア)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	E	(イ)	共通乗車船券	ソフト	国土交通省	0
	E	(ウ)	道路の占用の特例	ソフト	国土交通省	0
	E	(エ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	農林水産省	0
	E	(オ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
	E	(カ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
	(2) 認定と連携した特別の措置	A	(ア-1)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省
A		(ア-2)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	12
A		(イ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	ハード	国土交通省	1
A		(ウ)	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）防災・安全交付金（市街地再開発事業等）	ハード	国土交通省	17
A		(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）	ハード	国土交通省	4
A		(オ)	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	ハード	国土交通省	0
B		(ア)	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	ハード	国土交通省	12
B		(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	14
C		(ア)	街なか居住再生ファンド	ハード	国土交通省	0
C		(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	3
D		(ア)	商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）	ハード	経済産業省	8
D		(イ)	中心市街地再興戦略事業費補助金（先導的、実証的の事業）	ハード	経済産業省	7
D		(ウ)	戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金（実証事業）	ハード	経済産業省	0
D		(エ)	中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	0
D		(オ)	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	ハード	経済産業省	0
D		(カ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	11
D		(キ)	中心市街地活性化ソフト事業	ソフト	総務省	44
D		(ク)	中心市街地再活性化特別対策事業	ハード	総務省	2
D		(ケ)	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する建築物及び構築物を取得した際の割増償却制度	ハード	経済産業省	0
D		(コ)	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	ハード	経済産業省	0
E		(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	9
(2) 認定と連携した重点的な支援措置		A	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））	ハード	国土交通省
	A	(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業）防災・安全交付金（道路事業）	ハード	国土交通省	10
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））防災・安全交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	20
	A	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）	ハード	国土交通省	4

26年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数	
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(オ)	社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）	ハード	国土交通省	5	
	A	(カ)	社会資本整備総合交付金（港湾事業）防災・安全交付金（港湾事業）	ハード	国土交通省	1	
	A	(キ)	社会資本整備総合交付金（河川事業）防災・安全交付金（河川事業）	ハード	国土交通省	1	
	A	(ク)	社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）	ハード	国土交通省	0	
	A	(ケ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）	ハード	国土交通省	0	
	A	(コ)	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	ハード	国土交通省	0	
	A	(サ)	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	ハード	国土交通省	0	
	A	(シ)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	ハード	国土交通省	6	
	A	(ス)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	ハード	国土交通省	5	
	A	(セ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	ハード	国土交通省	2	
	C	(ア)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	ハード	国土交通省	5	
	C	(イ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	ハード	国土交通省	2	
	C	(ウ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	ハード	国土交通省	9	
	C	(エ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）	ハード	国土交通省	0	
	D	(ア)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	ソフト	経済産業省	0	
	D	(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	ソフト	経済産業省	1	
	D	(ウ)	中心市街地再興戦略事業費補助金（調査事業、専門人材活用支援事業）	ソフト	経済産業省	2	
	D	(エ)	戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金（事業化可能性調査）	ソフト	経済産業省	0	
	D	(オ)	地域商業自立促進事業	ソフト	経済産業省	1	
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））防災・安全交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	2	
	E	(イ)	民間まちづくり活動促進事業	ソフト	国土交通省	0	
	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業）防災・安全交付金（道路事業）	ハード	国土交通省	2
		A	(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））防災・安全交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	0
A		(ウ)	社会資本整備総合交付金（河川事業）防災・安全交付金（河川事業）	ハード	国土交通省	0	
A		(エ)	集落基盤整備事業	ハード	農林水産省	0	
A		(オ)	地域用水環境整備事業	ハード	農林水産省	1	
A		(カ)	文化財建造物保存修理等事業	ハード	文部科学省	0	
A		(キ)	伝統的建造物群保存修理等事業	ハード	文部科学省	2	
A		(ク)	特定地域再生事業費補助金	ソフト	内閣府	0	
B		(ア)	医療提供体制施設整備交付金	ハード	厚生労働省	1	
B		(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	ハード	厚生労働省	0	
B		(ウ)	安心子ども基金	ハード	厚生労働省	0	
B		(エ)	保育環境改善等事業	ハード	厚生労働省	0	
B		(オ)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0	
B		(カ)	公立文庫施設の整備	ハード	文部科学省	2	
C		(ア)	地域支援事業交付金	ソフト	厚生労働省	1	
D		(ア)	まちプロデュース活動支援事業のうち、人材育成事業	ソフト	経済産業省	0	
D		(イ)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	1	
D		(ウ)	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	1	
D		(エ)	卸売市場施設整備対策	ハード	農林水産省	0	
E		(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））防災・安全交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	0	
E		(イ)	鉄道駅総合改善事業費補助	ハード	国土交通省	0	
E		(ウ)	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業）	ハード	国土交通省	5	
E		(エ)	踏切保安設備整備費補助	ハード	国土交通省	0	
E		(オ)	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）	ハード	国土交通省	0	
E		(カ)	都市鉄道利便増進事業費補助	ハード	国土交通省	0	
E		(キ)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	ハード	国土交通省	0	
E		(ク)	対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金（企業立地促進基盤整備事業）	ハード	経済産業省	0	
E		(ケ)	電源地域産業関連施設等整備費補助事業	ハード	経済産業省	0	

27年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(1)法に定める特別の措置	A	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(イ)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(ウ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理	ソフト	国土交通省	0
	B	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ア)	中心市街地共同住宅供給事業	ハード	国土交通省	0
	C	(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ウ)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	D	(ア)	中心市街地特例通訳案内士育成等事業	ソフト	国土交通省	0
	D	(イ)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	1
	D	(ウ)	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定	ソフト	経済産業省	0
	D	(エ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務	ソフト	経済産業省	0
	D	(オ)	中小企業投資育成株式会社の特例	ソフト	経済産業省	0
	D	(カ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	D	(キ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	D	(ク)	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定	ハード	経済産業省	3
	D	(ケ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度	ハード	経済産業省	0
	D	(コ)	中小企業信用保険法の特例	ハード	経済産業省	0
	D	(サ)	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例	ハード	経済産業省	0
	E	(ア)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	E	(イ)	共通乗車船券	ソフト	国土交通省	0
	E	(ウ)	道路の占用の特例	ソフト	国土交通省	0
	E	(エ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	農林水産省	0
	E	(オ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
	E	(カ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
(2)認定と連携した特別の措置	A	(ア-1)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	24
	A	(ア-2)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	14
	A	(イ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	ハード	国土交通省	0
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）防災・安全交付金（市街地再開発事業等）	ハード	国土交通省	16
	A	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）	ハード	国土交通省	2
	A	(オ)	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	ハード	国土交通省	0
	B	(ア)	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	ハード	国土交通省	9
	B	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	13
	C	(ア)	街なか居住再生ファンド	ハード	国土交通省	0
	C	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	4
	D	(ア)	中心市街地再生事業費補助金（商業施設改修等事業）	ハード	経済産業省	4
	D	(イ)	中心市街地再興戦略事業費補助金（先導的、実証的の事業）	ハード	経済産業省	3
	D	(ウ)	戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金（実証事業）	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	0
	D	(オ)	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	ハード	経済産業省	0
	D	(カ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	8
	D	(キ)	中心市街地活性化ソフト事業	ソフト	総務省	44
	D	(ク)	中心市街地再活性化特別対策事業	ハード	総務省	1
	D	(ケ)	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する建築物及び構築物を取得した際の割増償却制度	ハード	経済産業省	1
	D	(コ)	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	ハード	経済産業省	2
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	3
(2)認定と連携した重点的な支援措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））	ハード	国土交通省	7
	A	(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業）防災・安全交付金（道路事業）	ハード	国土交通省	14
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））防災・安全交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	23
	A	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）	ハード	国土交通省	3

27年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(オ)	社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）	ハード	国土交通省	6
	A	(カ)	社会資本整備総合交付金（港湾事業）防災・安全交付金（港湾事業）	ハード	国土交通省	1
	A	(キ)	社会資本整備総合交付金（河川事業）防災・安全交付金（河川事業）	ハード	国土交通省	1
	A	(ク)	社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(ケ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(コ)	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(サ)	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	ハード	国土交通省	1
	A	(シ)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	ハード	国土交通省	5
	A	(ス)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	ハード	国土交通省	6
	A	(セ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	ハード	国土交通省	2
	C	(ア)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	ハード	国土交通省	7
	C	(イ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	ハード	国土交通省	4
	C	(ウ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	ハード	国土交通省	6
	C	(エ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）	ハード	国土交通省	0
	D	(ア)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	ソフト	経済産業省	1
	D	(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	ソフト	経済産業省	2
	D	(ウ)	中心市街地再興戦略事業費補助金（調査事業、専門人材活用支援事業）	ソフト	経済産業省	7
	D	(エ)	戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金（事業化可能性調査）	ソフト	経済産業省	0
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））防災・安全交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	1
	E	(イ)	民間まちづくり活動促進事業	ソフト	国土交通省	0
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業）防災・安全交付金（道路事業）	ハード	国土交通省	4
	A	(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））防災・安全交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	0
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（河川事業）防災・安全交付金（河川事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(エ)	集落基盤整備事業	ハード	農林水産省	0
	A	(オ)	地域用水環境整備事業	ハード	農林水産省	0
	A	(カ)	文化財建造物保存修理等事業	ハード	文部科学省	1
	A	(キ)	伝統的建造物群保存修理等事業	ハード	文部科学省	3
	A	(ク)	特定地域再生事業費補助金	ソフト	内閣府	0
	B	(ア)	医療提供体制施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	ハード	厚生労働省	0
	B	(ウ)	保育所等整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(エ)	保育対策総合支援事業費補助金	ソフト	厚生労働省	0
	B	(オ)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
	B	(カ)	地域介護・福祉空間整備推進交付金	ソフト	厚生労働省	0
	B	(キ)	公立文教施設の整備	ハード	文部科学省	1
	C	(ア)	地域支援事業交付金	ソフト	厚生労働省	1
	D	(ア)	地域商業自立促進事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(イ)	まちプロデュース活動支援事業のうち、人材育成事業	ソフト	経済産業省	0
	D	(ウ)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	1
	D	(エ)	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	0
	D	(オ)	卸売市場施設整備対策	ハード	農林水産省	0
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））防災・安全交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	0
	E	(イ)	鉄道駅総合改善事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(ウ)	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業）	ハード	国土交通省	12
	E	(エ)	踏切保安設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(オ)	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）	ハード	国土交通省	0
	E	(カ)	都市鉄道利便増進事業費補助	ハード	国土交通省	0
	E	(キ)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	ハード	国土交通省	0

27年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	E	(ク)	地域新成長産業創出促進事業費補助金（戦略産業支援のための基盤整備事業）	ハード	経済産業省	0
	E	(ケ)	電源地域産業関連施設等整備費補助事業	ハード	経済産業省	0

28年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(1)法に定める特別の措置	A	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(イ)	路外駐車場についての都市公園の占用の特例	ソフト	国土交通省	0
	A	(ウ)	中心市街地公共空地等の設置及び管理	ソフト	国土交通省	0
	B	(ア)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ア)	中心市街地共同住宅供給事業	ハード	国土交通省	0
	C	(イ)	地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例	ソフト	国土交通省	0
	C	(ウ)	土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例	ソフト	国土交通省	0
	D	(ア)	中心市街地特例通訳案内士育成等事業	ソフト	国土交通省	0
	D	(イ)	大規模小売店舗立地法の特例（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	0
	D	(ウ)	民間中心市街地商業活性化事業計画の経済産業大臣認定	ソフト	経済産業省	0
	D	(エ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務	ソフト	経済産業省	0
	D	(オ)	中小企業投資育成株式会社の特例	ソフト	経済産業省	0
	D	(カ)	中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	D	(キ)	特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	D	(ク)	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定	ハード	経済産業省	1
	D	(ケ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村経由の資金の貸付制度	ハード	経済産業省	0
	D	(コ)	中小企業信用保険法の特例	ハード	経済産業省	0
	D	(サ)	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する大規模小売店舗立地法の特例	ハード	経済産業省	0
	E	(ア)	都市型新事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	経済産業省	0
	E	(イ)	共通乗車船券	ソフト	国土交通省	0
	E	(ウ)	道路の占用の特例	ソフト	国土交通省	0
	E	(エ)	中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ハード	農林水産省	0
	E	(オ)	乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
	E	(カ)	貨物運送効率化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定	ソフト	国土交通省	0
(2) 認定と連携した特別措置	A	(ア-1)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	25
	A	(ア-2)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	15
	A	(イ)	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	ハード	国土交通省	0
	A	(ウ)	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）防災・安全交付金（市街地再開発事業等）	ハード	国土交通省	15
	A	(エ)	社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）	ハード	国土交通省	6
	A	(オ)	都市開発資金（用地先行取得資金（中心市街地活性化促進用地））	ハード	国土交通省	0
	B	(ア)	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	ハード	国土交通省	9
	B	(イ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	12
	C	(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	3
	D	(ア)	商店街・まちなかインバウンド促進支援事業費補助金（中心市街地活性化事業）	ハード	経済産業省	0
	D	(イ)	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業	ハード	経済産業省	3
	D	(ウ)	中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	0
	D	(エ)	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供する土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除	ハード	経済産業省	0
	D	(オ)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	11
	D	(カ)	中心市街地活性化ソフト事業	ソフト	総務省	48
	D	(キ)	中心市街地再活性化特別対策事業	ハード	総務省	2
	D	(ク)	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する建築物及び構築物を取得した際の割増償却制度	ハード	経済産業省	1
	D	(ケ)	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	ハード	経済産業省	1
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	ハード	国土交通省	4
	(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（区画））	ハード	国土交通省
A		(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業）防災・安全交付金（道路事業）	ハード	国土交通省	17
A		(ウ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））防災・安全交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	23
A		(エ)	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）	ハード	国土交通省	4
A		(オ)	社会資本整備総合交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）防災・安全交付金（下水道事業、都市水環境整備下水道事業）	ハード	国土交通省	5
A		(カ)	社会資本整備総合交付金（港湾事業）防災・安全交付金（港湾事業）	ハード	国土交通省	1

28年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(2) 認定と連携した重点的な支援措置	A	(キ)	社会資本整備総合交付金（河川事業）防災・安全交付金（河川事業）	ハード	国土交通省	1
	A	(ク)	社会資本整備総合交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）防災・安全交付金（住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(ケ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）	ハード	国土交通省	1
	A	(コ)	社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）防災・安全交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	ハード	国土交通省	0
	A	(サ)	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	ハード	国土交通省	1
	A	(シ)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	ハード	国土交通省	5
	A	(ス)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	ハード	国土交通省	7
	A	(セ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	ハード	国土交通省	3
	A	(ソ)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）	ハード	国土交通省	2
	C	(ア)	社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）防災・安全交付金（優良建築物等整備事業）	ハード	国土交通省	7
	C	(イ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地総合整備事業）	ハード	国土交通省	2
	C	(ウ)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）防災・安全交付金（地域住宅計画に基づく事業）	ハード	国土交通省	6
	C	(エ)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地基盤整備事業）防災・安全交付金（住宅市街地基盤整備事業）	ハード	国土交通省	0
	C	(オ)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）防災・安全交付金（街なみ環境整備事業）	ハード	国土交通省	2
	D	(ア)	中心市街地商業活性化診断・サポート事業	ソフト	経済産業省	3
	D	(イ)	中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業	ソフト	経済産業省	2
	D	(ウ)	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業	ソフト	経済産業省	5
	E	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））防災・安全交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	1
	E	(イ)	民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	ソフト	国土交通省	0
	(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	A	(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業）防災・安全交付金（道路事業）	ハード	国土交通省
A		(イ)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））防災・安全交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	0
A		(ウ)	社会資本整備総合交付金（河川事業）防災・安全交付金（河川事業）	ハード	国土交通省	0
A		(エ)	農村集落基盤再編・整備事業	ハード	農林水産省	0
A		(オ)	地域用水環境整備事業	ハード	農林水産省	0
A		(カ)	文化財建造物保存修理等事業	ハード	文部科学省	1
A		(キ)	伝統的建造物群保存修理等事業	ハード	文部科学省	2
A		(ク)	地方創生推進交付金	ソフト	内閣府	3
B		(ア)	医療提供体制施設整備交付金	ハード	厚生労働省	0
B		(イ)	社会福祉施設等施設整備費補助金	ハード	厚生労働省	0
B		(ウ)	保育所等整備交付金	ハード	厚生労働省	0
B		(エ)	保育対策総合支援事業費補助金	ソフト	厚生労働省	1
B		(オ)	地域介護・福祉空間整備推進交付金	ソフト	厚生労働省	0
B		(カ)	公立文教施設の整備	ハード	文部科学省	1
B		(キ)	地方創生推進交付金	ソフト	内閣府	2
C		(ア)	地域支援事業交付金	ソフト	厚生労働省	1
C		(イ)	地方創生推進交付金	ソフト	内閣府	1
D		(ア)	地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）	ソフト	経済産業省	4
D		(イ)	商店街・まちなかインバウンド促進支援事業（商店街インバウンド促進支援事業）	ハード	経済産業省	1
D		(ウ)	中小企業等支援人材育成事業のうち、中心市街地活性化普及促進事業	ソフト	経済産業省	0
D		(エ)	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売業者等の設備投資資金等に対する低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））	ハード	経済産業省	1
D		(オ)	大規模小売店舗立地法の特例（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）	ハード	経済産業省	0
D		(カ)	卸売市場施設整備対策	ハード	農林水産省	0
D		(キ)	地方創生推進交付金	ソフト	内閣府	9
E		(ア)	社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））防災・安全交付金（道路事業（街路））	ハード	国土交通省	0
E		(イ)	鉄道駅総合改善事業費補助	ハード	国土交通省	0
E		(ウ)	地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業）	ハード	国土交通省	16
E		(エ)	踏切保安設備整備費補助	ハード	国土交通省	0
E		(オ)	地下鉄など鉄道整備に対する補助（都市鉄道整備事業費補助（地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等）、幹線鉄道等活性化事業費補助）	ハード	国土交通省	0
E		(カ)	都市鉄道利便増進事業費補助	ハード	国土交通省	0

28年度

大分類	中分類	小分類	支援措置名称	ハード/ソフトの別	所管府省庁名	活用市数
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置	E	(キ)	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	ハード	国土交通省	0
	E	(ク)	地方創生推進交付金	ソフト	内閣府	3

注(1) 「大分類」「中分類」「小分類」「支援措置名称」及び「所管府省庁名」の各欄は、基本方針等を基に記載している。

注(2) 「ハード/ソフトの別」欄は、支援措置の主たる目的により分類している。

注(3) 中分類 A：市街地の整備改善

B：都市福利施設の整備

C：街なか居住の推進

D：商業の活性化又は経済活力の向上

E：公共交通機関、特定事業等